カリフォルニア州

総選挙

2010年11月2日火曜日

★　公式投票者ガイド　★

正確性の証明

私、Debra Bowenこと、カリフォルニア州務長官は、これに含まれる法案が、2010年11月2日に実施される総選挙でカリフォルニア州有権者に提出されたこと、さらに本ガイドが法律に従い適正に作成されたことをここに認定します。

本日2010年8月10日、カリフォルニア州サクラメントにて、署名および州章を捺印し証人となります。

Debra Bowen
州務長官

州務長官

投票者の皆様へ

皆様は、投票登録されたことにより、カリフォルニア州の未来の決定に積極的にかかわるための第一歩を踏み出されました。そこで、皆様の決定に役立つよう、当事務局はこの公式投票者ガイドを作成した次第でありますが、これに記載の内容には、Edmund G. Brown Jr.司法長官作成による表題および概要、Mac Taylor州議会アナリストが行った法律および納税者に対する可能な費用についての公平な分析、発議者および反対者の作成による全住民投票事項についての賛成・反対の論拠、Diane F. Boyer-Vine立法府顧問の作成・校正による諸法案の文章、およびその他の有用な情報が含まれています。本ガイドは、Kevin P. Hannah州印刷者代理の監督の元で印刷されました。

州全域の候補者および法案についての本ガイドは、特定の投票用紙の記載事項について詳細を知るのに役に立つツールの一つに過ぎません。州全域ではない候補者および法案に関する情報は、最寄の郡の投票用紙サンプル小冊子に記載されています。(詳細は本ガイドの89ページをご覧ください。)

投票は簡単で、登録投票者であれば、誰でも郵便投票または最寄の投票所での投票が可能です。ご自身の郡選挙事務所から郵便投票用紙を請求できる最終日は10月26日です。

選挙過程に参加する方法は数多くあります。例:

- 選挙当日、すべての有権者の投票がスムーズに行われるよう手助けしたり、また選挙管理人が開票するまで投票用紙を保護する投票立会人にもなれます。
- 投票登録締切日や、Eメール、電話、パンフレット、およびポスターなどによる投票者の権利についての普及活動もできます。さらに、
- 討論グループを組織したり、またお友達、ご家族、および地域のリーダーとの討論に参加したりすることによって、立候補者および問題点についてその他の投票者の啓蒙活動にも一役買うことができます。

投票方法や投票場所だけでなく、選挙過程に参加できるその他の方法についての詳細は(800) 339-2865にお電話いただくか、*www.sos.ca.gov*をご覧ください。

選択、自己主張の権利を有することは、民主主義における素晴らしい特権です。ご存知のように、選挙によっては2、3票だけの小差で勝敗が決まるものもあります。投票所で投票されるか、郵便投票されるかにかかわらず、各候補者と各住民投票事項を是非とも時間をかけて慎重に読まれ、また投票権についてもご理解ください。

市民としての責任を真剣にとらえ、意見を述べていただきありがとうございます。

州務長官のホームページで調べられる投票情報:

- 州全域の投票用紙に記載の法案に関するサイト *www.voterguide.sos.ca.gov*
- 選挙献金およびロビー活動に関するサイト *http://cal-access.sos.ca.gov/campaign*
- 投票日当日の投票所に関するサイト *www.sos.ca.gov/elections/elections_ppl.htm*
- 郵便投票に関するサイト *www.sos.ca.gov/elections/elections_m.htm*
- 選挙日に投票所終了後の実況開票結果サイト *http://vote.sos.ca.gov*

目次

ページ

早見表 4

住民投票事項

18 *—2010年8月10日付けで、州議会および州知事は、投票用紙から住民投票事項18を削除しました。—* 10
19 連邦法ではなくカリフォルニア州法においてマリファナを合法化する。地方自治体に商業的な製造・流通・販売に対する規制および課税を許可する。州民発案による法令。 12
20 下院選挙区の変更。州民発案による憲法改正案。 18
21 州立公園・野生動物プログラムの資金調達に役立てるため年間18ドルの車両登録課徴金を設定する。課徴金納付車両に対し全州立公園への入園料を無料にする。州民発案による法令。 24
22 輸送・再開発、または地方自治体のプロジェクト・サービスのために使用される資金からの借入または引出を州に禁止する。州民発案による憲法改正案。 30
23 失業率が一年通期で5.5パーセント以下に低下するまで、地球温暖化の原因となる温室効果ガス排出の届出・削減を主要排出源に義務付ける大気汚染防止法 (AB 32) の導入を一時中止する。州民発案による法令。 38
24 企業による納税額削減を可能にする最近の法律を撤廃する。州民発案による法令。 46
25 議会が予算および予算関連の法案の通過に必要な議会投票要件を三分の二から過半数に変更する。税金については三分の二の投票要件を保持する。州民発案による憲法改正案。 52
26 州・地方自治体の特定料金は三分の二の賛成票で承認されるよう義務付ける。料金には、料金支払い企業によって生じる社会または環境への悪影響に対処するものが含まれる。州民発案による憲法改正案。 56
27 選挙区変更についての州委員会を廃止する。議員に選挙区変更権限を一本化する。州民発案による憲法改正案および法令。 62

政党の目標声明 68

州全域公選職候補者のための自主的選挙運動支出限度 70

候補者の声明 72

最高裁判所の裁判官 90

法案の本文 92

投票者の権利章典 127

情報ページ

投票事項の論拠について 9
投票者ガイド補足 9
イニシアチブについて 9
裁判官信任投票について 89
選挙区ごとの候補者声明 89
大型活字印刷および音声による投票者ガイド 122
投票所 122
投票立会人としての役割 123
投票者登録に関する情報 123
郡選挙事務所 124
郵便投票 126
兵役および海外居住の投票者のための特別措置 126

2010年8月10日付けで、州議会および州知事は、投票用紙から住民投票事項18を削除しました。

住民投票事項 19

連邦法ではなくカリフォルニア州法においてマリファナを合法化する。地方自治体に商業的な製造・流通・販売に対する規制および課税を許可する。州民発案による法令。

概要

請願署名による投票実施

21歳以上の者に私用マリファナの所持・栽培・運搬を許可する。財政的影響: 連邦政府・州政府・地方自治体の措置によっては、年間何億ドルもの税・料金収入が増加し、また年間数千万ドルもの矯正費用の節約となる可能性がある。

あなたの投票が意味すること

賛成 本法案に賛成票を投じることの意味: 州法において、21歳以上の者は、私用マリファナを限られた量で使用および栽培できる。さらに、特定の条件下において、州政府・地方自治体は、マリファナ関連の商業活動の許可・規制・課税ができる。連邦法においては、これらの活動は違法のままになる。

反対 本法案に反対票を投じることの意味: 州における現行医療マリファナ法で許可されていない限り、私用マリファナおよびマリファナ関連の商業活動のための所持および栽培は州法において違法のままとなる。

論拠

賛成 民常識的なマリファナ規制。失敗したマリファナ禁止に対する税金の無駄使いを止める。酒類のようにマリファナを規制し課税する。成人のみにマリファナを利用可能にする。21歳未満の者への提供に刑罰を付加する。麻薬カルテルを弱体化する。道路および職場の安全を強化する。数十億ドルの収益をもたらす。税金を節約する。

反対 飲酒運転に反対する母親たち(Mothers Against Drunk Driving: MADD)が反対する理由は、運転席に座わる直前までマリファナを吸うことを許可しているからだ。公共安全を脅かす。9,400,000,000.00ドルの学校資金、何十億ドルもの連邦契約、何千もの雇用を危険にさらす。カリフォルニア州の保安官、警察署長、消防士、および地方検事が反対している。住民投票事項19に「反対票」を投じよう。

その他の情報

賛成

James Rigdon
Yes on Proposition 19
1776 Broadway
Oakland, CA 94612
(510) 268-9701
info@taxcannabis.org
www.yeson19.com

反対

No On Proposition 19—
公共安全第一
info@NoOnProposition19.com
www.NoOnProposition19.com

早見表

住民投票事項 20　下院選挙区の変更。州民発案による憲法改正案。

概要

請願署名による投票実施

選出議員を下院選挙区の制定過程から排除し、民主党員、共和党員、および両党以外の代表者から構成される、最近承認された委員14名から成る選挙区変更委員会にその権限を移譲する。財政的影響: 州の選挙区変更費用には重大な実質的変化はない。

あなたの投票が意味すること

賛成 本法案に賛成票を投じることの意味: カリフォルニア州における合衆国下院議員選挙区の境界決定責任が、2008年に住民投票事項11で新設された委員会市民選挙区変更委員会(Citizens Redistricting Commission)に委譲される。(本投票用紙の住民投票事項27は選挙区変更問題にも関係する。住民投票事項20と住民投票事項27との両方が投票者によって賛成された場合、「賛成」票を多く得た住民投票事項のみが有効になる。)

反対 本法案に反対票を投じることの意味: カリフォルニア州における合衆国下院議員選挙区の境界決定責任は州議会に留まる。

論拠

賛成 納税者、優れた政府グループが住民投票事項20を支持する理由は、投票者が承認した市民選挙区変更委員会が州議会および合衆国下院議会のための公正な選挙区を画定するからだ。政治家らが住民投票事項20に反対する理由は、自分達が合衆国下院議会の「安泰な」選挙区を画定できるからだ。住民投票事項20に賛成票を投じると、任務を遂行しない政治家らを官職から追い出すのに役立つ。

反対 住民投票事項20に反対票を投じよう。州民への説明責任は、我々の政府形態の基本原則である。しかし住民投票事項20は、説明責任を持たない14名の官僚機構に、一層大きな権力を持たせる。そして、この官僚機構はあなたのお金を失う! 我々の州は危機にある! 失業・犯罪・膨大な負債。無意味なことを阻止しよう。住民投票事項20に反対票を投じよう。

その他の情報

賛成

Yes on 20, No on 27— Hold Politicians Accountable、納税者、シニア、優れた政府グループ、中小企業、および地域社会組織の同盟。
925 University Ave.
Sacramento, CA 95825
(866) 395-6121
email@yes20no27.org
www.yesprop20.org

反対

No on 20
6380 Wilshire Boulevard, Suite 1612
Los Angeles, CA 90048
(323) 655-4065
www.noprop20.org

住民投票事項 21　州立公園・野生動物プログラムの資金調達に役立てるため年間18ドルの車両登録課徴金を設定する。課徴金納付車両に対し全州立公園への入園料を無料にする。州民発案による法令。

概要

請願署名による投票実施

商用車・トレーラー・トレーラーコーチについては当該課徴金を免除する。財政的影響: 車両登録の課徴金からの州歳入が年間5億ドル増加する。一部の既存資金源を補った後、これらの歳入は州立公園・野生動物プログラムのために追加に少なくとも年間2億5千万ドルを提供するであろう。

あなたの投票が意味すること

賛成 本法案に賛成票を投じることの意味: 年間18ドルの課徴金が車両登録時に支払う金額に追加される。課徴金からの歳入は州立公園・野生動物保護プログラムの資金を提供するために使用される。課徴金の対象となる車両は全州立公園の入園料・駐車料金が無料となる。

反対 本法案に反対票を投じることの意味: 州立公園・野生動物保護プログラムは、現行通り州・地方自治体の資金源から提供される。入園料・駐車料金は、従来通り州立公園に入園する車両に課せられる。

論拠

賛成 カリフォルニア州立公園および海岸は危機にさらされており、修復不可能なダメージを負っている。住民投票事項21は、州立公園の営業を存続させ、適切に保守され安全性が維持される、絶めて重要な信託基金を確立する。公園関連の旅行産業からカリフォルニア州へもたらされる経済的恩恵を守る。政治家らによる資金の切り崩しを禁止し、年次監査および市民監視を義務付ける。

反対 住民投票事項21は、車両税を復活させるひねくれた策略である。州議会の政治家らは、全体的な公園資金提供額は増えないが、車両税が増えるよう、既存公園資金をその他の無駄なプログラムに転用する計画を既に立てている。車両税および間違った優先事項にノーと言おう。住民投票事項21に反対票を投じよう。

その他の情報

賛成

Yes on 21: Californians for State Parks and Wildlife Conservation
info@yesforstateparks.com
www.YesForStateParks.com

反対

Rob Stutzman
Californians Against Car Taxes, No on Proposition 21
1415 L Street, Suite 430
Sacramento, CA 95814

早見表

住民投票事項 22

輸送・再開発、または地方自治体のプロジェクト・サービスのために使用される資金からの借入または引出を州に禁止する。州民発案による憲法改正案。

概要

請願署名による投票実施

厳しい財政難にあっても、これらの目的のための税収配付を遅らせることを州に禁止する。財政的影響: 恐らく年間10億ドルから数十億ドルの範囲で、州一般会計の歳出の減少および/または州歳入の増加。州および地方自治体の輸送プログラム・地方自治体再開発への資金提供において同程度の増加。

あなたの投票が意味すること

賛成 本法案に賛成票を投じることの意味: 州の燃料税・地方自治体の固定資産税からの歳入を使用する州の権限が、著しく制限される。

反対 本法案に反対票を投じることの意味: 州の燃料税・地方自治体の固定資産税からの歳入を使用する州の現行権限は、影響されない。

論拠

賛成 住民投票事項22に賛成すると、地方自治体の資金を州政治家らが奪えなくなる。住民投票事項22に賛成すると、輸送専用に投票者が取っておいたガソリン税を州が奪えなくなる。住民投票事項22は、9-1-1緊急応答・警察・消防・図書館・輸送・道路修理など、地方自治体のサービスを守る。カリフォルニア州消防署長協会(California Fire Chiefs Association)、カリフォルニア州警察署長協会(California Police Chiefs Association)、カリフォルニア州図書館協会(California Library Association)が支持している。

反対 カリフォルニア州の教師、消防士、看護師、および納税者擁護者は住民投票事項22にノーと言っている。住民投票事項22が通過した場合、公立学校は何十億ドルをも失う立場になる。住民投票事項22は、火災および天然災害の沈静に使用するお金を消防士から奪い、同時に再開発機関および再開発業者仲間を守る。聞こえが良いが、現状を悪化させる、お決まりの住民投票事項。

その他の情報

賛成

Yes on 22, Californians to Protect Local Taxpayers & Vital Services
1121 L Street #803
Sacramento, CA 95814
(888) 562-5551
info@savelocalservices.com
www.SaveLocalServices.com

反対

No on 22—Citizens Against Taxpayer Giveaways, California Professional Firefighters後援
Joshua Heller
1510 J Street, Suite 210
Sacramento, CA 95814
(916) 443-7817
www.votenoprop22.com

住民投票事項 23

失業率が一年通期で5.5パーセント以下に低下するまで、地球温暖化の原因となる温室効果ガス排出の届出・削減を主要排出源に義務付ける大気汚染防止法(AB 32) の導入を一時中止する。州民発案による法令。

概要

請願署名による投票実施

財政的影響: 温室効果ガス規制活動の一時中止により、州の経済活動全般に中程度の実質的増加の可能性があり、州・地方自治体の歳入に著しい実質的な増加の可能性が生じる。

あなたの投票が意味すること

賛成 本法案に賛成票を投じることの意味: 地球温暖化問題を解決するための州法(「下院法案第32号」) で許可されている特定の現行規制および提案規制は、一時停止される。これらの規制は、一年間、州の失業率が5.5パーセント以下に低下するまで、一時停止され続ける。

反対 本法案に反対票を投じることの意味: 州は、地球温暖化問題を解決するための下院法案第32号で許可されている法案を導入し続けることができる。

論拠

賛成 住民投票事項23に賛成すると、雇用が守られ、エネルギー増税を阻止し、家族を助けると同時に、カリフォルニア州の大気・水清浄化法を維持する。カリフォルニア州は地球温暖化を緩和しない、自らに課したエネルギー費用を負担する余裕はない。230万人のカリフォルニア州民が失業中であるが、住民投票事項23は、これが通過しない場合に失われる百万以上もの雇用を守る。
www.yeson23.com

反対 テキサスの石油会社はカリフォルニア州のクリーンエネルギーおよび大気汚染の基準をなくす住民投票事項23を考案した。住民投票事項23は、大気汚染の悪化で公衆衛生を脅かし、高価な石油の依存性を高め、雇用創出するカリフォルニア州の風力・太陽熱の会社から競争をなくす。カリフォルニア州米国肺協会(American Lung Association)、カリフォルニア州専門消防士(California Professional Firefighters): 住民投票事項23に反対票を投じよう。

その他の情報

賛成

Yes on 23—納税者、中小企業、消防士、労働組合、農業、輸送、食品製造者、エネルギー・林業企業、および大気質当局者の同盟。
1215 K Street, Suite 2260
Sacramento, CA 95814
(866) 247-0911
info@yeson23.com
www.yeson23.com

反対

No on 23: Californians to Stop the Dirty Energy Proposition
(888) 445-7880
info@factson23.com
Factson23.com

早見表

住民投票事項 24 企業による納税額削減を可能にする最近の法律を撤廃する。州民発案による法令。

概要

請願署名による投票実施

財政的影響: 一部の企業の納税額増加により、2012~13年度までに毎年約13億ドル州歳入が増加する。2010~11年度および2011~12年度には増加はそれより少ない。

あなたの投票が意味すること

賛成 本法案に賛成票を投じることの意味: 企業に対する三つの税金条項は、2008年および2009年の法律改正前のものに戻る。その結果: (1) 企業はある年度における損失をその他の複数年度の収入から控除し難くなる、(2) 複数州における企業にとって、カリフォルニア州での収入は三つの要素を使用する計算で決定される、さらに (3) 企業は関連企業と税額控除を分配することができなくなる。

反対 本法案に反対票を投じることの意味: 最近変更された三つの税金条項は、影響されない。現行法を維持することの結果: (1) 企業はより多くの状況においてある年度における損失を控除できる、(2) 大半の複数州における企業にとって、カリフォルニア州での収入は単一の売上要素のみに基づいて決定される、さらに (3) 企業は関連企業と税額控除を分配できる。

論拠

賛成 住民投票事項24は、複数の州で事業を行う豊かな企業に17億ドルの新しい特別な税控除を終りにすることになる。これらの企業は一切新規雇用をしなくても不公平な税制上の抜け穴を利用できるが、中小企業は、実質上、一切恩恵を得られない。公立学校、医療、公共安全が税制上の抜け穴よりも優先されるべきだ。「税公正法」である住民投票事項24に賛成票を投じよう。

反対 カリフォルニア州に必要なのは雇用であって、雇用税ではない! 住民投票事項24は教室に1ドルたりとも費やすことを保証しておらず、学校および不可欠なサービスの長期的収入を減らす。これは、中小企業にダメージを与え、雇用創出に課税し、カリフォルニア州外に雇用を流出させ、その結果144,000の雇用を失う。家庭は住民投票事項24の新しい税金の余裕がない。住民投票事項24に反対票を投じよう!

その他の情報

賛成

Yes on 24, the Tax Fairness Act
California Teachers Association後援
Richard Stapler
1510 J Street, Suite 210
Sacramento, CA 95814
(916) 443-7817
www.YESPROP24.ORG

反対

No on 24—Stop the Jobs Tax、納税者、雇用主、中小企業、前教育者、およびハイテク・バイオ組織の同盟。
111 Anza Boulevard, #406
Burlingame, CA 94010
(800) 610-4150
info@StopProp24.com
www.StopProp24.com

住民投票事項 25 議会が予算および予算関連の法案の通過に必要な議会投票要件を三分の二から過半数に変更する。税金については三分の二の投票要件を保持する。州民発案による憲法改正案。

概要

請願署名による投票実施

議会は、予算案通過まで、日給および経費の補填を恒久的に喪失する。財政的影響: 本法案では議会投票要件が低減されるため、一部の年度において、州予算の内容が変更される可能性がある。変更の程度は、議会の将来の措置によって左右されるであろう。

あなたの投票が意味すること

賛成 本法案に賛成票を投じることの意味: 年度予算案を州知事に提出するための州議会の表決要件を、州議会の三分の二から各上・下院議会の過半数に引き下げる。

反対 本法案に反対票を投じることの意味: 年度予算案を州知事に提出するための州議会の表決要件は、変わることなく州議会の各上・下院議会の三分の二のままとなる。

論拠

賛成 住民投票事項25は、カリフォルニア州のひどく破綻した予算過程を改正する。予算が遅延する一日ごとに、日給プラス諸経費を差し止めることによって、予算遅延について州議員に説明責任を持たせる。州議員の半数以上の賛成で予算を承認できるようにすることによって、予算手詰まり状態を終わらせるが、増税について2/3という得票要件を下げるものではない。

反対 政治家らおよび特殊利益団体が住民投票事項25を推進しているのは、増税をしやすくし、また不良な法律を拒否する我々の憲法上の権利を制限することを容易にするためだ。住民投票事項25では政治家らが罰を受けることはない。彼らは贅沢な経費勘定を増やせば良いだけだ。住民投票事項25に反対票を投じ、増税および無駄な消費に対する安全措置を保護しよう。

その他の情報

賛成

Yes on 25, Citizens for an On-Time Budget 教師、看護師、消防士、およびその他の公務員グループ後援
Andrea Landis
1510 J Street, Suite 210
Sacramento, CA 95814
(916) 443-7817
www.YESPROP25.ORG

反対

Stop Hidden Taxes—No on 25/Yes on 26、納税者、中小企業、環境専門家、優れた政府グループ、マイノリティー、農家、およびブドウ園の同盟。
(866) 218-4450
info@nomorehiddentaxes.com
www.no25yes26.com

早見表

住民投票事項 26

州・地方自治体の特定料金は三分の二の賛成票で承認されるよう義務付ける。料金には、料金支払い企業によって生じる社会または環境への悪影響に対処するものが含まれる。州民発案による憲法改正案。

概要

請願署名による投票実施

財政的影響: 行政機関および有権者の決定によっては、州政府・地方自治体の歳出入は減少する(年間最高何十億ドル)。輸送支出および州一般会計の費用は増加する(年間10億ドル)。

あなたの投票が意味すること

賛成 本法案に賛成票を投じることの意味: 税金の定義は、料金または課徴金として現在考慮されている多くの支払を含めるよう拡大される。その結果、歳入増加のための州・地方自治体のより多くの法案は、州議会の各上・下院議会または地方自治体の投票者の三分の二による賛成を必要とする。

反対 本法案に反対票を投じることの意味: 料金および課徴金に関する州憲法の現行要件は変わらない。

論拠

賛成 住民投票事項26に賛成票を投じると、州および地方自治体の政治家らは、増税を通過させるために、税金を「料金」と偽装し憲法上の要件を回避する手口によって、食品およびガソリンなどの物品に隠された税金を引き上げられなくなる。騙されないで欲しい。住民投票事項26は、カリフォルニア州の強力な環境法および消費者法を維持し、隠された税金から納税者および消費者を守る。

反対 石油、タバコ、アルコール会社は、自らが原因となる被害の費用をあなたに負担させたいのだ。住民投票事項26は、全く一般市民の意見なしに、密室で起草された。汚染者を守ってはならない。カリフォルニア州女性有権者同盟(League of Women Voters of California)、消防士、警察官、看護師、シエラ・クラブ(Sierra Club)はいずれも住民投票事項26にノーと言っている。

その他の情報

賛成

Stop Hidden Taxes—No on 25/ Yes on 26、納税者、中小企業、環境専門家、優れた政府グループ、マイノリティー、農家、およびブドウ園の同盟。
(866) 218-4450
info@nomorehiddentaxes.com
www.no25yes26.com

反対

Doug Linney
Taxpayers Against Protecting Polluters
1814 Franklin Street, Suite 510
Oakland, CA 94612
(510) 444-4710
stopprotectingpolluters@gmail.com
www.stoppolluterprotection.com

住民投票事項 27

選挙区変更についての州委員会を廃止する。議員に選挙区変更権限を一本化する。州民発案による憲法改正案および法令。

概要

請願署名による投票実施

14名の委員からなる選挙区変更委員会を廃止する。下院選挙区を決定する選出議員に、州の下院・上院・査定平準局の管轄区域決定の権限を一本化する。財政的影響: 翌年度にわたり約1百万ドルの州選挙区変更費用減少の可能性がある。2020年から十年に一度これらの費用が数百万ドル減少する可能性がある。

あなたの投票が意味すること

賛成 本法案に賛成票を投じることの意味: 州議会および査定平準局の境界線決定責任は州議会に戻される。この機能を実行する2008年の住民投票事項11で新設された市民選挙区変更委員会 (Citizens Redistricting Commission) は廃止される。(本投票用紙の住民投票事項20は選挙区変更問題にも関係する。住民投票事項27と住民投票事項20との両方が投票者によって賛成された場合、「賛成」票を多く得た住民投票事項のみが有効になる。)

反対 本法案に反対票を投じることの意味: 州議会および査定平準局の境界線決定責任は市民選挙区変更委員会に留まる。

論拠

賛成 税金を節約し、意味のない選挙区画定ゲームを止めさせるために、住民投票事項27に賛成票を投じよう。カリフォルニア州は危機にある。我々は、破産し、巨額の負債を抱え、失業率は高すぎる。住民投票事項27は、投票者が「もうたくさんだ! 意味のない税金の無駄使いを止めさせよう」と言うチャンスである。住民投票事項27に賛成票を投じよう。

反対 27の裏にいる政治家らは、投票者が承認した市民選挙区変更委員会を廃止したいのだ。政治家らは自らが安泰な選挙区を画定する権力を求めており、それを取り返すためであれば、いくらでもお金を使いどんなことでも言う。それを信用してはならない。納税者グループ、優れた政府グループ、シニア達は権力掌握を阻止しようと言っている。住民投票事項27に反対票を投じよう。

その他の情報

賛成

Yes on 27
10940 Wilshire Boulevard, Suite 2000
Los Angeles, CA 90024
(310) 576-1233
www.yesprop27.org

反対

Yes on 20, No on 27—Hold Politicians Accountable、納税者、シニア、優れた政府グループ、中小企業、および地域社会組織の同盟。
925 University Ave.
Sacramento, CA 95825
(866) 395-6121
email@yes20no27.org
www.noprop27.org

投票事項の論拠について

投票事項の論拠は州務長官の事務局が執筆したものではありません。投票用紙に含まれる住民投票事項についての賛成・反対の論拠は、それらの住民投票事項の発議者および反対者によって提供されたものです。

住民投票事項についての賛成・反対に対し複数の論拠が提出された場合、最優先される論拠は、議会発案による住民投票事項であるときは議員によって執筆されたもの、さらにイニシアチブまたはレファレンダムの住民投票事項であるときはイニシアチブまたはレファレンダムの発議者により執筆されたものが、最優先されることが法律で規定されています。

すべての住民投票事項について上記の次に優先される論拠は、まず善意の市民団体、その次は個人の投票者によるものとなっています。提出された論拠の言葉は、正確性について確認することができず、また裁判所が変更を命令しない限り、決して変更することができません。

投票者ガイド補足

本投票者ガイドは8月の印刷日現在、最新のものです。州全域住民投票事項が投票用紙に追加される場合、投票者ガイド補足が作成され、お手元に郵送されます。

ガイドをお受け取りになっていない方は、*www.voterguide.sos.ca.gov*で情報をご覧いただくか、ガイドの郵送請求のため州務長官のフリーダイヤル投票者ホットライン (800) 339-2865までお電話ください。ガイドは自治体の図書館およびお住まいの郡選挙事務所でも入手できます。州の投票者ガイドおよびお住まいの郡の投票用紙サンプル小冊子は、投票日に投票所でも入手いただけます。

イニシアチブについて

「直接民主制」とも呼ばれることが多いこのイニシアチブ過程は、法案を州全域投票にかけることができる人々の権限です。これらの法案によって、法律を制定または改正したり、憲法を改正できます。カリフォルニア州の法律を作成または改正するイニシアチブが提案される場合、提案者は、直近の州知事選挙で全州知事候補者について投票された数の五パーセントに相当する登録投票者の署名を集める必要があります。カリフォルニア州憲法を改正するイニシアチブが提案される場合、提案者は、直近の州知事選挙で全州知事候補者について投票された数の八パーセントに相当する登録投票者の署名を集める必要があります。イニシアチブの成立には、総投票数の過半数の賛成票を必要とします。

住民投票事項

18

2010年8月10日付けで、州議会および州知事は、
投票用紙から住民投票事項18を削除しました。

住民投票事項

18

2010年8月10日付けで、州議会および州知事は、
投票用紙から住民投票事項18を削除しました。

住民投票事項
19 連邦法ではなくカリフォルニア州法においてマリファナを合法化する。地方自治体に商業的な製造・流通・販売に対する規制および課税を許可する。州民発案による法令。

正式な表題と概要　　司法長官により作成

連邦法ではなくカリフォルニア州法においてマリファナを合法化する。地方自治体に商業的な製造・流通・販売に対する規制および課税を許可する。州民発案による法令。

- 21歳以上の者に私用マリファナの所持・栽培・運搬を許可する。
- 地方自治体に商業的な製造・流通・21歳以上の者へのマリファナ販売に対する規制および課税を許可する。
- 学校敷地内でのマリファナ所持、公共の場での使用、または未成年者のいる場所でのマリファナ吸引を禁止する。
- 運転能力低下状態での車両運転の禁止を継続する。
- 雇用主がマリファナ使用について対処できる権限を、職務遂行能力が実際に低下している状況のみに限定する。

州議会アナリストによる州および地方自治体の財政への基本的な影響についての予測概要:

- 本法案による財政的影響は、(1) 連邦政府による連邦マリファナ法の執行継続の範囲、および (2) 州政府・地方自治体が種々のマリファナ関係の活動について許可・規制・課税をするかどうかの決定によって、大きく左右される可能性がある。
- 州政府・地方自治体は、特定のマリファナ犯罪者に対する投獄・監督費用を年間数千万ドル節約できる可能性がある。
- 州政府・地方自治体は、年間何億ドルもの税・料金収入を増加できる可能性がある。

州議会アナリストによる分析

背景

連邦法。連邦法はマリファナを違法薬物として分類しており、その使用に関連する様々な活動に対し刑罰を科している。これらの法律は、個別、または州・地方自治体の法執行機関と協力して、活動することがある連邦機関によって執行されている。

州法および住民投票事項215。カリフォルニア州の現行法では通常、マリファナの所有、育成、または流通は違法となっている。マリファナ関連の活動に対する刑罰は違法行為の内容によって異なる。たとえば、一オンス未満のマリファナ所有は罰金が科せられる軽犯罪であるが、マリファナの販売は重罪であり、禁固刑となり得る。

1996年11月、投票者は住民投票事項215を承認し、カリフォルニア州で医療目的でのマリファナの育成・所持が合法化された。しかし、2005年、合衆国最高裁判所は、連邦当局が医療目的でマリファナを育成・使用するカリフォルニア州の患者および供給業者を従来通り起訴できるという判決を下した。この権限にも関わらず、2009年3月、合衆国司法省は、現政権が州の医療マリファナ法を順守する行為においてマリファナ使用患者および供給業者を起訴しないと発表した。

法案

本法案は、(1) 21歳以上の者による限定量の私用マリファナの所持・育成を合法化し、(2) 特定の条件でマリファナ関連の様々な商業活動を許可するよう、州法を改正する。州法へのこれらの改正に関わらず、これらのマリファナ関

連の活動は、連邦法では従来通り禁じられる。これらの連邦法による禁止行為は連邦機関によって従来通り法執行可能となる。それらをどの程度連邦政府が執行し続けるかは不明である。現在、医療目的以外のマリファナ関連の商業活動を許可している州は他にない。

州による私用マリファナの所持・育成の合法化

本法案では、21歳以上の者は通常、(1) 一オンスまでのマリファナの所持・加工・共用・運搬、(2) 民家または個人の土地一件につき25平方フィートまでの面積の私有地におけるマリファナの栽培、(3) 当該地域で栽培した収穫済みおよび生きたマリファナ株の所持、(4) 上記活動に関連する品目または機器の所持が可能となる。マリファナの所持・栽培は個人消費のためのみのものであり、他人への販売はできず、マリファナの消費は住居またはその他の「公共でない場所」でのみ許可される。(例外は、下記の説明のように、認可商業施設でマリファナが販売・消費可能となることである。) 州・地方自治体は、この量より多くのマリファナの所持・栽培を許可することもできる。

州・地方自治体の法執行機関は、本法案を順守する者からマリファナを没収または処分することはできない。さらに、本法案は、本法案が許可する行為を行う者が刑罰・罰金・差別を受けることはないと規定している。ただし、本法案は、雇用主が、被雇用者の職務能力を損なうマリファナ消費について対処できる現行の権利を保持すると明記している。

本法案は、私用マリファナの所持・栽培に関していくつかの制限事項を示している。たとえば、未成年者のいる場所でのマリファナの喫煙は許可されていない。さらに、本法案は、薬物の影響下での運転を禁じる、または小中高校の敷地内でのマリファナ所持を禁じる現行法を改正するものではない。さらに、18〜20歳と知りながらその者にマリファナを提供した21歳以上の者は、違法行為一件につき郡拘置所での最高6ヶ月の禁固刑、1,000ドルまでの罰金が科せられる可能性がある。(本法案は、18歳未満の未成年者にマリファナを提供する成人に対し刑罰を科す現行の刑法を改正するものではない。)

マリファナ関連の商業活動の許可

本法案は、マリファナ関連の様々な商業活動の許可・規制・課税を地方自治体に許可する。下記の説明のように、当該活動の許可・規制・課税を州にも許可する。

規制。 本法案は、マリファナの栽培・加工・流通・運搬・小売を含む、マリファナ関連の商業活動について条例・規制の採用を地方自治体に認めている。たとえば、地方自治体は、21歳以上の者にマリファナを販売できる商業施設に許可証を発行できる。地方自治体は、当該民間組織の場所・規模・営業時間・看板・陳列について規制できる。個人は、ある場所に存在するマリファナ認可商業施設から別の場所に存在する認可商業施設にマリファナを運搬でき、この場合、それらの場所の中間地域でマリファナの商業生産および販売が許可されているかは関係しない。ただし、本法案はカリフォルニア州と別の州または郡との間のマリファナ運搬は許可していない。商業施設で他人へのマリファナ販売を許可された者が、21歳未満の者に過失でマリファナを提供した場合、マリファナ認可商業施設の所有・運営・雇用・援助・入店を一年間禁じられる。地方自治体は、マリファナ認可商業施設の営業時間を制限する地方自治体の条例違反など、マリファナ関連の特定違法行為に別途の刑罰または民事制裁金を科すことも可能である。

地方自治体がこの規制を採用するかに関係なく、州は、州全域において、マリファナの商業生産を規制できる。州はまた、布地や紙などの製造に使用できるマリファナ植物の一種であるヘンプ麻の生産を許可できる。

住民投票事項19の本文は、92ページを参照。

課税。本法案は、マリファナ認可商業施設が、その他の類似事業に現在課せられている適用可能な全ての連邦・州・地方自治体の税金および料金を支払うことを義務付ける。さらに、本法案は、地方自治体がマリファナ関連の認可された活動に新しい一般税、消費税、または譲渡税の他、給付評価料・料金を課すことを許可している。当該税金は、地方自治体が収益を上げ、マリファナ規制の関連費用を相殺することを目的とする。さらに、州は同様の税金を課すことができる。

財政的影響

本法案の条項の多くは、州・地方自治体が、マリファナに対する規制および課税に関連する特定の処置を講じることを許可しているが、義務付けてはいない。したがって、州・地方自治体が実際にそのような処置をどの程度講じるかは不確かである。たとえば、いくつの地方自治体がマリファナ栽培または販売を行う商業施設に許可証を発行したり、または当該売上額に消費税を課したりするかは不明である。

さらに、2009年3月、連邦政府は、住民投票事項215を順守する行為を行った医療マリファナ使用患者および供給業者を起訴しないと発表したが、非医療マリファナに関連する活動の禁止行為に対し法執行し続けている。これは、連邦政府が本法案で許可される活動に対し個人を起訴できることを意味する。連邦政府がマリファナに対する禁止行為に対し法を執行し続ける限り、これは州法の本法案で許可される活動を妨げる作用を持つ。

したがって、本法案の歳出入への影響はかなり不確かである。

州・地方自治体の歳出への影響

州・地方自治体の矯正費用削減。本法案は、州刑務所・郡拘置所に投獄されるマリファナ犯罪者の数のみならず、郡での保護観察または州での仮釈放監視下に置かれる人数を削減することによって、州・地方自治体に節約をもたらす可能性がある。これらの節約額は年間数千万ドルにも達することがある。マリファナ犯罪者に必要となる拘置所のベッドを、スペース不足のために早期釈放されているその他の犯罪者に使用される範囲において、郡拘置所の節約が縮減される。

裁判所・法執行機関の費用削減。本法案は、州・地方自治体にとって、マリファナ関連の犯罪に対する法執行および法定制度での関連犯罪訴訟の取り扱い費用の削減につながる。しかし、州・地方自治体がその他の法執行および法廷での活動にそれらの資金を向ける可能性がある。

州・地方自治体のプロジェクトへのその他の財政的影響。本法案はまた、その他の州・地方自治体の様々なプログラムに財政的影響を与える。たとえば、本法案は、マリファナ消費の増加に伴い、公的資金による薬物乱用治療およびその他の医療サービスを求める人口を未知的に増やす可能性がある。本法案は、麻薬裁判所など、州・地方自治体から資金提供を受ける刑事犯罪者向け薬物治療プログラムにも影響を与える。さらに、本法案は、医療目的でマリファナを合法的に購入・消費できる州法下での適格者を確認する患者台帳である、州の医療マリファナプログラム(Medical Marijuana Program)の経費とそれを相殺する収益との両方を減らす可能性がある。

州議会アナリストによる分析

続き

州・地方自治体の歳入への影響

州・地方自治体は、本法案で認められるマリファナ関連の活動に対する税金・評価料・料金の追加収益を受ける可能性がある。マリファナの商業生産および販売がカリフォルニア州内で行われる場合、州・地方自治体は、下記の方法で様々な所から収益を得る。

- ***既存の税金。***マリファナ生産販売事業は他の事業と同じ税金の対象となる。たとえば、州・地方自治体はマリファナ販売から売上税収を得る。同様に、純利益のあるマリファナ関連事業は州に所得税を納める。当該事業活動が他州からの消費をもたらす範囲において、本法案は、州内の課税対象となる経済活動の純増加をもたらす。
- ***マリファナに対する新しい税金と料金。***上記の通り、地方自治体は、マリファナ関連の活動に対する税金・料金・評価料が許されている。同様に、州はこれらの種類の活動に税金および料金を課すことができる。(これらの源からの新しい収入は、マリファナ関連の活動に対する許可証発行および課税に係わる規制・法執行費用の増加によって一部相殺される。)

前述のように、連邦政府の法執行についての決定と、州・地方自治体によるマリファナの規制・課税の実施の有無との両方が、本法案の影響を左右する。マリファナ関連の活動の一部の合法化が、どのように全体的な使用量および価格に影響を与えるかも明らかではなく、その影響度はこれらの活動からの州または地方自治体の歳入への影響を左右する可能性がある。そのようなわけで、追加歳入の規模は推定が困難である。ただし、商業的マリファナ産業が州で発展する程度において、州・地方自治体は最終的に追加歳入として年間数億ドルを得ると推定される。

住民投票事項19の本文は、92ページを参照。

住民投票事項 19　連邦法ではなくカリフォルニア州法においてマリファナを合法化する。地方自治体に商業的な製造・流通・販売に対する規制および課税を許可する。州民発案による法令。

★　住民投票事項19の賛成論拠　★

住民投票事項19: 常識的なマリファナ規制

今日、功を奏していないマリファナ(「大麻」としても知られる)禁止法の執行に、何億ドルもの税金を費やしている。

現在、密売人はIDを必要としないため、子供にとってマリファナは酒類よりも入手しやすい。

禁止は国際麻薬カルテルが取り仕切る凶悪な犯罪市場を生んでいる。

警察は、何千件もの凶悪犯罪は未解決のままにしているのに、非暴力的なマリファナ消費者を標的にして、何百万ドルの税金を浪費している。

そして、カリフォルニア州内では毎年140億ドルのマリファナ売上があるが、負債にあえぐ我州はそれから何も得ていない。

マリファナ禁止は失敗している。

酒類のようにマリファナを規制・課税する常識的な方法が我々には必要だ。

住民投票事項19はマリファナを規制するため慎重に起草された。

住民投票事項19では、21歳以上の成人のみが自宅または認可商業施設で消費するために、一オンスまでのマリファナを所持できる。医療マリファナ患者の権利は維持される。

酒類を規制・課税できるのであれば、マリファナも規制・課税できる。

厳格な安全規制をマリファナに課そう

住民投票事項19は、薬物の影響下での運転に対する厳格な処罰、未成年者へのマリファナ供与に対する処罰の強化、ならびに公共・学校の敷地内および未成年者の周囲でのマリファナ喫煙禁止を支持している。

住民投票事項19は、薬物のない職場を維持する雇用主の権利を守ることによって職場の安全性を維持する。

取り締まることを警察の最優先事項にさせる

FBIによると、2008年、61,000以上のカリフォルニア州民は、マリファナ所持の軽犯罪で逮捕されたが、60,000件の凶悪犯罪は未解決のままであった。非暴力的なマリファナ消費者の逮捕を終わらせることによって、警察は、年間何億ドルもの税金を節約し、凶悪犯罪という真の脅威に集中できる。

警察、保安官、および裁判官は住民投票事項19を支持している。

麻薬カルテルとの戦いに役立とう

マリファナ禁止は国境を越えて悪質な麻薬カルテルを生み出している。2008年だけでも、イラクとアフガニスタンで戦死した米国兵全てを合せた人数より多い、6,290人のメキシコ市民がカルテルによって殺害された。

麻薬カルテルの収入の60パーセントは米国の違法マリファナ市場から来ている。

マリファナを規制することによって、住民投票事項19はカルテルへの資金源を断ち切るのに役立つ。

重要事項に資金を提供するために何十億ドルの収益を創出する

カリフォルニア州は歴史的な赤字に直面しており、州政府が予算を均衡化しない場合、州民にとっての増税および料金値上げにつながり、不可欠なサービスが一層削減されることになりかねない。と同時に、カリフォルニア州内では毎年140億ドルのマリファナ取引があるが、その取引に対する税金からの収入は一切得ていない。

住民投票事項19は州および地方自治体にマリファナへの課税を可能にするため、不可欠なサービスを守ることができる。

州の税金徴収機関である査定平準局は、マリファナへの課税により14億ドルの年間収益を創出し、雇用・医療・公共安全・公園・道路・輸送などに資金を提供できるであろうと述べている。

カリフォルニア州のマリファナ法を改正しよう

マリファナを不法にしていても、それに手を出すことを1億人のアメリカ人に止めさせている訳ではない。しかし、我々はそれを規制し、子供達にとって入手しにくくし、カルテルを弱体化させ、凶悪犯罪に警察の人員を集中させ、収益と節約で何十億ドルをも創出できる。

我々にはマリファナ規制のための常識的な方法が必要である。

住民投票事項19に賛成票を投じよう。

www.taxcannabis.org

JOSEPH D. McNAMARA、サンホゼ警察長(退役)
JAMES P. GRAY、オレンジ郡上位裁判所裁判官(退役)
STEPHEN DOWNING、副警察長(退役)
Los Angeles Police Department

★　住民投票事項19の賛成論拠に対する反論　★

カリフォルニア州の公共安全のリーダーとして、我々は、住民投票事項19が欠点のある公共政策であり、道路・職場・地域社会の安全を危うくするであろうということに同感である。この住民投票事項に投票する前に、2、3分時間を割いてそれを読んでもらいたい。

発議者は、「住民投票事項19が薬物の影響下での運転に厳格な処罰を維持する」と主張している。その主張は嘘である。実際、住民投票事項19は、運転席に座わる直前までマリファナを使用する「権利」をドライバーに与えるが、飲酒運転とは異なり、住民投票事項19は、何が「薬物の影響下での運転」に相当するかを判定するテストや客観的な基準をハイウェイパトロール官に規定していない。だから、飲酒運転に反対する母親たち(Mothers Against Drunk Driving: MADD)は住民投票事項19に強く反対する。

発議者は、住民投票事項19が、「薬物のない職場を維持する雇用主の権利を守る」と主張している。これも嘘である。カリフォルニア州商工会議所(California Chamber of Commerce)によると、事実は、住民投票事項19によって、被雇用者が職場でマリファナを所持する特別な権利が生じること、またカリフォルニア州の企業は連邦の薬物のない職場環境基準を満たしたり、または連邦契約の適格企業ではないことを意味することである。カリフォルニア州消防士協会(California State Firefighters Association)は、この起草上の間違い一つだけでも、カリフォルニア州民は何千もの職を失うことになると警告している。

また、発議者の述べていることとは反対に、警察・保安官・麻薬裁判所裁判官を代表する州全域の組織は全て、住民投票事項19に「反対」票を投じるよう要請している。住民投票事項19が通過すると、我々の地域社会・道路・職場の安全が深刻に危うくなる。

STEVE COOLEY、地方検事
ロサンゼルス郡
KAMALA HARRIS、地方検事
サンフランシスコ郡
KEVIN NIDA、会長
California State Firefighters Association

本ページに印刷されている論拠は、著作者の意見であり、公的機関によってその正確性については調査されていません。

住民投票事項 19　連邦法ではなくカリフォルニア州法においてマリファナを合法化する。地方自治体に商業的な製造・流通・販売に対する規制および課税を許可する。州民発案による法令。

★　住民投票事項19の反対論拠　★

気晴らしのマリファナ使用の合法化を支持していても、住民投票事項19に「反対」票を投じるべきである。

何故だろうか? 理由は、起草者はこのイニシアチブの作成時に、重大で意図されない結果を生じるいくつかの大きな間違いを犯したからである。

たとえば、飲酒運転に反対する母親たち(MADD)が住民投票事項19に激しく反対しているのも、バスおよびトラックの会社がドライバーに薬物を使わないことを義務付けることを阻んでいるからである。「意識がもうろうとした」ドライバーが衝突事故を起こす前ではなく、起こしてからでないと、会社はそのようなドライバーに対し何の行動も起こせない。

現在、学区はスクールバスの運転手が麻薬を使用していないことを義務付けているが、住民投票事項19が通過した場合、悲劇が起こってからでないと、逮捕されることはない。スクールバス運転手は、学校の敷地、または実際に運転中はマリファナの喫煙は禁止されているが、体内にマリファナが作用している状態で職場に到着することは可能である。

公立学校学区長John Snavely, Ed.D.は、住民投票事項19によってK～12学校が連邦資金を喪失し94億ドル相当の損害を被る可能性があると警告している。別の過ちにより単科大学および総合大学は連邦助成金を何億ドルも失うことになりかねない。我々の学校は、州の予算危機により、既に重篤な予算削減を被ってきた。

カリフォルニア州商工会議所は、「このイニシアチブが通過すると、連邦政府が概要する薬物のない職場要件を効果的に執行できなくなるため、雇用主は公的な契約および助成金を失うことになり得る」と判断した。

被雇用者に職場での化粧品や学校のキャンディーバーの販売を許可している雇用主は、今度は、職場でマリファナ販売の「許可証」を有する被雇用者を許容することが必要となるかもしれない。

現行法では、被雇用者が酒類やマリファナの臭いをさせて出勤した場合、雇用主は、病院の医療検査機器の操作や重機の操作など、危険または精度を要する仕事から被雇用者を外すことができる。しかし、住民投票事項19が通過した場合、体内にマリファナの影響のある被雇用者は、事故が起こってからでないと、職場から外すことはできなくなる。

カリフォルニア州警察署長協会(California Police Chiefs Association)が住民投票事項19に反対するのは、「薬物の影響下での運転」を規定する基準を含め「忘れた」からである。住民投票事項19において、体内にマリファナが残っていると血液検査結果が出ても、ドライバーは合法的に運転できる。

州知事の共和党候補Meg Whitmanおよび民主党候補者Jerry Brownは、共に住民投票事項19を調査し、司法長官の民主党および共和党の候補者Kamala HarrisおよびSteve Cooleyと同様に、カリフォルニア州民に「反対」票を投じるよう要請している。

騙されないでほしい。発議者らは、住民投票事項19が「医療」マリファナについてであるとあなたに思って欲しいのだ。違うのだ。住民投票事項19はいずれにしても医療マリファナ法に一切変更を加えない。

住民投票事項19は、高速道路・職場・地域社会の安全を脅かす支離滅裂な法律の悪夢に過ぎません。ぜひとも住民投票事項19に「反対」票を投じよう。

DIANNE FEINSTEIN、合衆国上院議員
LAURA DEAN-MOONEY、全米会長
Mothers Against Drunk Driving

★　住民投票事項19の反対論拠に対する反論　★

真のマリファナ規制か、または同じような事態か、選択は明らかだ。

正直になろう。マリファナ法は失敗している。現状をそのまま受け入れるのではなく、我々はマリファナを規制できる。

昔の酒類禁止のように、マリファナを違法にしても上手くいっていない。凶暴な麻薬カルテルが取り仕切る犯罪市場の発生、警察の人材の無駄、州・地方自治体の予算の浪費が生じている。住民投票事項19はこれらの問題に対するもっと正直な方策および常識的な解決策である。住民投票事項19は、酒類と同様にマリファナを規制し、成人のみに利用可能にし、厳しい運転・職場安全法を執行し、取り締まり警察の最優先事項にさせる、何十億ドルの必要な収入を創出する。

真のマリファナ規制か、または同じような事態か、選択は明らかだ。

子供達によるマリファナの入手を困難にするか、または子供達が酒類よりもマリファナを簡単に入手できる現状を受け入れるか。

警察に凶悪犯罪を阻止させるか、または突出した数がマイノリティーである何万もの非暴力的なマリファナ消費者を刑務所に送るために人材を無駄にし続けるか。

麻薬カルテルの弱体化のためにマリファナを規制するか、またはカリフォルニア州内での不法マリファナ販売で凶悪なギャングに資金を提供し続ける現状を受け入れるか。

不可欠なサービスに何十億ドルを創出するためにマリファナに課税するか、またはこの必要な収益に背を向け現状を受け入れるか。

選択は明らかだ。

住民投票事項19に賛成票を投じよう。

JOYCELYN ELDERS、合衆国公衆衛生局長官(退役)
ALICE A. HUFFMAN、会長
California NAACP
DAVID DODDRIDGE、副警察長(退役)
Los Angeles Police Department

住民投票事項

20 下院選挙区の変更。州民発案による憲法改正案。

正式な表題と概要　　司法長官により作成

下院選挙区の変更。州民発案による憲法改正案。

- 選出議員を下院選挙区の制定過程から排除し、最近承認された委員14名から成る選挙区変更委員会にその権限を移譲する。
- 選挙区変更委員会は、民主党員五名、共和党員五名、および両党以外に登録された有権者四名から構成される。
- 新しく提案される選挙区境界線は、民主党員三名、共和党員三名、および両党以外の三名から成る九名の委員によって承認される必要がある。

州議会アナリストによる州および地方自治体の財政への基本的な影響についての予測概要:

- 州の選挙区変更費用には重大な実質的変化はない。

州議会アナリストによる分析

本法案は、カリフォルニア州の下院選挙区の決定責任を州議会から奪い取る。代わりに、州公職者の選挙区境界線を決定するために投票者によって最近設置された委員会が、下院選挙区境界線を決定する。

背景

州憲法は、「選挙区変更」として知られる過程において、州下院議会、州上院議会、査定平準局 (BOE)、および合衆国下院議会のためのカリフォルニア州の選挙区に対し、州が、国勢調査後十年ごとに一回選挙区境界線を調整することを義務付けている。連邦法を順守するため、選挙区変更によって、ほぼ等しい人口からなる選挙区が確立される必要がある。

州議会およびBOEの選挙区変更に対する最近の改正。 以前に、上記公選職全てについての選挙区境界線は、州議会の承認および州知事の署名後に成立した法案において決定された。選挙区変更計画に州議会と州知事が合意しないなど、場合によっては、カリフォルニア州最高裁判所が選挙区を変更したこともあった。

投票者は、2010年国勢調査以降、州下院議会、州上院議会、およびBOEの選挙区境界線を新しく設定するための市民選挙区変更委員会 (Citizens Redistricting Commission) を確立する住民投票事項11を2008年11月に通過させた。当該委員会は、十年に一回設立され、その役職に志願し特定の規則に従って選択された民主党員5名、共和党員5名、および他4名の合計14名の登録投票者から構成される。

委員会が選挙区境界線を設定する際には、政党、現職者、または官職候補者を優遇または差別しないなどの、連邦法の要件やその他の要件を満たす必要がある。さらに、委員会は、可能な限り、以下の事項を満たす区域を採用することが義務付けられている。

- 単一区域における市・郡・近隣地区・「共通の利益を持つ地域社会」の地理的一貫性を維持すること。(委員会には選挙区変更活動に対する「共通の利益を持つ地域社会」を定義する責任がある。)
- 地理的にコンパクトな選挙区を作ること。
- 上院選挙区一区内に下院選挙区二区を、BOE選挙区一区内に上院選挙区十区をそれぞれ置くこと。

現行の下院選挙区変更過程。現在、カリフォルニア州は、合衆国下院議席435席中53席を有する資格を与えられている。住民投票事項11では、これら53の合衆国下院議席のための選挙区変更過程は変更していない。したがって、合衆国下院議席のための選挙区変更計画は、現在、州議会が賛成した法案に含まれている。

しかし住民投票事項11では、州議会が下院選挙区の設定のために満たさなければならない要件が一部変更された。そのため、委員会同様に、州議会は、地理的にコンパクトな選挙区を設定し、州議会の定義に従い地域・近隣地区・共通の利益を持つ地域社会について地理的な一貫性の維持を試みなければならない。しかし、住民投票事項11では、州議会が、選挙区境界線の設定の際に、政党、現職者、または官職候補者に対する優遇または差別を禁止しているわけではない。

法案

下院選挙区変更の新しい方法の提案。本法案は、合衆国下院議員におけるカリフォルニア州の選挙区変更過程を変更するために憲法を改正する。具体的には、本法案は、州議会から下院議員選挙区の変更権限を取り去り、その代わりに市民選挙区変更委員会に当該権限を与える。住民投票事項11でその他の区域境界線を設定したのと同様に、委員会が基本的に下院選挙区を設定する。たとえば、委員会は、現職者、官職候補者、または政党を優遇するために、下院選挙区を設定することはできない。委員会は、市・郡・近隣地区・「共通の利益を持つ地域社会」の地理的一貫性を維持するよう考慮する必要もある。住民投票事項11と同様に、連邦法の順守も義務付けられる。

「共通の利益を持つ地域社会」の定義。下院選挙区の変更基準について住民投票事項11で設定されたものと同様の基準を追加する以外にも、本法案は、下院選挙区変更と、州下院議会・州上院議会・BOEの選挙区変更との両者に対し「共通の利益を持つ地域社会」を規定している。共通の利益を持つ地域社会は、「効果的かつ公正な代表を目的とするために単一区域内に含まれるべき共通の社会的・経済的利益を共有する隣接地域に住む住民」として定義される。

本投票用紙に記載の選挙区変更に関係する二法案。本法案に加え、2010年11月投票用紙に記載のもう一つの本法案である住民投票事項27は、選挙区変更問題に関係する。これら二つの住民投票事項の主要条項および現行法は、図1に概説されている。これらの法案の両方が投票者によって賛成された場合、「賛成」票を多く得た住民投票事項のみが有効になる。

住民投票事項20の本文は、95ページを参照。

図1
選挙区変更に関する現行法と2010年11月住民投票事項の主要条項の比較

	現行法	住民投票事項20	住民投票事項27
州下院議会・州上院議会・査定平準局(BOE)の選挙区を決定する機関	市民選挙区変更委員会[a]	市民選挙区変更委員会	州議会
カリフォルニア州の下院選挙区を決定する機関	州議会	市民選挙区変更委員会	州議会
「共通の利益を持つ地域社会」の定義[b]	市民選挙区変更委員会/州議会による定義	「効果的かつ公正な代表を目的とするために単一区域内に含まれるべき共通の社会的・経済的利益を共有する隣接地域に住む住民」	州議会による定義

[a] 委員会は2008年の住民投票事項11で設立された。

[b] 現行法および住民投票事項20と住民投票事項27の両方では、選挙区変更機関は、一般に、一区域内で「共通の利益を持つ地域社会」をまとめることを試みるよう命じられている。

財政的影響

住民投票事項11以前と現行法による選挙区変更費用。 2001年、州議会は、選挙区変更用の特別なソフトウェアおよび機器の購入など、選挙区変更活動専用の独自予算から約3百万ドルを費やした。これらの費用に加え、(州議会のその他の日常活動の支援に使用される) 通常の州議会スタッフ、施設、および機器が、選挙区変更の取り組みに一時的に使用された。

2009年、住民投票事項11の過程において、州議会は、2010年国勢調査に関係する選挙区変更活動のために州の一般会計から3百万ドルを承認した。さらに、委員会メンバーの応募および選考過程を支援するために州の別の基金から約3百万ドルが費やされた。住民投票事項11では、選挙区変更のためのその他の取り組みのために、インフレを加味した少なくとも十年前の水準で委員会の作業に資金調達することを義務付けている。州議会は、現在、その予算内で下院選挙区変更活動に資金を調達している。

州議会アナリストによる分析 続き

本法案における選挙区変更費用。本法案は、2008年の住民投票事項11によって設定された市民選挙区変更委員会による選挙区変更の全活動を一本化する。委員会は、下院選挙区変更活動の対応費用の増加を経験するであろう。しかし、これらの費用は、州議会の選挙区変更費用の減少によって相殺される。本法案における将来の選挙区変更費用の実質的変化は恐らく顕著でないであろう。

住民投票事項20の本文は、95ページを参照。

下院選挙区の変更。州民発案による憲法改正案。

★ 住民投票事項20の賛成論拠 ★

住民投票事項20は、州議員が合衆国議会の仲間のために選挙区、つまり投票者に耳を傾けない場合でも、合衆国下院議員の再選を実質上保証する選挙区を画定することを終りにする。

住民投票事項20は、合衆国下院議員に対し投票者の説明責任を強化させ、任務を遂行しない場合は選挙で官職を止めさせ易い、公平な合衆国下院選挙区を誕生させる。

住民投票事項20は、投票者が2008年(住民投票事項11)に通過させた選挙区変更改革を単に拡張するので、政治家らではなく、投票者が承認する独立した市民選挙区変更委員会が、州議会選挙区を画定する以外にも、カリフォルニア州の合衆国下院選挙区を画定する。

同委員会は公正な選挙区を画定するため既に組織されている最中である。2011年の市民選挙区変更委員会の区画変更のための準備活動を見るには、州の公式サイト*(www.wedrawthelines.ca.gov)*をご覧いただきたい。

住民投票事項20の達成すること:

- 公正な合衆国下院選挙区を画定する。
- 合衆国下院議員に対し投票者への説明責任および応答性を強化させる。
- 任務を遂行しない場合は合衆国下院議員を選挙で止めさせ易くなる。

住民投票事項20に賛成票を投じ、裏取引を止めさせよう。

現在、州議員および有償コンサルタントが合衆国議会の仲間の再選のために密室で選挙区を画定している。州議会の政治家らは、投票者が自らを代表する者を選ぶのではなく、合衆国議会の仲間のために投票者を選択している。

Los Angeles TimesおよびOrange County Registerは、最後の選挙区変更において、32名の合衆国議員およびその他の政治家らが、自らの再選を保証するため選挙区を画定する一人の政治コンサルタントに百万ドル以上を支払ったことを明かした!

住民投票事項20は、選挙区変更が完全に一般公開され、透明性を保証することによって、裏取引に終止符を打つ。住民投票事項20は秘密裏での会議や支払は認められないことを意味し、政治家らは自らの希望する政治的結果を得るためだけで地域社会を分割できなくなる。

住民投票事項20に賛成票を投じ、政治家に説明責任を持たせよう

政治家らが再選を保証されている場合、我々全員が直面する深刻な問題の解決のために協力しようという、やる気を政治家らはほとんど持たない。

住民投票事項20は、公正な選挙区を成立させるので、政治家らは実際に得票のために働き、投票者のニーズに応えなければならない。

「投票者がやっと政治家らに説明責任を持たせられるとき、政治家らはいいかげんな態度を改め、カリフォルニア州民が直面する深刻な課題に取り組むために働くことが必要になる。」—Ruben Guerra、ラテンアメリカ系ビジネス協会(Latin Business Association)

選択は簡単であり、

政治家らに公正な選挙区で戦いに挑ませ、彼らが説明責任を持てるよう、住民投票事項20に「賛成」票を投じて欲しいと、優良な政治団体は要請している。

投票者の声を抑え、政治家らが説明責任を持たなくて良いよう、政治家らは住民投票事項20に「反対」票を投じるよう要請している。

政治家らおよび特殊利益団体に反して立ち上がり、合衆国下院議会を含めるための、投票者承認の選挙区変更改革を拡大するときが来た。

投票者は既に委員会を設立しており、合衆国下院議会および州議会の選挙区を委員会が画定するのが常識だ。

「投票者が管理し、カリフォルニア州を正しい軌道に戻すときが来たというメッセージを政治家らに送る、住民投票事項20をあらゆる職業の人々が支持している。」—Joni Low、アジア系ビジネス協会(Asian Business Association of San Diego)

我々の仲間に参加し住民投票事項20に賛成票を投じよう。

YesProp 20.org

DAVID PACHECO、カリフォルニア州会長
AARP
KATHAY FENG、事務局長
California Common Cause
JOHN KABATECK、事務局長
National Federation of Independent Business/California

★ 住民投票事項20の賛成論拠に対する反論 ★

だまされてはならない—住民投票事項20に反対票を—税金の無駄だ

恐らく、住民投票事項20の唯一の資金提供者であるCharles Munger, Juniorは、善意のあるDavid Pacheco、Kathay Feng、およびJohn Kabateckを上手くだましている。しかし彼にだまされてはならない。

住民投票事項20は、公正さの水準も、競合的な選挙区も、何もかも保証しておらず、唯一保証していることと言えば、投票者が合衆国下院議会選挙区の境界を画定する者達に、彼らの行いに対して説明責任を持たせることができないこと、そして、*納税者であるあなたがMUNGERの策略の費用を支払うことだけである。*

州民への説明責任は、我々の政府形態の基本原則である。しかし住民投票事項20は、説明責任を持たない14名の官僚機構に、州民に対する一層大きな権力を持たせる。そして、もちろん、この官僚機構はあなたのお金を失う。

発議者達は、住民投票事項20に反対票を投じる最も明らかな理由を(無意識のうちに)述べており、驚くべきことに、これらの者達は既存の選挙区変更委員会のまがい物をさらに拡張することを望んでいる! ロビイスト・弁護士・政治家らの一部を除き、誰が委員会選択のための驚くほど複雑な迷路を解明できるだろうか?

この無駄で不可解な過程から出現する官僚達は、州議会選挙区に対する絶対的な力を持つことになる。投票者は、彼らの行いに責任を持たせる機会はない。

我々の州は危機にある! 失業・犯罪・膨大な負債。選挙区画定の意味のない政治ゲームを止めるときが来た。

税金を節約し、陰の実力者に州民への説明責任を持たせよう。住民投票事項20に反対票を投じよう。そのライバルである住民投票事項27に賛成票を投じよう。

MARK MURRAY、事務局長
Californians Against Waste
HANK LACAYO、会長
Congress of California Seniors
DANIEL H. LOWENSTEIN、創設会長
California Fair Political Practices Commission

本ページに印刷されている論拠は、著作者の意見であり、公的機関によってその正確性については調査されていません。

★ 住民投票事項20の反対論拠 ★

住民投票事項20に反対票を—これは税金の無駄使いで、選挙区変更法を過去の状態に戻す。住民投票事項20は災難であり . . . これを打ち負かす必要がある。

住民投票事項20に反対票を—これは税金の無駄使いである。

住民投票事項20は、ウォール街の大物の億万長者Charles Munger氏の息子である、Charles Munger, Jr.氏の発明品だ。MUNGER JUNIOR氏は住民投票事項20の唯一の資金提供者である。(ただし700ドルを提供したその他四名の寄付者がいる。)しかし、その適格性のためだけに、MUNGER氏は330万ドルを提供したが、この金額は選挙日までに恐らく何十倍にもなるであろう。

しかし、住民投票事項20が通過した場合、費用を負担し始めるのはMunger Junior氏ではなく、納税者である。住民投票事項20は何百万ドルの負担になる。住民投票事項20をそのライバルとなる住民投票事項27と比較してみよう。

第一に、住民投票事項27に賛成することは税金を節約すると、超党派専門家は結論付けた。

「州議会アナリストおよび財務所長による州および地方自治体の財政への影響についての予測概要: 州選挙区変更費用が十年ごとに合計数百億ドル減少する可能性がある。」

第二に、住民投票事項20は住民投票事項27が回避する無駄の連鎖を増大させる。 Schwarzenegger州知事は、州が190億ドルの赤字に直面しているときに、元に戻って、選挙区変更予算を*倍にし*、政治家らのための境界を決定するためにさらに数百ドルを費やすことを既に提案している。

そして今、住民投票事項20で、MUNGER JUNIOR氏は、納税者であるあなたに余分の費用で、この無駄な官僚機構の不規則な広がりをさらに拡大しようと望んでいる。

住民投票事項20に反対票を—これは黒人差別経済選挙区を命じる。

住民投票事項20は選挙区変更法を過去の状態に戻す。不可解にも、住民投票事項20は、(州下院議会、上院議会、合衆国下院議会を含む)全ての選挙区が所得レベルで分離される必要があると義務付ける。この悪質な住民投票事項20は、「類似した生活水準」に従って全選挙区を分離するよう、さらに選挙区には「類似した雇用機会」を有する人々のみを含めるよう、命じている。

「住民投票事項20は全カリフォルニア州民を侮辱している。黒人差別選挙区は過去の遺物である。住民投票事項20は選挙区変更法を過去の状態に戻す。住民投票事項20に反対票を。」—Julian Bond、名誉会長、NAACP

黒人差別選挙区は、過ぎ去った酷い過去への逆行である。人種、階級、生活様式、または富による選挙区の決定は容認できない。Munger Junior氏は彼の運転手と同じ選挙区内に住みたくないかもしれないが、カリフォルニア州民はこれらの暗語を理解している。「カントリークラブ会員のみ」の選挙区または「貧困者のみ」の選挙区のあった日々は終わった。住民投票事項20に反対票を—カリフォルニア州民は全て平等に取り扱われる必要がある。

我々の民主共和国は、暇な金持ちジュニアの自己権力拡大のために、もて遊ばれるおもちゃではない。

住民投票事項20には反対票を、住民投票事項27には賛成票を。

DANIEL H. LOWENSTEIN、創設会長
California Fair Political Practices Commission
AUBRY L. STONE、会頭
California Black Chamber of Commerce
CARL POPE、会長
Sierra Club

★ 住民投票事項20の反対論拠に対する反論 ★

住民投票事項20の反対論拠は、投票者ガイドの中で最も怒りのこもった理不尽なものの一つだ。

裏にいる政治家らは恥じるべきだ。

彼らが必死なのは、投票者が住民投票事項20を通過させたら、投票者に耳を傾けなくても連邦議会の仲間が再選確実となるよう州議会の政治家らが選挙区を変更することが、できなくなるからである。

これは彼らにとって脅威である。政治家らは連邦議会で「安全な」議席を守るためであればどんなことでも言えるのは、彼らが投票者に説明責任を持たないからだ。

政治家らの嘘の「負担費用」についての論拠に惑わされてはならない。

真実: 超党派の州議会アナリストは住民投票事項20が「選挙区変更費用における顕著な変化は恐らくない」という結果になると判定した。 Cal-Tax団体およびその他の納税者団体は住民投票事項20を支持している。

住民投票事項20を通過させることがなぜ重大かという理由:

真実: 最後の選挙区変更において、カリフォルニア州の合衆国議会議員の一人が170,000のラテンアメリカ系の者を自らの再選を確保するだけのために彼の選挙区から切り分けたため、ラテンアメリカ系リーダー達から裁判を起こされた。今度も、その同じ議員が住民投票事項20に対する攻撃を先導している!

真実: 政治家らが住民投票事項20を負かしたいのは、安全な議席を獲得するためだけに、地域社会・都市・郡を分割し、投票者の意見を弱める選挙区を画定し続けることができるからだ。

真実: 住民投票事項20は政治家らの利己的な裏取引をやっと終わらせる。

真実: 住民投票事項20により、投票者承認の市民選挙区変更委員会が、完全に透明な方法で公正に選挙区を画定するため、政治家らに説明責任を持たせられる力を投票者に提供する。

カリフォルニア州黒人商工会議所(California Black Chamber of Commerce)、ラテンアメリカ系ビジネス協会(Latin Business Association)、アジア太平洋諸島アメリカ広報協会(Asian Pacific Islander American Public Affairs Association)はいずれも、住民投票事項20に賛成票を投じるよう促している!

www.YesProp20.orgを参照してほしい。

ALICE HUFFMAN、会長
California NAACP
JULIAN CANETE、事務局長
California Hispanic Chambers of Commerce
RICHARD RIDER、会長
San Diego Tax Fighters

住民投票事項

21 州立公園・野生動物プログラムの資金調達に役立てるため年間18ドルの車両登録課徴金を設定する。課徴金納付車両に対し全州立公園への入園料を無料にする。州民発案による法令。

正式な表題と概要　　司法長官により作成

州立公園・野生動物プログラムの資金調達に役立てるため年間18ドルの車両登録課徴金を設定する。課徴金納付車両に対し全州立公園への入園料を無料にする。州民発案による法令。

- 課徴金収入を新規信託基金に入金し、その信託基金を州立公園の運営・保守・修理および野生動物・天然資源の保全のみのために使用するよう義務付ける。
- 商用車・トレーラー・トレーラーコーチについては当該課徴金を免除する。
- 州監査人による年次監査および市民監督委員会による査察を義務付ける。

州議会アナリストによる州および地方自治体の財政への基本的な影響についての予測概要:

- 車両登録の課徴金からの州歳入が年間5億ドル増加する。
- 新しい歳入は、公園一日使用料金収入約5千万ドルの減少分を補うために使用され、既存州基金から州立公園・野生動物保護プログラムに現在支払われている年間最高2億ドルを代わりに支払うのに使用できるであろう。
- **州立公園・野生動物保護のための資金が年間最低2億5千万ドル増加する。**

州議会アナリストによる分析

背景

州立公園システムおよび州野生動物保護局。 カリフォルニア州には278ヶ所に州立公園があり、内246ヶ所はカリフォルニア州公園レクリエーション局 (California Department of Parks and Recreation: DPR)、内32ヶ所は地方自治体の事業体によって維持運営されている。魚類鳥獣保護局 (Department of Fish and Game: DFG) や様々な州の自然保護機関など、その他の州機関は、野生動物保護のためにその他の土地を所有維持している。州野生保護委員会 (State Wildlife Conservation Board) は、野生動物保護の目的のために、土地を取得したり、州・地方自治体の事業体に土地取得のための助成金を提供している。海洋保護協議会 (Ocean Protection Council) は海洋資源保護のために州の活動を統合する州の機関である。

州立公園・野生動物保護のための資金調達。 過去五年間にわたり、州立公園の年間運営資金は約3億ドルであった。この金額の内、約1億5千万ドルは一般会計から支払われ、残りは公園使用料金 (入園料・キャンプ料金・その他の使用料金など) および州のガソリン税の収入から主にまかなわれている。新しい州立公園の開発および既存公園への設備改良は主に、投票者が過去に承認した公債資金から調達されている。州立公園において著しい数の保守プロジェクトが先延ばしになっており、それらには専用の年間資金源は存在しない。DPRはまた、地方自治体の公園への助成金プログラムを管理しており、この資金は主に公債資金から提供される。

DFGなど、その他の州機関における野生動物保護プログラムには、一般会計・規制関連料金・公債基金の組み合せから資金が調達されている。野生動物保護プログラム運営に対する州資金は年間約1億ドルである。野生動物保護目的のための土地取得およびその他の投資計画についての主要資金源は、公債資金である。

年間車両登録料。 個人が車両を登録する際、州はいくつかの年間料金を徴収している。これらの歳入は、車両局 (Department of Motor Vehicles: DMV) が州の代わりに徴収している。

法案

車両登録時の課徴金18ドルの賦課。本法案は、商用車・トレーラー・トレーラーコーチを除き、2011年1月1日以降に登録された全車両に対し年間課徴金18ドルを課す。当該課徴金は、年間車両登録料の納付時に徴収される。これらの課徴金からの収益は、新設される州立公園・野生動物保護信託基金 (State Parks and Wildlife Conservation Trust Fund) に入金される。本法案は、これらの資金が州立公園・野生動物保護以外の目的に使用されることを明示的に禁じている。

課徴金納付者に対する全州立公園の一日入園料の無料化。州立公園の大半では、通常、入園・駐車を含める一日使用料を車両一台に課している。公園や時期にもよるが、現在、この単一料金は一日当たり5〜15ドルの範囲となっている。本法案は、課徴金対象となるカリフォルニア州の全車両に対し、地方自治体の事業体が現在運営する州立公園の他、その他の特定の州有地や野生動物地域を含め、州立公園システムの全域について車両入園料・駐車料金・一日使用料金を無料化する。州立公園は従来通り、キャンプ・ツアー・その他の活動に対する料金を徴収できる。

資金の割当。本法案では、信託基金に入金される収益の最高1パーセントを、以下に詳説される特定の管理監督活動に使用できる。信託基金の残余資金は、州議会による割当時に、様々な公園・野生動物保護に関係するプログラムのために毎年配賦される。図1が示すように、これらの課徴金からの収益は以下の通りに配賦される。

- ***州立公園の運営・保守・開発。***州立公園システムの運営・保守・開発のために、DPRに資金の85パーセントを配賦する。同局は、地方自治体運営による州立公園の一日使用料金の喪失を補うために、当該金額から地方自治体の事業体に

図1

住民投票事項21:州立公園・野生動物プログラムに対する課徴金収益の割り当て内訳

(百万単位)

目的	割当率	推定年間資金調達額
州立公園の運営・保守・開発:		
・州立公園の一般資金	76%	$375
・喪失した料金収益を補うための地方自治体機関への助成金	5	25
・都市部内の河川景観整備道路	4	20
小計	(85%)	($420)
野生動物保護活動:		
・魚類鳥獣保護局の土地の運営管理	7%	$35
・海洋保護協議会	4	20
・州の土地保護機関	2	10
・野生動物保護基金	2	10
小計	(15%)	($75)
州立公園・野生動物プログラムへの割当合計	**100%**	**$495**
管理監督[a]	—	$5
合計割当額		**$500**

[a] 課徴金からの合計収益の1パーセントは、車両局、州監査局 (Bureau of State Audits)、および天然資源局 (Natural Resources Agency) における管理費用に割り当てられる。

住民投票事項21の本文は、97ページを参照。

助成金を付与する。(特定車両に対しこれらの公園への無料入園を許可するため、以下の説明のように、料金収益の一部が徴収されなくなる。)同局はまた、十分な援助を受けていない都市部にレクリエーションを提供するため河川景観整備道路に対し、これらの金額から公共機関に助成金を提供する。本法案は、DPRに対し、州内で十分な援助を受けていない集団・地域のために州立公園へのアクセスを向上する戦略的計画を策定することを義務付ける。

- ***DFG所有地の管理運営。*** 資金の7パーセントは、野生動物保護区・生態系保護区・その他のDFG所有地の管理運営のためにDFG割り当てられる。
- ***その他の野生動物保護活動。*** 追加の資金が、場合によっては州運営のプログラムのために、またその他の場合では地方自治体機関への助成金や、その他の野生動物保護活動のために割り当てられる。4パーセントは海洋保護協議会、2パーセントは州の自然保護機関、2パーセントは野生動物保護委員会にそれぞれ割り当てられる。

管理監督。 上記のように、本法案は、信託基金の徴収・管理・監査・監督のために年間収益の1パーセントを使用することを許可されている。DMVは課徴金を徴収し、それを信託基金に入金する。本法案は、州監査人 (State Auditor) が、基金からの支出について年次監査を行い、それを州議会に報告し、一般公開することを義務付けている。また本法案は、天然資源局長官 (Secretary for Natural Resources) が、当該監査を審査し、州立公園・天然資源の保護について本法案の導入状況および有効性に関する報告書を作成する市民監視委員会 (Citizens Oversight Committee) を設置するよう指示している。

財政的影響

新しい州の収益。 本法案で確立される課徴金18ドルは、信託基金のために年間約5億ドルの収益を上げる。同金額は年間車両登録数の増加に伴い大きくなる。

州立公園・野生動物保護資金の純増加。 課徴金18ドルによる年間収益5億ドルは州立公園・野生動物保護に対し新しい資金源となる。しかし、これらの全資金をプログラムの拡張および新プロジェクトの実施に使用する必要はない。これらの新しい収益の一部は、現在、州立公園・野生動物保護活動の支援に使用されている一般会計からの資金など、既存資金の代わりに使用できる。一般会計およびその他の特別資金に対する節約額は年間2億ドルにも上る可能性がある。また、課徴金対象となるカリフォルニア州の全車両に対し州立公園の一日入園料が無料となるので、(地方自治体運営のものも含め) 州立公園の一日使用料金からの収益が年間推定5千万ドル減少するであろう。

これら全ての要因を考慮すると、州立公園・野生動物保護プログラムの資金の*純*増加額は、年間少なくとも2億5千万ドルに上るであろう。同金額の大半は、州立公園に向けられ、州立公園内で著しく先延ばしにされていた保守問題対策、または既存の公園プログラ

州議会アナリストによる分析 **続き**

ムの開発・拡大にも使用できる。新規資金の残りは、野生動物保護目的および新しい野生動物保護区修復プロジェクト (海洋環境保護など) のために州有地の管理向上目的に利用可能である。

さらに、州立公園は、ツアー・キャンプ・公園内売店など、その他の種類の公園料金から追加収益を得ることができる。これは、本法案により一日使用料金が無料化され、公園施設の利用者数が増えるからである。

住民投票事項21の本文は、97ページを参照。

住民投票事項 21　州立公園・野生動物プログラムの資金調達に役立てるため年間18ドルの車両登録課徴金を設定する。課徴金納付車両に対し全州立公園への入園料を無料にする。州民発案による法令。

★　住民投票事項21の賛成論拠　★

カリフォルニア州立公園および海岸は危機にさらされている。

州議会の政治家らは、あらゆる区域のカリフォルニア州立公園および海岸の資金を繰り返しカットしてきた。現在、公園および野生動物は緊急の危機に瀕している。

昨年、150ヶ所の州立公園が一時閉鎖となったり、深刻なサービス削減をこうむった。公園施設は維持が行き届かず、不衛生でボロボロだ。

信頼できる資金調達がないため、先延ばしされた保守修理費用が累積10億ドルにも上る。警備隊員およびライフガードの雇用がカットされ、安全性が損なわれ、犯罪が増加している。米国歴史保存信託(National Trust for Historic Preservation)は、カリフォルニア州立公園を全米で最も危機に貧している場所11ヶ所の内に挙げた。

住民投票事項21は州立公園および海岸を営業し、十分に維持し、安全にし続ける。

住民投票事項21は、年一回のみ支払い、州立公園および野生動物保護のみに使用される新しい車両免許料18ドルを設定することによって、カリフォルニア州車両に州立公園および海岸への一日使用料金を無料化する。この緊急に必要な専用資金源により、州立公園および海岸の閉鎖が防げ、公共用途のために適切な保守と安全性を確保できる。

住民投票事項21は雇用を保護し、カリフォルニア州経済を促進する。

カリフォルニア州立公園は毎年8,000万人以上の住民および旅行者の来園を受けており、州および周辺の地域社会に数万人の雇用を支え、数十億ドルの事業収入および税収をもたらす。公園を営業し続けることによって、住民投票事項21は非常に重要な雇用および収入を守る。

住民投票事項21は欠けがえのない自然区域・海・野生動物生息地域を保護する。

州立公園および海岸を営業し、安全を維持し続ける以外にも、住民投票事項21は、野生動物・海洋保護プログラムに不可欠の資金を提供し、自然区域の保護に役立ち、州の大気質・水質を向上する。

住民投票事項21は政治家らが手を出せない公園のための信託基金を開設する。

住民投票事項21は、市民監督委員会(Citizen's Oversight Committee)および年次監査を含め、投票者の投資を守るための厳格な財務および説明責任の保護機能を含む。収入は、州立公園および海岸の運営・保守、来訪者の保護・安全性、および自然区域・野生動物の保護のための、特別専用の信託基金に入金される。住民投票事項21では、この信託基金内の資金は、政治家らによって自分のお気に入りプロジェクトに転用されることはできない。

住民投票事項21はカリフォルニア州立公園を子供達や孫への遺産として保護される。

州立公園および海岸、さらにはそれらが保護する森林・野生動物・文化財・天然資源は、カリフォルニア州を素晴らしい場所にしている所以でもある。それらを退化または閉鎖させるようなことがあれば、それらは取り替えが効かない。

住民投票事項21は、州立公園の営業を存続させ、適切に保守され安全性が維持され、家族のレクリエーションを提供する機会を守り、我々の経済を助け、雇用を保護する。

当初からの支持者には、海洋保護(Ocean Conservancy)、カリフォルニア州教員協会(California Teachers Association)、ラテン系アメリカ人健康アクセス(Latino Health Access)、公衆衛生研究所(Public Health Institute)、カリフォルニア州旅行業協会(California Travel Industry Association)、カリフォルニア州立公園財団(California State Parks Foundation)、カリフォルニア州ライフガード協会(California State Lifeguard Association)、および地域の事業体および州全域の商工会議所が含まれる。州立公園・野生動物保護のため賛成票を投じよう—住民投票事項21に賛成票を。

www.YesForStateParks.com

JIM ADAMS、地域事務局長、太平洋地区
National Wildlife Federation
MIKE SWEENEY、地域事務局長
The Nature Conservancy California
PAMELA JO ARMAS、会長
California State Park Rangers Association

★　住民投票事項21の賛成論拠に対する反論　★

善意のように見えるが、住民投票事項21は「車両税」を復活させるための卑怯なやり方を意図している。

政治家らはこれらの資金に「踏み込む」ことはできないが、既存の州立公園資金を確実に奪い取り、それらの資金をその他の無駄なプロジェクトに投入できる。実際、予算公聴会中、*ある上院議員は、投票者が住民投票事項21で車両税を値上げしたくなるよう、公園からもっとお金を奪うことを公に奨励した。*

住民投票事項21は間違った優先事項を示している。

住民投票事項21は、カリフォルニア州の最も緊急な問題に取り組むことなく、増税する「投票箱予算」の追加に過ぎない。州立公園は素晴らしい資源であるが、学校・総合大学・道路建設が無視されている中、本当に公園により多くの資金を費やす時期であろうか?

真の改革は、慢性的予算難の修復に必要である。年金改革、支出制限、および真の「困窮時」予算基金こそ、カリフォルニア州の膨れ上がる負債の軽減に有用な改革ではなかろうか。住民投票事項21は何の解決策も改革も提供しない。州立公園資金が実際に増加されるという保証のない、一層高額な車両税をもたらすだけだ。

住民投票事項21は欺瞞的に起草されている。州立公園への無料入園が新しい車両税で可能になるが、それなのに本法案は*州立公園内での新たな追加料金を許容する*。州立公園を訪れるのに、簡単に今以上の費用がかかる可能性がある。

増税および不味い優先事項にノーと言おう。住民投票事項21に反対票を投じよう。

MICHELLE STEEL、役員
State Board of Equalization
PETER FOY、カリフォルニア州会長
Americans for Prosperity

本ページに印刷されている論拠は、著作者の意見であり、公的機関によってその正確性については調査されていません。

住民投票事項 21　州立公園・野生動物プログラムの資金調達に役立てるため年間18ドルの車両登録課徴金を設定する。課徴金納付車両に対し全州立公園への入園料を無料にする。州民発案による法令。

★　住民投票事項21の反対論拠　★

州立公園はカリフォルニア州の真の宝でもあるが、尊敬すべきお目付け役である州議会アナリスト事務局によると、住民投票事項21は、州議会の内部者らが二年ごとに10億ドルという多額な金額という「車両税」を復活させるという、ひねくれた策略である。

「車両税」にノーと言い、住民投票事項21に反対票を投じよう。

このような困難な時期に政府のサイズを縮小する代わりに、この新しい車両税は、政治家らが、何億ドルをもその他の政府プログラムに転用する一方で、州立公園を荒廃させたままにしかねない、ひねくれた予算詐欺を働くことを許可する。

Sacramento BeeのベテランコラムニストDan Walters氏は、ある上院議員が1億4千万ドルを州立公園予算から削除したら、投票者であるあなたが住民投票事項21に投票する可能性が高いということについての議論に関するレポートで、政治家らの車両税計画を最近暴露した。

Walters氏が示した、Alan Lowenthal上院議員が州議会委員会で語った引用文:

「既に完全にそれ(州立公園)に資金提供されているのに、誰が公園パス(住民投票事項21)に投票するだろうか? 完全に資金提供されているのに、なぜ公園パスに投票する必要があるのか? と私は言っているのだ。」

Walters氏は、Lowenthal氏による「うっかり秘密を漏らした」というコメントで適切に締めくくった。

議会の状況に対するこの驚くべき洞察は、苦しく、ひねくれた詐欺を明かし、政治家らが投票者をだまし増税するためにどこまで身を落とすかを明らかにしている。

明らかに、政治家らが持つ住民投票事項21の真の目的は、州立公園のために車両税を承認するようあなたをだまして、その他の無駄な支出に資金を転用できるようにすることだ。

住民投票事項21に反対票を投じ政治家らにメッセージを送ろう。

カリフォルニア州の最も信頼できる複数の納税者組織が住民投票事項21に反対している。

カリフォルニア州納税者協会(California Taxpayers' Association)は、住民投票事項21に反対している。

ハワード・ジャービス納税者協会(Howard Jarvis Taxpayers Association)は、住民投票事項21に反対している。

「本法案は善意に見えるが、住民投票事項21は、州立公園の修復または営業継続を保証することのない、カリフォルニア州民に対する二年ごとに10億ドルの車両税に過ぎない。

「しかしさらに悪いことに、住民投票事項21に投票すると、州議会の政治家らが、欺瞞的な増税方法を見つける一方で、無駄な支出を可能にし、それを奨励することになる。住民投票事項21に反対票を投じよう。」— Jon Coupal、会長、ハワード・ジャービス納税者協会

これらの納税者擁護者に加わって住民投票事項21に「反対票」を投じよう。

州議会には真の予算改革と真の解決策が必要だ。住民投票事項21は、州議会を機能不全にする「投票箱予算」の追加に過ぎない。我々は、政治家らに説明責任を持たせ、我々のために仕事をさせる必要がある。

住民投票事項21は予算の混乱状態および相変わらずの政略をさらに奨励し、教育や雇用創出などカリフォルニア州の最も緊迫した問題を解決しない。

住民投票事項21は善意のように見えるが、だまされてはならない。二年ごとに10億ドル増税するという、州議会での相変わらずの政略および卑劣な方法に過ぎない。

州議会にノーと言おう。車両税にノーと言おう。住民投票事項21に反対票を投じよう。

PETER FOY、カリフォルニア州会長
Americans for Prosperity
MICHELLE STEEL、役員
California Board of Equalization

★　住民投票事項21の反対論拠に対する反論　★

州議会の政治家らは、州立公園・野生動物保護プログラムを荒廃させてきた

カリフォルニア州立公園は毎年8,000万以上の住民および旅行者の来園を受けており、州および周辺の地域社会に膨大な経済的・健康的な恩恵を生んでいる。

にも関わらず、州立公園は、ダメージの大きい不規則で厳しい資金削減で公園を襲う州議会の政治家らの気まぐれで、近年被害を被ってきた。

州立公園閉鎖、不衛生で危険なトイレ、汚染された飲料水、壊れた建物、腐食した危険な小道、長期的に見るとより多くの費用を負担することになる遅延された保守など . . . 州議会の無視による影響は破壊的である。

先延ばしになった保守費用: 10億ドル以上。

雇用や収益の喪失を含め、閉鎖された公園および荒廃した公園の影響は、カリフォルニア州全域に波及している。

住民投票事項21は信託基金を新設し、公園を営業し納税者を保護し続ける

市民連合および評判の高い組織は投票用紙の住民投票事項21を解決策としている。住民投票事項21は、州立公園・野生動物保護プログラムの維持のみに使用可能な特別の信託基金を新設する。住民投票事項21は、確実に資金が適正に支出され、信託資金が政治家らによってお気に入りのプロジェクトのために絶対に切り崩されないようにするため、市民監督委員会および年次監査を含め、厳格な説明責任を規定する。

多様な尊敬を受けた連合は住民投票事項21を支持している

住民投票事項21を支持する数百万人のカリフォルニア州民を代表する300の組織からなる二大政党グループの例:

- カリフォルニア州教員連盟(California Federation of Teachers)
- カリフォルニア州資源保全有権者連盟(California League of Conservation Voters)
- カリフォルニア州看護師協会(California Nurses Association)
- カリフォルニア州ライフガード協会(California State Lifeguard Association)
- カリフォルニア州放課後ケア提供業者連盟(League of California Afterschool Providers)
- 地域の商工会議所。

住民投票事項21に賛成票を。*www.YesForStateParks.com*

GRAHAM CHISHOLM、事務局長
Audubon California
JAN LEWIS、州議長
California Action for Healthy Kids
ELIZABETH GOLDSTEIN、会長
California State Parks Foundation

住民投票事項

22 輸送・再開発、または地方自治体のプロジェクト・サービスのために使用される資金からの借入または引出を州に禁止する。州民発案による憲法改正案 。

正式な表題と概要　　司法長官により作成

輸送・再開発、または地方自治体のプロジェクト・サービスのために使用される資金からの借入または引出を州に禁止する。州民発案による憲法改正案。

- 厳しい財政難にあっても、輸送・再開発、または地方自治体のプロジェクト・サービスのための税収配付を遅らせることを州に禁止する。

州議会アナリストによる州および地方自治体の財政への基本的な影響についての予測概要:
燃料税・固定資産税の州権限に対する制約のために、州は、恐らく年間10億ドルから数十億ドルの範囲で、別の対策を取る必要があるであろう。この結果、以下の二つの状況が生じるであろう。

- 一般会計のプログラム歳出の減少および/またはそれらの金額の州歳入の増加。
- 州および地方自治体の輸送プログラム・地方自治体再開発への資金提供において同程度の増加。

州議会アナリストによる分析

背景

州憲法において、州・地方自治体の資金調達および責任には相互関係がある。両行政レベルは、売上税および燃料税などの一部の税金によって得られる収入を分かち合っている。両行政レベルは、健康衛生および社会福祉の多くのプログラムなど、一部のプログラムの費用も分担している。州は、固定資産税収を得ることはないが、地方自治体の機関および学校間でこれらの税収を配賦する権限を持つ。

長年にわたり、州は、種々の方法で地方自治体の歳出入に影響を与える決定を行ってきた。これらの決定の一部は財政的に州に恩恵をもたらし、その他の決定は地方自治体の利益になった。たとえば、1990年代初期、州は、市・郡・特別区の固定資産税収を永久的に学校に移した。これらの移行は、地方自治体の機関の財源を減らし、州の教育費を減らすという影響を与えた。逆に、1990年代後期、州は、第一審裁判所制度の財源について法律を改正した。この改正は、地方自治体の費用を州に移すという影響を与えた。

近年、州の投票者は、地方自治体の財政に対する州の権限を制限するよう州憲法を改正した。2004年の住民投票事項1Aでは、州は、市・郡・特別区の固定資産税収を永久的に学校に移したり、地方自治体に影響するその他の特定の処置を講じたりする権限を失った。さらに、2006年の住民投票事項1Aでは、州のガソリン売上税収を借入する州の能力を制限している。しかし、州憲法のこれらの条項は、市・郡・特別区の一部の資金を一時的に借入したり、その提供先を変更したりする州の権限を排除していない。また、これらの条項は地方自治体の再開発機関収入の提供先を変更する州の権限を排除していない。(再開発機関は都市の荒廃地域を向上するプロジェクトに取り組む。)

法案

図1で概説されているように、本法案は、以下の州の権限を制限したり、排除したりする。

- 州輸送公債の債務返済を行うために州燃料税収を使用する権限。
- 州燃料税収の配賦資金を借入または変更する権限。

図1
住民投票事項22の主要条項

✓ **州燃料税に関する制限事項**
- 輸送公債の債務返済に資金を使用する州の権限を減らす。
- 州による資金の借入を禁止する。
- 資金の配賦を変更する州の権限を制限する。

✓ **州に対するその他の制限事項**
- 再開発固定資産税収の提供先変更を禁じる。
- 市・郡・特別区から学校に固定資産税収を一時的に移す州の権限を排除する。
- 州命令で提供したサービスの費用をまかなうために、車両免許料の収入を使用することを州に禁じる。

✓ **法執行**
- 本法案に相反する場合、2009年10月20日以降に施行された州法を廃止する。
- 州が本法案の条項に違反した場合、払い戻させる。

- 再開発機関の固定資産税収をその他の地方自治体に移す権限。
- 市・郡・特別区から学校に固定資産税収を一時的に移す権限。
- 州命令で提供したサービスの費用を地方自治体に払い戻すために、車両免許料 (vehicle license fee: VLF) からの収入を使用する権限。

その結果、本法案は州一般会計および輸送資金内の財源に影響する。一般会計は、学校・総合大学・刑務所・保健衛生・社会福祉の各プログラムにとっての州の主要資金源である。輸送資金は個別の口座に入れられ、州・地方自治体の輸送プロジェクトに使用されている。

輸送公債の費用をまかなうための資金の使用

州燃料税。 図2が示すように、州は輸送目的のために年間約59億ドルの燃料税収を獲得するが、この金額の大部分はガソリン1ガロン当たり35.3セントの消費税からくる。図2に示されている金額は2010年上旬に採用された改正事項を反映している。これらの改正前、州は、ガソリン1ガロン当たり18セントの消費税と、購入費用に基づく売上税といった二種類のガソリン税を課していた。改正後、州は、同じ金額の合計税収を徴収するが、州ガソリン売上税を課していない。(これらの州の燃料税は地方自治体のガソリン売上税に影響を与えなかった。) 州がこれらの改正を行った理由のひとつは、輸送公債の債務返済をまかなうためには、ガソリン消費税収の方が売上税収よりも一層柔軟に使用できるからであった。

燃料税収の現行用途。 州燃料税収の主要用途は、(1) 高速道路・街路・車道の建設および保守、ならびに (2) 輸送・都市間鉄道サービス

図2
輸送目的の現在の州燃料税収[a]

2010～11年度
(百万単位)

燃料	消費税	売上税
ガソリン	$5,100	—
ディーゼル	470	$300
合計	**$5,570**	**$300**

[a] 地方自治体も燃料税を課している。図はこれらの地方自治体税収を示していない。

への資金提供である。さらに、州は、投票者が承認した輸送公債の債務返済費用を支払うためにその燃料税収の一部を使用している。たとえば、今年度では、州は、高速道路・車道・輸送の各プロジェクトに資金を調達するために発行された公債の債務返済費用を支払うために約8億5千万ドルの燃料税収を使用する。将来の年度では、この金額は年間約10億ドルに増えることが予想される。

州の権限を減らす。本法案は、公債の債務返済費用を支払うために燃料税収を使用する州の権限を減らす。本法案では、州は、発行済み公債の債務返済費用を支払うために燃料税収を使用できなくなる。また、未発行の公債の債務返済費用を支払うために燃料税収を使用する州の権限は、著しく制限される。

これらの制限により、州は、輸送口座からではなく、州一般会計から年間公債費用約10億ドルを支払う必要がある。(州は選挙時までに公債費用の一部を燃料税収でまかなっているため、今年度ではこの金額は幾分少なくなるであろう。) 同様に、これは、(1) 輸送プログラムのために州が費やせる金額を増やし、さらに (2) 非輸送プログラムに州が費やせる一般会計からの金額を減らすであろう。

燃料税収の借入

現在の借入権限。州の燃料税収は通常、輸送の目的のために使用されなければならないが、州は特定の状況においてその他の目的にこれらの資金を使用できる。具体例:

- ***キャッシュフローの目的のための借入。***歴史的に見て、州が一般会計中の大半の費用を支払うのは毎年7月から12月までの間であるが、大半の収入を受領するのは1月から6月までの間である。この不均一なキャッシュフローの管理に役立つよう、州は、燃料税基金を含め、種々の州口座から一時的に資金を借入することがよくある。燃料税資金からのキャッシュフロー是正のための融資は、合計10億ドル以上になることが多い。
- ***予算均衡化のための借入。***厳しい州財政難の場合、州は予算問題の解決に役立てるため燃料税収を使用できる。州は三年以内にこれらの資金を返済しなければならない。たとえば、この分析の作成時では、2010～11年度の州予算案には州燃料税収から州一般会計に6億5千万ドルの融資が含まれていた。

借入の禁止。本法案は、一般に、キャッシュフローまたは予算均衡化のいずれの目的においても、燃料税収から一般会計またはその他の州基金への融資を禁じる。したがって、州は、短期借入の必要性を解消するため別の処置を講じる必要がある。これらの処置には、民間市場からの借入増加、会計内の予備金増加のための州歳出の抑制、または税徴収の加速などが含まれる場合がある。予算問題のための借入の場合、州は、州の歳出抑制または増税など、将来の一般会計予算を均衡化するための別の処置を講じる必要がある。

燃料税収の配賦

現在の配賦。州燃料税収の約三分の二は州が消費した後、残りは市・郡・輸送区域に提供される。州法は地方自治体の機関が受領する資金額を定めるが、州議会は、これらの資金配賦を変更する法律を州議会の各上・下院の過半数の得票で通過させることができる。たとえば、州は、最近の数年間にわたり輸送資金配賦に種々の変更を加えてきた。

配賦変更の制限。本法案は、地方自治体の機関への州燃料税収の配賦を変更する州の権限を制限する。燃料消費税の場合、本法案は、地方自治体の街路・車道の建設または保守のために地方自治体にこれらの税収を配賦する方式を、2009年6月30日に有効となったものにすることを義務付ける。(当時、地方自治体は、燃料消費税から徴収した18セントの内6セントから得られた税収を受領した。) 本法案では、州議会の各上・下院の三分の二の得票のみによって、さらにカリフォルニア州運輸委員会 (California Transportation Commission) による一連

の公聴会が実施されてから、州はこの配賦を変更する法律を施行できるようになる。

ディーゼル売上税収 (交通輸送の計画のために主に使用される) の場合、現行法では、2011～12年度以降、その資金は州に25パーセント、地方自治体に75パーセント配賦することを義務付けている。本法案は、その代わりに、この資金を州と地方自治体のプログラム間で均等に分配するよう規定する。したがって、ディーゼル売上税収配賦に対するこの改正は、改正されない場合と比べると、交通目的のための、地方自治体への進行中の資金供給額を幾分少なくし、州への資金供給額を増やすことになる。本法案下では、州はこの資金配賦を変更できない。

固定資産税収の割当

固定資産税の現行配賦。 カリフォルニア州の土地所有者は、住宅およびその他の財産の価額に対し1パーセントの税金と、投票者が承認した公債のために追加の固定資産税を支払っている。州法は、郡監査人が各地方自治体間でこれらの税収をいかに配賦するかを規定している。図3に、地方自治体が受領する固定資産税収の配分が示されている。

州法は、州に対し、固定資産税収の配賦への変更を一部認めている。たとえば、州は、再開発機関に税収配賦からの資金を近隣学校に移すことを義務付けることができる。最近、州は、再開発機関に対し、二年にわたり収入の20億ドルを学校に移すことを義務付けた。(この金額は総再開発収入の約15パーセントに相当する。) さらに、州は、深刻な財政難時に、固定資産税収の一部を市・郡・特別区から一時的に移し変えるよう義務付けることができる。だたし、この場合、州は、三年以内に地方自治体の機関に、利子を含め、損失額を返済する必要がある。最近、州は、これらの機関に19億ドルの資金を学校に移すことを義務付けた。これらの資金転向の主な理由

図3
地方自治体が受領する固定資産税の1パーセントの推定配分

州全域における平均

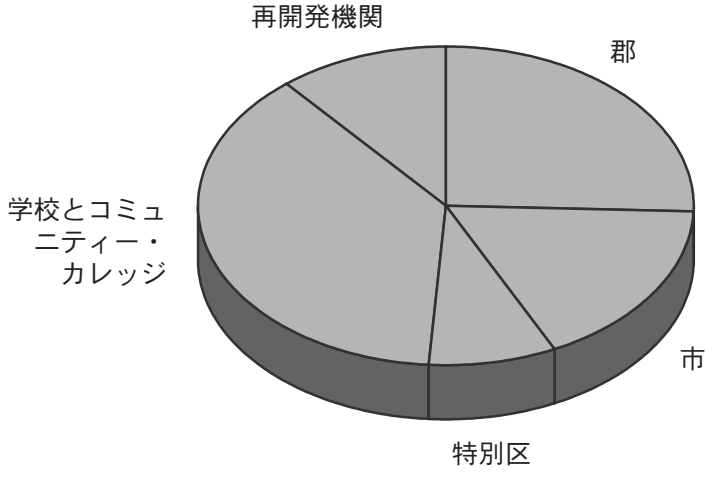

一時的な固定資産税の変化による影響は考慮されていない。

住民投票事項22の本文は、99ページを参照。

は、教育およびその他のプログラムのための州一般会計中の費用を減らすためであった。

州の権限の縮小。本法案は、再開発機関に資金を学校やその他の機関に移すことを義務付ける新しい法律の施行を州に禁じる。また本法案は、州の深刻な財政難において固定資産税収を一時的に移し変える州の権限を排除する。したがって、本法案下では、数年度においては予算均衡化のために、州歳出削減または州の増税など、別の処置を講じる必要があるであろう。

VLF収入の使用

現行のVLF。カリフォルニア州の車両所有者は、従来から徴収されている税率0.65パーセントおよび一時的な税率0.50パーセントを含め、1.15パーセントの税率で車両価額に対しVLFを納めている。大半のVLF税収は地方自治体に配賦される。

州命令で提供したサービスについての現行の支払。一般に、州が地方自治体に新しいプログラムまたは一層レベルの高いサービスを提供するよう「命令する」場合、州は地方自治体に払い戻しをする必要がある。通常州は、年度予算決議での充当金またはその他の相殺資金の提供により償還を行う。

VLF資金の使用の制限。本法案は、州が、従来から徴収している税率で徴収するVLFの税収の配賦額を増やすことによって、州命令のサービスに対する費用を地方自治体に償還できないことを規定する。ただし、本法案下では、州は、その他の財源を使用して地方自治体に償還する必要がある。

本住民投票事項と相反する州法

最近の法律の無効化。本住民投票事項と相反する2009年10月20日から2010年11月2日までの間に施行された法律はすべて、廃止される。いくつかの要因によって、本条項の実際の影響を判定することが困難になっている。まず、本法案の一部は、裁判所による今後の解釈に左右される。次に、2010年春、州は燃料税法に大幅な改正を行い、これらの改正に対する本法案の完全な影響は定かではない。最後に、この分析の作成時 (2010年初夏)、州議会はその深刻な予算問題を解決するため新しい法律や資金調達上の改正を多数考慮中であった。その結果、本法案によって影響されたり、廃止されたりできる完全な範囲の州法を判定できない。

将来の法律のための払い戻しの義務付け。本法案下では、住民投票事項22の条項を州が違反したという判定を裁判所が下した場合、州会計監査長官が30日以内に影響を受けた地方自治体または口座に払い戻す。利子を含めこれらの払戻金の資金は、州一般会計から支払われ、州議会の承認を必要としない。

財政的影響

州一般会計

2010～11年度に発効。本法案は、(1) 州一般会計に債務返済費用の一部を移し、また (2) 一般会計のために燃料税収からの借入を禁じる。その結果、本法案は、2010～11年度においてその他のプログラムに費やすために州に利用可能となる財源を約10億ドル減らす。予算均衡化のため、州は、歳入の増加や歳出の削減のためにその他の処置を講じる必要がある。全体的に、本法案の財政への即座の影響は、一般会計総歳出の約1パーセントに等しい。また、上記のように、本分析作成時以降に通過し本条項と相反する法律は廃止される。

長期的な影響。輸送公債の債務返済費用を支払うために燃料税収を使用する州の権限を制限すると、翌二十年間、毎年約10億ドル一般会計費用が増えるであろう。さらに、固定資産税収および再開発収入を借入したり、提供先を変更したりする州の権限を本法案が制限する場合、数年度において費用の増大または一般会計に利用可能な財源の減少が生じる可能性がある。これらの改正による総合的な財政的影響は判定できないが、約10億ドル (大半の年度) から数十億ドル (数年度) の範囲になる可能性がある。

州議会アナリストによる分析

続き

州・地方自治体の輸送プログラムおよび地方自治体

輸送プログラムおよび地方自治体に対する本法案の財務的影響は、州一般会計への影響とは*反対*のものである。本法案下では、州は、輸送公債の債務返済費用を支払うのに、燃料税収ではなく、一般会計中の収入を使用する。これは、州・地方自治体の輸送プログラムに利用可能なさらに多額の燃料税収を残すであろう。

また、税収の提供先を変更する州の権限を制限するため、再開発、および州・地方自治体の輸送プログラムに利用可能な財源が増える結果になるであろう。また、これらの税収を借入する州の権限を制限するため、地方自治体および輸送に利用可能な資金がより安定する結果になるであろう。これらの改正による財政的影響の規模は判定できないが、約10億ドル (大半の年度) から数十億ドル (数年度) の範囲である可能性がある。

住民投票事項22の本文は、99ページを参照。

住民投票事項 22　輸送・再開発、または地方自治体のプロジェクト・サービスのために使用される資金からの借入または引出を州に禁止する。州民発案による憲法改正案。

★　住民投票事項22の賛成論拠　★

問題―州の政治家らは地方自治体および輸送の資金を奪い続ける。

あまりにも長い間、州議会の政治家らは、投票者が地方自治体および輸送サービス専用にと決めた税金を何十億ドルも奪うために、法律の抜け穴を利用してきた。

州議会は昨年50億ドルを搾取・借用し、今年はさらに数十億ドルを奪う計画である。州の資金切り崩しにより、*9-1-1緊急応答・警察・消防・図書館・シニアサービス・道路修理・公共輸送改善など、地方自治体の不可欠なサービスが大幅削減を強いられてきた。*

解決策―住民投票事項22に賛成票を投じて、州による地方自治体および輸送の資金の切り崩しを止めさせる。

住民投票事項22に賛成票を投じることによって実現すること:

1) 9-1-1応答・警察・消防による保護など地方自治体の不可欠なサービスに資金を提供するための、市および郡専用の地方自治体の税金の搾取・借用を州に止めさせる。

2) ガソリンスタンドで支払っている、投票者が道路修理・輸送改善・公共輸送専用にしたガソリン税の搾取・転用を州に止めさせる。

住民投票事項22に賛成票を―公共安全を含め、地方自治体の不可欠なサービスを守ろう。

「市は、自分達の一般会計の60パーセント以上を警察・消防サービスに費やしている。州による地方自治体の資金の切り崩しを禁止することによって、住民投票事項22は、法執行機関、9-1-1緊急応答、およびその他の公共安全サービスの維持に役立つ。」―Douglas Fry署長、会長、消防署長部門(FIRE CHIEFS DEPARTMENT)、カリフォルニア都市連盟(League of California Cities)

住民投票事項22に賛成票を投じることによって保護できる、地方自治体提供による不可欠なサービスの例:

- 警察・保安官のパトロール
- 9-1-1緊急派遣
- 救急医療隊員による応答
- 消防による保護
- シニアサービス
- 青少年非行防止および放課後プログラム
- 近隣地域の公園・図書館
- バス・通勤列車などの公共輸送
- 地方自治体道路の安全のための修理

住民投票事項22に賛成票を―確実にガソリン税が輸送専用に取り置かれるようにする。

ガソリンスタンドで支払っているガソリン税は、道路上の安全性の改善、交通渋滞の緩和、および大量交通への資金提供のために使用されるべきである。しかし州政治家らは、輸送以外の目的にガソリン税を転用し続けている。住民投票事項22に賛成票を投じることによって、投票者が意図した輸送改善のためにガソリン税が使用されることを確実にする。

住民投票事項22に賛成票を―地方自治体および輸送のサービスのための既存資金のみに提供される。

住民投票事項22は増税しない。そして、住民投票事項22が学校への資金調達を損なうという主張は、州による地方自治体の資金の切り崩しを続けたい者らによる恐怖作戦に過ぎない。住民投票事項22は、地方自治体における*既存*の税金および*既存*ガソリン税が州の政治家らによって再び搾取されないことを確実にするだけである。

住民投票事項22に賛成票を―支持している広範な連合の例:

- カリフォルニア州消防署長協会(California Fire Chiefs Association)
- カリフォルニア州保安官研究協会(Peace Officers Research Association of California)、60,000の公共安全分野の会員を代表
- 地方自治体の救急医療隊員および9-1-1派遣オペレータ
- カリフォルニア州警察署長協会(California Police Chiefs Association)
- カリフォルニア州図書館協会(California Library Association)、カリフォルニア州全域の3,000人の図書館員を代表
- カリフォルニア州輸送協会(California Transit Association)
- カリフォルニア都市連盟(League of California Cities)
- カリフォルニア州職業同盟(California Alliance for Jobs)
- カリフォルニア州商工会議所 (California Chamber of Commerce)
- 50以上の地方自治体にある商工会議所
- 300以上の市または町

州による地方自治体の税金の切り崩しを止めさせよう。

住民投票事項22に賛成票を投じよう!

www.SaveLocalServices.com

DOUGLAS FRY、会長
Fire Chiefs Department, League of California Cities
KIM BUI-BURTON、会長
California Library Association
SUSAN MANHEIMER、会長
California Police Chiefs Association

★　住民投票事項22の賛成論拠に対する反論　★

解決策―住民投票事項22に反対票を。

自分の金庫を満たす無限の策略を作り出す地方自治体の官僚や開発・再開発機関である住民投票事項22の発議者らはカリフォルニア州の予算危機に本当に盲目なのか?

公立学校が翌年十億ドル以上を、また翌十年間にわたりさらに何十億ドルを失う立場にありながら、何十億ドルもの税金を開発業者に手渡すようなイニシアチブを投票者に通過を願う理由は他に何があるのか?

そして、住民投票事項22は、火災や天然災害と戦うカリフォルニア州全域の消防士からお金を奪う。

さらに、住民投票事項22は、子供達のための手頃な価格の医療に資金提供することがさらに困難になる。

シリコンバレー納税者協会(Silicon Valley Taxpayers Association)は、住民投票事項22に反対票を投じるよう強く要請している。

憂慮するフラートン市納税者協会(Fullerton Association of Concerned Taxpayers)はノーと言っている。

彼らは、住民投票事項22における再開発機関のための特別保護策がとんでもない考えであると信じている。これは、営利目的の開発業者との談合を増やすことを可能にするであろう。

公立教育に利用可能な資金を削減し、消防・公共安全・公共医療の予算を縮小する一方で、地方自治体の開発業者への税金ばらまきを保護するために、カリフォルニア州憲法を改正するのは、賢明ではない。カリフォルニア州憲法は、地方自治体の権力掌握の場所ではない。特に説明責任のない場合は!

「住民投票事項22は、全固定資産税の10%以上を取得し、それを投票者の承認を得ずに何十億ドルの長期負債契約の締結に使用する、再開発機関のための保護機能を確定する。」 ―Lew Uhler、会長、全米納税者制限委員会(National Taxpayer Limitation Committee)

税金はまず公立学校・公共安全・医療に提供されるべきだ。そして最後に提供されるのは、住民投票事項22を支持する地方自治体の官僚、開発・再開発機関だ。

DAVID A. SANCHEZ、会長
California Teachers Association
KEN HAMBRICK、議長
Alliance of Contra Costa Taxpayers
LEW STONE、会長
Burbank Firefighters

本ページに印刷されている論拠は、著作者の意見であり、公的機関によってその正確性については調査されていません。

住民投票事項 22　輸送・再開発、または地方自治体のプロジェクト・サービスのために使用される資金からの借入または引出を州に禁止する。州民発案による憲法改正案。

★　住民投票事項22の反対論拠　★

住民投票事項22は、聞こえが良いが、納税者にダメージを与える隠された条項で満たされた、いつもの住民投票事項の一つである。この本当の仕組みを見て欲しい。

住民投票事項22が通過すれば、学校は、即座に10億ドル以上を、それ以後の毎年度で別途4億ドルを失う状態になる。それは、毎年5,700人の教師に相当する。それは、学級サイズが大きくなることを意味する。過密状態の学校。学業・音楽・芸術・職業訓練・学級安全の縮小。

公立学校は深刻な影響を与える予算削減から既に困窮している時期にあり、住民投票事項22はそれらに徹底的な大打撃を与える。州全域の校長や保護者が参加するカリフォルニア州教員協会(California Teachers Association) は、住民投票事項22に反対票を投じようと声高に言うのはそのためである。

それでもなお悪いことに、住民投票事項22は州全域の消防士が必要とする資金も奪う。カリフォルニア州専門消防士(California Professional Firefighters)が住民投票事項22に反対するのは、我々皆が火災・地震・洪水・その他の天然災害のもっと危険な状態のままで放って置かれるからだ。またこれが意味することは、緊急医療サービスの縮小であり、家族が救急医療隊員を必要としているときに応答時間が長くなったり、重大な緊急事態に全く救急医療隊員がこないかもしれない。

住民投票事項22は、子供達の安全網が既に破綻している時期であるのに、医療に利用可能な資金が削減される。住民投票事項22が通過すれば、カリフォルニア州内の何万もの子供達が健康保険を失ったり、手頃な価格の医療を利用できなくなったりする危険にさらされる。

最後に、住民投票事項22には、州憲法に再開発機関のための保護機能を永久に確定するという、別の隠された条項がある。これらの機関は土地収用であなたの不動産を奪う力を持っている。彼らは地方自治体の固定資産税の何十億ドルもの甘い汁を吸い、その税金の大半が地方自治体の開発業者の手に納まる。しかも、彼らは投票者による直接の監督なしにそれを行う。

住民投票事項22の支持者らはこれが何らかの方法で公共サービスに役立つと主張している。我々は見解を異にする。税金はまず学校・公共安全・医療に提供されるべきだ。そして最後に提供されるのは、本法案を支持する開発・再開発機関だ。

2004年、投票者は、真の財政危機の際に地方自治体の資金を借入できるが、3年以内に完全に返済する必要があるという住民投票事項1Aに投票者は賛成した。住民投票事項22は、2004年にカリフォルニア州民が賢明にも承認した法案を覆し、学校・小児医療・シニア・盲人・身体障害者をさらなる失望状態に置く。

Timothy Strackリバーサイド市消防士は、「住民投票事項22は、消防車に消防士をもう一人、また救急車に救急医療隊員をもう一人乗せることはない。これは、公共安全の資金を奪うために、再開発機関に門戸を開くだけだ。」

投票用紙にある住民投票事項が約束事をもたらさず、現状を悪化させることがよくあることを、我々誰もが知っている。住民投票事項22はその完璧な例だ。州全域で現在直面している財政危機の最中において、さらなる予算の確定がなぜ賢明なことになるであろうか? 実質上、全くの説明責任もなく、納税者を守ることもないではないか? 彼らが仕える開発・再開発機関に恩恵を与えるためにか?

学校を守ろう。公共安全を守ろう。子供達の健康を守ろう。住民投票事項22に反対票を投じよう。

LOU PAULSON、会長
California Professional Firefighters
MALINDA MARKOWITZ、**正看護師**、共同会長
California Nurses Association
DONNA DREITH、三年生担当教師
Riverdale Joint Unified School District

★　住民投票事項22の反対論拠に対する反論　★

以前、カリフォルニア州の地方自治体および州の役割は均衡が取れていた。しかしその均衡が壊れている。

毎年、州の政治家らは、地方自治体のサービス専用の地方自治体の税金を奪い取る法律の抜け道を乱用している。

政治家らはその地方自治体のお金を州一般会計に転用し、自分達の好きなように費やしている。

州政府の奪う資金額は増し続ける一方で、市や郡のサービスはぎりぎりまで切り詰められてきた。

このような抜け道を閉ざし、地方自治体の税金の切り崩しを州に止めさせよう。

ご自身で住民投票事項22を読んでみてもらいたい。

- 住民投票事項22に賛成すると、9-1-1緊急応答・警察・消防・図書館・公園・シニアサービスなど、地方自治体のサービス用の資金を州政治家らが奪えなくなる。
- 住民投票事項22に賛成すると、輸送改善専用に投票者が取っておいたガソリン税を州政治家らが奪えなくなる。

反対者の恐怖作戦に惑わされてはならない。

住民投票事項22の反対者は、州政治家らが地方自治体の税金を奪い続けられるようにしたいのだ。これはそれほど簡単だ。

真実: 住民投票事項22は、*既存の*地方自治体の収入だけを保護し、州憲法が保証している学校への資金を削減することはない。*一銭たりとも削減されない。*

真実: 60,000人の法執行官を代表するカリフォルニア州保安官研究協会、カリフォルニア州消防署長協会、カリフォルニア州消防区協会(Fire Districts Association of California)およびカリフォルニア州警察署長協会が住民投票事項22を*支持している*理由は、地方自治体の消防・法執行・9-1-1緊急応答から年間160億ドル以上を守るからである。

地方自治体の資金を州政治家らに取り崩させないようにしよう。

住民投票事項22に賛成票を投じよう。

www.SaveLocalServices.com

DOUGLAS FRY、会長
Fire Chiefs Department, League of California Cities
RON COTTINGHAM、会長
Peace Officers Research Association of California
JANE LIGHT、図書館員
San Jose Public Library

住民投票事項

23 失業率が一年通期で5.5パーセント以下に低下するまで、地球温暖化の原因となる温室効果ガス排出の届出・削減を主要排出源に義務付ける大気汚染防止法 (AB 32) の導入を一時中止する。州民発案による法令。

正式な表題と概要　　司法長官により作成

失業率が一年通期で5.5パーセント以下に低下するまで、地球温暖化の原因となる温室効果ガス排出の届出・削減を主要排出源に義務付ける大気汚染防止法 (AB 32) の導入を一時中止する。州民発案による法令。

- カリフォルニア州の失業率が連続四四半期にわたり5.5パーセント以下に減少するまで、2020年までに温室効果ガス排出量を1990年レベルに削減するよう義務付ける州法を一時中止する。
- 発電所、石油精製所などの主要排出源に対する再生可能エネルギーの増加・クリーンな燃料要件・義務的排出届出・料金要件を含む、包括的な温室効果ガス削減プログラムを州が一時停止する。

州議会アナリストによる州および地方自治体の財政への基本的な影響についての予測概要:

- AB 32の一時中止は、州の経済活動全般に中程度の実質的増加をもたらす可能性がある。この場合、州政府・地方自治体の歳入について、未知ではあるが著しい実質的な増加の可能性が生じるであろう。
- キャップ・アンド・トレード規制の将来的導入を一時中止することによって、州政府は、特定の排出枠購入企業へのこれらの排出枠競売という新しい州歳入源を失う可能性がある。
- 州政府・地方自治体のエネルギー費用は、それ以外の場合より低減される。

州議会アナリストによる分析

背景

地球温暖化・温室効果ガス。温室効果ガス (Greenhouse gas: GHG) は、太陽からの熱を地球大気圏内に封じ込め、地球の気温を暖めるガスである。自然現象 (主に水の蒸発) と人間の活動 (主に化石燃料の燃焼) の両方によってGHGが生成される。科学的専門家は、人間の活動から生じるGHG濃度の上昇は地球の気温を上昇させ、そのような気温の上昇は最終的に大問題を生じる可能性があるという懸念を声にしてきた。このような気温の上昇は、地球温暖化または気候変動と一般に呼ばれている。

大規模な産業経済を有し、人口密度の高いカリフォルニア州は、合衆国で上位第二位のGHG排出州であり、世界最大のGHG排出地域のひとつに挙げられている。気候変動は国際的な取り組みが必要となる世界的な問題である。GHGに関するカリフォルニア州での活動は、解決に寄与し、米国のその他の地域やその他の諸国でGHG緩和方針の取り組みのきっかけとしての役割を果たせるという理由で支持されてきた。

GHG制限のために施行された下院法案第32号。2006年、州は、下院法案第32号または「AB 32」として一般に呼ばれる、2006年カリフォルニア州地球温暖化対策法 (California Global Warming Solutions Act) を施行した。本法律は、州のGHG排出量を2020年までに1990年の排出量に削減する目標を確立した。AB 32がない場合の排出量と比較した場合、この目標を達成すると、2020年までに約30パーセントのGHG削減につながると推定される。

下院法案第32号は、州大気資源局 (Air Resources Board: ARB) に対し、この削減目標を達成するための規則および規制を採用するよう義務付けている。また、この法律は、ARBが、これらの規則および規制を作成し、大気質向上の機会を活用することによって、州のGHG排出量削減活動から公共衛生の利益を創出するよう指示している。

GHG排出量を削減するその他の法律。 AB 32に加え、州議会によってGHG排出量削減のためのその他の州法が多数施行されてきた。これらその他の法律の主な目的が特にGHG排出量削減である場合もある。たとえば、2002年のある法律は、ARBに対して、乗用車や小型トラックからのGHG排出量削減規制を義務付けている。その他の法律は、GHG排出量削減がそれらの主要目的ではないが、その排出量削減効果を持ち得る種々の省エネプログラムを許可した。

GHG排出量削減目標に達するための「スコーピング計画」。 AB 32で義務付けられているように、2008年12月、ARBは、2020年のためのAB 32のGHG排出量削減目標をどのように達成するかについての計画を公開した。AB 32スコーピング計画と呼ばれるこの計画は、GHG排出量削減のための数々の異なった法案を網羅している。一部はAB 32によって許可された法案であり、その他は個別に施行された法律によって許可されたものである。これらの法案の一部は、州の化石燃料の依存度低下など、GHG排出量削減以外のものをそれらの主要目標としている。

計画には従来の規制法案および市場ベースの法案などが混ざっている。建物の省エネ基準などの従来の規制は、個人や事業が排出量削減のための具体的措置を講じる必要がある。市場ベースの法案は、GHG排出量削減をいかに達成するかについて法案の対象となるものに一層大きな柔軟性をもたらす。スコーピング計画に含まれる大市場ベースの法案は「キャップ・アンド・トレード」制度である。そのような制度では、ARBが、GHG排出量にキャップ、つまり限度を設定し、事業が排出するGHG排出量に関連する限定数の排出枠をそれらの事業に発行し、この制度でカバーされている排出企業にそれらの排出枠を売買または*取引*することを許可している。

スコーピング計画に含まれる法案には、既にその形の規制を採用しているものもある。その他の規制は、現在策定中であるか、または近い将来作成される。下院法案第32号は、GHG排出量削減法案の全規制が2011年1月1日までに採用され、2012年1月1日までに発効されることを義務付けている。

州の管理費用の負担のために課せられる料金。 AB 32で許可されているように、ARBは、GHG排出量削減制度の州管理費用を補うための規制を採用している。2010年秋以降、電力発電所や精製所など、高GHG量を排出する事業体は、これらの管理費用相殺のために使用される年間料金を支払う必要がある。料金収入は、AB 32制度に合計8千3百万ドルを融資した種々の州特別基金に返済するためにも使用される。これらの融資は2014年まで継続する返済期日の異なるものからなっている。

スコーピング計画導入による経済的影響。 AB 32スコーピング計画導入は、特定の事業および個人に種々の新しい規制および費用を課すことによって、GHG排出量および関連する大気汚染物質量を削減する。排出量削減および新しい費用は共にカリフォルニア州経済に影響を及ぼす。現在、スコーピング計画導入によるカリフォルニア州経済への影響について盛んな論議が続けられている。経済学者、環境保護主義者、および政策立案者は、スコーピング計画が州総生産、個人所得、価格、および雇用にどのような影響があるかについて異なった意見を述べている。スコーピング計画の「最終損益」つまり経済への最終的な影響についてのかなりの不透明さがあるのは、数々の理由による。第一に、数々のスコーピング計画法案はまだ完全に作成されていないため、経済的影響は、公共行政プロセスで法案がどのように策定されるかに大きく左右される。第二に、数々のスコーピング計画法案は長期にわたり段階的に施行されるため、一部の法案による完全な経済的影響は数年間感じられないであろう。第三に、スコーピング計画の導入はプラスとマイナスの両面の経済的影響を作り出す可能性がある。スコーピング計画の導入によって、特定の経済セクター、事業、および個人において「勝者」と「敗者」の両方が生じる事実もこれには含まれる。

住民投票事項23の本文は、106ページを参照。

AB 32のGHG排出量目標が達成される年である2020年におけるスコーピング計画導入による経済的影響を調査する数々の研究がある。比較的広範な見地から経済的影響を見た研究によると、ほとんどは、州の総合的な経済活動の尺度であるカリフォルニア州総生産に多少の低下が見られることが判明した。これらの所見は、一層高額なエネルギー、新規投資要件、および規制順守費用などのものが合わさって、消費者および事業が購入する材料・物品・サービスの生産費用をいかに増やすかを反映している。しかし、関係する全ての不透明さを考慮すると、スコーピング計画の純経済的影響はいまだ議論の余地がある。

法案

本住民投票事項は、カリフォルニア州の失業率が連続4四半期間5.5パーセント以下になるまで、AB 32の導入を一時停止するものである。停止期間中、州機関は、AB 32を導入する新規制の採用または以前に採用された規制の施行を禁じられる。(AB 32が再度発効されると、これは再度停止されることはない。)

本住民投票事項による天候変化規制への影響

AB 32は多年度にわたり停止されるであろう。本住民投票事項は、AB 32を直ちに一時停止する。州の失業率が連続4四半期間 (一年間) 5.5パーセント以下になるまで、これを

図1

過去のカリフォルニア州失業率

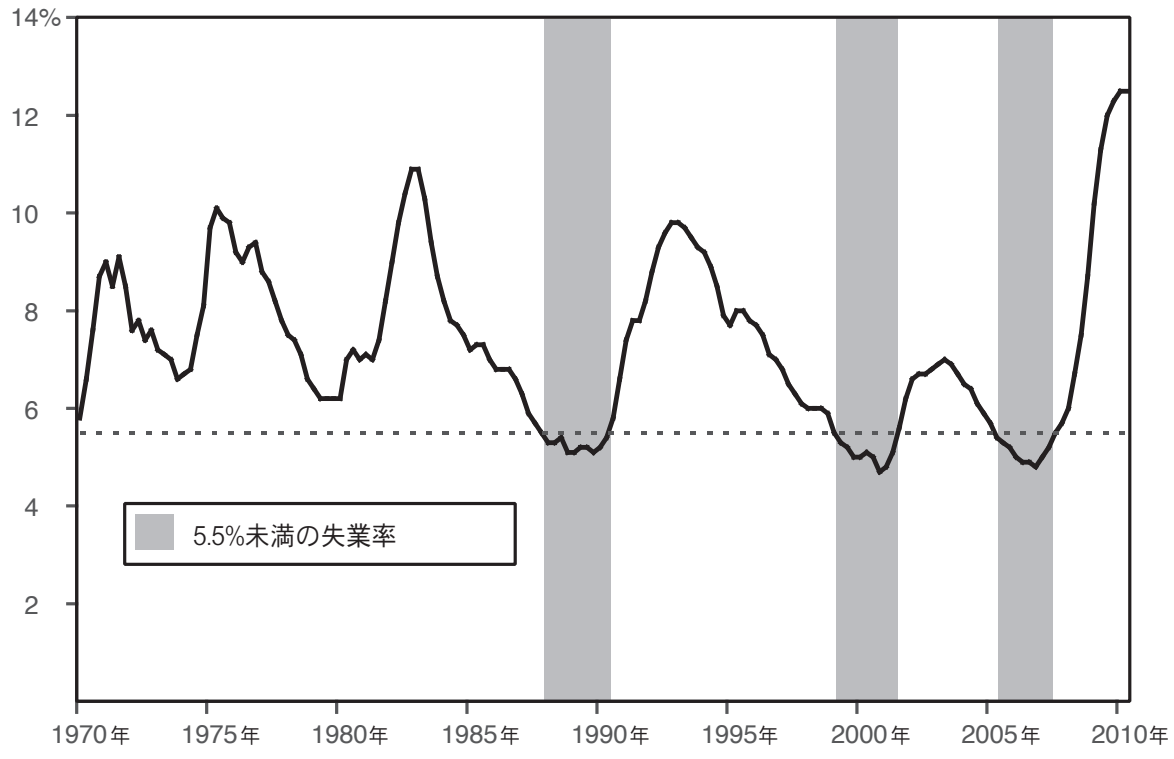

出典:合衆国労働統計局、季節調整済みデータ。

一時停止する。AB 32の一時停止の終了時期は推定できない。図1は州の失業率についての過去の記録である。1970年以来、失業率が連続4四半期間以上5.5パーセント以下であったのは三期間 (それぞれ10四半期間) であることが分る。カリフォルニア州の失業率は、2010年の最初の2四半期で12パーセントを超える。翌五年間の経済予測によると、州失業率が8パーセントを超えたままになると見られている。これらの要因を考慮すると、AB 32は何年間も一時停止の状態になる可能性があるようだ。

種々の天候変化規制活動が一時停止される。本住民投票事項は、規制が採用済みである、または採用のために提案されている、スコーピング計画の数々の法案を一時停止する原因になる。本住民投票事項が一時停止する可能性のあるものの具体例:

- 上述のキャップ・アンド・トレード規制案。
- GHG排出量削減のため燃料混合の変更をカリフォルニア州の輸送燃料供給業者 (精製所および輸入業者など) に義務付ける「低炭素燃料」規制。
- 2020年までに、太陽光または風力からの発電など、「再生可能な」供給源から少なくとも33パーセント入手するよう、民営・公営の電力会社および電力を購入するその他のものに義務付ける意図であるARB規制案。(2010年までに民営電力会社が再生可能な供給源から20パーセントの電力を入手するという現行要件は、本住民投票事項によって一時停止されることはない。)
- AB 32の州機関の管理費用を補う料金。

スコーピング計画の多くの規制は存続する可能性がある。天候変化問題対策およびGHG排出量削減に関連する多くの現行活動は、本住民投票事項によって恐らく一時停止されないであろう。それは、特定のスコーピング計画規制がAB 32以外の法律を導入しているからである。存続される可能性がある規制の例:

- 乗用車および小型トラックの新しい車両排気基準。
- 屋根へのソーラーパネル設置を住宅所有者に奨励する制度。
- 自動車への依存度低下を奨励する土地利用方針。
- 建物および電化製品の省エネ要件。

AB 32とは個別に施行された法律のため、スコーピング計画導入による排出量削減の半分以上は、継続すると推定される。

財政的影響

カリフォルニア州経済および州・地方自治体の歳入に対する潜在的影響

AB 32が一時停止された場合、カリフォルニア州経済にはプラスとマイナスの両方の影響があるであろう。同様に、これらの経済的影響は、州・地方自治体の歳入に影響する。以下にこれらの影響について述べる。

潜在的なプラスの経済的影響。AB 32の一時停止は、カリフォルニア州経済にいくつかのプラスの影響をもたらす。AB 32の一時停止は、事業にとって追加費用となる新規制順守に対する新しい投資およびその他の処置の必要性が少なくなる。州経済にも影響する、2020年のエネルギー価格は、一時停止しない場合よりも低いであろう。これは、キャップ・アンド・トレード規制案、電気会社が再生可能なエネルギー源からの電気入手割合を増やすという要件が、一時停止されない場合、電気の生成費用または配電費用を押し上げる投資が必要となるためである。そのような投資は、たとえば、一時停止しない場合よりも高額のエネルギー源から電力を入手することで、これらの規制順守のために必要となる。したがって、本住民投票事項による当該法案の一時停止は、事業の費用を削減で

住民投票事項23の本文は、106ページを参照。

き、一時停止しない場合にエネルギー消費者に大半は転嫁されるエネルギー価格の値上げを回避できる。

潜在的なマイナスの経済的影響。 AB 32の一時停止は、カリフォルニア州経済にマイナスの影響ももたらす。たとえば、スコーピング計画の一部の法案を一時停止すると、事業および消費者にとって一部の費用削減をもたらし得るクリーンテクノロジーへの投資に遅れが生じる可能性がある。AB 32の目標を支持したり、利益を得たりする省エネ・クリーンエネルギーのセクターでの研究開発投資および雇用創出は、本住民投票事項によって抑制され、一時停止されない場合よりも特定セクターでの経済活動が低下する。スコーピング計画の一部の法案を一時停止すると、呼吸器疾患減少などの公共衛生上の恩恵が得られる大気質向上が滞る可能性がある。これらの公共衛生上の恩恵は、労働者の生産性向上および政府・事業の健康管理費用削減という点で、経済的恩恵である。

純経済的影響。 前述のように、本住民投票事項によってスコーピング計画の一部の法案のみが一時停止される。それらの法案は、恐らく事業の法順守費用の増加やエネルギー価格の増加をもたらすであろう。一方、それらの法案は、恐らく公共衛生に関連する経済的利益が生まれ、特定経済セクターにとって利益獲得の機会が増えるであろう。本住民投票事項のプラスおよびマイナスの潜在的経済影響の両方を考慮すると、結局、州の経済活動は、本住民投票事項が施行されない場合よりも施行された場合の方が、多少高くなる可能性があると結論付けられる。

経済的変化は州・地方自治体の歳入に影響する。 個人所得税・法人所得税・売上税からの収入は、州内の経済活動レベルの変化で上下する。これは、州の経済活動がAB 32の一時停止により多少高くなるという範囲で、州・地方自治体の歳入に不確かではあるが潜在的に大幅な増加につながるであろう。

その他の財政的影響

キャップ・アンド・トレード規制の一時停止による影響。 ARBのキャップ・アンド・トレード規制案の一時停止は、本規制が一時停止されない場合にどのように策定・導入されるかによって、その他の財政的影響が生じる可能性がある。規制案の一つの方法は、州が発行する排出枠をGHG排出企業に競売することを規定している。この方法は、州で営業し、この影響を受ける事業は排出枠の費用を支払わなければならないため、それらの事業の費用を増加させる。当該競売は、種々の目的に使用できる新たな収入として年間数十億ドルをも州にもたらす可能性がある。たとえば、州議会の将来の行動にも左右されるが、競売による収入は、地球温暖化対策への関係の有無を問わない目的のために、その他の州税の削減または州歳出の増加のために使用できる。したがって、AB 32の一時停止は、排出枠に関係する事業から数十億ドルという新しい支払額を州が徴収することを阻止する可能性がある。

州議会アナリストによる分析 **続き**

州・地方自治体のエネルギー費用に対する潜在的影響。 前記のように、AB 32規制の一時停止は、そうしない場合よりも、カリフォルニア州のエネルギー価格を下げる結果となる可能性がある。州・地方自治体の機関はエネルギーの大消費者であるため、AB 32関連の規制の一部を一時停止すると、州・地方自治体のエネルギー費用を多少削減する。

州管理費用および料金への影響。 AB 32の一時停止中、AB 32を順守する規制の作成・執行のために州管理費用は年間二、三千万ドルになり得るほど大幅に削減される。しかし、一時停止中、州はこれらの費用の支払のためにAB 32で許可された料金を徴収できなくなる。その結果、AB 32制度の運営をまかなうために州の特定基金から得た融資を返済する専用の資金源を失う。これは、一般会計を潜在的に含め、その他の州資金源から当該融資の返済に充てる必要があるかもしれない。これらの潜在的な州の一時費用は数千万ドルにも上る可能性がある。AB 32が再発効されると、AB 32管理料金からの収入を融資の返済に使用された一般会計またはその他の州の資金源に返済するために使用できる。

さらに、AB 32規制の一時停止が終了すると、一時停止前に進行中であったこれらの法案を導入するための作業を再評価し、最新のものにするための追加費用が一部生じる可能性がある。

住民投票事項23の本文は、106ページを参照。

住民投票事項
23

失業率が一年通期で5.5パーセント以下に低下するまで、地球温暖化の原因となる温室効果ガス排出の届出・削減を主要排出源に義務付ける大気汚染防止法 (AB 32) の導入を一時中止する。州民発案による法令。

★ 住民投票事項23の賛成論拠 ★

問題: カリフォルニア州の地球温暖化指令は軌道を逸している

気候変動は思慮深く、責任を持って取り組むべき深刻な問題である。しかし、特にカリフォルニア州大気資源局(California Air Resources Board: CARB)がAB32によって「気候変動の進行を変え」られないと認めたため、今は、カリフォルニア州の高額な地球温暖化法であるAB32を導入する時期ではない。

カリフォルニア州は200億ドルの赤字を既に抱えており、失業・住宅差し押さえ・負債において全米で一位である。AB32の導入により、納税者および消費者に何十億ドルをも負担させ、何百もの雇用が失われる。我々の経済や家庭に一層のダメージを与える自らに課したエネルギー費用の値上げを、投票者は止める必要がある。

解決策: 住民投票事項23

住民投票事項23は、経済回復までAB32を一時停止する。これは、カリフォルニア州の厳格な環境法を維持するが、エネルギー費用の急増から我々を守る。住民投票事項23は、雇用を守り、増税を防ぎ、環境保護を維持し、このように厳しい経済時期において家庭を助ける。

住民投票事項23はエネルギー税およびエネルギー費用の値上がりから何十億ドルをも節約する。

カリフォルニア州の貧しい勤勉な中流家庭は、失業、勤務時間の削減や自宅待機などに対処している。カリフォルニア州の家庭はAB32による費用増大による年間3800ドルの余裕がない。

「AB 32は、カリフォルニア州の家庭が、電気・天然ガス・ガソリンに対する直接的な値上げ、および企業が消費者にGHG削減費用を転嫁することによる間接的な値上げの両方に直面する原因となる。」—CARBの経済配分諮問委員(Economic Allocation and Advisory Committee)

住民投票事項23はカリフォルニア州の雇用において百万ドル以上を救う

他の国々や州は、経済状況が改善するまで、地球温暖化法の導入を慎重に延期している。

住民投票事項23がないと、エネルギー価格の増加が、中小企業および雇用主を襲い、さらに多くの一時解雇や廃業を強いられる。

地球温暖化法を通過させたその他の国々では、環境関連職一件に対し肉体労働職二件がなくなることを経験した。

住民投票事項23は、高給の肉体労働および組合職を含む、危機に瀕した職業を百万件以上救い、環境関連職の創出を制限することはない。

住民投票事項23は、カリフォルニア州の厳格な公衆衛生、環境保護を保持する

カリフォルニア州には全米で最も厳しい環境法がある。住民投票事項23は、環境保全、大気汚染削減、水質浄化、公衆衛生保護を行う数百の法律を弱体化したり、廃止したりするものではない。

住民投票事項23は、温室効果ガス排出に適用され、これはCARBが「公衆衛生には直接的影響はない」と認める。

住民投票事項23は不可欠な公共サービスを保護する

エネルギー費用の値上げを停止することによって、住民投票事項23は、地域社会の予算が危険なまでに縮小されているときに、教室に教師を、街頭に消防士を留まらせるための資金を守るのに役立つ。

「公共安全は我々の最優先事項である。住民投票事項23は、消防士・法執行官・緊急医療サービスの資金保護に役立てるために不可欠である。」—Kevin Nida、会長、カリフォルニア州消防士協会(California State Firefighters' Association)

住民投票事項23は官僚ではなく投票者に力を与える

CARBの選挙で選ばれていない政治的被指名人は投票者の承認なしに隠された税金を課したいのだ。住民投票事項23では、官僚ではなく、投票者が、いつカリフォルニア州の高額の地球温暖化法を導入するかを決定する。

住民投票事項23の常識的で財政的に責任ある方法は、カリフォルニア州の家庭・経済・環境にとっていずれにもメリットがある。

納税者・消防士・地方自治体当局者・エネルギー会社・農家・会社と一緒に、雇用を守り、カリフォルニア州経済を保護しよう。

住民投票事項23に賛成票を投じよう。

Yeson23.com

KEVIN NIDA、会長
California State Firefighters' Association
JOHN KABATECK、事務局長
National Federation of Independent Business/California
JON COUPAL、会長
Howard Jarvis Taxpayers Association

★ 住民投票事項23の賛成論拠に対する反論 ★

テキサスの石油会社二社が投票用紙に住民投票事項23を載せるために何百万ドルを支払い、欺瞞的な選挙運動で住民投票事項23を宣伝するためにさらに何百万ドルをも支払っている。

問題となっているのは気候変動以上のものであり . . . 住民投票事項23は公衆衛生および我々の経済を脅かす。

環境汚染エネルギーに関する住民投票事項である住民投票事項23がもたらすもの:

- 極めて重大なクリーンエネルギーおよび大気汚染の基準がなくなる。
- カリフォルニア州の風力・太陽熱・代替燃料の会社から競争がなくなる。
- カリフォルニア州内の500,000近くの雇用が危機にさらされる。
- 消費者にとってエネルギー料金の値上がりの原因となる。

尊敬されている組織およびリーダー達は住民投票事項23が欺瞞的で、危険で、高価であると警告している。

Dr. Charles D. Kolstad、カリフォルニア州立大学サンタバーバラ校経済学部、部長:

「住民投票事項23はカリフォルニア州経済を助けはしない。実際、住民投票事項23は、顕著な雇用拡大を生んでいる我々の経済の一セクターである、クリーンエネルギー分野の雇用喪失の原因となる。」

カリフォルニア州女性有権者同盟(League of Women Voters of California):

「住民投票事項23が短期間だけ適用されるという発起人の主張は真っ赤な嘘である。住民投票事項23は事実上クリーンエネルギーおよび大気汚染の基準を無期限に停止し、エネルギー効率および汚染削減を推進する多数の規制を危うくする。」

カリフォルニア州米国肺協会(American Lung Association in California):

「住民投票事項23は、有害な温室ガスおよび大気汚染の削減を汚染企業に義務付ける法律を、彼らが回避できるようにする。住民投票事項23は公衆衛生にとって深刻な脅威である。」

真実を見極め、住民投票事項23に反対票を投じよう。

www.StopDirtyEnergyProp.com

LOU PAULSON、会長
California Professional Firefighters
JANE WARNER、会長
American Lung Association in California
DR. CHARLES D. KOLSTAD、部長
Department of Economics, University of California-Santa Barbara

本ページに印刷されている論拠は、著作者の意見であり、公的機関によってその正確性については調査されていません。

住民投票事項
23

失業率が一年通期で5.5パーセント以下に低下するまで、地球温暖化の原因となる温室効果ガス排出の届出・削減を主要排出源に義務付ける大気汚染防止法 (AB 32) の導入を一時中止する。州民発案による法令。

★ 住民投票事項23の反対論拠 ★

テキサスの石油会社がカリフォルニア州のクリーンエネルギーおよび大気汚染の基準を廃止するために住民投票事項23を起草した。

テキサスの石油大会社および石油会社からお金を受領する州政治家らが、カリフォルニア州のクリーンエネルギーおよび大気汚染の基準を一時停止するために住民投票事項23を起草した。

それらの石油会社が欺瞞的な選挙運動に何百万ドルをも費やし住民投票事項23を宣伝しているのは、23によって彼らおよびその他の汚染企業が説明責任から逃れ、利益を増やすことができるようになるからだ。

住民投票事項23は環境汚染エネルギーに関する住民投票事項であり、大気汚染と健康リスクの増加を意味するので、*反対票を投じよう。*

住民投票事項23の主要支持者であるValero社とTesoro社の石油会社は、カリフォルニア州内の最悪汚染企業に数えられている。彼らは住民投票事項23を使用して、カリフォルニア州石油精製所で大気汚染削減が義務付けられる*健康・安全法典の一部を一時的に廃止*しようとしている。

「住民投票事項23は、特に子供達やシニアらに、喘息および肺疾患を増やす原因となる大気汚染が増大する結果となるであろう。反対票を投じよう。」

—カリフォルニア州米国肺協会

住民投票事項23は雇用喪失の原因となり、カリフォルニア州内の何億人もの雇用を脅かす。

カリフォルニア州全域にわたり、クリーンエネルギー会社が創設され、クリーンな電力を我々に提供し、カリフォルニア州の労働者によって他でもないこの地で建設される風力および太陽熱の発電施設が建設されつつある。

クリーンエネルギー法を一時停止することによって、住民投票事項23は、これらのカリフォルニア企業の多くを閉業させ、何億ものカリフォルニア州内の雇用を創出している地元産業を駄目にし、州経済の全体にダメージを与える。

「カリフォルニア州はクリーンエネルギーの技術および事業における革新および投資の中心地である。しかし、住民投票事項23は、州のクリーンエネルギー法を覆し、何十億ドルもの経済成長および何億もの雇用を危機にさらす。」—Sue Kateley、200社以上の太陽エネルギー中小企業を代表するカリフォルニア州太陽エネルギー産業協会(California Solar Energy Industries Association)、事務局長。

独立超党派の州議会アナリスト事務局は、住民投票事項23が、*「民間企業によるクリーンエネルギーへの追加の投資を鈍化させるため、これが通過しない場合よりも経済活動が減る結果となる」と述べている。*

住民投票事項23が脅かすもの:

- 12,000件のカリフォルニア州をベースにするクリーンエネルギー事業
- ほぼ500,000人のカリフォルニア州の既存クリーンエネルギー職
- 100億ドル以上のカリフォルニア州内の民間投資

住民投票事項23は犠牲の大きい石油への依存性を維持させるので、*反対票を投じよう。*

クリーンエネルギーの動機を失わせることによって、住民投票事項23は、高額のガス・電気代を既に経験している消費者にとっての選択肢を減らす。

「住民投票事項23は、消費者に犠牲の大きい石油以外の選択肢を失わせ続け、消費者がエネルギー料金の急騰を被るであろう。」—消費者組合(Consumers Union)、Consumer Reports Magazineの出版元

石油への依存性は国家保障を脅かす。住民投票事項23はそれを悪化させる。

住民投票事項23は、テロリズムを支持し、米国に敵対する諸国から輸入される外国産石油への依存性を減らす取り組みにダメージを与える。

公衆衛生擁護者、クリーンエネルギー関連の会社・中小企業に加わり、住民投票事項23に反対票を投じよう。

住民投票事項23の反対者:

• カリフォルニア州米国肺協会 • 大気汚染改善連盟(Coalition for Clean Air) • AARP • カリフォルニア州女性有権者同盟 • 50 以上の主要環境組織 • ロサンゼルスビジネス協議会(LA Business Council) • 200以上の太陽エネルギー・風力エネルギー会社 • カリフォルニア州全域の何百ものその他の事業

テキサスの石油会社の環境に良くないエネルギーに関する住民投票事項を阻止しよう。

住民投票事項23に反対票を投じよう。

www.StopDirtyEnergyProp.com

JANE WARNER、会長
American Lung Association in California
LINDA ROSENSTOCK、**M.D.**、学部長
UCLA School of Public Health
DAVID PACHECO、会長
AARP California

★ 住民投票事項23の反対論拠に対する反論 ★

騙されてはならない

住民投票事項23はカリフォルニア州の地球温暖化法のみに影響を及ぼす。反対者が地球温暖化に触れていないのは、*その法律が地球温暖化を遅らせることがないからである。*

投票者には選択肢がある

住民投票事項23に賛成すると、雇用が守られ、エネルギー増税を阻止し、家族を助けると同時に、カリフォルニア州の大気・水清浄化法を維持する。

住民投票事項23に反対すると、消費者に膨大なエネルギー税が課せられ、百万以上の雇用を喪失し、地球温暖化を遅らせることはない。

住民投票事項23は環境および公衆衛生を守る

住民投票事項23は、一時的に温室ガス規制を延期するものであるが、これは公衆衛生に対する直接的な影響は一切ない。大気や水質を守る法律または喘息や肺疾患と戦う法律には影響しない。

住民投票事項23は職を守り、環境関連の雇用を妨げることはない

地球温暖化法のない他州では、カリフォルニア州よりも、風力エネルギーおよび再生可能燃料関連の産業が発達している。

230万人のカリフォルニア州民が失業中であるが、*住民投票事項23は、これが通過しない場合に失われる百万以上もの雇用を守る。*

住民投票事項23に賛成票を投じよう—カリフォルニア州は新しいエネルギー税の余裕がない

住民投票事項23は、より高額となる • 電気および天然ガス料金 • ガソリン価格 • 食費などを含め、日々の必需品の値上がりから、働く貧困家庭に年間3800ドルを節約する。

住民投票事項23に賛成票を投じよう—消費者・納税者・中小企業・家庭と共に

住民投票事項23の多様な連合:

• カリフォルニア州消防士協会 • カリフォルニア州中小企業協会(California Small Business Association) • 全米税金限度委員会(National Tax Limitation Committee) • 建設労働者 • 地方自治体の大気質当局者

その他の州および諸国は、自らの経済を守るため、地球温暖化方を延期しており、カリフォルニア州も追従すべきだ。

カリフォルニア州は、地球温暖化を緩和しない、自ら課した地球温暖化税を負担する余裕がない!

www.yeson23.com

BRAD MITZELFELT、運営委員会メンバー
Mojave Desert Air Quality Management District
J. ANDREW CALDWELL、事務局長
The Coalition of Labor, Agriculture & Business
JAMES W. KELLOGG、国際代表者
United Association of Journeymen and Apprentices of the Plumbing and Pipe Fitting Industry

住民投票事項

24 企業による納税額削減を可能にする最近の法律を撤廃する。州民発案による法令。

正式な表題と概要　　司法長官により作成

企業による納税額削減を可能にする最近の法律を撤廃する。州民発案による法令。

- 企業が営業損失を過去の納税年度に移すことを可能にし、営業損失を将来の納税年度に移せる期間を延長する最近の法律を撤廃する。
- 法人が関連法人と税額控除を分配することを可能にする最近の法律を撤廃する。
- 複数州における企業が、固定資産・給与・売上ベースの所得計算ではなく、売上ベースの所得計算を使用することを可能にする最近の法律を撤廃する。

州議会アナリストによる州および地方自治体の財政への基本的な影響についての予測概要:

- 一部の企業の納税額増加により、2012～13年度までに毎年約13億ドル州歳入が増加する。2010～11年度および2011～12年度には増加はそれより少ない。

州議会アナリストによる分析

背景

本住民投票事項は、企業に対するカリフォルニア州税法の三条項を改正する。下記に示すように、これらの条項は、州議会と州知事との間で州予算の合意事項の一部として最近改正された。現行法では、これらの最近の改正事項は全て、2011税年度まで有効になる。

企業による財務上の損失の使用。 連邦税法・州税法によると、所得額よりも控除可能な費用が多い年度では、企業に純営業損失(net operating loss: NOL) があると言う。通常、ある年度にNOLのある企業は、後の複数年度で利益があった場合に税負担軽減のためにその損失を使用できる。これは損失の「繰越控除」として知られている。連邦税法では、企業に損失の「繰戻し」も認めている。つまり、企業は、税負担軽減のために、ある年度のNOLをそれより前の年度で使用できることを意味する。これらの繰越控除と繰戻しの両制度は、企業の所得や費用が年度ごとに大幅に異なる場合があることを認識するために制定されている。

2008年に州議会と州知事が承認した法律は、2011年以降から、初めて州の事業税に繰戻しを認める。この新しい法律は、具体的には、州の税負担軽減のため、2011年以降、NOLが発生する前の二年間についてNOLを使用できることを認めるものである。たとえば、2009年度に所得があって納税した企業に2011年度に損失があった場合、2011年のNOLを2009年度の課税所得に対し控除できる。この企業は2009年度について修正申告書を提出すると、租税還付を受けられる。さらに、この2008年の法律は、繰越控除の期間を10年間から20年間に延長する。

州議会アナリストによる分析

続き

カリフォルニア州の課税対象となる、複数州にある企業の所得判定。複数の州で営業する企業がよくある。カリフォルニア州の課税対象となる複数州にある企業の所得を判定するために、カリフォルニア州法は現在、以下の三要素に関係する方式を採用している。

- ***資産。***企業が所有する全米の資産価値と比較したカリフォルニア州内の資産価値。
- ***給与。***企業が雇用する全米の従業員の給与支払額と比較したカリフォルニア州内の給与支払額。
- ***売上額。***企業の全米での売上額と比較したカリフォルニア州内の売上額。(大半の企業の場合、他の要素よりもこの要素の影響が大きい。)

2009年に州議会と州知事が承認した法律は、複数州にある企業についての、カリフォルニア州の課税対象となる所得の判定に新しい方法を示す。この新税法では2011年以降、複数州にある企業は、カリフォルニア州の課税対象所得を判定する二つの方式を各年度で選択できるようになる。企業にある二つのオプションは、(1) 現在使用されている三要素による方式 (前述)、または (2) カリフォルニア州内で発生した全米売上額の一部 (「単一売上額」要素として知られる) のみを基にした新方式である。企業は通常、カリフォルニア州の税金を最低限に抑える方式を選択する。企業はこれら二つの方式を切り替えることができる。

複数事業所間での税額控除の共有。カリフォルニア州税法は事業税を軽減できる税額控除を認めている。たとえば、企業が1百万ドルの税額控除を適用できるということは、1百万ドルの州税を削減することを意味する。これらの税額控除は、州が奨励する特定分野の事業に提供される。たとえば、新しいテクノロジー製品を開発するためにカリフォルニア州で資金を費やす企業は、「研究開発」税額控除を得られる。特定年度において租税額を超える控除がある場合、未適用の控除が生じる。(通常、これらの未適用の控除は将来の年度で使用するために繰越できる。)

企業組織は、複数の事業体の集まりから構成されることが多い。これは、合同運営または同じ経営陣下での運営など、特定条件を満たす場合、「合算グループ」と呼ばれる。たとえば、グループ内の単一事業体が製品を開発し、同グループ内の別の事業体がその製品を販売することがある。合算グループではなく、個々の事業体に税額控除が適用される。

2008年に州議会と州知事が承認した法律は、利用可能な税額控除を持つ事業体が同グループの別の事業体に未適用の税額控除を譲渡することを認めている。共有される控除は2010年以降において税負担軽減のために使用できる。同法におけるこの控除共有には特定の制限がある。これらの控除の一部は既に譲渡されている。

住民投票事項24の本文は、106ページを参照。

法案

本住民投票事項は、上記の2008年と2009年に通過した事業税法の変更事項を廃止する。本法案は、それ自体、最近の税法改正よりも前の状態にこれらの部分の税法を戻すものである。本住民投票事項の影響は図1に概説されている。

税負担軽減のために営業損失を使用する企業の能力を制限する。本住民投票事項は、企業が、以前の年度の税負担軽減のためにNOLを繰戻しに使用できないようにする。各NOLの使用期限は20年間ではなく、10年間ではあるが、企業は将来の年度で税負担軽減のためにNOLを使用できる。

図1
カリフォルニア州事業税法に対する住民投票事項24の影響

問題	以前の法律[a]	現行法	住民投票事項24が通過した場合
営業損失の適用	*繰戻し。*以前に納付した税金の還付のために営業損失を適用できない。	*繰戻し。*2010年以降、営業損失は前二年間に納付した税金の還付のために使用できる。	以前の法律と同じ。
	*繰越控除。*営業損失を損失後10年間において所得と相殺できる。	*繰越控除。*2010年以降、営業損失を損失後20年間において所得と相殺できる。	以前の法律と同じ。
複数州にある企業の所得	カリフォルニア州内の売上額、財産、および給与を基に、カリフォルニア州の課税対象となる複数州の企業の所得額を単一方式で判定する。	2011年以降、大半の複数州にある企業は毎年、カリフォルニア州の課税対象となる所得額の判定に次の二つの方式オプションから選択する。(1) 以前の法律での方式、または (2) 全米の売上額に相対するカリフォルニア州内の売上額のみを考慮する方式。	以前の法律と同じ。
税額控除の共有	事業体に認められた税額控除は、その事業体の税負担を軽減するためのみに使用できる。その事業体は同じ事業グループ内の複数の事業体と税額控除を共有できない。	ある事業体に認められた税額控除は、2010年以降、関連事業の同じグループ内のその他の事業体が税負担を軽減するために税額控除を使用できる。	以前の法律と同じ。

[a] 2008年と2009年の予算合意事項の一部として適用された変更事項以前の州法。

州議会アナリストによる分析

続き

複数州にある企業はカリフォルニア州所得額の判定方法を選択できなくなる。本住民投票事項は、企業がカリフォルニア州の課税対象となる所得部分を判定するために二つの方式から選択しなければならないというオプションを廃止する。代わりに、企業のカリフォルニア州での課税対象所得は、企業の売上額、財産、および給料を考慮する現在使用中の方式を基に決定され続ける。(カリフォルニア州のみで営業する企業に適用される税法は、本住民投票事項のこの部分によって変わることはない。)

企業は合算グループ内での税額控除の共有ができなくなる。本住民投票事項は、合算グループ内の複数事業体が将来税額控除を共有できなくする。(確実ではないが、複数の事業体は既に自分たちに譲渡された税額控除は使用できるようだ。)

財政的影響

州歳入の増加。本住民投票事項は、企業による納税額の増加により、州の一般会計の歳入が増加する。2012～13年までに完全に導入される場合、歳入は毎年推定13億ドル増加するであろう。2010～11年度と2011～12年度においての増加額はこれよりも少なくなるであろう。単一売上額要素というオプションがなくなる結果、これらの推定増税額の半分以上は、複数州にある企業によって納められる。

教育資金および州の一般会計への影響。(1988年に投票者が通過した) 住民投票事項98は、K～12学校およびコミュニティー・カレッジ向けの州・地方自治体の最低資金を決定する。住民投票事項98の方式では、住民投票事項24の歳入増加の大部分は学校およびコミュニティー・カレッジに割り当てられる。残りの歳入は、任意の目的のため州議会および州知事に利用可能になるであろう。

住民投票事項24の本文は、106ページを参照。

企業による納税額削減を可能にする最近の法律を撤廃する。州民発案による法令。

★ 住民投票事項24の賛成論拠 ★

「税公正法」である住民投票事項24に賛成票を投じることは、カリフォルニア州での単一の職を創出または保護するのに必要のない、17億ドルの特別な法人税の抜け穴を塞ぐ。法人税の抜け穴の拡大ではなく、我々には雇用が必要であるため、賛成票を投じよう!

最近の州予算難の最中に、州議員および大企業は、あなたにとって増税となる、密室での裏取引を結んだ。州議員とのその取引には、あなたに対しては180億ドルの増税、大企業に対しては莫大な税控除が含まれていた。これらの企業は、この施しを受けるために雇用を創出または保護するようなことは一切保証しなかった。だから、これらの税控除は廃止されるべきだ。住民投票事項24に賛成票を投じることで、この損な取引を終わらせる。

住民投票事項24がカリフォルニア州の中小企業にダメージを与えると心配するならば、そのような恐怖作戦に引っ掛かってはならない。以下が真実だ。

住民投票事項24は、カリフォルニア州の企業の2%未満の、最も裕福で複数の州で事業を行う企業に不公平に利益を与える税制上の抜け穴を終わらせる。98%のカリフォルニア州企業、特に中小企業は、実質上、この税控除から一切利益を得られない。

住民投票事項24を負かし、これらの抜け穴を保持するためにお金を払っている企業は、昨年彼らの最高経営責任者(CEO)らに850億ドルを支払い、650億ドル以上の利益を上げたにも関わらず、同時に100,000人以上の労働者を解雇している。

住民投票事項24に賛成票を投じることによって、州議会が、公立学校・医療・公共安全に対し、さらに深刻な削減をしないようにできる。昨年の州予算難の最中に、州議会は、300億ドルを削減し、その結果、16,000人の教員の一時解雇と、6,500人の囚人の釈放に至った。しかし、州議会は、税控除として企業に17億ドルを付与した。住民投票事項24は、大企業に公正に費用負担させ、生徒、教師、警察、消防、および我々が真に必要とする医療のために17億ドルを公庫に戻させる。

これらの不公平な法人税の抜け穴は、平均的な個人納税者にとってさらに大きな負担となる。州議会は、毎年税控除として17億ドルを企業に付与したのと同時に、彼らは、あなたのような州民に180億ドルの増税を行った。

共和党員が民主党員に加わって、住民投票事項24を支持する理由は、それによって、州議会が我々の税制を使用して、えこひいきができなくなるからである。昨年、州議会の政治家らが目標とした減税を通過させたとき、彼らは大企業は税控除を受けるに価するが、平均的なカリフォルニア州民はそうではないと言っていた。

大企業も、残りの我々と同じルールに従って行動する必要があるため、税制上の公平さを確保する住民投票事項24に賛成票を投じよう。

州外の企業のために税制上の不公平な抜け穴を作る代わりに、実際にカリフォルニア州民に雇用を創出するカリフォルニア州の中小企業に優遇税制を提供できる。中小企業を助け、生徒・学校・公共安全の役立つよう17億ドルを公庫に戻させるために、賛成票を投じよう。

住民投票事項24に賛成票を投じることによって、企業に対する税制上の抜け穴よりも、学校および公共安全を優先するという最優先事項をはっきりさせるよう、州議会に命じる。

DAVID A. SANCHEZ、会長
California Teachers Association
JANIS R. HIROHAMA、会長
League of Women Voters of California
LENNY GOLDBERG、事務局長
California Tax Reform Association

★ 住民投票事項24の賛成論拠に対する反論 ★

住民投票事項24の発議者らは、自分達が好きでなかった税金に出会ったことがなかった。彼らは贅沢な公的年金を縮小することはしないが、自分以外に対する増税には何の問題もない。州議会の政治家らは既に家庭および事業に180億ドルの増税を行った。発議者らは、これ以上のことを望んでいる。

中小企業への増税

発議者らは、これが大企業のみに影響すると虚偽の主張をしているが、州税務局(State Franchise Tax Board)の記録は、住民投票事項24が120,000件の企業に影響を及ぼし得ると示している。中小企業はこれ以上の増税を切り抜けることができない。

「我々は営業し続け、社員および彼らの家族のために雇用し続けるのがやっとである。中小企業は住民投票事項24の余裕がない。」—Terry Maxwell、T.L. Maxwell's Restaurant

カリフォルニア州に必要なのは雇用であって、雇用*税*ではない

これは、我々の最も前途有望な業界(ハイテク、バイオテクノロジー、クリーンテク)での雇用創出に課税し、さらに17億ドルの増税で会社に打撃を与えるため、一時解雇が増え、会社や仕事がカリフォルニア州を立ち去る。2,000,000人のカリフォルニア州民は既に失業中である。それでは十分でないのか?

不可欠なサービスのための資金削減

発議者らは、増税額の適切な支出を保証する言葉を含めておらず、無駄をして我々を負債におい込んだ同じ政治家らにそれを任せている。さらに悪いことに、住民投票事項24は、我々の経済回復を大幅に鈍化させ、教室、公共安全、シニアなどのサービスのための長期的収入を減らす。

誰もがこの経済で苦しんでいる。住民投票事項24は、経済再建および雇用拡大に必要な税制改革をなくし、学校やその他のサービスのための長期的収入を減らすことによって、状況を悪化させるであろう。双方に不利な住民投票事項だ。

雇用税を止めさせるために、住民投票事項24に反対票を投じよう

www.StopProp24.com

KENNETH A. MACIAS、州全域選出会頭
California Hispanic Chambers of Commerce
WILLIAM J. HUME、全副会長
California State Board of Education
DR. JOSEPH L. BRIDGES、会長兼最高経営責任者
The Seniors Coalition

本ページに印刷されている論拠は、著作者の意見であり、公的機関によってその正確性については調査されていません。

★ 住民投票事項24の反対論拠 ★

住民投票事項24に反対票を投じ、雇用税を止めさせよう!

間違ってはならいのは、住民投票事項24が、

- 教室・公共安全・その他の不可欠なプログラムに一ドルたりとも費やすことを保証しておらず、実際、これらのサービスの長期的収入を減らすであろう。
- *一個の抜け穴さえもふさぐことはない*

代わりに、住民投票事項24は、

- 毎年、消費者および雇用主に17億ドルの増税で打撃を与える
- *一切説明責任なしに*、何十億ドルをも費やすよう白地小切手を州議会の政治家らに提供する
- カリフォルニア州で144,000の雇用を失う
- カリフォルニア州内で雇用創出するため雇用主に課税する
- 最も将来有望な業界の雇用拡大を抑制する

住民投票事項24は中小企業にダメージを与え、*カリフォルニア州から雇用が流出する*

中小企業は我々の経済の基幹となるものであるが、この景気後退において、それらの企業は打撃を受け、社員の一時解雇、減給、廃業を強いられている。

「昨年、カリフォルニア州内の中小企業の倒産は81%増えた。私は中小企業主である。住民投票事項24はこれもまた、余裕のない我々にとって負担することのできない税金に過ぎない。」—John Mullin、事業主、Pacific M Painting

住民投票事項24は、中小企業が景気低迷を乗り切るのに役立つ雇用創出優遇税制を廃止するため、より多くの会社が廃業し、より多くの家族が失業を強いられる。

カリフォルニア州の家族は住民投票事項24の新しい税金の余裕がない

カリフォルニア州は、会社にとって*最悪*の税制の一つに数えられ、50州中48番目になっている。

住民投票事項24は事情をさらに悪化させ、中小企業および雇用主は何十億ドルもの増税で打撃を受け、またこの増税は物品およびサービスの値上げという形で消費者に転嫁される。

- 2*百万*以上のカリフォルニア州民は失業中である。
- 失業率は12.4%で、全米でも最高の部類に数えられる。
- カリフォルニア州税務局によると、住民投票事項24が120,000件のカリフォルニア州企業に影響を及ぼし得るそうだ。

住民投票事項24はカリフォルニア州民の雇用を減らす

住民投票事項24は、経済拡大およびカリフォルニア州民の職場復帰にどうしても必要な最近の州税制改革を廃止する。住民投票事項24は、カリフォルニア州内で事業を拡大しようとする際に、新規雇用創出に課税し、企業に不利益をもたらす。ニューヨーク、オレゴン、テキサスなど、*その他*二十三*州*は、税制を最新のものにしており、カリフォルニア州もやっと追従したが、住民投票事項24は旧式で反競争的な制度に州を逆戻りさせる。

住民投票事項24は、我々が最もその余裕がないときに、*雇用*の門戸を閉ざす短絡的な政策である。雇用が減るということは、学校、公共安全、およびその他の不可欠なサービスに長期的な収益が減るということである。

住民投票事項24—大きな後退

住民投票事項24は、雇用拡大に対して不利益をもたらし、企業が他州へと拡張することを奨励するため、企業と共に優れた雇用および税収が流出する。

住民投票事項24は、我々の経済回復を先導し得る雇用である、ハイテク、クリーンテク、バイオテック、およびその他の将来性のある業界によって創出される新しい雇用に対し課税する。カリフォルニア州の超党派の州議会アナリスト事務局によると、住民投票事項24では、「企業は . . . カリフォルニア州で計画していた業務を削減する可能性がある」と述べている。

中小企業、納税者などと一緒に住民投票事項24に反対票を投じよう!

- カリフォルニア州独立事業協会(California Association of Independent Business)
- BayBio
- シリコンバレー・リーダーシップ・グループ(Silicon Valley Leadership Group)
- カリフォルニア州商工会議所(California Chamber of Commerce)
- TechNet

住民投票事項24に反対票を投じて、雇用税を止めさせ、カリフォルニア州に雇用を留めよう!

www.StopProp24.com

TERESA CASAZZA、会長
California Taxpayers' Association
MARIAN BERGESON、前カリフォルニア州教育長官
BILL LA MARR、事務局長
California Small Business Alliance

★ 住民投票事項24の反対論拠に対する反論 ★

「税公正法」である住民投票事項24に賛成票を投じることは、カリフォルニア州で一つも雇用を創出する必要なしに、複数の州で事業を行う企業に17億ドルの新しい特別な税控除を終わらせることになる。公立学校、医療、および公共安全のためにどうしても必要な17億ドル。

だから、教師、看護婦、中小企業、および公共安全団体が、住民投票事項24に賛成票を投じるよう要請するのは、そのためだ。

住民投票事項24の反対者による恐怖作戦および歪曲では、複数の州で事業を行うこれらの企業およびそれらのCEOらがどれだけ必死にこれらの追加の税控除の利用を目論んでいる一方で、普通のカリフォルニア州民にその費用を負担させる仕組みが描かれている。

住民投票事項24の防止すること:

- 2013～14年度に、複数の州で営業する企業6社各社が平均2,350万ドルの新減税を受けること。
- 一つの税控除からの利益の87%が0.03%のカリフォルニア州企業に行くこと。彼らは10億ドル以上の総所得を獲得する。

住民投票事項24に賛成票を投じることは、これらの新しい不公平な税控除が有効になる前に、それを終わらせる。それこそが税制上の公正さだ!

間違えを犯してはならない。賛成票を投じても、普通のカリフォルニア州民の税金は上がることは*絶対にない*。賛成票を投じても、雇用は削減されることは*絶対にない*。賛成票を投じても、中小企業はダメージを受けることは*絶対にない*。

賛成票を投じると、欲望に終りを知らない全米最大企業の数社に流れる不公正な税控除を止め*させる*。だから、住民投票事項24を負かすために裕福な数十億万ドル企業12社が各社100,000ドルを既に寄付したのはそのためだ。彼らは現在適用できない税控除をさらに増やしたいのだ。

だから住民投票事項24に賛成票を投じるべきだ。

ROB KERTH、会頭
North Sacramento Chamber of Commerce
MARTIN HITTLEMAN、連盟長
California Federation of Teachers
HANK LACAYO、会長
Congress of California Seniors

住民投票事項

25 議会が予算および予算関連の法案の通過に必要な議会投票要件を三分の二から過半数に変更する。税金については三分の二の投票要件を保持する。州民発案による憲法改正案。

正式な表題と概要　　司法長官により作成

議会が予算および予算関連の法案の通過に必要な議会投票要件を三分の二から過半数に変更する。税金については三分の二の投票要件を保持する。州民発案による憲法改正案。

- 州予算および予算に関係する歳出法案の通過に必要な議会投票要件を三分の二から過半数に変更する。
- 議会が6月15日までに予算案を通過できない場合、全議員は、議会による予算案通過日までの日数について給料および経費に対する払戻金を恒久的に喪失することを規定する。

州議会アナリストによる州および地方自治体の財政への基本的な影響についての予測概要:

- 本法案では議会投票要件が低減されるため、一部の年度において、州予算および関連法案の内容が変更される可能性がある。これらの変更の程度は、州の財政状況・議会の構成・議会の将来の措置などの様々な要因に左右されるであろう。
- 議会が州知事に予定通りに予算を提出しなかった年度には、遅延日ごとに約5万ドルの州議員報酬費用の減額が発生するであろう。

州議会アナリストによる分析

背景

予算通過の過程。 州憲法は州資金の配賦 (つまり、歳出許可) の権限を州議会に与えている。州年度予算は、州議会が一財務年度 (7月1日から6月30日まで) の州歳出を許可する主要方法である。州憲法は、州知事が翌財務年度の1月10日までに予算を提案することを義務付けている。その後、州議会の各上・下院 (州下院議会および州上院議会) が、6月15日までに年度予算を通過し、州知事に提出することを義務付けている。州知事は、州議会が承認した予算に署名するか、またはその一部もしくは全部について拒否権を行使 (拒絶) できる。州議会は、各上・下院において三分の二 (67パーセント) の票を獲得すれば、州知事による拒否権行使を無効にできる。州憲法は、州議会による予算*通過*必須日を設定しているが、最終予算が*施行*されなければならない特定の日付は設定していない。

州予算通過のための三分の二の表決要件。 州憲法は、州の税金および一般会計の配賦金 (公立学校の配賦金を除く) を増加する法案など、直ちに有効となる「緊急」法案の通過には、州議会の各上・下院において三分の二の得票を義務付けている。州予算には一般会計の配賦金が含まれ、直ちに有効となる必要があるため、予算通過には三分の二の得票が義務付けられている。省庁に提供義務のあるサービスを変更するための決定など、特定の予算活動には、州法の改正が必要となる。これらの改正項目には、各年度の予算通過に伴う「付随法案」に含まれることが良くある。一般に、州議会が通過した法案は、翌年の1月1日に有効となる。しかし、付随法案が直ちに有効になるためには、州議会は、それらを各上・下院において三分の二の得票で通過しなければならない。

州議会アナリストによる分析

遅延予算。1980年以来、州議会は、6月15日という憲法上の州知事への予算提出期日を5回守ってきた。同時期において、州議会が通過し州知事が承認した最終予算は、2000年以降の三回を含め十回、それは財務年度初日の7月1日よりも前に実施されてきた。財務年度が州予算の決定なしに始まると、一部の州歳出は予定通りに支払われない。たとえば、州の公選職者 (州知事や州議員など) は、最終予算が実施されるまで7月1日後の給料を支給されない。保留されているこれらの公選職者の給料は、最終予算が有効になったときに全額支給されてきた。

法案

予算案および関連法案に対する州議会の表決要件を引き下げる。本法案は、予算案を通過しそれを州知事に提出するために州議会の各上・下院に必要とされる表決要件を引き下げるよう州憲法を改正する。具体的には、表決要件を、州議会の各上・下院の三分の二から、過半数 (50パーセント、プラス1票) に引き下げる。引き下げられた表決要件は、資金を配賦する付随法案にも適用され、「予算案の予算に関係するものとして」州議会によって認識される。予算案とこれらの付随法案との両方は、州知事による署名後 (または法案内で特定されている後日に) 直ちに有効となる。州議会の三分の二の得票は、従来通り、州知事による拒否権行使を無効にするのに必要となる。本法案の憲法条項は州の増税に対する州議会の表決要件については特に述べていないが、本法案は、その意図が州の税金に関する三分の二の現行表決要件を改正するものではないと述べている。

続き

州議員による給料および払戻金の喪失。本法案は、州議会が6月15日までに予算案を州知事に提出しなかった年度において、給料または旅費や生活費の払戻金の受給を州議員に禁止する。6月15日から予算が州知事に提出される日まで、この禁止項目は有効となる。これらの給料および費用は後日まで州議員に支給できない。

財政的影響

州予算の承認が簡単になる可能性がある。本法案は、州議会から州知事への州予算案の提出が簡単になる可能性がある。これは、予算通過の表決要件を、州議会の各上・下院の三分の二から過半数に引き下げるからである。各上・下院の現在の構成を考慮すると、これによって、州議会の大政党は、少数党の議員からの支持なしに、予算案を承認できる。現在、一部の少数党議員は、三分の二の表決要件を満たすために予算を支持する必要がある。

一部の年度において、引き下げられた表決要件は、予算の内容および予算に関係するものとして州議会が認識する法案に影響を与えることがある。特定の予算において歳出の優先事項が異なる可能性がある。これらの改正の範囲は、州の財政環境、州議会の構成、および将来の活動を含む、多数の要因によって左右されるであろう。したがって、将来の州予算に生じる正確な変化は推定不能である。

一部の州議員給与が喪失する可能性がある。6月15日の期日までに州議会から州知事に予算案が提出されない年度において、州議員は年俸の一部および生活費や旅費の払戻金を喪失するであろう。そのような場合、州予算が州知事に提出されるまで、州は、毎日50,000ドルの費用を節約するであろう。

住民投票事項25の本文は、113ページを参照。

住民投票事項 25　議会が予算および予算関連の法案の通過に必要な議会投票要件を三分の二から過半数に変更する。税金については三分の二の投票要件を保持する。州民発案による憲法改正案。

★　住民投票事項25の賛成論拠　★

住民投票事項25は、納税者・学校・サービスを保護し、同時に予算が定時に通過しなかった場合に州議会に説明責任を持たせ、カリフォルニア州のひどく破綻した予算過程を改正する。予算がなければ、給与もなし、そして後払いもなし。

住民投票事項25は、納税者ではなく、州議員に予算の遅延による犠牲を払わせるという、カリフォルニア州の予算難に対する常識的な解決策である。

住民投票事項25は、その他47州と同様に、州議員の半数以上の賛成で予算を承認できるようにすることによって、州議会の手詰まり状態を解消するという、シンプルな予算改革だ。同時に、住民投票事項25は、増税には2/3の得票を必要とすることを維持する。

予算遅延は、納税者に何百万ドルをも失わせ、学校・サービスを損ない、カリフォルニア州の信用格付けにダメージを与え、一般市民を犠牲にして特殊利益団体に特別扱いをする。現行システムでは、誰も説明責任を問われていない。常識的な改革である住民投票事項25が変えるもの:

— 州議員が任務を実行しないときに、彼らに説明責任を持たせる。予算が遅延する一日ごとに、州議員は日給プラス諸経費が差し引かれる。重要なことは、予算が最終的に通過しても、彼らはそれらを自分に払い戻すことはできないということだ。
— 予算承認に必要な得票要件を変更するため、ごく一部の少数派が予算を保留できる代わりに、州議員の過半数で予算を通過させることができる。
— 州議会の2/3の得票で新しい税金または増税を承認しなければならないという憲法上の要件を維持する。

昨年度予算が遅れたとき、カリフォルニア州は中小企業、州職員、および州と取引を行うその他の事業体に450,000枚の借用証書(IOU)を発行し、利子の支払だけでも8百万ドル以上の損失を納税者に負わせた。

現行システムでは、州議会の少数派は、お気に入りのプロジェクトまたは限られた企業の利益のための税控除に数十億ドルをも費やすという、自分達のために特典を増やさせるという「身代金」で、予算を拘束できる。その間、納税者は罰せられ、また学校・公共安全・シニアや身障者のための在宅医療介護サービスが交渉の切り札になっている。州議員が予算をもてあそぶとき、現実の世界にいる人々が苦しむ。

昨年は16,000人以上の教師は一時解雇され、今年は予算混乱のため26,000枚の解雇通知が発行された。住民投票事項25はこの混沌状態を終わらせ、州から期待できる資金額を示すことによって、学校は責任を持って予算を計画できる。州予算が遅延すると、これが不可能になる。

予算遅延は税金を無駄にし、学校・道路の建設費用を膨らませる。予算が遅延した昨年、道路工事が中止され、数日後に再開されたが、これにより納税者は数百万ドルを失い、カリフォルニア州の信用格付けはさらに傷ついた。

慎重に住民投票事項25を読んでもらいたい。書かれている通りのこと、つまり、予算遅延についての説明責任を州議員に持たせ、予算手詰まり状態を終わらせ、増税に2/3の得票を必要とすることを維持することを、これは実施する。

責任ある予算編成および財政的説明責任のために、住民投票事項25に「賛成票」を投じよう。

MARTIN HITTELMAN、連盟長
California Federation of Teachers
KATHY J. SACKMAN、**正看護師**、組合長
United Nurses Associations of California/Union of Health Care Professionals
NAN BRASMER、会長
California Alliance for Retired Americans

★　住民投票事項25の賛成論拠に対する反論　★

住民投票事項25の真の支持者は現職政治家らと特殊利益団体の仲間である。

住民投票事項25では、カリフォルニア州納税者にとって予算上の策略、借入、および赤字財政支出が増える。これは政治家らにとって増税しやすくし、本当に均衡化されていない予算を通しやすくする。

住民投票事項25は、予算法案にこれらの条項を含めるときに、増税し、投票者の権利を無くすために、州議会の政治家らおよび特殊利益団体が結んだもう一つの裏取引である。本法案の細則に埋め込まれた条項が持つ効果:

- 売上税・所得税・ガソリン税の増加のための州議会の得票要件を下げる。
- レファランダム過程によって不良な法律および料金値上げを撤回できる投票者の憲法上の権利を無くす。
- 自らの贅沢で、税金のかからない経費勘定を増やすための州議会の得票要件を下げる。政治家らは、住民投票事項25が予算遅延により政治家らに罰が与えらると我々に信じさせるが、彼らは、経費勘定支払額を値上げすることによって、その穴埋めをするだけだ。

住民投票事項25は納税者を守らない。

これは憲法を改正して、州議会の政治家らに増税しやすくし、自分達を官職に就かせた特殊利益団体に褒美を与えやすくする。

「住民投票事項25は増税、赤字増加、無駄な支出を意味する。」—Jon Coupal、ハワード・ジャービス納税者協会

住民投票事項25は政治家らに説明責任を持たせない。

その代わり、本法案の支持者の一人によって提案されているように、州議員が自らの私腹を肥やし、400億ドルの増税を実施ししやすくする。

住民投票事項25に反対票を投じよう。

www.No25Yes26.com

TERESA CASAZZA、会長
California Taxpayers' Association
GABRIELLA HOLT、会長
Citizens for California Reform
JOEL FOX、会長
Small Business Action Committee

本ページに印刷されている論拠は、著作者の意見であり、公的機関によってその正確性については調査されていません。

住民投票事項 25　議会が予算および予算関連の法案の通過に必要な議会投票要件を三分の二から過半数に変更する。税金については三分の二の投票要件を保持する。州民発案による憲法改正案。

★　住民投票事項25の反対論拠　★

住民投票事項25に反対票を―政治家らが増税および投票者権利の廃絶を容易に行わさせてはならない

膨大な財政赤字に責任のある政治家らおよび特殊利益団体は、カリフォルニア州民が増税および歳出増を支持しないことを知っているため、住民投票事項25を推進しているが、これは、増税し、投票箱で不良な法律を拒否する我々の憲法上の権利を奪う、もう一つの惑わされやすい住民投票事項である。

住民投票事項25の細則に隠されたものこそ、本法案を政治家らが後押ししている本当の理由である。

- 強行採決を行い、料金という仮面をかぶった税金を廃止するために、レファランダムを使用する投票者の権利を無くす。
- ぎりぎりの過半数の得票で予算の一部として税金を施行させることによって、新しい税金または増税を通過させるのに、政治家らは、憲法上の三分の二の得票要件を回避できる。
- 政治家らにとって贅沢な経費勘定を増やすのが簡単になる。現在、彼らは州議会の三分の二の得票でしかこれらの特典を増やすことができない。しかし、住民投票事項25ではぎりぎりの過半数の得票でそれを増やすことができるようになる。

住民投票事項25に反対票を―政治家らにだまされてはならない

住民投票事項25の裏に潜む政治家らは、支出を抑制できず、予算を均衡化できない同じ者たちだ。無駄を無くし、支出を抑制する代わりに、彼らの解決策は増税である。

住民投票事項25に反対票を―経費勘定の増加を政治家らに止めさせよう

州議会の政治家らは、定時に予算を通過できない場合に自らの給料を削減することを投票者に納得させようとするために、この惑わされやすい提案を支持している。

政治家らは自分に損害が生じるイニシアチブを支持することは絶対にない。住民投票事項25は、政治家らにとって、*税金のかからない経費*勘定を*二倍または三倍にもして*、失った給与との差額を穴埋めすることが簡単になる。

住民投票事項25に反対票を―外見と中身は違う

支出の増加:

住民投票事項25の隠された目的は、政治家らにとって、増税、予算以上の支出、負債の*増加*をしやすくすることだ。200億ドルの財政赤字がある我々には、これ以上の借入や予算上の策略は必要ない。

投票者の権利の剥奪:

住民投票事項25は、政治家らが、料金という仮面をかぶせて新たな税金を予算関連法案に隠して盛り込むことを可能にし、レファランダム過程を使用してこのような隠された増税、または投票用紙に記載のその他の不良な法律を拒絶する投票者の憲法上の権利を無くす。

「隠された税金を拒否する能力は、見当違いの州議会に対するカリフォルニア州の納税者にとっての最後の防御線だ。政治家らにその権利を奪い取られてはならない。」―カリフォルニア州納税者協会

住民投票事項25の隠された目的:

- 予算通過のための得票要件を三分の二からぎりぎりの過半数に引き下げることによって、策略を使用しやくすし、実際はそうではないのに、予算が均衡化されていると主張しやすくなる。
- 州議会は、ぎりぎりの過半数の得票で、予算の一部として増税を通過できる。
- 隠された増税、および投票用紙に記載のその他の不良な法律を撤廃する、レファランダム過程を使用できる投票者の権利を無くす。
- 州議会は、ぎりぎりの過半数の得票で、彼らの贅沢な経費勘定を増やすことができる。

詳細: *www.No25Yes26.com*

住民投票事項25に反対票を投じよう。

JON COUPAL、会長
Howard Jarvis Taxpayers Association
JOHN KABATECK、事務局長
National Federation of Independent Business/California
RUBEN GUERRA、会長
Latin Business Association

★　住民投票事項25の反対論拠に対する反論　★

住民投票事項25で増税の実施が容易になることはない。これは、州議会で現状を維持したい者らによる偽りで必死の論拠だ。これは投票権を奪うものでもない。

住民投票事項25は税金に関するものではない。これは、州議員に説明責任に持たせ、カリフォルニア州の毎年の予算危機を終わらせることに関するものだ。

カリフォルニア州務長官およびおよび超党派の州議会アナリストは、住民投票事項25が増税に必要な得票要件を下げるものではないと、公式に述べた。実際、住民投票事項25は、「本法案は、州議会において、増税のために必要な三分の二の得票要件を変更するものではない」と具体的に述べている。

慢性的な予算遅延により、学校が罰を受け、不可欠なサービスが損なわれ、経済がダメージを受け、予算が遅れる一日ごとに納税者が5,000万ドル以上を損するという状況において、住民投票事項25は州議会の機能を改善する。

住民投票事項25は、次の二つの方法で問題解決に役立つ。

第一に、州議員が定時に予算を通過できない一日ごとに、給与および給付金を受領できなくし、しかも、予算を通過しても、そのお金は回復できない。住民投票事項25は、州議員が任務を実行できないときに、彼らに説明責任を持たせる。

第二に、住民投票事項25は、その他47州と同様に、州議員の半数以上の賛成で予算を承認できるようにする。州議員の少数派は、もう予算を拘束できなくなり、納税者さらには民主主義にダメージを与える土壇場の取引を強要できなくなる。

州議員が、定時に予算を通過させることによって、その任務を果たすことに同感であるなら、住民投票事項25に「賛成票」投じて欲しい。危機に瀕するカリフォルニア州では、我々は機能する州議会を必要とする。

JANIS R. HIROHAMA、会長
League of Women Voters of California
BILL LOCKYER、カリフォルニア州財務長官
RICHARD HOLOBER、事務局長
Consumer Federation of California

住民投票事項

26 州・地方自治体の特定料金は三分の二の賛成票で承認されるよう義務付ける。料金には、料金支払い企業によって生じる社会または環境への悪影響に対処するものが含まれる。州民発案による憲法改正案。

正式な表題と概要　　司法長官により作成

州・地方自治体の特定料金は三分の二の賛成票で承認されるよう義務付ける。料金には、料金支払い企業によって生じる社会または環境への悪影響に対処するものが含まれる。州民発案による憲法改正案。

- 州の特定料金は議会の三分の二の賛成票によって承認され、地方自治体の特定料金は有権者の三分の二の賛成票によって承認されることを義務付ける。
- 歳入の実質的な増加につながらないものを含め、特定の税法案について、議会投票要件を、現在の過半数から三分の二に引き上げる。

州議会アナリストによる州および地方自治体の財政への基本的な影響についての予測概要:

- 新規歳入に対し承認要件を引き上げるため、州政府・地方自治体の歳出入は減少する。行政機関および有権者の将来の決定によって、当該減少額が左右されるが、長期的には年間最高何十億ドルになる可能性がある。
- **最近の料金および税法の撤廃による州のその他の財政的影響は、(1) 輸送プログラム支出および州一般会計費用において年間10億ドルの増加、および (2) 未知の州歳入減少の可能性がある。**

州議会アナリストによる分析

背景

州・地方自治体は個人および企業に様々な税金・料金・課徴金を課している。所得税、売上税、固定資産税などの税金は、教育・刑務所・保健・社会福祉などの一般的な公共サービスの費用をまかなうために通常使用されている。ちなみに、料金および課徴金は通常、個人または企業に役立つ特定のサービスまたはプログラムの費用をまかなっている。料金および課徴金の分類は大きく分けて三つある。

- 使用者料金—州立公園入園料金やゴミ回収料金など、特定のサービスまたはプログラムの費用を使用者が支払うもの。
- 規制料金—飲食店が支払う保健衛生検査料金、リサイクルプログラムを支援するための飲料容器購入料金など。規制料金とは、特定の公共目的の実現または特定の活動による公共もしくは環境への影響を補うのに役立つよう、企業または個人の活動に要件を課すプログラムの費用を支払うものである。

図1

承認要件: 州・地方自治体の税金・料金・課徴金

	州	地方自治体
税金	州の歳入を増やす法案には州議会の各上･下院の三分の二。	・地方自治体が資金用途を指定する場合は地方自治体の投票者の三分の二。 ・地方自治体が資金用途を指定しない場合は地方自治体の投票者の過半数。
料金	州議会の各上･下院の過半数。	通常、行政機関の過半数。
土地課徴金	州議会の各上･下院の過半数。	通常、行政機関の過半数。土地所有者の過半数または地方自治体の投票者の三分の二による承認を必要とするものもある。

州議会アナリストによる分析　　続き

- 土地課徴金―新規分譲地に通じる道路向上のために土地開発業者に課せられる課徴金、土地所有者に役立つ向上およびサービスのための費用を支払うための査定料金など。

州法には税金・料金・土地課徴金に対する異なった承認要件がある。図1が示すように、通常、州または地方自治体は、行政機関 (州議会、市議会、郡監督者理事会など) の多数決で料金または課徴金を新設または増加できる。対照的に、増税には、(州の提議の場合は) 州議会の各上・下院の三分の二、または (地方自治体の提議の場合は) 住民の表決による承認が通常必要となる。

規制料金に関する見解の相違。 長年にわたり、広範囲の公益プログラムの費用をまかなうために資金を調達する場合は特に、規制料金と税金の違いについて見解の相違が発生してきた。たとえば、1991年、州は、鉛含有製品を製造した企業に規制料金を課し始めた。州は、鉛中毒リスクのある子供の検査、その治療の追跡調査、中毒の原因となる鉛汚染源の特定などに、この資金を使用している。裁判では、シンクレア・ペイント・カンパニー (Sinclair Paint Company) はこの規制料金が税金であるのは、(1) このプログラムが、規制を受ける事業への利益ではなく、広範囲の公益を提供すること、さらに (2) 料金を支払う企業が規制料金の納付以外に鉛中毒プログラムに関する義務がないからだと主張した。

1997年、カリフォルニア州最高裁判所は、企業に対するこの課徴金は、税金ではなく、規制料金であるという判決を下した。同裁判所は、汚染製品に関連する健康への悪影響の是正に役立てるため、当該製品を製造する企業に規制料金を課すことができると述べた。このため、この種の規制料金は、(1) 州議会の各上・下院の過半数の得票、または (2) 地方自治体の行政機関の過半数の得票によって新設または増加できる。

法案

本法案は、税金および増税の定義を拡大し、より多くの法案に州議会の三分の二または地方自治体の投票者による承認を義務付ける。図2に主要条項が概説されている。

州・地方自治体の税金の定義

定義を拡大する。 本法案は、現在料金または課徴金と考えられている多くの支払金を含め、州または地方自治体の税金の定義を拡大する。その結果、本法案には、図1で概説されたさらに厳しい承認要件の対象となる歳入法案の数を増やす効果がある。一般に、本法案下で税金として取り扱われる料金および課徴金の種類は、保健衛生的、環境的、またはその他の社会的・経済的な懸念事項を解消する

図2
住民投票事項26の主要条項

✓ **州または地方自治体の税金の範囲を拡大する**
- 過半数の得票で現在政府が課すことのできる一部の料金および課徴金を税金として分類する。
- その結果、より多くの州歳入についての法案は州議会の各上・下院の三分の二による承認を、またより多くの地方自治体歳入についての法案は地方自治体の投票者の承認が必要となる。

✓ **州歳入の一部の法案の承認要件を厳しくする**
- 納税者に増税を行う法律の場合、それによる財政上の全体的効果が州歳入を増やさないものであっても、その法律の承認には州議会の各上・下院の三分の二を必要とする。

✓ **最近通過した相反する州法を廃止する**
- 州議会の各上・下院の三分の二によって再度承認されない限り、本法案に相反する最近の州法を廃止する。廃止は2011年11月より有効になる。

住民投票事項26の本文は、114ページを参照。

ために州・地方自治体が課すものである。図3には、本法案において一部または全部が税金と考慮され得る規制料金の例が挙げられている。これは、料金納付者に直接サービスを提供するのではなく、広く一般に利益をもたらす多くのサービスの費用がこれらの料金からまかなわれるからである。現在、州は、環境プログラムの大半の費用を支払うために、これらの種類の規制料金を使用している。

その他の特定の料金および課徴金は本法案において税金と考慮されることがある。たとえば、州・地方自治体は、事業経営者への直接的かつ明確なサービスの提供ではなく、商業地区の向上 (駐車場、街灯、セキュリティ強化、マーケティングの提供など) のための査定収入を使用しているため、事業査定料金は税金と考えられる。

一部の料金および課徴金は影響されない。 税金の定義の改正は、大半の使用者料金、土地開発課徴金、および土地査定料金には影響しない。これは、これらの料金および課徴金が住民投票事項26の要件を既に順守している、またはその条項から免除されているからである。さらに、2010年11月2日の選挙時に存在するその他の大半の料金および課徴金は、以下の場合を除き、影響されることがない。

- 州または地方自治体が後に当該料金および課徴金を増やしたり、拡大適用したりしない場合。(この場合、州または地方自治体は住民投票事項26の承認要件を順守する必要がある。)
- 当該料金および課徴金が、2010年1月1日から2010年11月2日までの間に通過され、住民投票事項26と相反する (下記詳細参照) 州法によって、新設されたり、値上げされたりしない場合。

州税金法案の承認要件

現行要件。 現在、州憲法は、「歳入増加の目的のために」施行される法律が州議会の各上・下院の三分の二によって承認されなければならないと規定している。現行法では、一部の納税者に課せられる税額を増やすが、他の納税者の税金に同等 (またはさらに多くの) 減税をもたらす法律は、増税とは見なされて

図3

広く一般に利益をもたらす規制料金

オイルリサイクル料金

州は石油精製業者に規制料金を課し、その資金を以下の目的に使用している。

- 情報公開、教育プログラム。
- 地方自治体の使用済みオイル回収プログラムへの支払金。
- リサイクル報奨金の支払。
- 研究および実演プロジェクト。
- 使用済みオイルリサイクル施設の検査および法執行。

危険物料金

州は危険廃棄物の処理・廃棄・リサイクル業者に規制料金を課し、その資金を以下の目的に使用している。

- 有害物廃棄用地の浄化。
- 汚染防止の促進。
- 廃棄源削減計画の評価。
- 新しい環境技術の認証。

酒類小売業者への料金

一部の市は酒類小売業者に料金を課し、その資金を以下の目的に使用している。

- 条例および法律の執行。
- 酒類に関連する公的不法妨害 (酒類の関係する法律の違反・暴力・たむろ・薬物売買・公共の場での飲酒・落書きなど) を減らすための商店の教育。

いない。それ自体としては、その法律は州議会の過半数の得票で承認されることが可能である。

新しい承認要件。納税者が一人でも高い税金を支払う結果となる州法は州議会の各上・下院の三分の二によって承認されなければならない。

住民投票事項26と相反する州法

廃止要件。2010年1月1日から2010年11月2日までの間に採用され、住民投票事項26と相反する州法は、本住民投票事項が承認されてから一年後に廃止される。ただし、その法律が州議会の各上・下院の三分の二により再度通過された場合、この廃止は行われない。

最近の燃料税法の改正。2010年春、州は、ガソリン供給業者が納付する燃料税を上げたが、ガソリン小売業者が納付するその他の燃料税を下げた。全体的に、これらの改正は州税収を増やすことはないが、その税収の用途に対して州の柔軟性が高まる。

この柔軟性を使用して、州は、年間輸送公債費用約10億ドルを一般会計から燃料税資金へと移した。(一般会計は、学校・総合大学・刑務所・保健衛生・社会福祉の各プログラムにとっての州の主要資金源である。)この行為は輸送プログラムに利用可能な金額を減らすが、一般会計の予算均衡化に役立つ。州議会は各上・下院の過半数の得票でこの税法を承認したため、州議会が各上・下院の三分の二で再度この税金を承認しない限り、2011年11月にこの法律は廃止される。

その他の法律。この分析の作成時 (2010年初夏)、州議会および州知事は州の深刻な予算問題を解決するために、多くの新しい法律や資金調達上の改正を考慮中であった。さらに、本法案の一部は、裁判所による今後の解釈に左右される。その結果、本法案によって影響されたり、廃止され得たりする完全な範囲の州法を判定することができない。

財政的影響

承認要件の改正。税金と考えられるものの範囲を拡大することによって、本法案は、州・地方自治体にとって歳入を増加する新しい法律を通過させることがより困難になる。この改正は、多数の環境・保健衛生・その他の規制料金(図3のものと同様) の他にも、一部の事業査定料金およびその他の徴税にも影響する。このような種類の料金および課徴金を新設または拡大適用するための新しい法律は、税金の承認に対するさらに厳しい要件の対象となる。

この改正による財政的影響は、州議会、地方自治体の運営委員会、および地方自治体の投票者による今後の行動に左右されるであろう。表決要件が厳しくなったために一部の法案が承認されなくなった場合、政府の歳入は、厳しくならない場合よりも少なくなるであろう。同様に、これは州の歳出が同程度に減少する結果となろう。

税金の承認に対するさらに厳しい要件の対象となる料金および課徴金の範囲を考慮すると、この改正による財政的影響は大きい可能性がある。この本法案が承認されない場合と比べると、長期的には、政府の歳入および州全域にわたる歳出が年間数十億ドル減る可能性があると推定される。

相反する法律の廃止。相反する州法の廃止は様々な財政的影響をもたらす可能性がある。たとえば、最近の燃料税法の廃止は州一般会計の費用を約二十年間にわたり年間約10億ドル増やし、輸送プログラムに利用可能な資金を同じ金額分増やすであろう。

本法案はこの分析作成*後*に通過される法律を廃止する場合があり、しかも本法案の条項の一部は裁判所の今後の解釈の対象となるため、この廃止条項による完全な財政的影響を推定することができない。しかし、州が2010年に考慮している法案の性質を考慮すると、採用される法案の廃止は州の歳入を減らす (場合によっては州の一般会計の費用を増やす) 可能性がある。州議会の各上・下院の三分の二の得票で再度同法が承認されれば、本住民投票事項におけるこれらの財政的影響は回避できるであろう。

住民投票事項26の本文は、114ページを参照。

住民投票事項 26

州・地方自治体の特定料金は三分の二の賛成票で承認されるよう義務付ける。料金には、料金支払い企業によって生じる社会または環境への悪影響に対処するものが含まれる。州民発案による憲法改正案。

★ 住民投票事項26の賛成論拠 ★

住民投票事項26に賛成票を投じ、隠された税金を政治家らが施行できないようにしよう

州および地方自治体の政治家らは、税金ではなく、「料金」と呼んで、多くの製品およびサービスに隠された税金を課すために、抜け穴を使用している。その仕組みは、こうである。

州レベル:

- カリフォルニア州憲法は、州議会に、新しい税金または増税を通過させるには三分の二の得票を義務付けているが、政治家らは、そのような税金を「料金」と呼ぶことによって、これを回避する策略を使用するため、*ぎりぎりの過半数の得票*だけでそれらを通過できる。

地方自治体レベル:

- 地方自治体レベルでの増税の大半は投票者の承認が義務付けられている。地方自治体の政治家らは税金を「料金」と呼び、投票者を迂回して、投票者の許可なしに増税することができ、選挙でこれらの隠された税金を止めさせるあなたの権利を奪っている。

住民投票事項26はこの抜け穴を閉ざす

住民投票事項26は、これらの隠された税金を通過させるのに、その他の増税に必要なのと同様の得票要件を満たすよう政治家らに義務付け、州議会の三分の二の得票で、また地方自治体レベルでは一般の投票で、これらの隠された税金を通過させることを義務付けることによって、カリフォルニア州の納税者および消費者を守る。

住民投票事項26は環境および消費者の規制ならびに料金を守る

*住民投票事項26の反対者にだまされてはならない。*カリフォルニア州には全米で最も強力な環境保護法および消費者保護法がいくつかある。住民投票事項26は、それらの法律を保持し、また環境・海洋汚染の浄化、必要な消費者規制への資金提供、または不正行為の処罰、専門家の資格認定証書または運転免許証の発行など合法的な料金を保護する。

我々からさらに多額のお金をせしめるために、政治家らに憲法を回避させてはならない

政治家らはこれらの隠された税金で*100億ドル*以上を提案している。彼らを阻止しない場合に隠された税金が課されるものの例:

- 食品
- ガソリン
- 玩具
- 水
- 携帯電話
- 電気
- 保険
- 飲物
- 緊急サービス
- 娯楽

住民投票事項26:政治家に説明責任を持たさせる

「州の政治家らは既に180億ドルの増税を実施した。今度は、財政赤字を解決するために支出を抑える代わりに、この策略を使用してまた増税しようとしている! 投票者が住民投票事項26を通過させて政治家らを阻止する時期である。」—Teresa Casazza、カリフォルニア州納税者協会

地方自治体の政治家らは、税金を「料金」と偽装し投票者をだますことによって、彼らは投票者から承認を得る必要がなくなる。彼らは、増税のための抜け穴を使用するのではなく、支出を抑える必要がある! 地方自治体レベルにおいては、膨れ上がる支出に対し彼らに説明責任を持たせ、隠された税金を止めさせる時期が来た。

住民投票事項26に賛成票を投じ、カリフォルニア州の家族を守ろう

カリフォルニア州の家族および中小企業は、雇用を喪失させ、家族にダメージを与える新しい税金および隠された税金の上昇を受け入れる余裕はない。政府が隠された税金を上げれば、消費者および納税者は日常品の値上がりを経験する。

「この景気後退から抜け出す最良な方法は、経済を拡大させ、雇用を創出することであって、増税ではない。住民投票事項26は、州議会での無駄な支出を止める時期が来たというメッセージを政治家らに送る。」—John Kabateck、全米自営業連合/カリフォルニア州(National Federation of Independent Business/California)

住民投票事項26に賛成票を投じ、隠された税金を止めさせよう—*www.No25Yes26.com*

TERESA CASAZZA、会長
California Taxpayers' Association
ALLAN ZAREMBERG、会頭
California Chamber of Commerce
JOEL FOX、会長
Small Business Action Committee

★ 住民投票事項26の賛成論拠に対する反論 ★

企業が特別な保護機構をカリフォルニア州憲法に盛り込むことをあなたは望むか?

カリフォルニア州は公共安全を犠牲にしてまで汚染企業を守るべきか?

それは、住民投票事項26の内容であり、石油、タバコ、アルコールの大企業は納税者に自らの粗相の後始末を負担させたいのだ。その結果、地方自治体の警察署および消防署は我々の安全を守るための資源をカットされる。

住民投票事項26が消費者および環境にダメージを与えないという主張は嘘である。企業は、公共衛生を汚染または害した企業が支払う罰金を「隠された税金」と投票者をだまし思い込ませるために、何百万ドルをも費やしている。自らの選挙運動のウェブサイトでは、隠された税金として「石油流出後の清掃を緩和し、応答および法執行機能を拡大するための石油隔離料金」を挙げている。

彼らが、自らの文書に記載している、支払を望まないその他の料金の例:

- 汚染者に対する危険有害廃棄物の清掃料金
- 石油会社に対する石油流出後の清掃料金
- タバコ会社に対するタバコ製品健康有害効果対策の料金

住民投票事項26は環境・公共安全・納税者のためにならない。

カリフォルニア州専門消防士、カリフォルニア州女性有権者同盟、カリフォルニア州看護師協会、シエラ・クラブ、計画・保護連盟(Planning & Conservation League)、無駄と戦うカリフォルニア州民の会(Californians Against Waste)、およびカリフォルニア州税制改革協会(California Tax Reform Association)の全てが住民投票事項26に反対しているのは、汚染者が起こした被害を普通の市民への負担を強要するからだ。

カリフォルニア州民は、地方自治体が警察署および消防署などの不可欠なサービスをカットしている状況で、汚染者の不始末を処理する余裕はない。

我々が守らなければならないのは、汚染者ではなく、一般市民だ! 住民投票事項26に反対票を投じよう。

RON COTTINGHAM、会長
Peace Officers Research Association of California
WARNER CHABOT、最高経営責任者
California League of Conservation Voters
PATTY VELEZ、会長
California Association of Professional Scientists

本ページに印刷されている論拠は、著作者の意見であり、公的機関によってその正確性については調査されていません。

住民投票事項 26

州・地方自治体の特定料金は三分の二の賛成票で承認されるよう義務付ける。料金には、料金支払い企業によって生じる社会または環境への悪影響に対処するものが含まれる。州民発案による憲法改正案。

★ 住民投票事項26の反対論拠 ★

汚染者は自らが引き起こした不始末の清掃費用を支払わないべきなのか?

代わりに、納税者がその費用を支払うべきか?

その答えはノーであり、汚染者保護法である住民投票事項26を投票者が拒絶すべきなのはそのためだ。

投票用紙に誰が住民投票事項26を載せたのか? Chevron社、Exxon Mobil社、およびPhillip Morris社を含む、石油、タバコ、アルコール会社が、実質上、本法案の資金を全て供給した。

彼らの目標: これらの会社が生じた損害の支払負担を納税者に転嫁させるため。

これはどのような仕組みなのか? 住民投票事項26は、環境被害または公衆衛生被害に対する代償を増税として再定義し、その通過に2/3の得票を義務付ける。

そのような代償、つまり公的生活妨害に対する汚染料金の制定が一層困難となり、納税者がその支払を負担することになる。汚染企業の後始末の支払を納税者に強制しなくても、カリフォルニア州には問題が十分にある。

環境汚染、公衆衛生被害、または公的生活妨害を生じさせた会社は、自ら起こした被害の負担を義務付けられるべきである。

しかし、石油、タバコ、アルコール会社は、納税者であるあなたに、後始末の費用を負担させたいのだ。これらの企業が、全く一般市民の意見なしに、密室で住民投票事項26を起草したのはそのためであり、投票用紙に住民投票事項26を載せるために何百万ドルをも通やしたのはそのためだ。

住民投票事項26は、またもや一般市民を犠牲にして我が身を守る企業による試みなのだ。問題は料金と名乗って「隠された」税金ではなく、石油、タバコ会社が隠している真の動機だ。

- 汚染者は危険有害廃棄物の清掃に使用される料金を負担したくない。
- 石油会社は、石油流出後の清掃および大気汚染防止に使用される料金を負担したくない。
- タバコ会社は、タバコ製品の健康有害効果に対処するために使用される料金を負担したくない。
- アルコール会社は、近隣地域の警察の保護および未成年者の飲酒防止プログラムに使用される料金を負担したくない。

住民投票事項26の選挙運動で特定されている、いわゆる「隠された税金」の一つは、メキシコ湾での事故のように、石油流出後の清掃費用を負担するために石油会社が支払う料金である。自らの不始末に責任を取るべきものは石油会社であって、納税者ではない。

住民投票事項26は、地方自治体による基本的なサービスの提供のために、費用のかさむ訴訟および限りのない選挙を義務付けることによって、地方自治体の公共安全および公衆衛生を損なう。不始末を起こした者に対する料金は、公的生活妨害の取り締まりや被害を与えた道路の修理などの費用を埋め合わせるべきだ。

これらの料金で集められた資金は、州および地方自治体によって、大気汚染防止、環境災害後の清掃、危険有害廃棄物の監視など、不可欠なプログラムに使用される。タバコ会社などの企業に、自らが引き起こした被害に対する費用の負担を義務付ける。

住民投票事項26が通過すれば、これらの費用は納税者が負担しなければならなくなる。

汚染者を守ってはならない。カリフォルニア州専門消防士、カリフォルニア州教員連盟、カリフォルニア州資源保全有権者連盟、カリフォルニア州看護師協会、カリフォルニア州消費者連合(Consumer Federation of California)、およびカリフォルニア州退職者同盟(California Alliance for Retired Americans)と一緒に、住民投票事項26に反対票を投じよう。

www.stoppolluterprotection.com

JANIS R. HIROHAMA、会長
League of Women Voters of California
JANE WARNER、会長
American Lung Association in California
BILL MAGAVERN、局長
Sierra Club California

★ 住民投票事項26の反対論拠に対する反論 ★

住民投票事項26は、税金を「料金」と不当に呼ぶことによって、政治家らが事業および消費者に新しい税金を課すことを可能にする抜け穴を埋める。

住民投票事項26は、政治家らが、食品・水・携帯電話・緊急サービスに対する隠された税金を上げられないようにし、大企業ではなく、消費者が支払う何十億ドルもの費用を増加できなくする。

政治家らおよび特殊利益団体が住民投票事項26に反対する理由は、彼らが考えられるあらゆるものに「料金」を課すことによって、カリフォルニア州の働く家族からさらに多額のお金を奪いたいからだ。彼らの関心事はシンプルであって、それは、贅沢な公的年金を含め、政治家らが浪費するための税金を増やすことだ。

以下が事実だ。

住民投票事項26は合法的な料金を保護するものであって、カリフォルニア州の環境保護法または消費者保護法を廃止したり、徐々に廃止するものではなく、それらの法律には以下のものが挙げられる。

- 石油流出防止・応答法(Oil Spill Prevention and Response Act)
- 危険有害物質管理法(Hazardous Substance Control Laws)
- カリフォルニア州大気浄化法(California Clean Air Act)
- カリフォルニア州水質管理法(California Water Quality Control Act)
- 請負業者・弁護士・医師の免許および監督を規制する法律

「住民投票事項26は、大気、海洋、水路、または森林を保護する法律を一つたりとも改正または弱体化するものではない。」—Ryan Broddrick、前局長、魚類鳥獣保護局(Department of Fish and Game)

住民投票事項26が実施すること:

- 憲法が通常の増税に義務付けているものと同じように、州全域において料金を装った*隠された税金の通過にも、州議会の三分の二の得票を義務付ける。*
- 憲法が地方自治体における大半のその他の増税に義務付けているものと同じように、地方自治体において料金を装った*隠された税金の通過には一般投票を義務付ける。*

住民投票事項26に賛成票を投じ、隠された税金を止めさせよう。環境保護法を維持しよう。

www.No25Yes26.com

JOHN DUNLAP、前会長
California Air Resources Board
MANUEL CUNHA, JR.、会長
Nisei Farmers League
JULIAN CANETE、会頭
California Hispanic Chamber of Commerce

住民投票事項

27 選挙区変更についての州委員会を廃止する。議員に選挙区変更権限を一本化する。州民発案による憲法改正案および法令。

正式な表題と概要　　司法長官により作成

選挙区変更についての州委員会を廃止する。議員に選挙区変更権限を一本化する。州民発案による憲法改正案および法令。

- 政府監査官が選んだ応募者集団から選択される14名の委員から成る選挙区変更委員会を廃止する。
- 下院選挙区を決定する選出議員に、州の下院・上院・査定平準局の管轄区域の境界決定の権限を一本化する。
- 選挙区変更について、予算を削減し、議会が費やし得る金額に限度を設ける。
- 議会が承認した選挙区境界線図を拒否する権限を有権者が持つことを規定する。
- 同じ公職に対するいずれの選挙区も同じ人口を有することを義務付ける。

州議会アナリストによる州および地方自治体の財政への基本的な影響についての予測概要:

- 翌年度にわたり約1百万ドルの州選挙区変更費用減少の可能性がある。
- 2020年から十年に一度、州選挙区変更費用が数百万ドル減少する可能性がある。

州議会アナリストによる分析

本法案は州公選職の選挙区境界線を決定する責任を州議会に戻す。本法案では、これらの選挙区境界線を決定するために投票者が最近確立した委員会は廃止される。

背景

州憲法は、「選挙区変更」として知られる過程において、州下院議会、州上院議会、査定平準局 (BOE)、および合衆国下院議会のためのカリフォルニア州の選挙区に対し、州が、国勢調査後十年ごとに一回選挙区境界線を調整することを義務付けている。連邦法を順守するため、選挙区変更によって、ほぼ等しい人口からなる選挙区が確立される必要がある。

州議会およびBOEの選挙区変更に対する最近の改正。以前に、上記公選職全てについての選挙区境界線は、州議会の承認および州知事の署名後に成立した法案において決定された。選挙区変更計画に州議会と州知事が合意しないなど、場合によっては、カリフォルニア州最高裁判所が選挙区を変更したこともあった。

投票者は、2010年国勢調査以降、州下院議会、州上院議会、およびBOEの選挙区境界線を新しく設定するための市民選挙区変更委員会 (Citizens Redistricting Commission) を確立する住民投票事項11を2008年11月に通過させた。当該委員会は、十年に一回設立され、その役職に志願し特定の規則に従って選択されるた民主党員5名、共和党員5名、および他4名の合計14名の登録投票者から構成される。

州議会アナリストによる分析

委員会が選挙区境界線を設定する際には、政党、現職者、または官職候補者を優遇または差別しないなどの、連邦法の要件やその他の要件を満たす必要がある。さらに、委員会は、可能な限り、以下の事項を満たす区域を採用することが義務付けられている。

- 単一区域における市・郡・近隣地区・「共通の利益を持つ地域社会」の地理的一貫性を維持すること。(委員会には選挙区変更活動に対する「共通の利益を持つ地域社会」を定義する責任がある。)
- 地理的にコンパクトな選挙区を作ること。
- 上院選挙区一区内に下院選挙区二区を、BOE選挙区一区内に上院選挙区十区をそれぞれ置くこと。

現行の下院選挙区変更過程。現在、カリフォルニア州は、合衆国下院議席435席中53席を有する資格を与えられている。住民投票事項11では、これら53の合衆国下院議席のための選挙区変更過程は変更していない。したがって、合衆国下院議席のための選挙区変更計画は、現在、州議会が賛成した法案に含まれている。

しかし住民投票事項11では、州議会が下院選挙区の設定のために満たさなければならない要件が一部変更された。そのため、委員会同様に、州議会は、地理的にコンパクトな選挙区を設定し、州議会の定義に従い地域・近隣地区・共通の利益を持つ地域社会について地理的な一貫性の維持を試みなければならない。しかし、住民投票事項11は、州議会が、選挙区境界線の設定の際に、政党、現職者、または官職候補者に対する優遇または差別を禁止しているわけではない。

続き

法案

本法案は、州下院議会・州上院議会・BOE・合衆国下院議会のカリフォルニア州の議席のために選挙区境界線が決定される方法を変更するために、州憲法およびその他の州法を改正する。

州議会およびBOEの選挙区変更権限が州議会に戻る。本法案は、州下院議会・州上院議会・BOEの選挙区境界線を決定する権限を州議会に戻すものである。合衆国下院選挙区の決定責任は州議会に留まる。本法案では、したがって、これらの下院および州公選職全ての選挙区境界線は州議会が通過する法案において決定される。住民投票事項11で新設された市民選挙区変更委員会は廃止される。その結果、当該委員会メンバー指名のために現在進行中の過程は終了され、州議会が2010年および将来の国勢調査から選挙区を変更することになる。

選挙区境界線変更および過程についての新しい要件。住民投票事項27によって選挙区境界線についての特定要件が作られる。本法案では、各選挙区の人口は同じ公選職の他の選挙区とほぼ等しくなる (人口に一名以上の差異がない)。さらに、本法案は選挙区境界図の作成時前後に公聴会を持つことを州議会に義務付けると共に、市民に選挙区変更のための特定データへのアクセスを可能にすることを義務付ける。

住民投票事項27の本文は、115ページを参照。

州議会アナリストによる分析

続き

現行要件の一部を排除する。本法案はまた、以下の事項に関係する要件など、選挙区変更過程中に考慮の必要がある内容について現行規則の一部を排除する。

- 政党、現職者、または官職候補者を優遇または差別しないこと。
- 地理的にコンパクトな選挙区を作ること。
- 上院選挙区一区内に下院選挙区二区を、BOE選挙区一区内に上院選挙区十区をそれぞれ置くこと。

本投票用紙に記載の選挙区変更に関係する二法案。本法案に加え、2010年11月投票用紙に記載のもう一つの本法案である住民投票事項20は、選挙区変更問題に関係する。これら二つの住民投票事項の主要条項および現行法は、図1に概説されている。これらの法案の両方が投票者によって賛成された場合、「賛成」票を多く得た住民投票事項のみが有効になる。

財政的影響

住民投票事項11以前と現行法による選挙区変更費用。2001年、州議会は、選挙区変更用の特別なソフトウェアおよび機器の購入など、選挙区変更活動専用の独自予算から約3百万ドルを費やした。これらの費用に加え、(州議会のその他の日常活動の支援に使用される) 通常の州議会スタッフ、施設、および機器が、選挙区変更の取り組みに一時的に使用された。

2009年、住民投票事項11の過程において、州議会は、2010年国勢調査に関係する選挙区変更活動のために州の一般会計から3百万ドルを承認した。さらに、委員会メンバーの応募および選考過程を支援するために州の別の基金から約3百万ドルが費やされた。住民投票事項11では、選挙区変更のためのその他の取り組みのために、インフレを加味した少なくとも十年前の水準で委員会の作業に資金調達することを義務付けている。州議会は、現在、その予算内で下院選挙区変更活動に資金を調達している。

図1

選挙区変更に関する現行法と2010年11月の住民投票事項の主要条項の比較

	現行法	住民投票事項20	住民投票事項27
州下院議会・州上院議会・査定平準局 (BOE) の選挙区を決定する機関	市民選挙区変更委員会[a]	市民選挙区変更委員会	州議会
カリフォルニア州の下院選挙区を決定する機関	州議会	市民選挙区変更委員会	州議会
「共通の利益を持つ地域社会」の定義[b]	市民選挙区変更委員会/州議会による定義	「効果的かつ公正な代表を目的とするために単一区域内に含まれるべき共通の社会的・経済的利益を共有する隣接地域に住む住民」	州議会による定義

[a] 委員会は2008年の住民投票事項11で設立された。

[b] 現行法および住民投票事項20と住民投票事項27の両方では、選挙区変更機関は、一般に、一区域内で「共通の利益を持つ地域社会」をまとめることを試みるよう命じられている。

州議会アナリストによる分析

続き

本法案における選挙区変更費用。本法案は、州議会が、十年に一回、選挙区変更活動のために250万ドルを超過する支出を禁じている。この支出限度は十年ごとにインフレ調整される。市民選挙区変更委員会過程についての将来における費用はなくなるであろう。総合すると、これらの改正により、2020年から始まる十年に一回、州は選挙区変更過程についての費用が数百万ドル減少する可能性がある。

一部の資金は、選挙時までに、住民投票事項11の市民選挙区変更委員会の活動に既に費やされているため、2010年国勢調査に関係する選挙区変更過程についての節約額はこれよりも少なくなるであろう。翌年にかけての本法案による節約額は約1百万ドルの可能性がある。

住民投票事項27の本文は、115ページを参照。

住民投票事項 27

選挙区変更についての州委員会を廃止する。議員に選挙区変更権限を一本化する。州民発案による憲法改正案および法令。

★ 住民投票事項27の賛成論拠 ★

住民投票事項27に賛成することは税金を節約すると、超党派専門家は結論付けた。

「州議会アナリストおよび財務所長による州および地方自治体の財政への影響についての予測概要: 州選挙区変更費用が十年ごとに合計数百億ドル減少する可能性がある。」

選挙区変更における財政的説明責任法(Fiscal Accountability in Redistricting Act: FAIR)である住民投票事項27に賛成票を投じよう。住民投票事項27は納税者に数百万ドルを節約し、Arnold Schwarzenegger氏の政治的選挙区画定ゲームを止めさせる。

2005年、Arnold Schwarzenegger氏は、いわゆる選挙区変更改革である住民投票事項77を主に通過させるために特別選挙を行ったが、投票者は60対40パーセントの差で反対し、3,900万ドル近くを無駄にした。

2008年、Schwarzenegger氏は、州民に説明責任を持つ者達から選挙区変更権限を奪い、それを、カリフォルニア州納税者から累積給与で最高1百万ドルを獲得可能な無名の素人グループに付与するために、鈍感なお役所的な委員会をやっと可決させたのだが、このために彼は特殊利益団体から集めた1,600万ドルを費やした。住民投票事項27に賛成票を投じることは、カリフォルニア州投票者が「もうたくさんだ」と言うチャンスである。州知事殿、善意からでしょうが、選挙区画定についての意味のないゲームにこれ以上お金を無駄にすべきではない。

州知事殿、州は破産状態で、失業率は12%を超え、セントラルバレーの豊かな穀倉地帯は水不足で、何もかもがめちゃくちゃだ。それなのにあなたは選挙区画定の政治的ゲームで頭が一杯なのか?

彼の2008年住民投票事項に続く法律である、Schwarzenegger計画で生じた混乱を見て欲しい。

- Schwarzenegger計画では、無作為に選ばれた三名の会計士が、選挙なしに選ばれる十四名からなる委員会メンバーを選択し、これらのメンバーは我々の代表者を決定する力を持つ官僚機構を率いるというものだ。住民投票事項27に賛成票を投じることは、Schwarzenegger計画とは異なり、その決定を行う者達が投票者に説明責任を持つことを確保することである。説明責任を有する唯一の改革法案は住民投票事項27のみである。
- Schwarzenegger計画では、投票者は、不公平で勝手な下院議員選挙区改定に対し、レファレンダムを通過させる権利を否定されている。レファレンダムは、州議会に「ノー」という権利、我々が異議を唱える制定法に「ノー」という権利を我々投票者が持つことを意味する。住民投票事項27に賛成票を投じることは、Schwarzenegger計画とは異なり、選挙区変更計画(合衆国議会計画を含む)に異議を唱える権利を投票者が持つことを確保する。投票者はいつも最終的発言権を持つべきである。
- Schwarzenegger計画では、一部の州民はその他の州民よりも重視されることがあり、一選挙区が別の選挙区よりもほぼ百万人多くの有権者を持つことがあり得た。何百年間も、そのような選挙区が「腐敗選挙区」と呼ばれてきたのには、理由がある。この慣行は止めなければならない。住民投票事項27に賛成票を投じることは、Schwarzenegger計画とは異なり、全選挙区が全く同じ大きさで、誰もが等しく数えられることを確保する。

Schwarzenegger州知事殿、何を考えておられるのか? 住民投票事項27に賛成することは税金を節約すると、超党派専門家は結論付けた。

「州議会アナリストおよび財務所長による州および地方自治体の財政への影響についての予測概要: 州選挙区変更費用が十年ごとに合計数百億ドル減少する可能性がある。」

税金の無駄使いは止めよう。政治的選挙区画定ゲームを止めよう。住民投票事項27に賛成票を投じよう!

DANIEL H. LOWENSTEIN、創設会長
California Fair Political Practices Commission
HANK LACAYO、会長
Congress of California Seniors

★ 住民投票事項27の賛成論拠に対する反論 ★

San Francisco Chronicle編集者John Diaz氏は、住民投票事項27が実は「現職者保護法」であると述べる。

住民投票事項27の裏に潜む政治家らは、投票者達が住民投票事項11を通過させ、独立した市民選挙区変更委員会を確立したときに、投票者達が彼らの再選を保証する選挙区画定権力を奪ったことに、非常に憤慨している。

だから、政治家らおよび特殊利益団体は、住民投票事項27を通過させ、州全域からの投票者達から構成される市民委員会を廃止するために、数百万ドルを費やす。

彼らの論拠で一つ正しいことは、カリフォルニア州が破綻していることである。

カリフォルニア州が破綻状態にあるのは、政治家らが投票者達に説明責任を持たないため、問題解決のために協力の必要がないからである。

その代わり、政治家らはむしろ、馬鹿げた主張で投票者達を誤解させる。

真実:「百万ドル」を儲けている者はいない。投票者が承認した市民委員会は、十年ごとに一回選挙区画定をし、委員会メンバーは、労働した一日当たりにささやかな給付金のみを受け取る。だから、納税者および優れた政府グループは委員会を支持し、住民投票事項27に反対する。

「州議会の歴史から見ると、独立委員会が州議会よりも選挙区変更に多額のお金を費やすことはなく、内密に行われる議員らの画定とは違い、委員会のミーティングは開かれたものになる。」—George Skelton、Los Angeles Times

真実 : 政治家らが地域社会・都市・郡を内密に分割した旧システムとは異なり、市民選挙区変更委員会は完全な透明性を持って、公開ミーティングを行わなければならない。

真実 : 投票者は、レファランダムによって選挙区変更に異議を唱える力を既に持っている。

ご自身で読んでみてもらいたい。*www.noprop27.org*

政治家らの権力掌握を阻止しよう。住民投票事項27に反対票を投じよう。

KATHAY FENG、事務局長
California Common Cause
RUBEN GUERRA、会長
Latin Business Association
JOEL FOX、会長
Small Business Action Committee

本ページに印刷されている論拠は、著作者の意見であり、公的機関によってその正確性については調査されていません。

選挙区変更についての州委員会を廃止する。議員に選挙区変更権限を一本化する。州民発案による憲法改正案および法令。

★ 住民投票事項27の反対論拠 ★

住民投票事項27を作り出す明確な選択肢が我々にはある。

来年は、新しい選挙区が画定される。

住民投票事項27に「反対票」を投じると、州議会選挙区は、2008年に投票者が承認した、独立した市民選挙区変更委員会によって画定される。

住民投票事項27に「賛成票」を投じると、独立した市民選挙区変更委員会は無くなり、州議会の政治家らが、彼らが昔にやったように、自らの官職を守るために自らの選挙区を画定する。

住民投票事項27に反対票を投じ、投票者が承認した改正を政治家らに骨抜きにさせないようにしよう

州議員が自らの選挙区を画定していた慣習により、州議員は来る年も来る年も当選し、問題解決しようとゆうやる気もほとんど持たず、投票者に対して説明責任を持たないままでいられたが、2008年、投票者は住民投票事項11を通過させ、この悪習を終わらせた。

住民投票事項11では、投票者に対する説明責任を州議員に持たせるよう公正な選挙区を画定する、独立した市民選挙区変更委員会を投票者は新設した。委員会は、完全に透明性があり、民主党員、共和党員、および無所属の者を含み、全カリフォルニア州民を代表するものでなければならない。詳細: *www.wedrawthelines.ca.gov*

今度は、有力な現職政治家らが、住民投票事項27に資金提供する特殊利益団体の資金を数百万ドル使用してきたのは、投票者が承認した選挙区変更改正を廃止し、選挙区画定を政治家らに取り戻すためである。投票者に対し説明責任を持たないままでいられるために、なんとしても住民投票事項27を通過させようと、お金を使う。

住民投票事項27に反対票を投じ、政治家らを守り、投票者を苦しめる裏取引を止めさせよう

Los Angeles TimesおよびOrange County Registerは、最後の選挙区変更において、自らの議席を守るため選挙区を画定する一人の政治コンサルタントに百万ドル以上を支払ったことを明かした。

州議員がコンサルタントを雇い、再選を保証するためだけに市および地域社会を分割し、奇妙な形の選挙区を密室で画定していた時代に、住民投票事項27によって、政治家らは戻したいのだ。

「住民投票事項27を後押しすることによって、政治家らは投票者を黙らせようとしており、そうすれば、州が直面する難しい問題を解決する必要がないからだ。」—Maria Luisa Vela、ロサンゼルス・ヒスパニック商工会議所(Los Angeles Hispanic Chamber of Commerce)

政治家らの主張は、刃向かうな、だ

住民投票事項27はお金の節約についてのものではない。政治家らは無難な選挙区を求めており、コンサルタントに資金提供し、自らを守るための選挙区境界を画定するために可能な限りの税金および特殊利益団体の資金を全部費やす。

住民投票事項27は投票者に権限を持たせることについてではない。住民投票事項27に関係なく、投票者は、レファランダムによって州議会による選挙区変更計画を却下する能力を既に持っている。

住民投票事項27は、実は権力を保持したい政治家らについてのものである!

「システムを公正にするための、投票者が承認した選挙区変更改正—住民投票事項27を通過させ、自らを守るために政治家ら自らが選挙区を画定した時代に逆戻りしようとする、政治家らを阻止する必要がある。」—Kathay Feng、カリフォルニア州共通利害の会(California Common Cause)

選挙区変更は2011年に実施される。問題は、それが、独立した市民選挙区変更委員会によるものか、または自らの官職を保持しようとする政治家らによるものかである。

- 住民投票事項27に反対票を投じると、投票者および投票者が承認した独立した市民選挙区変更委員会に力を留めることになる。
- 住民投票事項27に賛成票を投じると、実質上再選が保証される選挙区を画定するための力を、州議会の政治家らに与えることになる。

住民投票事項27に「反対票」を投じよう。

www.NoProp27.org

JANIS R. HIROHAMA、会長
League of Women Voters of California
DAVID PACHECO、カリフォルニア州会長
AARP
GARY TOEBBEN、会頭
Los Angeles Area Chamber of Commerce

★ 住民投票事項27の反対論拠に対する反論 ★

現行の選挙区変更法は、何百万ドルもの税金を無駄にし、説明責任を持たない官僚にまた圧倒的な力を与える。税金を節約し、意味のない選挙区画定ゲームを止めさせるために、住民投票事項27に賛成票を投じよう。

この改正の反対者によって虚偽で惑わされやすい主張をどんなに沢山しようとも、次の四点は明らかに正しい事実だ。

1) 住民投票事項27は税金を節約する。住民投票事項27に賛成することは税金を節約すると、超党派専門家は結論付けた。

「州議会アナリストおよび財務所長による州および地方自治体の財政への影響についての予測概要: 州選挙区変更費用が十年ごとに合計数百万ドル減少する可能性がある。」

2) 住民投票事項27は投票者に権限を持たせる。2001年、州議会の政治家らは、選挙区変更制定法に対し「ノー」と言える投票者の権利を行使できないよう陰謀を企てた。住民投票事項27は、投票用紙に合衆国下院の選挙区変更を拒否するレファランダムを州議会が載せられないようにする。

3) 住民投票事項27は一人、一票の選挙区を義務付ける。現行法は、選挙区当たり1,000,000人もの人口差を認めている!

4) 州議員は一人たりとも、住民投票事項27の起草内容について口出しできなかった。住民投票事項27が最も強力な費用抑制および過程の完全性を有するのは、驚くに価しない。

カリフォルニア州は危機にある。我々は、破産し、巨額の負債を抱え、失業率は高すぎ、環境は悪化している。住民投票事項27は、投票者が「もうたくさんだ! 意味のない税金の無駄使いを止めさせよう」と言うチャンスである。住民投票事項27に賛成票を投じよう。

MARK MURRAY、事務局長
Californians Against Waste
DANIEL H. LOWENSTEIN、創設会長
California Fair Political Practices Commission

政党の目標声明

★ 緑の党 ★

カリフォルニア州民には、生計が立てられる職業、手ごろな価格の住宅、持続可能なエネルギー、単一支払者健康保険制度、および累進課税制度が必要です。緑の党は、経済的に持続可能な活力ある地域社会、環境保全、イラクおよびアフガニスタンからの撤退、安全でクリーンなエネルギー源の開発を支持します。緑の党は、公的資金による救済および企業の法的人格に反対します。

緑の党の提唱事項:

持続可能な経済:

- 職場代表制の支持、生計が立てられる職業の創出、手ごろな価格の住宅、公共交通機関、および持続可能なエネルギー。
- 個人の支払能力に合わせた公正な累進課税制度の導入、法人への政府補助金の排除、および炭素税の導入。
- 政府の負債および赤字財政支出の終結。

憲法上の権利:

- 人身保護令状の支持、必要的実刑判決の廃止、三振即アウト法の改正。
- 愛国者法の廃止、イラクからの撤退、および先制攻撃的戦争の終結。
- 一般投票による大統領選挙、討論および州の投票用紙に対する平等な機会、選択順位投票、および信頼性のある開票方法の義務付け。

環境保護:

- 公営の安全でクリーンな再生可能エネルギーの促進。
- 効率、保全、および化石燃料税による地球温暖化の低減。
- 絶滅危惧種、農地の保護、およびスプロール型郊外開発の反対。

社会正義:

- 単一支払者健康保険制度および無料公立教育の支持。
- 入国書類等を持たない移民の労働権の支持。
- 拷問および不当な監視の終止。

緑の党は、全ての人々に対する政府の説明責任、活力ある経済、持続可能な環境、社会正義、憲法上の権利を求めます。

Green Party of California
P.O. Box 2828, Sacramento, CA 95812

(916) 448-3437
ウェブサイト: www.cagreens.org

★ 平和自由党 ★

平和自由党は、富裕層および彼らの企業のために、彼らによって運営されている全米内の労働者階級の政党です。私達の上司の利益のために、私達の健康、生活、および地球を犠牲にすべきではありません。私達は、人々のニーズを満たすための費用を負担するために、労働者が全面的に生み出した富の持ち主である、富裕層に課税できます。私達が支持すること:

- 軍隊を直ちに完全撤退させること。
- あらゆる差別をなくすこと。
- 移民のための完全な権利。
- 全ての人に無償の医療。
- 身障者のための優れたサービス。
- 環境の回復と保護。
- 真の民主主義と公正な代議制度。
- 全ての人に就学前から大学までの無料教育。
- 全ての人に優れた雇用および完全な労働者の権利。

私達のシステムが富裕層を優先する限り、戦争、警察の残忍行為、低賃金、危険な職場および環境に苦しみます。私達は、労働者による経済の所有権および民主主義的管理として考える、社会主義を唱えます。私達が協力して私達の産業および天然資源を取り戻すならば、私達は、富裕層および彼らの企業の奴隷ではなく、共通の利益のために民主主義的で協力的に取り組むことができます。

あなた自らのニーズのために主張する人々、平和自由党の候補者に投票してください。

Peace and Freedom Party
P.O. Box 24764, Oakland, CA 94623

(510) 465-9414
Eメール: info@peaceandfreedom.org
ウェブサイト: www.peaceandfreedom.org

★ 自由党 ★

自由党の解決策は、経済のてこ入れおよび州の運営にとって最も実用的で実行可能なものです。過去十年中にそれらが適用されていたならば、州は健全で、赤字状態にはなっていませんでした。ですから、自由党は努力して、

- 州政府の支出を減らします
- 雇用を創出する事業開発を推進します
- 市・郡・州を破綻させている公務員年金制度を改革します
- 最も良好にサービスを提供できる費用効率的な業者によって民営化します
- 全てのカリフォルニア州民に対し法律の下で平等な取り扱いを保証します
- 成人のために、厳格なマリファナの規制・管理・課税を行い、子供達の入手できる機会を減らします
- 隔年に州議会の開廷期間を減らします。

自由党からこれらの改革をもたらす者が立候補しているので、まずこの11月にあなたのご支援を必要としています。

Libertarian Party of California
Kevin Takenaga、*議長*
14547 Titus Street, Suite 214
Panorama City, CA 91402-4935

(818) 782-8400
Eメール: office@ca.lp.org
ウェブサイト: www.ca.lp.org

声明の掲載順序はくじ引きで決められました。このページの声明は各政党によって提供されており、その正確性については公的機関によって調査されていません。

★ 民主党 ★

民主党はカリフォルニア州民全員のより健全な未来を構築し、全住民の生活の質を向上しています。

カリフォルニア州の民主党員は、持病を理由に子供への保険契約を拒否する保険会社の慣行を終わらせ、何百万人ものアメリカ人の医療費を下げるという、健康保険改革を通過させる際にオバマ(Obama)大統領の支援に重要な役割を果たしました。

私達がバーバラ・ボックス(Barbara Boxer)氏およびジェリー・ブラウン(Jerry Brown)氏を支援する理由は、カリフォルニア州を軌道に戻すのに必要な能力と資質を持つ*実績のある指導者*であるからです。

バーバラ・ボックス氏は州への優れた雇用の誘致およびウォール街の腐敗に対する厳重な取り締まりに、惜しみなく働いてきました。

ジェリー・ブラウン氏の指導の元では、University of California システムの大学授業料は年間1,194ドルでしたが、現在は年間9,285ドルになり、しかも値上りは続いています。Cal Stateシステムの在学生の授業料は年間441ドルでしたが、現在は年間4,827ドルになり、しかも値上りは続いています。

民主党員は、今日の働く中流家庭にとって総合大学およびコミュニティー・カレッジが手頃な価格であるべきだと考えています。

より堅実で健全な地域社会を創造するためには、全カリフォルニア州民の勤勉さが報われること、さらには機会が拡大することだと私達は信じています。

堅実なカリフォルニア構築に参加してください—*www.cadem.org*で加入してください。

California Democratic Party
Senator John Burton (退任)、*議長*
1401 21st Street #200, Sacramento, CA 95811

(916) 442-5707 / ファクス: (916) 442-5715
Eメール : info@cadem.org
ウェブサイト : www.cadem.org

★ 共和党 ★

カリフォルニア州の共和党は、減税、無駄な規制の廃止、およびカリフォルニア州の競争力再生によって、経済成長と革新における全米リーダーとして州を復興させることを支持しています。私達が人々と家族にとって安全で安心な場所になるようカリフォルニア州を構築したいと望む理由は、活力ある経済が、働く意志と能力のある全ての人に雇用および機会を創出するからです。

共和党員は、経済の拡張、家庭が必要とする雇用と機会創出のために、肥大し無駄の多い政府を大胆に改革し、納税者の負担を減らすことを支援しています。

共和党は、ここで生まれ育ち、また家族や事業の育成のためにこの地に越してこられた方全員の、普通のカリフォルニア州民達の擁護者です。私達は、自らおよび家族のために働き、貯蓄、投資を可能にする優れた教育を得る個人の自由と機会を全てのカリフォルニア州民のために守ることを応援しています。

私達の民主主義は、善良な人々が進んで参加することによってのみ、正しく機能します。門戸は開かれていますので、カリフォルニア州の保護・向上・構築のために、今すぐ個人的な決意をなさって、カリフォルニア州の共和党に参加されることを願っています。詳細は*www.cagop.org*をご覧ください。

California Republican Party
Ron Nehring、*議長*
Ronald Reagan California Republican Center
1903 West Magnolia Boulevard, Burbank, CA 91506

(818) 841-5210
ウェブサイト : www.cagop.org

★ アメリカ独立党 ★

アメリカ独立党は、神の下で国家の秩序ある自由を支持する政党です。成文法の厳格な順守を信じています。憲法は、アメリカ国民が守らなければならない契約であると信じています。意図的な歪曲は、立憲政治に対する憲法改正第十条で保証された権利の違反を余儀なくし、必然的に過酷な課税を必要とするようになっています。その忠実な適用によりそのような重荷を解消します。

リベラルな規則を無法に抑圧する状況から解放されることによって、思いやりを持って正しく、自分達とその家族のためにそそぐエネルギーと独創性を生かすことができます。そして、真に自由で責任のある国や州を確立し、財産に対する基本的人権を主張します。

我党は、どんな弱者、無防備な市民、または悲観的な人であっても、あらゆる人の生命を守ることが重要と確信し、自由、思いやり、責任、および勤労の実質的な砦としての家族を支持し、さらに子供達の養育、躾、教育を行う家族の権利と責任を宣言します。

軽率な盟約関係により害されない国家主権としての強力な共同防衛はもちろんのこと、共に絶対的で有効な憲法改正第二条で保証された自己防衛に対する個人の権利を主張します。あらゆる不法入国に反対します。

自由な私達の仲間になるよう世界で最も優秀な人々を招く移民政策と、国境警備を支持します。

American Independent Party
Nathan Sorenson、*議長*
476 Deodara St., Vacaville, CA 95688

(707) 359-4884
ファクス: (707) 222-6040
Eメール : mark@masterplanner.com

声明の掲載順序はくじ引きで決められました。このページの声明は各政党によって提供されており、その正確性については公的機関によって調査されていません。

州全域公選職候補者のための自主的選挙運動支出限度

カリフォルニア州法は、州全域の公選職(連邦公選職ではなく)の候補者に自主的支出限度を設けています。指定金額未満に選挙運動費を抑えることを選択する州知事、副州知事、州務長官、会計監査長官、財務長官、司法長官、保険長官、公立教育長、および査定平準局役員の候補者らは、州全域投票者ガイドに250字以内の候補者声明を掲載する紙面を購入できます。

下記の一覧では、星印(*)を付け、カリフォルニア州の自主的支出限度を受け入れ、そのために本投票者ガイドに候補者声明を掲載する紙面を購入する*選択肢*がある候補者を示しています。(候補者声明を掲載する紙面購入の資格がある候補者でも、紙面を購入しないと決めた者もいます。)候補者声明は74～88に記載されています。

2010年11月2日の総選挙に出馬する州知事候補者の支出限度は12,946,000ドルです。

2010年11月2日の総選挙に出馬する副州知事、州務長官、会計監査長官、財務長官、司法長官、保険長官、および公立教育長の候補者の支出限度は7,768,000ドルです。

2010年11月2日の総選挙に出馬する査定平準局役員の候補者の支出限度は1,942,000ドルです。

全域公選職候補者の以下の一覧は、公式投票者ガイドに必要とされている公開期間終了時である2010年8月9日現在のものです。最新候補者リストは*www.sos.ca.gov/elections/elections_cand.htm*をご覧ください。

州知事

* Carlos Alvarez	平和自由党
Jerry Brown	民主党
* Chelene Nightingale	アメリカ独立党
* Dale F. Ogden	自由党
* Laura Wells	緑の党
Meg Whitman	共和党

副州知事

* Pamela J. Brown	自由党
* James “Jimi” Castillo	緑の党
* Jim King	アメリカ独立党
* Abel Maldonado	共和党
* Gavin Newsom	民主党
* C.T. Weber	平和自由党

州全域公選職候補者のための自主的選挙運動支出限度

州務長官

* Debra Bowen	民主党
* Marylou Cabral	平和自由党
* Damon Dunn	共和党
* Ann Menasche	緑の党
* Merton D. Short	アメリカ独立党
* Christina Tobin	自由党

会計監査長官

* Lawrence G. Beliz	アメリカ独立党
* John Chiang	民主党
* Andrew "Andy" Favor	自由党
* Ross D. Frankel	緑の党
* Karen Martinez	平和自由党
Tony Strickland	共和党

財務長官

* Charles "Kit" Crittenden	緑の党
* Robert Lauten	アメリカ独立党
* Bill Lockyer	民主党
* Debra L. Reiger	平和自由党
* Edward M. Teyssier	自由党
* Mimi Walters	共和党

司法長官

* Peter Allen	緑の党
* Steve Cooley	共和党
* Robert J. Evans	平和自由党
* Timothy J. Hannan	自由党
Kamala D. Harris	民主党
* Diane Beall Templin	アメリカ独立党

保険長官

* William Balderston	緑の党
* Richard S. Bronstein	自由党
* Dave Jones	民主党
* Dina Josephine Padilla	平和自由党
Clay Pedersen	アメリカ独立党
* Mike Villines	共和党

公立教育長

* Larry Aceves	超党派
* Tom Torlakson	超党派

州査定平準局
第1区

* Sherill Borg	平和自由党
* Kevin R. Scott	共和党
* Kennita Watson	自由党
* Betty T. Yee	民主党

州査定平準局
第2区

* Willard D. Michlin	自由党
* Toby Mitchell-Sawyer	平和自由党
* Chris Parker	民主党
* George Runner	共和党

州査定平準局
第3区

* Mary Christian Heising	民主党
* Jerry L. Dixon	自由党
* Mary Lou Finley	平和自由党
* Terri Lussenheide	アメリカ独立党
* Michelle Steel	共和党

州査定平準局
第4区

* Peter "Pedro" De Baets	自由党
* Shawn Hoffman	アメリカ独立党
* Jerome E. Horton	民主党
* Nancy Lawrence	平和自由党

カリフォルニア州の自主的支出限度は合衆国上院議員を含む連邦公選職の候補者には適用されません。したがって、合衆国上院議員の全候補者には、本投票者ガイドに候補者声明を掲載する紙面を購入する*選択肢*があります。(合衆国上院議員でも、候補者声明を掲載する紙面を購入しないと決めた者もいます。) 候補者声明は72～73ページに記載されています。

合衆国上院議会

Barbara Boxer	民主党
Marsha Feinland	平和自由党
Carly Fiorina	共和党
Gail K. Lightfoot	自由党
Edward C. Noonan	アメリカ独立党
Duane Roberts	緑の党

官職別の候補者声明
★ 合衆国上院議会 ★

- アメリカ合衆国上院議会でカリフォルニア州の利益を代表する上院議員二名の内の一人。
- 国家の新しい法律を提案し、法案に投票する。
- 連邦裁判所判事、米国最高裁裁判官、ならびに民間および軍の役職への多数の大統領指名高官について承認投票する。

DUANE ROBERTS
緑の党
P.O. Box 5123
Anaheim, CA 92814
info@voteforduane.org
www.voteforduane.org

www.voteforduane.orgを参照

MARSHA FEINLAND
平和自由党
2124 Kittredge St., #66
Berkeley, CA 94704
(510) 845-4360
mfeinland@att.net
feinlandforsenate.org

今すぐイラクおよびアフガニスタンから全ての軍隊を撤退します。移民に罪をかぶせるのは止めましょう。全ての人に無償で医療を提供します。労働者および環境を守るため企業を規制します。私達が必要とするものを決定し、その費用を支払うために国の富を使用しましょう。

GAIL K. LIGHTFOOT
自由党
P.O. Box 598
Pismo Beach, CA 93448
(805) 709-1130
www.gailklightfoot.com

キャリア政治家、ロビイスト、および*権力を握る政党*は私達を失望させました。政治や企業との結び付きがなく、一期を務めると誓約する私は、憲法を守り、減税、歳出削減、および規制緩和に票を投じ、海外から米国軍を撤退させ、憲法修正第2条を保護し、連邦準備金を監査します。

BARBARA BOXER
民主党
P.O. Box 411176
Los Angeles, CA 90041
(323) 836-0820
info@barbaraboxer.com
www.barbaraboxer.com

私達は今までに見たことのない過酷な経済状況を経験しており、カリフォルニア州の雇用創出ほど重要なことはありません。私はそれを具体的な雇用計画で実行しています。(*www.BarbaraBoxer.com*で計画全体をお読みください。) 第一に、雇用を海外に移す企業の税金優遇措置を止めさせ、代わりに、中流家庭および本拠地のこの州で雇用を創出する中小企業に税金優遇措置をもたらすよう戦います。ヨーロッパ、インド、中国などに雇用を移す企業の優遇を止めなければなりません。第二に、カリフォルニア州を新しいクリーンエネルギー業の中心地にしようと努力してきました。製造業での雇用、およびエンジニア、建設労働者、販売員、会社員のための雇用の創出を助けています。公害を削減し、外国からの石油に依存しないクリーンエネルギーで「米国製」という言葉を再度目にしたいと望んでいます。第三に、私は、上院議員に選出されて以来、カリフォルニア州の輸送資金を二倍にすることを支援してきており、道路・橋・大量輸送の改善のためさらに何千もの雇用を創出し続けていきます。上院議員として、百万人の子供達が街をうろうろしたり、非行集団と関わらせないために役立っている史上初めての連邦放課後プログラム、および空気・水・海岸の厳格な保護を含め、1,000以上の条項を施行させてきました。出産についての女性の選択する権利を保護しています。最良の扱いを受けるのに値する負傷退役軍人の扱いを改善してきました。今は簡単な解決策のない過酷な経済状況にありますが、カリフォルニア州の雇用創出および家庭生活の向上のための戦いを私は止めません。

声明の掲載順序はくじ引きで決められました。このページの声明は候補者によって提供されており、その正確性については調査されていません。各声明は候補者によって任意に提出されており、候補者の費用で印刷されています。声明を提出しなかった候補者にも投票用紙に記載される資格があります。

CARLY FIORINA
共和党

915 L Street, Suite C-378
Sacramento, CA 95814

(877) 664-6676
info@carlyforca.com
carlyforca.com

私は秘書としてビジネスのキャリアをスタートし、MBAを取得し、フォーチュン誌が選ぶ上位企業Fortune 20の企業を率いる最初の女性になりました。私は人々が直面する課題および雇用創出方法を理解しています。アメリカは危機に瀕しています。連邦歳出の急増や連邦赤字の増大は雇用を失い、経済回復を停滞させています。逆転させない限り、私達の子供たちは維持不可能な将来の負債で苦しむことになります。刺激策のような失敗した連邦政策ではなく、真の雇用創出が必要です。*問題は、何十年にもたわり在職し、問題解決に関心のない保守的政治家です。彼らは、党派心、イデオロギー、および次期選挙についてより一層関心を持っています。私は、歳出および連邦赤字を削減し、連邦政府による経済管理の拡大を止めさせる、妥協を許さない財政的保守派です。*私達は、アメリカの暮らしを破壊しようとするテロリストらと戦争しています。私はCIAの外部諮問委員会の議長を務めました。米国のテロリスト対策方針をさらに厳しいものとするよう努力し、民間法廷でテロリストらを裁判するという現政権の方針に反対します。恒例の党派的政治家にうんざりしているのであれば、私のような政治的部外者をワシントンに送り出してください。真の改革を目指して政党の境界を越えて仕事に取り組みます。私達一人一人に耳を傾け、私達一人一人のために働く、私達の政府を一緒に取り戻すことができます。私はCarly Fiorinaです。アメリカが直面している問題の解決に、新鮮で新しい見方をします。私達は変革を求めて実際に状況を改善できます。あなたの票を*得る*ために一生懸命努力しています。

EDWARD C. NOONAN
アメリカ独立党

1561 N. Beale Rd.
Marysville, CA 95901

(530) 743-6878
ednoonan@4xtreme.org
http://www.4xtreme.org

http://www.4xtreme.org

★ 州知事 ★

- 州の最高執行者として、州の大半の省庁を監督し、裁判官を任命する。
- 新しい法律を提案し、制定法を承認または拒否する。
- 州年度予算を作成、提出する。
- 緊急時に州の要員・資金を動員、指揮する。

LAURA WELLS
緑の党

P.O. Box 10727
Oakland, CA 94610

(510) 225-4005
info@laurawells.org
www.laurawells.org

解決策はあります!　優れた学校・健康・環境・雇用・正義のための。私達は巨大企業および億万長者の優遇を止めさせることができます。彼らは大金持ちになり、カリフォルニア州を完全に破綻させ、失業率が上昇した状態のままにしています。私達は*州銀行*を設立し、ウォール街ではなくカリフォルニア州内に投資することができます。人々を自宅に留めるための旧住民投票事項13の良い部分を拡大し、裕福層への課税に対する拒否権を持つ1/3の少数派のような腐った箇所を修正しましょう。公平な税制を導入し、*私達および子供達にチャンスを与えましょう*。LauraWells.orgをご覧ください。

CARLOS ALVAREZ
平和自由党

137 N. Virgil Ave., #203
Los Angeles, CA 90004
www.votepsl.org

(323) 810-3380
carlos4gov@votepsl.org
www.peaceandfreedom.org

戦争や企業ではなく、雇用・教育・保健衛生のための資金!

DALE F. OGDEN
自由党

3620 Almeria Street
San Pedro, CA 90731-6410

(310) 547-1595
dfo@dalefogden.org
www.daleogden.org

州知事として、私は、個別条項拒否権および住民投票など、使用可能な手段を全て使って、カリフォルニア州の財政責任および財務支払能力を取り戻します。私達には、支出の削減、大型減税(特に所得税)、有害で無用で重複した規制当局の廃止、大半の州当局での雇用者の削減、および将来の支出に対する永久的な制限が必要です。企業を優遇する低税率の環境は、カリフォルニア州に何千もの企業と何百万もの雇用を誘致するでしょう。経済成長による追加税収は、負債返済、インフラ向上、およびさらなる減税のためだけに使用すべきです。州職員の過剰な給与および膨れ上がった年金をカットし、現在および将来の州職員の退職年齢を現行の55歳(または50歳)から65歳に引き上げる必要があります。政治家、官僚、および政府職員組合間の癒着を終わらせる必要があります。ボランティアの委員会は、マリファナ所持など、被害者の存在しない犯罪で有罪判決を受けた者を免罪する私の役に立ちます。マリファナを合法化し、成人が自ら消費する物質を決定できるようにする、住民投票事項19を支持します。我国の社会福祉事例の35%(しかし人口のわずか12%)はカリフォルニア州内にありますが、仕事に就き、生産的であることに動機を与えるために、社会福祉恩給を削減する必要があります。子供の教育について保護者が選べる必要があります。人々は、思いのままの生活を選べ(結婚について政府の関与をなくす)、個人生活および経済生活から政府の関与をなくせるようにすべきです。かつては素晴らしかったカリフォルニア州に戻すために応援してください。自由党に投票しましょうう。

CHELENE NIGHTINGALE
アメリカ独立党

P.O. Box 901115
Palmdale, CA 93550

(310) 237-5590
contact@nightingaleforgovernor.com
www.nightingaleforgovernor.com

自宅教育を行う母、憂慮する市民、独立女性事業家として、私は、州を救う時が来たと信じています!「私達、州民」こそが黄金の州を回復する解決策であり、私達の夢の実現のために私達を代表する助けとなることを光栄に思っています。私の約束は、憲法上確固としたカリフォルニア州の回帰に導くお手伝いをするため、あなた*と共に*治めることです。経済危機の解決策は私達自身の創造性にかかっており、「私達、州民」協定を施行します。私達は、最も賢明で、最も優秀な者をまとめて、アメリカ建国の父が意図した通りに協力します。私達の子供のより良い未来を切り開くために、私達は、国境の警護、自由市場システムの支持、雇用の回復、個人の権利の保護、教育の向上を行います。カリフォルニア州で*一緒に*自由を享受できるよう、あなたの投票をお願いします。

声明の掲載順序はくじ引きで決められました。このページの声明は候補者によって提供されており、その正確性については調査されていません。各声明は候補者によって任意に提出されており、候補者の費用で印刷されています。声明を提出しなかった候補者にも投票用紙に記載される資格があります。

★ 副州知事 ★

- 州知事の弾劾、死亡、辞任、解任、不在の際にその役職および任務を代行する。
- 州上院議会の議長を務め、決裁票を有する。
- 経済開発委員会の議長、州有地委員会およびカリフォルニア州立大学システムの理事会の役員を務める。

JAMES "JIMI" CASTILLO
緑の党
305 N. Second Avenue, #297
Upland, CA 91786
ltgov@jimicastillo.org
www.jimicastillo.org

投獄ではなく、教育。万民のための機会均衡を促進しましょう。環境は公共のものであるので、州立公園、大気、水、土地を保護しましょう。

C.T. WEBER
平和自由党
1403 Los Padres Way
Sacramento, CA 95831
(916) 422-5395
ctwebervoters@att.net
ctweberforlieutenantgovernor.org

カリフォルニア州の財政赤字は回復しましたか? いいえ。動揺し、憤慨し、イライラしていますか? 私も同じです。社会福祉を修復しましょう。公務員に罪をかぶせるのは止めましょう。超裕福層に公正に負担してもらいましょう。

PAMELA J. BROWN
自由党
14547 Titus Street, Suite 214
Panorama City, CA 91402
(877) 884-1776
pamecon@sbcglobal.net
www.cawantsfreedom.com

私は、政治家達がカリフォルニア州を台無しにするのを見てきた経済学教授です。私達は歴史的な失業率と膨大な負債を抱えています。私は、雇用拡大、政府支出削減、予算均衡化を行うために副州知事の地位を使用します。私達の公職者達は、選挙運動の寄付と交換に、擁護グループを雇用する代わりに、最も低コストで最高品質のサービスを見出すことによって、税金を*削減*すべきです。不法移民が、犯罪、テロリスト行為、およびサービスでの何十億ドルもの抜き取りを犯さないよう、国境を管理することが最優先事項です。年金費用の負担を子供達に引継がせてはなりません。カリフォルニア州民は、災害を被った場合、その時こそ資金が*必要である*時なので、*減*税を受けるべきです。カリフォルニア州の農家は、小さな絶滅危惧魚種ではなく、水源にアクセスしなければなりません。しかし、私達の素晴らしい州に旅行者が訪問し、定年退職者が住むことを望むような、海岸および環境の保護は不可欠です。私達は、予算の決定にできる限り多数の者を参加させ、州財政を一政党が独占できないようにするため、三分の二の要件を維持する必要があるので、住民投票事項25に反対します。自宅教育したり、私立学校を選択したりする保護者への税控除を認めましょう。政府による土地没収から守るため強力な土地収用法も必要です。成人は、政府を恐れることなく、自分の選択を自由にすべきであるため、私は住民投票事項19を支持します。私は銃の所有者であり、憲法修正第2条の生涯支持者です。しかし、拳銃を使用する犯罪者は最も厳格な判決を受けるべきです。名目だけの共和党員と社会主義者に飽き飽きしていますか?　私は飽き飽きしています。私達の州および自由を取り戻すために私を支援してください。

声明の掲載順序はくじ引きで決められました。このページの声明は候補者によって提供されており、その正確性については調査されていません。各声明は候補者によって任意に提出されており、候補者の費用で印刷されています。声明を提出しなかった候補者にも投票用紙に記載される資格があります。

GAVIN NEWSOM
民主党
4104 24th Street, #766
San Francisco, CA 94114
(415) 412-3455
gavin@gavinnewsom.com
www.gavinnewsom.com

州政府は破産し、カリフォルニア州が新しいリーダーを迎えるのにふさわしいため、私は副州知事に立候補しています。私の経歴は、経営と雇用創出分野にあります。キャリアを通して、私は、*合計1,000以上のカリフォルニア州民を雇用する15件の異なった中小企業*を立ち上げました。市長と郡監督者として、私は、最も難しい問題に取り組み、政府の説明責任を強化し、真の結果をもたらしました。私達は、高額賃金の環境分野での雇用創出、学校への投資とテスト点数の向上、警察・消防による保護に対する完全資金提供、環境の保護、州民皆健康保険の利用を行ってきました。*均衡化財政および納税者のお金を守る確固とした財政方針*でこれら全てを実現しました。*Time Magazine*が私を*「アメリカの最優良大都市の市長」の一人に*挙げたとき、私は誇りに思いました。副州知事(LG)として私は、優れた雇用、強力な学校、きれいな大気と水のための戦いを率先し続けます。カリフォルニア州民にとって大学費用をまかなうことが困難となる、抑制できない授業料の値上げを食い止めます。経済を成長させ、職業訓練に実証済みの新規投資を推進します。貴重な海岸を採掘し、画期的な環境保護を緩和しようとするテキサスの石油会社に立ち向かいます。州議会で無為に過ごし、問題の一部となるのではなく、*真の解決策を出し、何もしないという機能障害を変えるために戦います。*カリフォルニア州の教師、看護師、警察官、消防士、ビジネスリーダー、主要環境組織、合衆国上院議員Dianne Feinsteinによって支持されていることを誇りに思っています。改革のための私の選挙運動に参加するには、*www.gavinnewsom.com*をご覧ください。ご支援宜しくお願いします。

ABEL MALDONADO
共和党
150 Post St., Suite 405
San Francisco, CA 94108
(831) 206-6460
abel@abelmaldonado2010.com
www.abelmaldonado2010.com

州議会の混乱に憤慨していますか? それなら、それを一掃するため、私の戦いに参加してください。立法者および副州知事として、私は、州政府の欠点を正そうと賢明に戦ってきました。例となるよう、自分の給料を削減しました。州に財政赤字があるときに、*政治家らの給料値上げを違法にする*という法律を起草することによって、独立性を示しました。*州議会の無責任な支出を止めさせる*ために、州の支出制限を制定し、困窮時予備金を義務付けることによって、政治家らの両手を縛るべく戦ってきました。*雇用を喪失させる規制を排除し*、雇用主に新規雇用創出を奨励する税法改革のために戦うことによって、私の事業経験を活かしています。*学校の質を向上させ*、確実に教育に必要な資金が投入されるよう、政党の境界を越えて働きました。自分達の邸宅修理に税金を乱用するUC関係者達の法外な給与を暴露することによって、私は、学校のために何百万ドルの節約に寄与しました。カリフォルニア州居住者の*料金および学費値上げの試みに反対することによって*、州議会の管理不行き届きの費用を勤勉な保護者や学生が負担しなくて済むよう支援しました。非行集団による暴力およびその他の麻薬関連犯罪の削減のために働くことによって、*近隣地域の安全を確保する*戦いでリーダーを務めてきました。そのような取り組みにより、*Crime Victims United*の*「年間最優秀州議員」として選出*されました。副州知事として、私は、経済の再構築、学校の卓越性要求、および無駄・不正・腐敗からの税金保護のために戦い続ける独立したリーダーとなります。www.abelmaldonado2010.com。

声明の掲載順序はくじ引きで決められました。このページの声明は候補者によって提供されており、その正確性については調査されていません。各声明は候補者によって任意に提出されており、候補者の費用で印刷されています。声明を提出しなかった候補者にも投票用紙に記載される資格があります。

★ 州務長官 ★

- 州の最高選挙管理者として、州全域における選挙を監督し、選挙運動およびロビー活動による献金に関する情報を公開する。
- 特定業種の会社および商標の登録と定款認証、公証人の管理、および有担保債権者の経済的利害関係の保護によってカリフォルニア州の事業をサポートする。
- 州の歴史文化財の入手、保護、および共有によってカリフォルニア州の歴史を保存する。
- ドメスティック・パートナーシップおよび医療管理事前指示書の登録、家庭内暴力被害者および住所の極秘扱いの資格があるその他の特定の人々の身元情報を保護する。

ANN MENASCHE
緑の党
6266 Snowbond St.
San Diego, CA 92120
(619) 795-4392
ann@voteann.org
www.voteann.org

私は、億万長者や企業が選挙を金で買い、政治家たちを腐敗させ、普通のカリフォルニア州民の声を消すことを許す、壊れた選挙制度を修正します。公民権専門の弁護士および政治活動家としての長年にわたる経験のある私には、代議制民主主義をさらに強化し、企業犯罪を厳重に取り締まるため、公的資金による選挙を目指して戦う資格があります。*私をお金で買うことはできません!* Annに投票しましょう! *www.voteann.org*

MARYLOU CABRAL
平和自由党
137 N. Virgil Ave., #203
Los Angeles, CA 90004
www.votepsl.org
(323) 810-3380
marylou@votepsl.org
www.peaceandfreedom.org

投票年齢を16歳に下げ、移民および受刑者に投票権を拡大し、選挙日を休日にすることによって、民主主義を強化しましょう。

CHRISTINA TOBIN
自由党
P.O. Box 470296
San Francisco, CA 94147
christina@tobinforca.org
www.tobinforca.org

Christinaは、個人投票者の選挙権を支持するために彼女の全生涯を監査に捧げてきました。

DEBRA BOWEN
民主党
600 Playhouse Alley, #504
Pasadena, CA 91101
(626) 535-9616
info@debrabowen.com
www.debrabowen.com

過去四年間において州務長官を務めさせていただいたことを光栄に思っています。全米で最大の州の最高選挙管理人としての私の目標は、投票システムがセキュアで、正確で、信頼性が高く、利用しやすいことであり、またどの投票も投票された通りに数えられているという投票者の信頼を確保することです。就任後、カリフォルニア州の選挙制度を上から下まで革新的な見直しをするよう命令しました。独立コンピュータ専門家によるこの見直しが相当な欠陥を明らかにしたとき、他州で模範となるような前例のない方法で選挙セキュリティを強化しました。民主主義の強化に向けた私のリーダーシップに対し、党派性よりも自らの主義を優先する公務員に授与される賞であるJohn F. Kennedy Profile in Courage Awardを受賞したことを名誉に思っております。就任以来、カリフォルニア州の選挙制度をセキュアにすること以外にも、私は、業務を合理化し当局予算の25%以上をカットし、選挙不正行為に対する取り組みを強化し、有権者であるより多くのカリフォルニア州民が投票登録および選挙日での投票を行うよう事業および非営利団体との提携関係を構築し、候補者およびイニシアチブ選挙運動に対する運動寄付金の監視を簡単にし、私の決定事項をあなたが監視できるようさらに多くの情報をオンラインで掲示してきました。州全域の消防士、教師、ハイウェイパトロール官、保安官からの支持を受けていることに誇りに思っています。私が再選すれば、確実にカリフォルニア州選挙が公正に実施されるよう私が独立的指導力を示し続けることを、彼らは知っています。

声明の掲載順序はくじ引きで決められました。このページの声明は候補者によって提供されており、その正確性については調査されていません。各声明は候補者によって任意に提出されており、候補者の費用で印刷されています。声明を提出しなかった候補者にも投票用紙に記載される資格があります。

DAMON DUNN
共和党
925 University Avenue
Sacramento, CA 95825
(916) 648-1222
damon@damondunn.com
www.damondunn.com

カリフォルニア州政府は破綻しています。家庭および中小企業がその代償を支払っています。カリフォルニア州を回復する時期が来ました。DamonDunnが州務長官に立候補しているのはそのためです。Damonは16歳のシングルマザーに生まれ、極度の貧困の中で育ちました。それでも、Damonは言い訳をしませんでした。彼は自分の生活を向上するための解決策にただ専念しました。Damonはスタンフォード大学 (Stanford University) を卒業し、NFLで競技し、成功した中小企業主になりました。ラテンアメリカ系学歴イニシアチブ (Latino Educational Attainment Initiative)、メイク・ア・ウィッシュ財団 (Make a Wish)、聖オーガスティン・スープ・キッチン (St. Augustine Soup Kitchen)、および警察官達と子供達 (Cops-N-Kids) プログラムとの協力を通して、Damonは、州全域の地域社会に希望と援助をもたらしてきています。州務長官になった暁には、Damonは以下の行動を直ちに起こします。1) 雇用創出のためのカリフォルニア州のビジネス環境を向上し、2) 投票の完全性を保護することです。企業はカリフォルニア州を離れ、他州に雇用を求めています。州務長官はカリフォルニア州内での全ての商業登記に責任があります。Damonは事業経験を生かし、撤退時のインタビューを行うことによって、企業が州から撤退する理由を判断します。カリフォルニア州内での雇用促進に至る改革政策の一部として州議会にその結果を報告します。正直な選挙は民主主義にとって重要です。投票時の身分証明書の提示義務化は、選挙の完全性を向上し、不正を不可能にします。Damonはこのシンプルな改革を通過させるよう努力し、カリフォルニア州民が選挙過程を信頼できるようにします。www.DamonDunn.com

MERTON D. SHORT
アメリカ独立党
P.O. Box 180
Durham, CA 95938
(530) 345-4224
mertfly@aol.com

アメリカ独立党 (立憲党の全米支部) の幹事長を二回務めた際に、州務長官室の職員と会い任務と責任について学びました。これは特に選挙管理事務所との関係についても当てはまります。第二次世界大戦中、海軍戦闘機パイロットとしてWings of Goldを受けた際、国内外の全ての敵に対し合衆国憲法を支持し守ることを宣誓しました。今日国家が病んでいる大半の理由は憲法違反の結果であるため、情報および教育を通してその憲法の教義を強化する強い必要性があります。州務長官として、私は、憲法について有識であるカリフォルニア州有権者の投票参加を増やすよう努力します。

声明の掲載順序はくじ引きで決められました。このページの声明は候補者によって提供されており、その正確性については調査されていません。各声明は候補者によって任意に提出されており、候補者の費用で印刷されています。声明を提出しなかった候補者にも投票用紙に記載される資格があります。

★ 会計監査長官 ★

- 州の最高財務管理者として、州の全公的資金の会計・経理係としての任務を果たす。
- 州給与支払い制度を運営し、権利主張者のない物権法を施行する。
- 査定平準局および管理委員会を含む、多数の理事会および委員会の役員を務める。
- 州の諸業務を監査、審査する。

ROSS D. FRANKEL
緑の党

www.electross.com

P.O. Box 607
Lawndale, CA 90260

electross2010@earthlink.net
www.electross.com

KAREN MARTINEZ
平和自由党

1403 Los Padres Way
Sacramento, CA 95831

(916) 599-6223
hello_karen@rocketmail.com
peaceandfreedom.org

あなたの生活の質を低下させ、政治家を動かすウォール街および企業にうんざりしていませんか? あなたの意見を聞かせましょう! *Karen Martinez*にご投票を。

ANDREW "ANDY" FAVOR
自由党

24422 Avenida De La Carlota, #275
Laguna Hills, CA 92653

(949) 697-1224
andy@andyfavor.net
www.andyfavor.net

事業、自由の促進。倹約。

JOHN CHIANG
民主党

c/o SG & A Campaigns
600 Playhouse Alley, Ste. 504
Pasadena, CA 91101

(626) 535-9616
johnchiang2010@gmail.com
www.johnchiang2010.com

John Chiangは、税金を守るカリフォルニア州の独立監視人です。州会計監査長官としてJohn Chiangは、カリフォルニア州予算の透明性および説明責任を強化するよう戦います。彼は、州議会の政治家らによって行われる予算上の策略および会計上の計略に激しく反対します。John Chiangは、法執行機関および教育を含め地方自治体および不可欠な公職を、定時の予算通過ができない州知事および州議会によって生じた大幅削減から守るために戦います。財政に関する中立的専門家によると、私の専門的な現金管理により、納税者に何百万ドルをも節約し、州の信用格付けがジャンク格付けに急落することを防止してきたと、評価されました。John Chiangは独立監査力を用いて、政府の浪費を厳重に取り締まっています。前任の会計監査長官よりもはるかに多くの、浪費、不正行為、乱用を既に特定し、その額は20億ドル以上に上ります。John Chiangは、年金の急増および二重取りを禁止する法律を支持し、年金資金悪用を終結し、公的資金の投資を任されている年金委員会における利益の相反をなくすために戦います。John Chiangは州の請求者不明資産法を改正し、保険・住宅ローン会社、公益事業、および銀行が支払義務のあった10億ドル以上をカリフォルニア州民に返還させています。この厳しい経済状況において特に重要なことには、John Chiangは、高齢者や勤労家庭への無料納税相談を行っており、彼らのために租税還付および税額控除で3百万ドル以上を節約しました。複雑な税法および税規制を分りやすくするよう中小企業および非営利団体に無料セミナーも主催しています。詳細：*www.JohnChiang2010.com.* 納税者のお金を守る独立監視人を留めておきましょう。John Chiangを会計監査長官に投票してください。

声明の掲載順序はくじ引きで決められました。このページの声明は候補者によって提供されており、その正確性については調査されていません。各声明は候補者によって任意に提出されており、候補者の費用で印刷されています。声明を提出しなかった候補者にも投票用紙に記載される資格があります。

★ 財務長官 ★

- 州の銀行家として、州の投資を管理する。
- 州の公債および中期債の販売を管理し、大半の州資金の投資責任者である。
- いくつかの委員会の役員を務めるが、それらの大半は公債のマーケティングに関係するものである。
- 会計監査長官および他の州機関が支出した際に州からの資金を支払う。

CHARLES "KIT" CRITTENDEN
緑の党
11300 Foothill Blvd., #19
Lake View Terrace, CA 91342
(818) 899-1229
ccrittenden@csun.edu
crittendenforstatetreasurer.com

州銀行を作り、カリフォルニア州内にカリフォルニア州資金を留めましょう。企業に自らの持分を払わせ、石油抽出税で環境に優しいエネルギーおよび雇用を支えられます。crittendenforstatetreasurer.comをご覧ください

DEBRA L. REIGER
平和自由党
P.O. Box 22234
Sacramento, CA 95822
www.reigerfortreasurer.com

州資金を安全で社会的責任をもって管理し、戦争成金・人権違反者・汚染企業には投資しません。カリフォルニア州民のために銀行経営を安定させ、企業を金持ちにすることなく銀行サービスを提供する州銀行を作りましょう。カリフォルニア州の決定事項から大企業を締め出しましょう。詳細は私のウェブサイトにあります!

EDWARD M. TEYSSIER
自由党
3200 Highland Ave., #300
National City, CA 91950
taxfighters1776-caltreasurer@yahoo.com
www.teyssier.com/edward

中小企業主および弁護士として、私は納税者のために政府機関と戦う訴訟に勝ってきました。私は、膨張した公務員年金の排除、減税、生ぬるい州規制の廃止、自由企業および雇用創出の支持を行うことによって、カリフォルニア州財政の健全さを促進します。

BILL LOCKYER
民主党
1230 H Street
Sacramento, CA 95814
(916) 444-1755
bill@lockyer2010.com
www.lockyer2010.com

米国の景気後退およびサブプライムローンの被害は、大半の州よりもカリフォルニア州への打撃が大きく、私達の経済をひどく損なったままの状態にしました。このような時期には強力で効果的なリーダーシップが必要です。財務長官として、私は、650億ドルの州の投資を管理しています。金融市場の破綻で多くの州は何百万ドルも損失を出しましたが、私達は一銭も失いませんでした。その代わり、堅実な利益を得て、カリフォルニア州の投資資金に何十億ドルをも追加し、不可欠なサービスの保護に役立ちました。私は、ウォール街の格付け会社および投資銀行に異議を申し立て、カリフォルニア州納税者に大きな値引きを勝取りました。歴史上最悪の信用市場で道路や学校の建設への州の投資を管理するには、納税者のために可能な限りの最低利率のために、譲歩なき交渉が必要でした。州の事業のために100,000件の高賃金の建築業での雇用および収入に資金提供して、その役割を果たしています。カリフォルニア州が誠実に予算を均衡化した最後のときは、私が州上院議員のリーダーであったころの、10年以上も前のことでした。財務長官として、私は、毎年カリフォルニア州には正直に定時に予算を均衡化する必要があると、州議会および州知事に力強く何度も言いました。借用証書 (IOU) はなしです。学校や地方自治体への支払遅延はなしです。歳入内でのみ、まかないます。私の実績から、このような基本的な財政上の約束を守る点、つまり、税金の賢明な投資と、ばかげた経済リスクからの保護について、私を信用してもらえます。州の負債は慎重に管理され、公債で得た資金は投票者が意図した方法で支払われます。この財務官は、州議会での財政的無謀さおよび悪徳な特殊利益団体による搾取に対していつも遠慮なく意見を述べます。ご投票の際にはぜひ熟考してください。

声明の掲載順序はくじ引きで決められました。このページの声明は候補者によって提供されており、その正確性については調査されていません。各声明は候補者によって任意に提出されており、候補者の費用で印刷されています。声明を提出しなかった候補者にも投票用紙に記載される資格があります。

MIMI WALTERS
共和党
250 El Camino Real, Suite 105
Tustin, CA 92780
www.mimiwalters.com

カリフォルニア州は苦境にあります。何十年間にも及ぶ無駄な支出と財政管理不行き届きは、私達の州をほとんど破産状態にしています。財政正常化の前に、州議会を掃除する必要があります。経営・金融分野の経歴を持つ私は、州議会による無頓着なお金の取扱い方法にがくぜんとしています。州政府は無駄が多く、州議会は特殊利益団体によって支配されています。どの特殊利益団体もロビイストおよび発言権を持っています。財務長官として、*私は、あなたの意見を尊重します。*ハワード・ジャービス納税者協会 (Howard Jarvis Taxpayers Association) は私を財務長官として支持し、カリフォルニア州納税者協会 (California Taxpayers Association) からは「A」の評価を受けてきました。私の最優先事項には、不良投資から税金を守る、政府の無駄な支出を削減する、家族および中小企業の税金を下げる、支払われる全てのお金に対し政府に説明責任を持たせることなどです。私の資格には、ビジネス、金融、地方自治体における経歴が含まれます。公務員になる前は、主要投資銀行で投資幹部として七年間務めました。UCLAの卒業生です。カリフォルニア州女性リーダー協会 (California Women's Leadership Association) の創始者で、全米女性事業主協会 (National Association of Women Business Owners)、米国癌協会 (American Cancer Society)、南海岸医療センター財団 (South Coast Medical Center Foundation) の役員も務めています。昨日の政治家たちは今日の問題を解決できないことを証明しています。州議会には新しいアイディアや新鮮なアプローチが必要です。*私は、政府に説明責任を持たせ、州議会であなたの意見を代表することを誓約します。*あなたの票を得ることを名誉に思います。私のウェブサイト*www.MimiWalters.com*をぜひご覧ください。ありがとうございます。

ROBERT LAUTEN
アメリカ独立党
P.O. Box 121
Brea, CA 92822
www.robertlauten.com

経済崩壊から国家を守るため、私は、1933年大恐慌時代の銀行改正法であるグラス・スティーガル法 (Glass-Steagall) の復興を支持します、*www.LaRouchePAC.com/credit*。上院グラス・スティーガル改正討論を許容しないObamaを弾劾しましょう。住民投票事項23、「カリフォルニア州雇用イニシアチブ」、*www.SuspendAB32.org*に賛成票を投じましょう。私は、州法典に連邦移民法を憲法上具体化することによって、国境を安全にするアリゾナ州の取り組みを支持します、*www.BuyCottArizona.com/FACTS.html*。

声明の掲載順序はくじ引きで決められました。このページの声明は候補者によって提供されており、その正確性については調査されていません。各声明は候補者によって任意に提出されており、候補者の費用で印刷されています。声明を提出しなかった候補者にも投票用紙に記載される資格があります。

★ 司法長官 ★

- 州の最高法務管理者として、確実に州法が公平かつ適切に施行されるようにする。
- 州の司法業務の提供および地方自治体の法執行の支援に責任のある、司法省の長を務める。
- 州の訴訟において最高法律顧問としての役割を果たす。
- 郡の地方検事および保安官を含む、法執行機関を監督する。

PETER ALLEN
緑の党
www.peterallenforag.com

投票していただきたいことは、環境保全。マリファナの合法化。死刑の終了。企業責任。正義です。www.peterallenforag.com

ROBERT J. EVANS
平和自由党
1736 Franklin St., 10th Floor
Oakland, CA 94612
(510) 238-4190
redrobert@prodigy.net
www.justiceforcalifornia.org

カリフォルニア州の正義が意味することとは、労働者の権利の保護。企業犯罪者の収監。市民の自由の擁護。警官犯罪の起訴。死刑の廃止です。

TIMOTHY J. HANNAN
自由党
576 B Street, Suite 2-A
Santa Rosa, CA 95401
(707) 578-0903
tim@timhannanlaw.com
www.votefortimhannan.org

私は、小さな政府、個人の権利、財政的責任という自由主義的原理を信じています。州政府は、規制が多く、税金を取り過ぎであり、個人の権利および自由を守るという本質的な役割を超えています。司法長官として、私は、カリフォルニア州法の執行に自由主義的原理をもたらします。マリファナを合法化する住民投票事項19を支持します。自己防衛のため武器を所持・携帯する個人の権利を支持します。私は土地収用改革を支持し、民間開発のために地方自治体が住宅および事業を没収しないようにします。司法長官室が警官の職権乱用事件を取り扱い、地方自治体の検察官の手から奪い取るべきです。警察は、犯罪、特に非行集団の暴力と戦うため、近隣地域の組織と密接に連携する必要があります。「三振即アウト」法は凶悪犯罪のみに適用すべきです。環境保護は、経済成長の必要性と合理的にバランスを保つべきです。消費者には、あらゆる形態の詐欺行為からの一層慎重な保護が必要です。あなたの票は、これらの重要な改革のために私が警笛を鳴らすのに役立ちます。

STEVE COOLEY
共和党
10153½ Riverside Dr., Suite 155
Toluca Lake, CA 91602
(213) 598-5058
info@stevecooley.com
www.stevecooley.com

私はSteve Cooley地方検事です。*政治家ではなく、プロの検事*を司法長官として迎える時が来ました。過去10年間、私は、全米で最大の地方検察局を良好に管理してきました。司法長官になった暁には、政府の不正行為、腐敗、権威乱用を取り締まり、州議会に誠実さと財政上の責任を取り戻すために戦います。ロサンゼルス郡検事正として、私は、政治家、政府役人、および不正直な弁護士が犯した罪を起訴する*公共性保全部 (Public Integrity Division)* を新設しました。私は強く*死刑を支持し*、私が勤務する検察局はカリフォルニア州内の他のどの地方検察局よりも多くの死刑有罪判決を獲得しました。シニアや、幼児虐待および性的虐待を受けた犠牲者など、最も脆弱な人々に特別な保護および支援を確保する*被害者への影響プログラム (Victim Impact Program)* を新設しました。私は、「未解決の事件」や性犯罪の解決に*DNA*および法医学*の使用*拡張において全米のリーダーとなっています。私が勤務する検察局は消費者保護および環境汚染者の阻止について確固とした記録を持ちます。カリフォルニア州麻薬取締官協会 (California Narcotic Officers' Association) からは、「カリフォルニア州内で最も厳しい検事」と呼ばれています。私は、最前線の警察官と検察官との両方の経験のある*唯*一の司法長官候補者です。私が必ず公共の安全を第一にすると信頼しているため、何千もの警察官を代表する法執行組織は私を支援しています。司法長官になった暁には、納税者および市民に対し政府の説明責任を強化すると同時に、容赦なく凶悪犯罪に立ち向かい、我々の信用を裏切る企業犯罪者や政府役人を積極的に起訴する民衆のための弁護士となります。

DIANE BEALL TEMPLIN
アメリカ独立党
1016 Circle Drive
Escondido, CA 92025
(760) 807-5417
dianetemplin@sbcglobal.net
templin4attorneygeneral@blogspot.com

templin4attorneygeneral@blogspot.com

声明の掲載順序はくじ引きで決められました。このページの声明は候補者によって提供されており、その正確性については調査されていません。各声明は候補者によって任意に提出されており、候補者の費用で印刷されています。声明を提出しなかった候補者にも投票用紙に記載される資格があります。

★ 保険長官 ★

- 保険庁の全機能を監視、指揮する。
- 保険会社の認可、規制、および調査を行う。
- 保険業界に関する一般市民の質問および苦情に答える。
- カリフォルニア州保険法を施行し、法律導入のための規制を採用する。

WILLIAM BALDERSTON
緑の党
2321 Humboldt Ave.
Oakland, CA 94601
(510) 436-5138
bbalderston@earthlink.net
healthforall2010.net

保険会社の搾取を止めさせましょう。 healthforall2010.net

DINA JOSEPHINE PADILLA
平和自由党
7564 Watson Way
Citrus Heights, CA 95610
(916) 725-2673
dinajpadilla@gmail.com
padilla4insurancecommissioner.com

保険長官としてDina J. Padillaは、保険業界にとって最悪の悪夢となります。私達は、保険会社ではなく、医療を必要としています。*www.padilla4insurancecommissioner.com*

RICHARD S. BRONSTEIN
自由党
14547 Titus St., #214
Panorama City, CA 91402
(818) 342-9200
insure@greensky.com
www.vote4rick.com

保険長官になった暁には、私は値下げ競争を推進します。同時に、公正さを保証するため取り締まりを行います。無意味な規制は競争を失い、価格を上げます。

DAVE JONES
民主党
1005 12th St., Ste. H
Sacramento, CA 95814
(916) 349-4236
assemblymemberdavejones@gmail.com
www.davejones2010.com

私達には、消費者を守るために保険会社と戦い立ち向かう勇気、誠実さ、独立性を持つ保険長官が必要です。私達にはDave Jonesが必要です。*カリフォルニア州消費者連合 (Consumer Federation of California) はDave Jonesを州議会の「消費者チャンピオン」と名付けました。*Anthem Blue Crossが最高39%の保険料値上げを発表したとき、Dave Jonesは値上げを阻止し、将来法外な料金値上げを防止するための戦いを先導しました。Dave Jonesは、保険会社が同一健康保険契約に対し男性より高い料金を女性に課すことを禁止する法律を通過させました。彼は、健康保険料金の高騰を抑えるための戦いを先導しています。Dave Jonesは、不正な介護者による扶養高齢者への暴利を阻止する不可欠な法案を通過しました。Dave Jonesは、カリフォルニア州の家庭に医療を提供するため新しい連邦資金を数十億ドル超確保しました。*Dave Jonesは、Capitol Weeklyよりカリフォルニア州の「最も効果的な州議員」として称されました。Los Angeles Timesは、「消費者保護で示した彼の精力」*とJonesを称えました。*San Francisco Chronicle*は、「強力な業界を規制するという課題でもエネルギッシュで、博識で、不屈である」と彼を呼びました。さらに、*Sacramento Bee*は、Jonesが「消費者のブルドッグ」となり、彼の「独立した態度」は「この重要な消費者保護の役職にピッタリ」であると述べました。保険長官候補者として、*Dave Jonesは、保険会社からの献金受領を拒否しています。*彼は、消費者を第一番とする独立性を持ちます。Dave Jonesは私達のために戦います。Dave Jonesを保険長官に投票してください。詳細：*www.davejones2010.com*

声明の掲載順序はくじ引きで決められました。このページの声明は候補者によって提供されており、その正確性については調査されていません。各声明は候補者によって任意に提出されており、候補者の費用で印刷されています。声明を提出しなかった候補者にも投票用紙に記載される資格があります。

MIKE VILLINES
共和党
1127 11th Street, Suite 427
Sacramento, CA 95814
(916) 446-4898
joinmike@mikevillines.com
mikevillines.com

保険長官になった暁には、私は、消費者の保護、経済の再建、不正行為の取り締まりという三つの主な目標を掲げます。私の最優先事項は、いざと言うときに料金を支払った保険がいつも存在するという安心感をあなたが得られるようにすることです。私が仕事をまっとうできることは証明済みです。私は、雇用を促進する主要税法典改革のために既に戦い、それらを成立させたため、この困難な時期に絶対に必要な職を私達は保持できます。私は、カリフォルニア州内での営業費用を削減する、労災補償料金を定額に維持する価格抑制法案を支持します。保険詐欺によりカリフォルニア州民が一人当り平均500ドルを負担し、保険料金の驚くべき上昇の原因となっているのは、私達全員にとって不公平です。消費者を保護し、保険料金の値下げにつながるよう、詐欺行為者を厳重に取り締まり、起訴します。今年、私は、持病があるため保険を拒否された何千ものカリフォルニア州民を助けるプログラムの通過に成功しました。カリフォルニア州内で州外保険会社が競争でき、医療・歯科・眼科費用の州の税控除を拡大し、カリフォルニア州民が州境界を越えて健康保険を購入できるようにすることによって、一層手頃な医療を推進します。失業中でも健康保険を人々が持てるようにすることにも賛成です。幸せな結婚生活を送り、三児の父である私は、詐欺を厳重に取り締まり、医療および経済を向上する常識的な解決策を推進するために、賢明にあなたのために戦います。www.mikevillines.comをご覧ください。

*声明の掲載順序はくじ引きで決められました。このページの声明は候補者によって提供されており、
その正確性については調査されていません。各声明は候補者によって任意に提出されており、候補者の費用で印刷されています。
声明を提出しなかった候補者にも投票用紙に記載される資格があります。*

★ 公立教育長 (超党派の公職) ★

- 州の公立学校の最高責任者として、地方自治体の学区に教育方針および指示を出す。
- 教育庁の全機能を指示し、州教育委員会が設定した方針を施行する。
- 州高等教育システムの理事会職権委員としての役割を果たす。
- 学力向上のため教育界と協力する。

LARRY ACEVES

(408) 288-8181
larry@larryaceves2010.com
www.larryaceves2010.com

*Los Angeles Times*は、Larry Acevesを*「新鮮な空気」*と呼び、「元学区長Larry Acevesは州最大の教育官僚制度を管理するための最適任者、また予算削減により引き裂かれた学校、達成目標に達していない学校への処罰、その処罰の程度と戦う学校に、動機と楽観をもたらす最適任者として映る」と述べています。*Contra Costa Times*は、*「Acevesは非政治的な部外者であり、効果的な公立教育長になるための経験・知識・独立性を持つ」と付け加えました。*親・教師・校長・学区長であるLarry Acevesは、私達の学校に彼の生涯を捧げてきました。幼稚園の教師として、彼は過密状態の学級を教え、もっと役に立ちたいと思いました。校長として、彼は、学校の向上に教師や保護者と共に取り組みました。学区長として、彼は、何百もの教師を管理し、無駄をなくし、説明責任を義務付けることによって、7千万ドルの予算を均衡化しました。テスト成績はLarryの指導のもと向上しました。彼は学齢前プログラムを拡張し、学校から非行集団を排除するのに戦いました。私は、「年間最優秀学区教育長」に命名されました。Larry Acevesは任期が切れ別の職を求めている政治ではありません。州議会のロビイストと会うのではなく、カリフォルニア州中の学校で生徒、保護者、教師とミーティングを持つことによって、学校から政治を締め出すことを誓約してきました。Larryの運動に参加し、学校を向上させましょう。www.larryaceves2010.comまたはFacebookをご覧ください。

TOM TORLAKSON

P.O. Box 21636
Concord, CA 94521

(925) 682-9998
tom@tomtorlakson.com
tomtorlakson.com

過去37年間にわたり、教育は私の命であり、情熱でもありました。担任教師、コーチ、州議員、および親として、私は、私達の方針が、*何が子供達にとって最もためになるか*、と言う簡単な質問に基づく必要があることを知っています。官僚でもなく、政治家でもありません。子供達を最優先し、根本的に学校を改革する教師を私達が持つ時が来ました。第一に、私は、資金の無駄や管理不行き届きをなくし、そこでの節約を新しい教科書やコンピュータに活用するため、包括的な財政および実績の監査によって、真の説明責任を要求します。第二に、私は、必ず、全ての近隣地区の学校を安全にし、さらに放課後、職業訓練、およびメンターによる指導などの各プログラムを拡張します。私は、*カリフォルニア州専門消防士 (California Professional Firefighters)*、地域の担任教師達を含め、カリフォルニア州における実質上全ての*公共安全組織*の支持を受けたことに誇りを感じています。第三に、私達には、信頼、敬意、責任、思いやり、および善良な市民であることを奨励しながら、個性が重視される教育を支援するために保護者を関わらせることが必要です。第四に、高校生のために*技術職養成課程*を拡大します。最後に、私は、生徒の健康とフィットネスを最優先事項にします。*カリフォルニア州青少年・職場健康対策本部 (California Task Force on Youth and Workplace Wellness) の議長および創始者*として、学校でのジャンクフード提供を禁止し、体育授業の要件を強化しました。私達はこれを実現できます。私達はこれを実現しなければなりません。子供達が優れた教育を受けるチャンスは一度しかありません。教師として、私には、学校改革のための経験、エネルギー、アイディアがあります。これを皆で一緒に実現しましょう。あなたの支援を得ることを名誉に思います。

声明の掲載順序はくじ引きで決められました。このページの声明は候補者によって提供されており、その正確性については調査されていません。各声明は候補者によって任意に提出されており、候補者の費用で印刷されています。声明を提出しなかった候補者にも投票用紙に記載される資格があります。

★ 州査定平準局 ★

州内の公選者からなる税制調査委員会である、査定標準局の役員を務める。

- 売上税、使用税、タバコ税、酒税、燃料税など、二十四を超える税金・料金制度の税務・徴収業務を監督する。
- カリフォルニア州における所得税および法人税の訴訟に対し上級委員会の役割を果たす。
- 州全域の固定資産税についての税務を監督する。

第1区

SHERILL BORG
平和自由党
www.peaceandfreedom.org

企業に課税しましょう。

BETTY T. YEE
民主党
601 Van Ness Avenue, #E3-438
San Francisco, CA 94102
(415) 759-8355
info@bettyyee.com
www.bettyyee.com

私の両親は、新しい生活を始めるため移民としてサンフランシスコにやってきて、1956年に小さな洗濯業を開業し30年以上それを営んできました。その子供として、私は、好、不景気に関わらず、この職業を維持してきた両親が直面した困難な事情を鮮明に覚えており、今日共働き家庭が直面している困難を再認識しています。私の公務で最も重要な責任は、州経済を健康な状態に回復させ、カリフォルニア州民に雇用を取り戻すのに役立つことです。同局の役員としての私の最優先事項は、無料納税者支援サービスの提供継続、州の税額決定を上訴する納税者のための公正かつ開かれた聴聞会の要求、および州収益の責任ある管理者としての役割達成です。公職者としての25年間、私は、州収益の保護を委ねられており、それがあなたのお金であることをいつも認識してきました。このような困難な経済状況において、私の義務および責任はより大きなものでさえあります。あなたとあなたの家族を守るための最良で最も効率的な政府のサービスを、あなたは受ける資格があります。税金についての賢明な決定、収入の範囲でなんとかやりくりする小さな自営業を持つ個人的な経験、公職者としての25年間の汚点のない完璧な実績により、私は、同局で私の任務およびリーダーシップを継続するためのあなたにとっての最良の選択肢です。州査定平準局の役員で貢献し続けることを名誉で光栄に思います。

KEVIN R. SCOTT
共和党
www.kevinscott2010.org

市民および事業が過剰に課税され規制されていると信じているため、私はBOEに立候補しています。記録的な数でカリフォルニア州から企業が撤退しており、その結果、課税基盤が縮小し、警察・消防・学校・その他の不可欠な組織の予算削減につながっています。カリフォルニア州内で1,000,000の企業を監督するBOEは、企業を呼び戻し、失業率を減らし、州予算を改善する、より親しみやすいビジネス環境を作るためのユニークな位置にあります。当選の暁には、私は、カリフォルニア州内の納税者および企業に公正さの声となることを誓約します。会計会社PricewaterhouseCoopersでパートナーとして勤務し、二十以上の中小企業および財団の役員である私は、カリフォルニア州の「反企業」の悪評に導いた不満を理解しています。公立学校に通う三人の子供の父親として、私は、学校の衰退に伴い、教師の目に失望を見ています。BOEは、税金の効率的な管理が無党派の問題であることを理解している人を是が非でも必要としています。民主党員、共和党員、無所属者に関係なく、あなたの投票をお待ちしています。あなたのご支援で、BOEに均衡性をもたらし、黄金の州を回復できます。*www.kevinscott2010.org*

声明の掲載順序はくじ引きで決められました。このページの声明は候補者によって提供されており、その正確性については調査されていません。各声明は候補者によって任意に提出されており、候補者の費用で印刷されています。声明を提出しなかった候補者にも投票用紙に記載される資格があります。

第2区

TOBY MITCHELL-SAWYER
平和自由党
33 La Fresa Ct. #4
Sacramento, CA 95823
(916) 459-0439
yankeesoderlund@netzero.net
peaceandfreedom.org/2010/toby-mitchell

カリフォルニア州経済を復活させましょう。

CHRIS PARKER
民主党
P.O. Box 161527
Sacramento, CA 95816-1527
(916) 208-2136
chris@parkerforboe.com
www.parkerforboe.com

カリフォルニア州が州および経済を再興するには、何もしないキャリア政治家らが最近州議会で提案している法案以上のものが必要です。財政危機を解決するには、理にかなったリーダーシップ、新しい新鮮なアイディア、実世界での経験、とりわけ、権力闘争の前に州民を優先することによって、州の複雑な問題を解決することにまっとうな関心を持つことです。経験豊富な州税理士および広く認められている財政専門家である私は、キャリア政治家でないので、結集した特殊利益団体に恩義を感じることはありません。私は、政治的に凝り固まった州議会の内部者に対して立ち上がることを恐れない独立したリーダーになります。教師・ビジネスリーダー・農家・消防士・政府改革者が私を支援してくれるのは、私が豊富なビジネス経験を持っており、また個人および企業の脱税を検挙し、詐欺や乱用を根絶し、納税者のお金を節約する画期的な方法を見つける証明済みの実績を持っているからです。政府の効率を向上し、不可欠な教育および公共安全プログラムに何百万ドルをも回復した私の業績に対し、州税務局 (Franchise Tax Board) から表彰状を送られました。査定平準局へのあなたの代表として、私は、官僚の形式主義を断ち切り、政府の無駄を削減し、あなたが賢明に稼いだ税金を守ります。私は、中小企業が成長に必要とし、21世紀の業界を誘致し、高給の中流階級職を創出するために戦うツールを中小企業に提供します。私の経験についての詳細は*www.ParkerforBOE.com*をご覧ください。財政的に誠実さのある問題解決者であり、任期のきた政治家ではありません。あなたの支援を得ることを名誉に思います。

GEORGE RUNNER
共和党
925 University Avenue
Sacramento, CA 95825
(916) 648-1222
info@georgerunner.com
www.georgerunner.com

私はカリフォルニア州の家庭および会社への増税と戦う情熱を持っているため、*ハワード・ジャービス納税者協会 (Howard Jarvis Taxpayers Association)* は私を支持しています。州全域の納税者のための監視組織で*納税者擁護者*として、ビジネスマンおよび (増税なしの誓約を守った) 州上院議員としての豊富な経験により、納税者であるあなたの利益を守るため、この役職はまさに私に適任です。州議会および連邦議会の政治家らは規制と煩雑な手続きで雇用拡大を台無しにしています。彼らは、私がこの役職に就き、この現状に異議を唱えることを恐れているのです。彼らは正しいです。それは正に私がすることです。増税ではなく、支出削減、政府の無駄の排除で、州予算は均衡化されるべきです。いつか、政治家達は、増税および膨張した政府プログラムを私達に負担させ続けることができないことを理解する必要があります。事業家として、私は、過剰な規制が投資および雇用推進を妨げていることを理解しています。カリフォルニア州内の政府の大きさおよび費用を制限することによって、私達は、ビジネス環境を改善し、雇用推進を生むのを助けます。私は全米で最も厳しい性犯罪者法を設立した「Jessicaの法律」を起草しました。州議会が決議しなかったため、私達は「Jessicaの法律」を投票用紙に載せなければなりませんでした。私は、拉致された子供たちと両親との再会をほぼ200件実現させた、カリフォルニア州のアンバーアラート (Amber Alert) も草案しました。カリフォルニア州を変え、同州の納税者を保護するという私の使命についての詳細は、GeorgeRunner.comをご覧ください。

声明の掲載順序はくじ引きで決められました。このページの声明は候補者によって提供されており、その正確性については調査されていません。各声明は候補者によって任意に提出されており、候補者の費用で印刷されています。声明を提出しなかった候補者にも投票用紙に記載される資格があります。

第3区

MARY LOU FINLEY
平和自由党
2866 Calle Salida Del Sol
San Diego, CA 92139-3541
(619) 434-5582
celticwomanwicklow@hotmail.com
peaceandfreedom.org

大企業は公正に負担すべきです。

MARY CHRISTIAN HEISING
民主党
P.O. Box 524
La Jolla, CA 92038
marychristianheising@yahoo.com

サンディエゴ民主党中央委員会。パシフィック・ビーチ前名誉市長。前役員: サンディエゴ住宅諮問委員会 (San Diego Housing Advisory Board)、カリフォルニア州遅延委員会 (California Retardation Board)、メサカレッジ諮問委員会 (Mesa College Advisory Board)。サンディエゴ州立大学 (San Diego State University) 卒業生。

MICHELLE STEEL
共和党
27520 Hawthorne Blvd., #270
Palos Verdes, CA 90274
(310) 697-9000
michellesteel@shawnsteel.com
www.steelforboe.com

カリフォルニア州の税金は全米でも最高の部類に属しています。それなのに、州議会の政治家らは自分達の無謀な散財を負担させるために、さらに高い税金を要求し続けています。私には違った解決策があります。州政府のあらゆるレベルにおいて、直ちに倹約し、無駄の削減、無計画な支出増大の終結、増税なしの予算均衡化について真剣になる必要があります。州査定平準局において、私は、過剰に強引な州税務機関から中小企業および納税者を守るために働いてきました。私は、I税と呼ばれるインターネットのデジタルダウンロードから5億ドルを捻出する取り組みを打ち負かすことができました。さらに私は州政府の監査を開始し、5,500件を超える中小企業に支払われるべき4,200万ドルの税納付金の返金を州が遅らせていたことを発見しました。さらに、中小企業主のためにも戦ってきており、減税、州から雇用と企業を追い出す命令および規制の廃止に努力してきました。夫と私は中小企業の経営者であり、特に、高税率および犠牲の大きい命令のため会社が毎日カリフォルニア州を去って行くとき、私達の子供達の将来について心配します。今までにも増し、現在、州は、減税および規制削減によって中小企業を助ける必要があります。カリフォルニア州で最古最大の納税者擁護団体であるハワード・ジャービス納税者協会 (Howard Jarvis Taxpayers Association) から支持されたことに誇りを持っています。州査定平準局の役員である限り、私は、納税者の強力な擁護者となり、確実に納税者の意見が聞かれるようにします。あなたの支援を得ることを名誉に思います。

第4区

NANCY LAWRENCE
平和自由党
P.O. Box 741270
Los Angeles, CA 90004
(323) 960-5036
coz42001@mail2world.com
www.peaceandfreedom.org

裕福層に課税しましょう!

PETER “PEDRO” DE BAETS
自由党
pedro@voteforpedro.com

www.VoteForPedro.com

声明の掲載順序はくじ引きで決められました。このページの声明は候補者によって提供されており、その正確性については調査されていません。各声明は候補者によって任意に提出されており、候補者の費用で印刷されています。声明を提出しなかった候補者にも投票用紙に記載される資格があります。

裁判官信任投票について

カリフォルニア州最高裁判所およびカリフォルニア州控訴裁判所の裁判官は12年の在職任期となっています。

州の最高裁判所または控訴裁判所の裁判官の任期満了に近づくと、投票者は、その裁判官を追加の任期に信任(現職の継続)させるかどうかについて投票します。これは信任投票として知られています。

信任投票では、裁判官には対抗する候補者がいません。裁判官に過半数の「賛成票」が投じられると、その裁判官は現職に留まることができます。裁判官に過半数の「反対票」が投じられると、その裁判官は現職を満期まで務め、新しい裁判官が州知事によって指名されます。

州最高裁判所の裁判官は州全域のための官職であるため、カリフォルニア州民全投票者が州最高裁判所の信任投票に参加します。今年11月に信任投票の対象となる最高裁判所の各裁判官についての経歴は、91ページにあります。カリフォルニア州最高裁判所の裁判官についての詳細は、*www.voterguide.sos.ca.gov* または *www.courtinfo.ca.gov* でご覧ください。

控訴裁判所の裁判官はカリフォルニア州内六つの裁判区の内一区を担当します。控訴裁判区内の登録投票者のみが、該当する裁判区の裁判官の信任について投票します。11月にあなたの区域で信任投票の対象となる控訴裁判所の各裁判官についての詳細は、*www.voterguide.sos.ca.gov* または *www.courtinfo.ca.gov* をご覧ください。

選挙区ごとの候補者声明

本投票者ガイドには、投票用紙に記載される州全域を対象とする全法案および一部の候補者についての詳細が記載されています。各州上院・下院議員の公職選は一郡または二、三の郡の投票者にしか関係がなく、したがってそれらの公職選の一部の候補者からの声明はお住まいの郡の投票用紙サンプル小冊子に記載されていることがあります。

カリフォルニア州法には、議会の公職選(合衆国下院議会および合衆国上院議会などの、連邦公職選以外のもの)の候補者のための自主的支出限度が盛り込まれています。この指定金額内に選挙運動費を抑えることを選択した州議員候補者は、郡の投票用紙サンプル小冊子に250字以内の候補者声明を掲載する紙面を購入できます。

選挙運動費を制限することを志願した州上院議員候補者は、総選挙において1,165,000ドルしか支出できません。選挙運動費を制限することを志願した州下院議員候補者は、総選挙において906,000ドルしか支出できません。

カリフォルニア州の自主的選挙運動支出限度に同意した議員候補者リストについては、*www.sos.ca.gov/elections/elections_cand_stat.htm* をご覧ください。

カリフォルニア州の自主的選挙運動支出限度は合衆国下院議員を含む連邦公職選の候補者には適用されません。したがって、合衆国下院議員の全候補者には、郡の投票用紙サンプル小冊子に候補者声明を掲載する紙面を購入する*選択肢*があります。(合衆国下院議員でも、候補者声明を掲載する紙面を購入しないと決めた者もいます。)

最高裁判所の裁判官

最高裁判所および控訴裁判所の裁判官についての詳細は、*www.voterguide.sos.ca.gov*または*www.courtinfo.ca.gov*をご覧いただくか、フリーダイヤルの投票者ホットライン(800) 339-2865までお電話ください。

選挙過程

カリフォルニア州憲法において、最高裁判所および控訴裁判所の裁判官は、投票者による承認の対象となります。州民は、各裁判官を留任させるかどうかについて「賛成」または「反対」の投票をします。

これらの裁判官職は超党派の官職です。

控訴裁判所の裁判官になるには、まず、州知事が、一般市民のメンバーおよび弁護士から構成される裁判官被指名者評価委員会(Judicial Nominees Evaluation Commission)に候補者名を提出する必要があります。同委員会は、地域の人々の意見を取り入れると共に、候補者の経歴および資質を徹底的に調査し、候補者の評価を州知事に提出します。

州知事は委員会の評価を検討し、正式に候補者を指名し、裁判官任命委員会(Commission on Judicial Appointments)が調査・検討した後、一般州民が候補者の適格性について意見を述べる機会が設けられます。委員会は、カリフォルニア州裁判長、司法長官、および控訴裁判所の首席裁判官から構成されます。その後、裁判官任命委員会は、指名を承認または拒否しなければなりません。承認された場合にだけ、被指名者は裁判官になります。

承認後、裁判官は就任宣誓し、次回の州知事選挙時に、それ以降は各任期終了時に投票者の承認の対象となります。カリフォルニア州憲法で規定されている最高裁判所および控訴裁判所の裁判官の任期は、12年です。裁判官は次回の州知事選挙時までのみ裁判官任命委員会によって承認されますが、前任者がいる場合は、四年または八年のいずれかの残余任期の留任について投票を受けます。(選挙法典第9083項)

MING WILLIAM CHIN、カリフォルニア州最高裁判所陪席裁判官

弁護士登録: 1970年カリフォルニア州弁護士登録。

教育: 1967年University of San Francisco School of Lawより法学博士号(J.D.)取得、1964年University of San Franciscoより文学士号(B.A.)取得。

弁護士職歴: 1967~1971年合衆国陸軍大尉、1970~1972年アラメダ郡地方検事官代理、1973~1988年カリフォルニア州オークランド市Aiken, Kramer & Cummings民間弁護士事務所にて弁護士活動。

裁判官職歴: 1996年~現在までカリフォルニア州最高裁判所陪席裁判官、1995~1996年第一控訴裁判区、第三区、控訴裁判所裁判長、1990~1994年第一控訴裁判区、第三区、控訴裁判所陪席裁判官、1988~1990年アラメダ郡上級裁判所裁判官。

CARLOS R. MORENO、カリフォルニア州最高裁判所陪席裁判官

弁護士登録: 1975年カリフォルニア州弁護士登録。

教育: 1975年Stanford Law Schoolより法学博士号(J.D.)取得。1970年Yale Universityより文学士号(B.A.)取得。

弁護士職歴: 1975~1979年ロサンゼルス市検察局、市弁護人代理。1979~1986年Kelley Drye & Warren弁護事務所。

裁判官職歴: 2001年~現在まで(2002年、Gray Davis州知事により指名され、裁判官任命委員会および有権者により承認)カリフォルニア州最高裁判所陪席裁判官、1998~2001年(ビル・クリントン(Bill Clinton)大統領によって指名され、合衆国上院議会によって承認)カリフォルニア州中央地区、合衆国地方裁判所裁判官、1993~1998年(1994年、ピート・ウィルソン(Pete Wilson)州知事によって指名され、有権者により承認)ロサンゼルス上級裁判所裁判官、1986~1993年(1988年、ジョージ・ジュークメジアン(George Deukmejian)州知事によって指名され、有権者により承認)コンプトン市裁判所。

2010年7月21日、第三控訴裁判区、Tani Cantil-Sakauye控訴裁判所陪席裁判官は、Arnold Schwarzenegger州知事によって次期カリフォルニア州首席裁判官に任命されました。カリフォルニア州憲法は、Cantil-Sakauye裁判官の指名が裁判官任命委員会によって承認または拒否されることを義務付けています。同委員会によって承認された場合、Cantil-Sakauye裁判官は、2010年11月2日の総選挙投票用紙において、投票にかけられます。本投票者ガイドは、同委員会のCantil-Sakauye裁判官指名審査会議の前である、2010年8月9日に印刷の開始が義務付けられていました。裁判官投票についての詳細は、本ガイドの90ページをご覧ください。最高裁判所首席裁判官の詳細は、*www.voterguide.sos.ca.gov* または *www.courtinfo.ca.gov*をご覧ください。

TANI CANTIL-SAKAUYE、第三控訴裁判区、控訴裁判所、陪席裁判官

弁護士登録: 1984年11月。

教育: 1984年U.C. Davis School of Lawより法学博士号(J.D.)取得、1980年U.C. Davisより弁論にて文学士号(B.A.)取得、1978年Sacramento City Collegeより準学士号(A.A.)取得。

弁護士職歴: George Deukmejian州知事の立法書記官代理(1989~1990年)、George Deukmejian州知事の法務書記官代理(1988~1989年)、サクラメント郡検察局、検察官(1984~1988年。)

裁判官職歴: 第三控訴裁判区、控訴裁判所、陪席裁判官 (2005年指名、2006年留任)、サクラメント郡、上級裁判所裁判官(1997年指名、以降信任投票にて留任)、サクラメント郡、市裁判所裁判官(1990年指名、以降信任投票にて留任)。

住民投票事項 19

本州民発案法案は、カリフォルニア州憲法第II条第8項の諸条項に基づき州民に提出されている。

本州民発案法案は、衛生安全法 (Health and Safety Code) に項追加の修正を行うものであり、したがって追加が提案される新規の諸条項は新規であることを示すため*斜体*で記載されている。

法案

2010年大麻規制・統制・課税法

第1項。表題。

本法は「2010年大麻規制・統制・課税法」 (Regulate, Control and Tax Cannabis Act of 2010)として知られるものとする。

第2項。認定事項、意図および目的。

カリフォルニア州民によって採択された本法は、下記の認定事項及び意図・目的を表明する。

A. 認定事項

1. 大麻 (マリファナ) を犯罪とするカリフォルニア州の法律は失敗に終わり、改正が必要となっている。何十年もかけて何百万人もの非暴力的大麻使用者を逮捕したにもかかわらず、我々は大麻の取締りと入手可能性の抑制には成功していない。

2. 調査によると、およそ1億人のアメリカ国民 (国の人口の約三分の一) が大麻を使用したことがあると認めており、そのうちの1,500万人がこの一ヶ月間に大麻を使用している。アメリカ国民の大部分にとって大麻使用は珍しいことではないのである。

3. 米国は世界でも有数の厳しい大麻法を持つにもかかわらず、大麻使用者の数も最多である。我が国の大麻を使用する国民の割合は、大麻の販売と成人による所持が許可されているオランダでの大麻使用者の割合の二倍にもなる。

4. 大麻が現在非犯罪となっている米国の11の州について国家研究会議 (National Research Council) が最近行った調査によると、制裁措置の厳しさと使用率の間に明確な関係は殆ど無い。

5. 成人による使用が合法とされている酒類やタバコと比較しても、大麻の方が悪影響が少ない。大麻は身体的な中毒性が無く、身体に対して長期にわたる有毒作用も持たず、使用者が暴力的になる兆候も見られない。

6. カリフォルニア州では毎年、推定150億ドルもの違法な大麻取引きが行われる。大麻を酒類・タバコと同様の課税と規制の対象とすれば、カリフォルニア州政府は何十億ドルもの年間収入が得られ、州民にとって最も重要な問題である雇用、保険医療、学校、図書館、道路、その他への資金に利用できる。

7. カリフォルニア州は、大麻関係犯罪のかどで非暴力的な国民を摘発・逮捕し、裁判にかけ、有罪判決を下し、刑務所に拘置するために毎年何百万ドルも無駄に使っている。この費用を暴力的犯罪やギャング対策に使う方がより有益である。

8. 大麻が違法とされているために犯罪的な売買がはびこり続け、それが他の違法で暴力的な活動の引き金にもなっている。合法で規制された販売ルートを確立すれば、危険な路上密売人を廃業に追いやることができる。

B. 目的

1. カリフォルニア州の大麻法を州にとって有益になるよう改正する。

2. 大麻を酒類と同様に規制する。つまり成人に対して少量の大麻の所持と使用を許可する。

3. 大麻の栽培、処理、運搬、流通、販売に対してカリフォルニア州の統制機能が向上できるよう、法による規制体制を実施する。

4. カリフォルニア州の未成年者による大麻の入手・使用の取締りと防止を強化するよう、法による規制体制を実施する。

5. 危険な路上密売人の地下組織を廃業に追いやり、それらの組織が我々のコミュニティに及ぼす悪影響を消失させる。

6. 医療目的で大麻を必要とする患者に、より容易で安全な入手方法を提供する。

7. 大麻販売の課税と規制を行わないと決定した市では、衛生安全法第11362.5項、第11362.7項から第11362.9項までに許可される範囲を除き、市の境界内での大麻売買を違法のままにし、その市の住民は少量を所持し使用する権利は保持できるようにする。

8. 大麻売買 (成人同士のみで) に対して課税・規制を決定した市では、衛生安全法第11362.5項、第11362.7項から第11362.9項までに許可される範囲を除き、栽培、流通、販売などを監督・規制する厳しく統制された法律制度を実施し、どの位の量をどの様に売買できるかを市が規制できるようにする。

9. 州政府・地方自治体が何十億ドルもの収入を得られるよう大麻に対する課税・規制を行い、州民にとって最も重要な問題である雇用、保険医療、学校、図書館、公園、道路、交通機関、その他への資金に利用する。

10. 何千人もの非暴力的な大麻使用者の逮捕を取りやめることで、警察のリソースへの負担を軽減し年間何百万ドルもの節約を得、その分を凶悪犯罪者の逮捕・拘留、その他の資金不足である本質的な州の課題に対して使用できるようにする。

11. 民間の大麻産業への州全体の規制制度を、州議会に採択させる。

12. 科学・医学・産業・研究の目的で大麻が使用できるようにする。

13. 合衆国憲法に従い、カリフォルニア州がその州内の衛生、道徳、公共福祉、安全性に関する法律を制定する義務を遂行することを許可する。

14. 私用大麻の少量栽培を許可する。

C. 意図

1. 本法は、大麻の所持、運搬、栽培、使用、販売などに関する州・地方自治体の法の適用・執行を制限することを意図する。それには既存または将来採択されるものにかかわらず、次のものが含まれるがこれらに限定されない。衛生安全法の第11014.5項と第11364.5項 (麻薬道具関連)、第11054項 (大麻またはテトラヒドロカナビノール関連)、第11357項 (所持関連)、第11358項 (栽培関連)、第11359項 (販売のための所持)、第11360項 (運搬・販売関連)、第11366項 (場所の維持関連)、第11366.5項 (不動産使用関連)、第11370項 (処罰関連)、第11470項 (没収関連)、第11479項 (押収・破棄関連)、第11703項 (違法薬物の定義関連)、第11705項 (違法規制薬物の使用に対する措置) 、及び車両法 (Vehicle Code) の第23222項と第40000.15項 (所持関連)。

2. 本法は、公共衛生と安全または小児その他の保護に関する次の州法の適用と執行に影響を及ぼすことは意図しない。衛生安全法の第11357項 (学校敷地内での所持関連)、第11361項 (未成年者関連、ここで改正が加えられる通り)、第11379.6項 (薬物生産関連)、または第11532項 (犯罪または法が許可しない行為を目的とする徘徊関連)、車両法の第23152項 (薬物影響下の運転関連)、刑法 (Penal Code) の第272項 (未成年者の不良化を促す影響関係)、または規制薬物の職場での使用や公共安全に関わる職務の保持者による使用を禁止する全ての法律。

第3項。第5条 (第11300項で始まる) が衛生安全法第10区分第5章に追加され、以下のように記載される。

第5条。合法的活動

第11300項。個人の規制と統制。

(a) 法の他の条項に関わらず、21歳以上の者が下記の行為を行うことは、カリフォルニア州法では合法であり刑法違反とはされないものとする。

(1) 販売ではなく個人の私用だけを目的として、一オンス以下の大麻を個人的に所持、処理、共有、または運搬すること。

(2) 私有不動産において、その所有者、合法の使用者・居住者、またはゲストが、その民家 (民家が無い場合は土地区画) につき25平方フィート以下の場所に、私用だけを目的として大麻植物を栽培すること。リース・賃貸不動産での栽培は、その不動産の所有者の許可が条件とされ得る。但し、本項は公有地での違法または無認可の大麻栽培を一切許可しないものとする。

(3) 段落 (2) に準じ、合法的な栽培による生育中・収穫後の大麻植物、及び収穫・処理後の産物を栽培場所で私用のために所有すること。

(4) 本細目により許可される活動に関連する物体、物品、道具、機器、製品、材料などを所有すること。

(b) 「個人使用」は、住居や他の非公共の場での全ての形態の大麻の所持・使用を含むがこれに限定されず、また一般開放され第11301項に準じ地方自治体から大麻使用の許可権限が与えられたライセンスされた場所も含む。

(c) 「個人使用」は下記を含まず、本法のいかなる部分もそれらを許可しないものとする。

(1) 量を問わず販売の目的で大麻を所持すること。但し、第11301項に準じ採択された条例の条件に基づいて販売が認可または許可されている者は除く。

(2) 公衆の面前または公共の場での大麻使用。

(3) 車両、ボート、飛行機などの操縦者による操縦中の大麻使用、または操縦能力低下につながる操縦中の大麻使用。

(4) 未成年者のいる場所で大麻を吸引すること。

第11301項。商業的規制と統制。

州・地方自治体法の他の条項に関わらず、地方自治体政府は、下記を条件付で統制、ライセンス供与、規制、許可、ないしは認可する法的効力を持つ条例、規制、または他の法を採択することができる。

(a) 合法的に認可された者および量のみによる大麻の栽培、処理、流通、安全・確実な運搬、販売、および販売目的での所持。

(b) 転売ではなく個人使用のため、ライセンスされた場所で21歳以上の者に対して一回ごとに一オンス以下の小売販売を行うこと。

(c) 21歳未満の者による入手を厳重に禁止するため、大麻の栽培、運搬、販売、使用などを適切に統制すること。

(d) この様なライセンスされた場所に居る、雇用されている、またはいかなる形ででもその場所の営業に関与している者を全て21歳以上に限る年齢制限と統制。

(e) ライセンスされた場所での大麻使用。

(f) 栽培・処理がライセンスされている場所から、大麻の販売と現場での使用がライセンスされている場所への安全・確実な運搬。

(g) 本項または第11300項に沿う者から合法的に入手したのではない大麻の所持、販売、販売目的での所持、栽培、処理、運搬などを、過料又は他の矯正手段によって制止または罰すること。

(h) 大麻の販売、栽培、処理、または販売とその場での使用がライセンスされている場所に対する統制で、これには土地利用規制、所在地、大きさ、営業時間、収容人数、隣接・近隣の不動産・人の不要な暴露からの保護、宣伝、看板、陳列物、その他の公共福利厚生の保護に必要な統制を含む。

(i) ライセンスされた場所が、環境、隣接・近隣の土地所有者、及び通行人への危害を最小限にとどめるようにする、適切な環境・公衆衛生に関する統制。

(j) 公衆の面前での大麻の陳列・使用を制限する適切な統制。

(k) 第11302項に準ずる適切な税金または手数料。

(l) 個人的所持・栽培について第11300項細目 (a) が設定する量や、本項により認可された者による商業的栽培、処理、運搬、販売などに本項が設定する量よりも多い量を、地方自治体が地方状況に基づいて適切・適正と判断すること。

(m) 公共の福利厚生の保護に必要な、その他の適切な統制。

第11302項。税金と手数料の賦課・徴収。

(a) 第11301項に準じ採択される条例、規制、その他の法は、その制定に準じ認可される全ての活動に対する、適切な一般税、特別・物品税、譲渡・取引税、恩恵評価、または手数料を含むことができ、それによって地方自治体は歳入を高め、認可される活動、または許可・ライセンス手続き (運営、ライセンス・許可証の申請・発行、ライセンスされる場所の視察を含めるがこれに限定されない)、第11301項に準じ採択される条例の他の種の執行 (非認可の活動に対する制裁を含む) に付随する直接・間接費用を回収する。

(b) ライセンスされた場所は、そのビジネスまたは販売される商品・サービスを問わず、全ての或いは同様の立地条件にある事業・設備・場所に賦課される連邦・州・地方自治体の税金、手数料、罰金、違約金、その他の財政的義務 (所得税、事業税、ライセンス料、資産税を含むがこれに限定されない) を全て支払う責任がある。

第11303項。押収。

本法の第11470項と第11479項、或いは他の法律の全ての規定にかかわらず、本法または本法に準じ採択された地方自治体条例、法律、規制などを遵守して合法的に栽培、処理、運搬、所持、販売用処理、販売、または使用された大麻及び大麻の植物・種子は、どの州・地方自治体取締機関や役人にも脅かされたり実際に没収・破棄されることは無いものとする。

第11304項。法の効力と定義。

(a) 車の運転などの危険を伴う活動中の操作能力低下を禁じる制定法、または幼稚園から12年生までのいずれかの学年の生徒が通学している学校への大麻の持ち込みを罰する制定法に関し、本法がこれらに対して影響、制限、改正を及ぼすものと解釈してはならない。

(b) 本法のいかなる規定も、州間または国際的な大麻運搬を許可するものと解釈してはならない。本法は、或る市や郡に所在のライセンスされた場所からもう一つの市や郡に所在のライセンスされた場所へ、それらの市・郡が採択した条例に準じ、安全・確実な方法で大麻を運搬すること (他の州法にかかわらず、また途中の市・郡にそのような条例が欠如していても) を、個人に許可するものと解釈される。

(c) いかなる者も、本法に許可されるか第11301項に準じ認可される行為を合法的に行うことによって、処罰、罰金、差別、または権利・特権の剥奪を受けることはないものとする。但し従業員による職務遂行能力が実際に低下するような使用については、雇用主がそれに対処する既存の権限は影響されないものとする。

(d) 定義。本法の目的のため、

(1) 「マリファナ」と「大麻」は置き換え可能な用語であり、生育中であるかどうかにかかわらず大麻属植物の全部分、その植物のいずれかの部分から抽出された樹脂、濃縮大麻、それらを含有する食用製品、及びその植物または樹脂から作られた活性化合物、製造物、派生物、調製品などを意味する。

(2) 「一オンス」は28.5グラムを意味する。

(3) 第11300項細目 (a) 段落 (2) の目的のため「大麻植物」は生育中の大麻植物の全ての部分を意味する。

(4) 大麻の量が本法に許可される量を超えるかどうかを判断するために、下記が適用されるものとする。

(A) 食用大麻製品の場合は、大麻の活性量のみが含まれるものとする。

(B) 第11300項細目 (a) に明記される量を決定するには、生育中や収穫後の大麻植物は、重量ではなく平方フィートの面積で算定する。

(C) 刑事訴訟において、本法の制限に違反した罪に問われる者は、その大麻が自分の個人的使用にそれなりに関わるものであったと主張する積極的抗弁を行う権利を持つものとする。

(5) 「住居」は一人か複数の者が居住用に使用するための、私有地または公有地に建つ永久的または一時的な居所または構造物を意味し、商業用と居住用の両方を意図する構造物の一部となるものも含む。

(6) 「地方自治体政府」は、市、郡、及び市郡を意味する。

(7) 「ライセンスされた場所」とは、第11301項またはその後に制定の州制定法・規制に準じ、地方自治体政府が採択した条例または規制に基づいて、ライセンス・許可証供与またはその他の方法で、大麻の栽培、処理、運搬、販売、またはその場での使用の許可を認可された営利事業、施設、建物、土地、 または区域を意味する。

第4項。衛生安全法第11361項が改正され、以下のように記載される。

第11361.項。*未成年者へのマリファナ供給の禁止。*

(a) 18歳以上の者で、未成年者を雇用・使用してマリファナの運搬、持ち運び、販売、無料提供、販売用加工、または行商を行う者、違法に未成年者に対するマリファナの販売または販売の申し出をする者、14歳未満の未成年者にマリファナの供給、投与、無料提供、または供給・投与・無料提供の申し出を行なう者、また未成年者がマリファナを使用するよう違法に勧誘する者は、州刑務所での懲役三年、五年、または七年の刑を受けるものとする。

(b) 18歳以上の者で、14歳以上の未成年者にマリファナの供給、投与、無料提供、または供給・投与・無料提供の申し出を行なう者は、州刑務所での懲役三年、四年、または五年の刑を受けるものとする。

(c) 21歳以上の者で、18歳以上21歳未満の者に故意にマリファナの供給、投与、無料提供、または供給・投与・無料提供の申し出を行なう者は、郡刑務所での懲役六ヶ月までの刑と個々の犯罪行為に対して一千ドル (1,000ドル) の罰金が課せられるものとする。

(d) 上記の処罰に加え、第11301項に準ずる行為を行うライセンス、許可、又は認可を得ている者で、そのライセンス、許可、又は認可を得ている期間中に、21歳未満の者に過失でマリファナの供給、投与、無料提供、販売、または供給・投与・無料提供・販売の申し出を行なった者は、第11301項により認可のライセンスされた場所の所有、そこでの営業、雇用、手伝い、またはそこへの立ち入りは一年間許可されないものとする。

第5項。改正。

本法はその目的を推進するためにのみ、カリフォルニア州憲法第II 条第10項細目 (c) に準じ、州全体の選挙時に州民投票に付される後続の法案、または州議会によって正当に可決され州知事によって署名される制定法によって、改正することができる。このように許可される改正は、下記のものを含むがそれらに限定はされない。

(a) 衛生安全法第11300　項にある制限の改正。これらの制限は許容限界が最低のものであり、州議会はそれよりも緩和された制限を採択することができる。

(b) 衛生安全法第11301項と第11302項に言及の一部または全事項に対処する州全体の大麻産業規制システムを確立するという、本法の　目的を推進させるための制定法と認可された規制。

(c) 園芸用や産業用の麻または不活性の大麻の生産を認可する法律。

第6項。可分性。

本法案のいずれかの条項、またはその人や状況への適用が無効と見なされた場合でも、法案の他の条項または適用は、この無効性には影響されず、無効の条項や適用が無くとも実施し得る。そのため、本法案の条項は分離可能である。

住民投票事項 20

本州民発案法案は、カリフォルニア州憲法第II条第8項の諸条項に基づき州民に提出されている。

本州民発案法案は、カリフォルニア州憲法の一部を明示的に改正するものであり、したがって削除が提案される現行の諸条項には~~取り消し線~~が引かれ、追加が提案される新規の諸条項は新規であることを示すため*斜体*で記載されている。

法案

連邦下院選挙区に関する有権者最優先法

第1項。表題。

本法は「連邦下院選挙区に関する有権者最優先法」(Voters FIRST Act for Congress) として知られ、そのように言及され得る。

第2項。認定事項と目的。

カリフォルニア州民は下記の認定事項をここに見出し、以下の通り本法を制定する目的を宣言する。

(a) 現行法では、カリフォルニア州議員が連邦下院選挙区を制定する。政治家にこれらの選挙区を制定させ、在任者が安泰となり、政治家自身やその仲間に有利となり、また選挙区を敵対者の選出から締め出せるような制定を容認することは、有権者に害を及ぼす重大な特権乱用問題である。

(b) 政治家は、コミュニティの利益よりも自分の利益を優先して選挙区を制定する。現在、市・郡・コミュニティは、異様にギザギザな形状の選挙区に分割されており、それは特定の政党や在任者を安泰に保つ意図で制定されたものである。我々のコミュニティを分割させず誰もが議会での代表権を確保できるような改革が必要である。

(c) この改革は連邦下院選挙区変更をオープンにし、与党である政党に支配されないようにするものである。既に州議会と査定平準局役員会の選挙区を区画する権限を持つ無党派の市民選挙区変更委員会 (Citizens Redistricting Commission) に、連邦下院選挙区変更を委ねることとする。この委員会は三グループのメンバーで構成される。民主党員五名、共和党員五名、及び現行方式から全く締め出されている無所属や少数党支持の有権者の声を伝えるため、民主党・共和党両党に無登録の者四名が含まれる。新しい選挙区再計画はこれらの三グループ全部から承認されなければならないため、新たな選挙区は公平なものとなる。

(d) 無党派の市民選挙区変更委員会は、公平な代表権を保証するために厳格な無党派の規則に基づいて選挙区を区画する。この改革により、連邦下院選挙区変更は州議会の党派争いには巻き込まれず公開の会議で討議されることが保証される。全ての会議録はインターネット上で公に掲示される。この方式のあらゆる側面は、大衆と報道機関の監視の目を受けることができる。

(e) 現行方式では、有権者に本当の選択権があるのではなく政治家が有権者を選んでいるようなものである。この改革によって有権者は主導権を取り戻すことができる。

第3項。カリフォルニア州憲法第XXI条の改正。

第3.1項。カリフォルニア州憲法第XXI条第1項は改正され、以下のように記載される。

第1項。連邦下院議会の指示に基づいて10年毎の初めに実施される国勢調査の翌年に、~~州議会~~*第2項に記載される市民選挙区変更委員会*が~~連邦下院選挙区~~*連邦下院議会、州上院・下院議会、及び査定平準局役員会の選挙区*の境界調整*(「再区画」とも呼ばれる)*を、*第2項に明記の*~~下記のような~~基準と過程に従って行うものとする。

~~(a) 各々の連邦下院議員は小選挙区制により選出されるものとする。~~

~~(b) 連邦下院議会の選挙区は、いずれも人口が可能な限り均一になるようにする。州議会はこの基準に従ってから第2項細目(d) の段落 (2)、(3)、(4)、及び (5) に明記され優先順位がつけられた基準に従って境界線を調整する。州議会は、これらの基準を遵守して行った意思決定の根拠を説明する報告書を、最終的な地図を添えて提出し、その地図の区画編成に使用した用語と基準の定義を含むものとする。~~

~~(c) 連邦下院選挙区は、北側州境から南の州境に至る順序で、連続した番号が付されるものとする。~~

~~(d) 州議会は、第2項に準じ設立された市民選挙区変更委員会と調整し共同で公聴会を行い、選挙区再区画のデータとソフトウェアのアクセス提供、その他を行なって、選挙区変更プロセスに公衆が全面的に参加できるようにする。州議会は、州政府法典第8253項細目 (a) 段落 (1)、(2)、(3)、(7) と細目 (b)、及びそれに続く制定法条項の公開公聴会要件を遵守するものとする。~~

第3.2項。カリフォルニア州憲法第XXI条第2項は改正され、以下のように記載される。

第2項。(a) 市民選挙区変更委員会は、~~州上院・下院、及び査定平準局役員会の選挙区の境界変更 (「再区画」とも呼ばれる) を行う。本委員会は~~2010年、及びその後は末尾がゼロの年の、12月31日以前に設置されるものとする。

(b) ~~市民選挙区変更委員会 (以下「委員会」という)~~ *委員会*は、(1) 選挙区変更に対する公衆の十分な検討と批評を可能とするため実施手続きを開放的で明白なものにし、(2) 本条に明記される再区画基準に基づいて選挙区境界変更を行い、(3) 誠実・公平さをもって行動するものとする。

(c) (1) 選出プロセスは、州議会からの影響を受けず、カリフォルニア州の社会的多様性を可能な限り反映する~~市民選挙区変更委員会~~*委員会*を編成することを目的とする。

(2) ~~市民選挙区変更委員会~~*委員会*は、次のような14人のメンバーで構成される。選挙人登録に基づき、カリフォルニア州最大の政党に登録している者五名、カリフォルニア州で二番目に大きい政党に登録している者五名、カリフォルニア州二大政党のどちらにも登録していない者四名である。

(3) 委員会の各メンバーは、カリフォルニア州でこれまで継続して一つの政党に登録しているか、またはどの政党にも所属していない者で、任命された日に先立つ五年以上の期間、所属政党を変更していない有権者とする。委員会の各メンバーは、応募した日に先立つ三回の州総選挙のうち二回で投票を行ったものとする。

(4) 各メンバーの任期は、後続の委員会のメンバーの一人目が任命された時点で終了するものとする。

(5) 委員会の定足数はメンバー九名とする。正式な議決には九つ以上の賛成票が必要である。九つ以上の賛成票によって~~三つ~~*四*つの最終的な*再区画*地図が承認されなければならず、その賛成票には、カリフォルニア州二大政党の各々

については、選挙人登録に基づきそれに登録しているメンバー三人以上、また二大政党のどちらにも登録していないメンバーのうちの三人が含まれなければならない。

(6) 各々の委員会メンバーは、公平で、再区画プロセスの誠実性に対する州民の信頼を高めるような姿勢で本条の適用を行うものとする。委員会メンバーは、任命された日から10年間はカリフォルニア州に於いて、連邦、州、郡または市のレベルで公職に選任される資格を持たないものとする。また、委員メンバーは、任命された日から五年間はカリフォルニア州に於いて、連邦、州、郡または市の公職に任命される資格を持たず、*査定平準局役員会*、*連邦下院議会*、州議会、及び個人の議員のスタッフや*コンサルタント*として有償で働くことも連邦、州、または地方自治体のロビイストとして登録することもできない。

(d) 委員会は、以下の通りの優先順位順を持つ基準を使った地図作成プロセスに基づいて、州上院・下院議会、*連邦下院議会*、査定平準局役員会のための小選挙区を設定するものとする。

(1) 選挙区は合衆国憲法に準拠するものとする。~~上院~~*連邦下院選挙区については、いずれも人口が可能な限り均一になるようにし、州上院*・下院、及び査定平準局役員会の選挙区については、公職の種類ごとに、できる限り他の選挙区と同等の人口となるようにする。但し、逸脱が連邦投票権法の遵守に必要な場合または法律で許可されている場合を除く。

(2) 選挙区は連邦投票権法 (42合衆国法律集第1971項とそれに続く項) を遵守する。

(3) 選挙区は地理的に互いに隣接し合うものとする。

(4) 上記の細目の全ての要件に違反することなしに可能な限り、市、郡、市郡、*地元の*近隣地域、または関心事を共有する*地元*のコミュニティなど*を分割することを極力避け*、*それ*らの地理的完全性を尊重する。*関心事を共有するコミュニティとは、共通の社会的経済的関心事を持ち互いに隣接する住民集団のことで、これは効果的で公平な代表権の確保のために単一の選挙区に含めるべきものである。共通する関心事とは、例えば都市部、地方、工業地区、農村地区の中で共通する関心事、また住民が同等の生活水準を持ち、同じ交通機関を使用し、同等の雇用機会を持ち、あるいは選挙手続きに関して同じコミュニケーション媒体へのアクセスを持つような地区内で共通する関心事などである。*コミュニティが共有する関心事には、政党、在任者、政治家候補者などとの関係は含まないものとする。

(5) 実行可能で上記の基準に矛盾しない限り、選挙区を地理的にまとまったものにするよう境界線を引き、より遠い地区の住民を含むために近隣の住民を除外するというような状況を起こさないようにする。

(6) 実行可能で上記の基準に矛盾しない限り、州上院選挙区はそれぞれ二つの隣接する州下院選挙区全体から成るものとし、査定平準局役員会選挙区はそれぞれ10の隣接する州上院選挙区全体から成るものとする。

(e) いかなる在任者または政治家候補者の居住地も、選挙区地図作成の際に考慮されないものとする。在任者、政治家候補者、政党などを優遇または差別する目的では、選挙区の境界線調整は行わない。

(f) *連邦下院議会*、州上院・下院議会、及び査定平準局役員会の選挙区は、北の州境から南の州境に至る順序で、連続した番号が付されるものとする。

(g) 委員会は2011年またその後は末尾が1の年の~~9月~~*8月*15日までに、~~州上院、~~連邦下院議会、州上院・下院議会、及び査定平準局役員会の選挙区それぞれの境界線を明示する*四つ*~~二つ~~の最終地図を承認するものとする。承認後、委員会はこ*四つ*~~二つ~~の最終地図を認証し州務長官に提出する。

(h) 委員会は、細目 (d) の基準を遵守して行った意思決定の根拠を説明する報告書を*四つ*~~二つ~~の最終地図のそれぞれに添えて公表し、その個々の最終地図の区画編成に使用した用語と基準の定義を含むものとする。

(i) 個々の認証済最終地図は、第II条第9項に準じ制定法が住民投票の対象となるのと同じ形式で、住民投票にかけられる。州務長官への最終地図の認証が行われた日付が、第II条第9項の目的上の制定日と解釈されるものとする。

(j) 最終地図の何れかが、委員会の必要投票数をもって承認されなかった場合、または住民投票で有権者に承認されなかった場合、州務長官は直ちに、細目 (d)、(e)、及び (f) に明記の再区画基準と要件に沿って地図上の境界線を調整する特別権限者の任命を命じるよう、*カリフォルニア州*最高裁判所に請願する。特別権限者による地図が承認された後、最高裁はこの地図を州務長官に対して認証し、この地図が該当種類の認証済最終地図となるものとする。

第3.3項。カリフォルニア州憲法第XXI条第3項は改正され、以下のように記載される。

第3項。(a) 委員会のみが認証済最終地図に関するいかなる措置も擁護する法的地位を持ち、委員会の活動に供される資金その他のリソースが不十分と判断した場合は、州議会にその由を伝えるものとする。州議会は、認証済地図に関する措置の擁護に十分な資金を提供するものとする。法務長官または委員会の専従弁護士が認証済最終地図の擁護を援助するかどうかを決定する権限も、委員会のみが持つ。

(b) (1) *カリフォルニア州*最高裁判所は、認証済最終地図に対する異議申し立てや*適時の発効が行われなかったという主張*による訴訟の全てにおいて、根源的・独占的裁判権を持つ。

(2) この州におけるどの登録有権者も、提出された再区画案が州憲法、合衆国憲法、またはいずれかの連邦・州制定法に違反するという理由で、委員会が認証済最終地図を州務長官に対して認証した後45日以内に、州務長官がその再区画案を実施しないよう職務執行令状または禁止令状を請願することができる。*また、認証済最終地図が住民投票措置の対象となりその措置が認められ適時の選挙区地図実施が猶予される可能性がある場合、この州におけるどの登録有権者も、救済措置を求めて職務執行令状または禁止令状を請願することができる。*

(3) *カリフォルニア州*最高裁判所は、段落 (2) に準じ提出された職務執行令状または禁止令状の請願書に対する判決を優先して行うものとする。認証済最終地図が州憲法、合衆国憲法、またはいずれかの連邦・州制定法に違反するとの決断を法廷が下した場合は、法廷は、適切と判断される救済措置 *(第2項細目 (j) に規定するものを含みそれに限定されない)* を設定するものとする。

第4項。投票用紙に記載の相反する住民投票事項。

(a) 本法案と、州上院・下院議会、連邦下院議会、及び査定平準局役員会の選挙区の変更に関する他の法案が、同一選挙時に投票した有権者過半数によって承認され、これらの中で本法案が最も多数の賛成票を獲得した場合は、本法案が全面的な統制力を持ち、他の法案は無効となり法的効力を持たないものとする。本法案が他の法案よりも少ない賛成票によって承認された場合は、本法案は法が許容する範囲で効力を発するものとする。

(b) 本法案が有権者によって承認されたものの、同一選挙時に有権者者に承認された他の対立法案の方がより多数の賛成票を獲得し、その条項が全体的または部分的に本法案に優先する場合、対立法案またはその優先条項が後に無効とされた時には、以前に代替された本法案の条項が自動的に発効し、全面的な法律効力を授けられるものとする。

第5項。可分性。

本法の条項は分離可能である。本法のいずれかの条項やその適用が無効と判断された場合でも、他の条項または適用は、この無効性には影響されず、無効の条項や適用が無くとも実施し得る。

住民投票事項 21

本州民発案法案は、カリフォルニア州憲法第II条第8項の諸条項に基づき州民に提出されている。

本州民発案法案は、公共資源法及び歳入課税法規 (Revenue and Taxation Code) に項を追加するものであり、したがって追加が提案される新規の諸条項は新規であることを示すため*斜体*で記載されている。

法案

州立公園・野生生物保護信託基金法

カリフォルニア州民は、以下の全事項を認定及び宣言する。

(1) カリフォルニア州の天然資源と野生生物は、後世のために保存・保護すべきものである。

(2) カリフォルニア州立公園システムは、州民のためにこれらの資源を保護するのに不可欠である。州の野生生物保護・保全機関に加え、州立公園システムは州独特の野生生物、自然の土地、及び海洋の資源を保存する義務を負っている 。

(3) 州立公園システムと野生生物保護の長期間の資金調達不足により、何十億ドル以上の修理・改善が実施されないままになっており、州のあちこちで公園が閉園の危機に瀕し、州の最も大切な天然・文化資源、レクリエーションの機会、野生生物の生息地などの多くが保護されなくなっている。

(4) カリフォルニア州立公園は、レクリエーションの機会、自然教育、文化的・歴史的ランドマークの保存などを提供し、州の大気環境や水質を改善する天然資源を保護するなど、全てのカリフォルニア州民に恩恵をもたらしている。

(5) カリフォルニア州民は、後世のために州独特の天然・文化的資源を保存・保護する世界レベルの州立公園システムを持つに値する。

(6) 州立公園システムの建て直しと州の野生生物資源の保護は、毎年何百万人もの観光客を惹きつけ州の何十億ドルの観光経済に貢献することによって、カリフォルニア州の経済を成長させ雇用機会を生み出すものである。

(7) 本法案の発効にまつわる州民の意図は、安定・確実・適切な資金源を州立公園システムと野生生物保護のために確立して州の資源と野生生物を保護すること、及び全てのカリフォルニア州民が、これらの資源へより多く公平なアクセスを受けられるようにすることである。

(8) 州民の更なる意図は、州立公園の運営・維持を優れたレベルに保ち、全てのカリフォルニア州民の州立公園へのアクセスを増加させ、同時に州外からの訪問者には州立公園使用料を引き続き徴収し、州の天然・文化的資源、レクリエーションの機会、及び野生生物を後世のために保護することである。

第1項。第1.21章 (第5081項で始まる) が公共資源法第5区分に追加され、以下のように記載される。

第1.21章。州立公園・野生生物保護
信託基金法

第1条。信託基金

第5081項。州立公園・野生生物保護信託基金を、これにより州公庫の一部として設立する。この基金への入金資金はカリフォルニア州民のために信託され、本章の目的のみに使用されるものとする。本基金からの資金は、下記の目的のみに充てられる。

(a) 州立公園内のビジターセンター、トイレ、キャンプ場、監視員詰所などを含む施設の運営、維持、修理。

(b) 野生生物と天然資源の保護。これは森林、他の自然の土地、及び清浄な水や大気を提供し、人や自然の健康を保護する地域などを含む。

(c) 普及活動、公衆教育、アクセス用交通機関の改善などにより、州立公園や自然地域への一般のアクセスを拡げること、及び公園を利用するビジターの安全・治安を守ること。

(d) 一般のアクセスやレクリエーションの機会を提供・拡大するために必要な個々の州立公園と施設の開発、管理、及び拡張。

(e) 河川、湖、沿岸水域、及び海洋資源の保護。

(f) 本章に規定される一日利用料の減収分を補うために州立公園システムの個々の公園を運営する地元機関へ提供する助成金、及び川パークウェイを管理する州・地元機関への助成金。

(g) 州立公園の文化的・歴史的資源の保護・修復。

(h) 本章の条項に基づいた出費のみが本資金から行われており他への転用や誤用が無いことを確認するための、本章遂行の監査・監視。

(i) 州立公園システムの運営・管理を行うための他の関連費用。

(j) 州立公園アクセス・パスの料金徴収費用。

第5082項。公園・レクリエーション部門は州立公園へのアクセスを改善する戦略的計画を策定するものとし、その計画は、州立公園や州立公園サービスへのアクセスを改善し、十分なサービスを受けていない集団や地域にも恩恵をもたらすために、州の個々の地域のニーズに対応するもの、また本章に沿ったプログラムと方策を特定するものであることとする。

第5082.5項。本章の目的のため「基金」は州立公園・野生生物保護信託基金を意味する。

第5082.6項。本章の目的のため「部門」は公園・レクリエーション部門を意味する。

第5082.7項。本項の目的のため「野生生物」は魚類猟獣鳥法第711.2項に規定されるものと同様の意味を持つ。

第2条。財政責任と監視

第5085項。(a) 州立公園・野生生物保護信託基金は州監査人による年次独立監査を受け、監査結果は一般に公開され、部門のインターネット・ウェブサイトに掲載され、州予算の一部として審査を受けるため州議会に提出される。

(b) 基金の年間歳入の1パーセントまでが監査、監督、本章に関わる管理経費、及び州立公園アクセス・パスの料金徴収費用に使用できる。

(c) 天然資源庁長官は、市民監視委員会 (Citizens Oversight Committee) を設けて年次監査結果を検討し、本章事項の実施及びその州立公園と天然資源の保護に関する有効性について、公開報告書を発行する。委員会メンバーは、ビジネス・財務、公園管理、天然資源保護、文化的・歴史的資源保護、及び長官が必要と見なす他の分野の専門知識を備える市民とする。

第5085.5項。州立公園・野生生物保護信託基金に基金が受けた利息と共に入金されている資金は、本章の目的のみに使用し、その他の目的での割当て、返還、振替えなどの対象にはせず、いかなる目的でも一般基金または他の基金に融資せず、一般財源保証債に関連する利息、元金、または他の費用の支払いにも使用しないものとする。

第5086項。法の他の規定にかかわらず、全ての州立公園料金と売店等からの収益は、第5010項に準じ州立公園・レクリエーション基金 (State Parks and Recreation Fund) にその基金が受け取る利息と共に入金され、州立公園システムの運営、管理、計画、開発のためにこの部門のみに割当てられ、その他の目的での割当て、返還、振替えなどの対象にはせず、いかなる目的でも一般基金または他の基金に融資せず、一般財源保証債に関連する利息、元金、または他の費用の支払いにも使用しないものとする。

第5086.5項。本章の発効にまつわる州民の意図は、安定し適切な資金レベルを部門に提供することである。州立公園・野生生物保護信託基金と州立公園・レクリエーション基金からの資金が州立公園システムを十分に維持・運営できるものと州議会が判断した場合には、部門援助用の一般基金からの資金は、他の使用目的に再割当てすることができる。

第3条。州立公園アクセス・パス

第5087項。(a) 州立公園アクセス・パスを受けた全てのカリフォルニア州の車両は、本章に規定の通り全州立公園、指定された州保有地、及び野生生物地域へ無料で入園できるものとする。

(b) 本項の目的のため「無料入園」は全州立公園での無料の車両入園、駐車、及び一日利用を意味し、州立公園システムの管理、混雑や天然・文化資源破損の回避、及び公共衛生・安全のため本部門が必要と見なす制限のみが課せられるものとする。他の州・地方機関は、本章に準ずる調達資金で管理・運営される土地を無料車両アクセス地域と指定し、そこへのアクセスは当該土地の管理目的に沿ったものであることとする。本細目における無料入園には、キャンプ場料金、ツアー料金、スイミングプール料金、ボート施設使用料、博物館・特別イベント料金、全ての追加料金、または特別イベント駐車料金は含まれない。

第5087.1項。第5011.5項に基づき公園料金の免除を受ける資格がある復員軍人に対し、本部門は州立公園アクセス・パス課徴金の払い戻しを行うものとする。

第4条。州立公園・野生生物保護信託基金歳入の割当て

第5088項。第2条 (第5085項で始まる) に準ずる監査、監督、徴収費用を除いては、州立公園・野生生物保護信託基金内の資金は本項の規定に従って下記の機関のみへ割当てるものとする。

(a) 基金からの資金の85パーセントは部門へ割当てられる。第5088.1項に準ずる援助金および援助金管理の費用を除き、部門へ割当ての全資金は、州立公園システムの運営・管理・計画・開発のみに使用されるものとする。

(b) 基金からの資金の7パーセントは魚類猟獣鳥部門へ割当てられ、野生生物保護区、生態環境保護区、及び魚類猟獣鳥部門が野生生物保護のため保有・管理するその他の土地の管理・運営に使用される。

(c) 基金からの資金の4パーセントは、海洋野生生物保護及び沿岸水域保護のため海洋保護評議会 (Ocean Protection Council) に割当てられ、海洋保護区の開発・運営・管理・監視への使用が最優先される。

(d) 基金からの資金の2パーセントは州保護保全機関に割当てられ、それらの機関が公園・野生生物生息地としての目的で管理する州保有地の管理・運営・野生生物保護に使用される。州保護保全機関は、当該機関管轄下の州保有地管理における保全保護活動を支援する地元機関へ援助金を提供することができる。

(e) 基金からの資金の2パーセントは、野生生物保護のための地方自治体機関への援助金として野生生物保護委員会に割当てられる。

第5088.1項。部門は公共機関への援助金プログラムを設立・管理し、サービスの行き届かない都市部のコミュニティにレクリエーション便益、広大な土地や野生生物地区へのアクセスなどを提供する都市部の川パークウェイの運営・管理・修復を促進する。部門は、第5088項細目 (a) に準じ受給する資金から、州立公園・野生生物保護信託基金内の資金の4パーセントに相当する金額を毎年これに割当てる。本項の目的のため「公共機関」は州機関、市、郡、市郡、地元公園地域、及び共同権限機関を意味する。部門は、カリフォルニア州川パークウェイプログラム (第3.8章 (第5750項で始まる)) と協議の上、都市部川パークウェイの監督・運営・管理の最善の慣行を採択するものとする。部門はこれらの最善管理慣行及び都市部川パークウェイへの

資金供与の続行を考慮して、本項に準ずる援助金の割当てを行うものとする。部門は、最もサービスの行き届かないコミュニティに便益を提供できる都市部川パークウェイへの助成金を最優先する。

第5088.2項。部門は、州立公園システムに属する地元機関運営公園に助成金を供与し、それらの公園の運営と維持を援助する。部門はまず、本章遂行以前に車両の入園・駐車料を徴収していた地元機関運営公園に、利用可能な資金を供与する。残りの資金は、地元機関が管理する州立公園の運営・維持を援助する目的で諸地元機関に割当てられ、これは個々の地元機関の最高財務責任者が認証する過去三年間の平均年間運営費に基づいて、比例配分されるものとする。第5088項細目 (a) に規定される資金のうち基金内の5パーセントに相当する金額が、本項の目的のために割当てられるものとする。部門は、本項遂行のガイドラインを作成する。

第5089項。本章の目的のため、野生生物保護に関する支出の適格なものには、直接支出と運営助成金、管理、開発、修復、維持、法執行・治安、解説サービス、適切な公共アクセス提供の費用、及び他の天然資源・野生生物保護・管理 (適応管理に必要な科学的監視・分析を含む) の費用がある。

第5090項。本章に準じ供与される資金、及びそれらの資金の割当て・振替えは、魚類猟獣鳥法第3区分第9章 (第2780項で始まる) の目的のための資金振替えとは見なさないものとする。

第2項。第10751.5項が歳入課税法規に追加され、以下のように記載される。

第10751.5項。(a) 細目 (b) の規定を除き、2011年1月1日以降の車両登録および更新には、第10751項に準じ課される登録料金に加えて州立公園アクセス・パスと呼ばれる年間課徴金が徴収される。これは当該項が課す登録料の対象となる車両一台につき十八ドル (18ドル) とする。この課徴金収入は、公共資源法第5081項細目 (a) に準じ州立公園・野生生物保護信託基金に入金されるものとする。

(b) 細目 (a) により設定される課徴金は下記の車両には適用されない。

(1) 商用車登録法 (車両法 (Vehicle Code) 第4000.6項) の対象となる車両。

(2) 車両法第5014.1項の対象となるトレーラー。

(3) 車両法第635項に定義のトレーラーコーチ。

住民投票事項 22

本州民発案法案は、カリフォルニア州憲法第II条第8項の諸条項に基づき州民に提出されている。

本法案は、カリフォルニア州憲法の項の改正、改正と番号変更、廃止、及び追加を行うものであり、したがって削除が提案される現行の諸条項には~~取り消し線~~が引かれ、追加が提案される新規の諸条項は新規であることを示すため*斜体*で記載されている。

法案

第1項。表題。

本法は「2010年地方納税者・公共安全・輸送機関保護法」(Local Taxpayer, Public Safety, and Transportation Protection Act of 2010) として知られ、この表題で言及され得る。

第2項。認定事項と宣言事項。

カリフォルニア州民は、以下を認定及び宣言する。

(a) 地方自治体税による資金に対する地方統制を維持し、地方の防火、9-1-1番緊急応答サービス、法執行、救急病院医療、公共交通機関、輸送機関改善などの必須のサービスを保護するため、サクラメントの州政治家による地方自治体政府サービス専用資金や輸送機関改善プロジェクト・サービス専用資金の取り上げを制限することを、カリフォルニア州民はこれまで繰り返し圧倒的多数で可決してきた。

(b) これらの措置をとることで、地方自治体政府による必須サービスや輸送機関改善プロジェクト・サービスに充てる収益金の州による横取りを阻むことが非常に重要であるとの意思表示をしたわけである。

(c) 州が地方自治体政府サービスや輸送機関改善プロジェクト・サービスに充てる収益金を取り上げてしまわないよう、それを阻止する法案を有権者が繰り返し可決したにもかかわらず、サクラメントの州政治家はこれまでに何十億ドルもの地方自治体・輸送機関の資金を押収・借用している。

(d) 近年では、サクラメントの州政治家が具体的に下記のようなことを行っている。

(1) 本来、地元の警察署、消防士・救急医療士の応答サービス、その他の必須の地元サービスに使用できたはずの地方固定資産税収入から何十億ドルも借用した。

(2) 進行中の輸送機関プロジェクトに有権者によって充てられたガソリン税収入から何十億ドルも取り上げ・借用し、輸送機関以外の目的に使おうとした。

(3) 地方コミュニティ再開発資金を何度も取り上げ、無関係な目的に使用した。

(4) バス、シャトル、ライトレール、地域通勤電車などの地方公共交通機関用の資金から何十億ドルも取り上げ、それとは無関係の州政府の目的に使用した。

(e) 地方自治体政府サービス用資金や輸送機関改善プロジェクト用資金の横取りが繰り返されると、厳しい状況が引き起こされる可能性があり、それには、警察官・消防士・救急医療士の解雇、消防署の閉鎖、医療削減、交通安全改善の遅れ、公共交通機関の料金値上げ及びサービス削減などが挙げられる。

(f) サクラメントの州政治家は有権者の意向を無視し続け、現行の法律は、州政治家がこれらの専用資金を取り上げ・借用することに対して何の刑罰も規定していない。

(g) この住民投票事項が可決すれば、地方自治体政府サービス専用資金や輸送機関改善プロジェクト・サービス専用資金となる税収入をサクラメントの州政治家が押収、転用、移転、借用、振替え、差し止め、またはその他の形で取り上げ・干渉することを禁止することを決議する。

第2.5項。目的の明示。

本法案の目的は、地方自治体政府サービス専用資金や輸送機関改善プロジェクト・サービス専用資金となる税収入をサクラメントの州政治家が押収、転用、移転、借用、振替え、差し止め、またはその他の形で取り上げ・干渉することを決定的・全面的に禁止することである。

第3項。カリフォルニア州憲法第XIII条第24項は改正され、以下のように記載される。

(a) 州議会は地方での目的のために課税を行うことはできないが、地方自治体政府にこのような課税を行う権限を与えることはできる。

(b) 州議会は、地方自治体政府の目的のためだけに賦課徴収した税金からの収益を、再割当て、振替え、借用、充当、使用制限、または他の形で使用してはならない。

(c) 地方の目的のため州資金から地方自治体政府に供与された資金は、法律に準じ使用することができる。

(d) 第25項により援助金として地方自治体に供与された資金は、州、地方の両方の目的に使用できる。

第4項。カリフォルニア州憲法第XIII条第25.5項は改正され、以下のように記載される。

第25.5項。(a) 2004年11月3日以降は、州議会は下記のことを行うための法を制定しないものとする。

(1) (A) 副段落 (B) にある別段の規定を除き、第XIII条Aの第1項細目 (a) に従って従価不動産税収入を割当てるやり方を修正し、どの会計年度においても、一つの郡でその郡内の全地方機関の間で配分される従価不動産税収入の総額の割合を、2004年11月3日制定の法に基づいて同じ会計年度にそれらの地方機関の間で配分された場合の従価不動産税収入の総額の割合よりも減小させること。本副段落の目的のため「割合」は段落 (2) で言及される不動産税収入のいずれも含まない。

(B) ~~2008～09~~*2009～10*会計年度~~より~~*のみにおいて*、また副段落 (C) に別段の規定がある場合を除き、下記の条件が全て満たされる場合、副段落 (A) はその会計年度の間保留することができる。

(i) 州知事が、厳しい財政難のため副段落 (A) の保留が必要であるとの声明を発表する。

(ii) 州上院・下院のそれぞれにおいて、氏名点呼投票による三分の二の議員の賛同が議事録に記載されて法案が可決され、州議会がその法案に基づいて、当該会計年度での副段落 (A) の保留を含みそれ以外の規定を含まない緊急制定法を成立させる。

(iii) 条項 (ii) に記載の制定法の発効日以前に、従価不動産税収入の地方機関への割当てが修正された結果発生する減収総額を、法が規定する利息も含め、地方機関に全額払い戻すことを規定する法が制定される。全額払い戻しは、修正が行われた会計年度から三年目の会計年度の末日以前に行われるものとする。

~~(C) (i) 副段落 (A) が保留された最初の会計年度から始まる連続10会計年度のいずれの部分においても、副段落 (A) は三会計年度を越えて保留されないものとする。~~

~~(ii) いずれの会計年度においても、副段落 (B) の条項 (iii) による制定法に義務付けられる全額払い戻しが完了していない場合は、副段落 (A) は保留されないものとする。~~

~~(iii) いずれの会計年度においても、歳入課税法規第10754.11項 (2004年11月3日現在の記載) により義務付けられる市、郡、及び市郡への支払い金額が、副段落 (B) の条項 (ii) に記載の保留を規定する制定法の発効日より前に全額支払われていない場合、副段落 (A) は保留されないものとする。~~

~~(iv)~~ *(C)* 一つの郡でその郡内の全地方機関の間で配分される従価不動産税収入の総額の割合が、副段落 (A) が保留される会計年度の直前の会計年度に8パーセントを超える場合、副段落 (A) の保留は、この郡の全地方機関に対して従価不動産税収入の全面的損失をもたらさないものとする。

(2) (A) 副段落 (B) と (C) にある別段の規定を除き、2004年11月3日現在の記載の歳入課税法規の第2区分第1.5部 (第7200項で始まる) に明記のBradley-Burns均一地方売上・使用税法 (Uniform Local Sales and Use Tax Law) により、市、郡、または市郡が税率を課す権限を制限すること、或いは当該法により派生する収入の分配方法を変更すること。この副段落が課す制限は、歳入課税法規第7203.1項 (2004年11月3日現在の記載) に定義される収入交換期の終了に由来する市、郡、または市郡の税率変更の権利にも適用される。

(B) 州議会は、州による州間協定への参加または連邦法の遵守を許可するため、Bradley-Burns均一地方売上・使用税法に準じ課される使用税からの派生収入の分配方法を、法によって変更することができる。

(C) 州議会は、一つの郡にある地方機関のうち二つ以上の明確に特定された機関に対し、その個々の機関の管理組織の承認を得て、従価不動産税収入の割当て分をBradley-Burns均一地方売上・使用税法に準じ課される税率からの派生収入と交換する協定を締結する権限を、法によって与えることができる。この法が課す税率からの派生収入の副段落に準ずる交換については、これらの収入が派生する現行の税率のいずれかの部分を継続して課すことは、有権者の賛同を必要としないものとする。

(3) 段落 (2) の副段落 (C) にある別段の規定を除き、いずれの会計年度においても、州上院・下院議会のそれぞれにおいて氏名点呼投票による三分の二の議員の賛同が議事録に記載されて可決された法案に従わずに、一つの郡内の地方機関の間で従価不動産税収入を割当てる際の比例配分を変更すること。*州議会またはいずれかの州機関が、或る地方自治体政府に新規プログラムまたはより高水準のサービスを委任する場合、州議会は、当該地方自治体政府に対する償還を目的として、本段落に準じ従価不動産税収入の比例配分の変更をせず、第XI条第15項に記載の収入の割当ても変更しないものとする。*

(4) 歳入課税法規第7203.1項 (2004年11月3日現在の記載) に定義のBradley-Burns均一地方売上・使用税法による売上・使用税率を課す市、郡、及び市郡の権限の保留を、収入交換期 (同時点での記載の同項に規定) を超えて延長すること。

(5) 段落 (4) に記載の税率に関する権限の保留が効力を持つ期間中、歳入課税法規第97.68項 (2004年11月3日現在の記載) が義務付ける市、郡、または市郡への支払いを減らすこと。

(6) 取引・使用税法 (歳入課税法規第2区分第1.6部 (第7251項で始まる)) に従って地方の事業体が取引・使用税率を課す権限、またはこの法(2004年11月3日現在での記載)による取引・使用税率からの派生収入の配分方法を変更する権限を制限すること。

(7) コミュニティ再開発機関に次を要求すること。(A) 州、いずれかの州機関、またはいずれかの管轄区の利益となるよう第XVI条第16項に準じ当該再開発機関に割当てられる従価不動産税及び有形動産税の直接・間接の支払、送金、融資、または他の形の振替え。または (B) それらの税金の使用、制限、或いは州、いずれかの州機関、またはいずれかの管轄区の利益となるような目的を指定することであって、その目的は次のもの以外である：(i) 影響される課税機関への支払 (衛生安全法規第33607.5項及び第33607.7項または、この様な支払を義務付ける他の類似する制定法 (2008年1月1日現在の記載) に準ずる)、または (ii) 手頃な価格での低中所得者向け住宅供給の増加、改善、保存。

(b) 本項の目的のため、下記の定義が適用される。

(1) 「従価不動産税収入」は、第XIII条A第1項の細目 (a) により郡が徴収する税金から派生する全ての収入を意味し、この収入のいずれかの部分が法により別途に分類されていてもこれを左右しない。

(2) 「地方機関」は歳入課税法規第95項 (2004年11月3日現在の記載) に明記される意味と同じものである。

(3) 「管轄権」は歳入課税法規第95項 (2004年11月3日現在の記載) に明記される意味と同じものである。

第5項。第1項がカリフォルニア州憲法第XIX条に追加され、以下のように記載される。

第1項。州議会は、高速道路利用者税口座またはその後継となる口座から収入金を借用せず、またこれらの収入金を本条に明確に許可されない目的または方法で使用することはしないものとする。

第5.1項。カリフォルニア州憲法第XIX条第1項は改正・番号変更され、以下のように記載される。

~~第1項。~~*第2項。*公共の街路・高速道路上での運転に使用する自動車両用燃料に州が課す税金収入について、それから徴収費用と法が許可する払戻しを除いたものは、*高速道路利用者税口座 (街路・高速道路法の第2100項) またはその後継となる口座に入金され、この口座はここに信託基金と宣言され、第4項に準じ毎月割当てが行われ*下記の目的*のみ*に使われるものとする。

(a) 公共の街路・高速道路 (及び関連する自動車両以外の通行用の公共設備) の調査、計画、建設、改善、維持、及び運営であり、これには環境からの悪影響の緩和、その目的による除去・損傷不動産に対する支払、及び前述の目的で必然的に発生する管理費を含む。

(b) 公共大量交通機関専用軌道 (及び関連する固定設備) の調査、計画、建設、及び改善であり、これには環境からの悪影響の緩和、その目的による除去・損傷不動産に対する支払、前述の目的で必然的に発生する管理費、及び公共大量交通機関専用軌道の構造や周辺の軌道敷設地の維持が含まれ、大量交通機関の電力系統の維持・運営費、及び大量交通機関の乗客用設備、車両、機器、サービスなどは含まれない。

第5.2項。カリフォルニア州憲法第XIX条第2項は改正・番号変更され、以下のように記載される。

~~第2項。~~*第3項。*車両またはその使用・運転に州が課す料金・税金からの収入については、それから徴収費用と法が許可する払戻しを除いたものを下記の目的に使用するものとする。

(a) 州の行政管理及び公共街路・高速道路上で使用する車両の使用・運転・登録を規制する法の執行で、これには州機関による道路交通法・車両法の執行、また自動車両運転による排気ガス・騒音が環境に及ぼす悪影響の緩和などが含まれる。

(b) 本条第~~1~~*2*項に明記の目的。

第5.3項。カリフォルニア州憲法第XIX条第3項は改正・番号変更され、以下のように記載される。

~~第3項。~~*第4項。(a) 細目 (b) の規定を除き、*~~州議会は、本条第1項に明記する目的に使用される収入金を、~~*第2項に記載の収入金を市、郡、州内地域に配分する2009年6月30日発効の*法定~~配分~~方式~~が確実に継続されるような方法で配分する~~は、*引き続き有効であるものとする。*

(b) 下記の両方が起こらない限り・起こるまでは、州議会は2009年6月30日発効の法定配分方式を修正しないものとする。

(1) 州議会~~それ~~が、他の公平な地理的・管轄区域的な配分基準が存在することを*この細目に従って*断定した。~~但し、このような断定が行われるまでは、本条第1項の細目(b)に明記の目的で行うこれらの収入金の市、郡、または州地域による、またはその区域内での使用は、市、郡、または州地域における支出のため現行の法定配分に含まれるものとする。~~将来の法定改正はいずれも次のことを満足するものとする。*(A)* これらの収入金と他の類似収入金とを合わせて、州の全地域や州民の全グループの輸送ニーズを平等に考慮する方法で割当てを行う。*また、(B)* 地方一般計画、地域輸送計画、及びカリフォルニア州輸送計画における、陸上輸送機関関係の地方・地域・州全体での採択済目標の規律正しい達成に沿うものである。

(2) 細目 (c) に記載のプロセスが完了された。

(c) 下記の全てが起こるまでは、州議会は細目 (b) に準ずる法定配分方式を修正しないものとする。

(1) カリフォルニア州運輸委員会が州の様々な地域で四回以上の公聴会を開き、その地域での地方・地域の陸上輸送に関する目標について公衆の意見を受けた。

(2) 公聴会で得られた意見を説明し、法定配分方式の修正が、いかに地方一般輸送計画、地域輸送計画、及びカリフォルニア州輸送計画における陸上輸送関係の地方・地域・州全体での採択済目標の規律正しい達成に沿うものであるかを説明する報告書を、カリフォルニア州運輸委員会が発行した。そして

(3) カリフォルニア州運輸委員会が報告書を発行してから90日が経過した。

(d) 法定配分方式を修正する法が州議会によって制定されるためには、この法案が他の無関係な規定を含まない場合、州議会の上院・下院それぞれで、氏名点呼投票による三分の二の議員の賛同が議事録に記載されることによって可決されなければならない。

(e) 本条に準じ、市、郡、及び州地域に法により割当てられた収入金は、割当てを受けた事業体のみが本条第2、5、または6項に記載の目的のみに使用できる。

(f) 州議会は、次のことを永続的または一時的に行うような措置を一切実施してはならない。(1) 高速道路使用者税口座の信託基金としての位置づけを変更する。(2) これらの収入金を借用、転用、または細目 (e) に記載の目的以外に充てる。或いは、(3) 2009年6月30日発効の手続きに準じ市、郡、及び州地域に対して行う、第2項に記載の税収入の支払、割当て、分配、支出、または振替えを、遅延、延期、保留、または他の形で中断させる。

第5.4項。カリフォルニア州憲法第XIX条第4項は改正・番号変更され、以下のように記載される。

~~第4項。~~*第5項。*第~~3~~*4項*に準じ割当てられる収入金は、調査・計画以外の第~~1~~*2*項の細目 (b) に明記の目的のために支出することはできないが、この収入金供与の対象となる一つまたは複数の郡の全域または特定部分で行われる選挙で、この様な使用が住民投票事項の過半数の投票によって可決され認可された場合はこの限りではない。州議会は、本項により割当て・支出が許可される収入金を、第~~1~~*2*項細目 (b) に明記の目的のために発行する有権者承認の公債の元利金の支払いに配分予約・使用することを認可できる。

第5.5項。カリフォルニア州憲法第XIX条第5項は改正・番号変更され、以下のように記載される。

~~第5項。~~*第6項。(a)* ~~州議会は、~~本条第~~1~~*2*項の細目(a)に明記の目的のため*第4項に準じ州に配分される*~~市または郡或いは州による支出に充てられる~~収入金の25パーセント~~までを、~~*までは、有権者が承認し州議会が割当てを行った場合、2010年11月2日以降に州が*~~これらの目的で~~発行する*これらの目的のための*有権者承認公債の元利金を支払うために、*州が*配分・使用~~することを承認~~できる。

(b) 本条第2項の細目 (a) に明記の目的のため第4項に準じていずれかの市または郡に配分される収入金の25パーセントまでは、これらの目的のために市または郡が発行する有権者承認公債の元利金を支払うため、当該市または郡のみが配分予約・使用できる。

第5.6項。カリフォルニア州憲法第XIX条第6項は廃止される。

~~第6項。本条により指定される税金収入は、下記の条件のどれか一つが課せられた場合、一般基金に貸付けられる。~~

~~(a) いかなる金額の貸付金も、貸付が行われた会計年度内に元の基金に全額返済しなければならない。但し、次の会計年度の予算案が成立してから30日以内の間は、払戻しが延期できる。~~

~~(b) いかなる金額の貸付金も、貸付日から三会計年度以内に元の基金に全額返済しなければならなず、また下記の事項のうち一つが起こった。~~

~~(1) 州知事が緊急事態を宣言し、一般基金に対してこの緊急事態の顕著な財政的悪影響が予期されると発表した。~~

~~(2) 現会計年度5月に州知事が州議会に報告する現会計年度の一般基金歳入の推定総額は、第IV条第12項に準じ州知事が提出する現会計年度予算に明記の、生活費と人口の変化に基づいて補正された前会計年度の一般基金歳入の総額よりも少なくなっている。~~

~~(c) 本項のいかなる規定も、本条が認可する目的のため本条の対象となる資金から地方輸送機関、市、郡、または市郡へ行う貸付金を、州議会が法により認可することを禁止すると解釈してはならない。この細目に記載のいかなる認可貸付金も、貸付日から四年以内に元の基金へ返済されるものとし、その貸付期間中に共同投資口座またはその後継となる口座の資金に適用された利率に基づく利息を付けて返済するものとする。~~

第5.7項。第7項がカリフォルニア州憲法第XIX条に追加され、以下のように記載される。

第7項。州議会が第2項に記載の税金を引き下げまたは廃止し、これらの税金から派生する資金の代わりとなる代替収入源を採択した場合は、代わりの収入金は第2項に記載の目的専用の高速道路使用者税口座に入金され、第4項に準じ市、郡、及び州地域に配分されるものとする。本条の他の全ての条項は、第2項に記載の税金から派生する資金の代わりとするため州議会が採択した全ての収入金に適用されるものとする。

第5.8項。カリフォルニア州憲法第XIX条第7項は改正・番号変更され、以下のように記載される。

~~第7項。~~*第8項。*本条は、売上・使用税法または車両登録料法 (Vehicle License Fee Law)、及び現在または将来これらの制定法に与えられる改正・追加事項に従って課される料金・税金に影響せず適用もされないものとする。

第5.9項。カリフォルニア州憲法第XIX条第8項は改正・番号変更され、以下のように記載される。

~~第8項。~~*第9項。*本条第~~1項と第~~2項と*第3項*にかかわらず、これらの項が認可する目的のため州以外の事業体が指定税収入の支出により取得した不動産で、もはやその目的に必要とされないものは全て、地方の公営公園やレクリエーションの目的に使用することができる。

第5.10項。カリフォルニア州憲法第XIX条第9項は改正・番号変更され、以下のように記載される。

~~第9項。~~*第10項。*本憲法の他の全ての規定にかかわらず、州議会は、第~~1項と第~~2項と*第3項*に指定される税収入からの支出により取得された沿岸地帯の州保有余剰不動産について、少なくとも~~州~~この州が支払った取得費用に相当する対価において、州立公園関係の目的のための取得として公園・レクリエーション部門へ、魚類・野生生物生息地の保護保全のため魚類猟獣鳥部門へ、1947年野生生物保護法の目的で野生生物保護委員会へ、または農耕地保存のため州沿岸保護局へこの不動産を移譲することを法により認可できる。

本項で使用の用語「沿岸地帯」は、公共資源法第30103項に定義され1977年1月1日に記載された「沿岸地帯」のことを意味する。

第6項。カリフォルニア州憲法第XIX条Aの第1項は改正され、以下のように記載される。

第1項。*(a) 州議会は、公共輸送機関口座またはその後継となる口座から収入金を借用せず、またこれらの収入金を本条に明確に許可される目的または方法以外で使用することはしないものとする。*

(b) 州運輸基金の公共輸送機関口座または~~その~~後継となる口座~~に入金された資金~~は、*信託基金である。州議会は、公共輸送機関口座の信託基金としての位置づけを変更してはならない。公共輸送機関口座内の資金は、一般基金や州庫の他のいかなる基金または口座へも貸付、または他の形で振替えることはできない*~~下記の条件のどれか一つが課せられた場合、一般基金に貸付けられる~~。

(c) 歳入課税法規第7102項 (2001年6月1日現在の記載) の細目 (a) の段落 (1) から (3) に明示の全ての収入金は、公共輸送機関口座 (公共事業体法第99310項) またはその後継となる口座に少なくとも4半期ごとに入金するものとする。州議会は、これらの収入金を一時的または永続的に細目 (d) に記載の目的以外に転用または割当てる、或いはこれらの収入金の公共輸送機関口座への四半期ごとの入金を遅延、延期、保留、または他の形で中断させるようなような措置をとってはならない。

(d) 公共輸送機関口座に入金の資金は輸送計画及び公共輸送機関の目的のみに使用できる。細目 (c) に記載の収入金は、会計年度にかかわらず下記の配分を行うために、会計監査官に継続して割当てられることとする。

(1) 50パーセントは公共事業体法第99315項 (2009年7月30日現在の記載) の細目 (a) から (f) までに準ずる。

(2) 25パーセントは公共事業体法第99312項 (2009年7月30日現在の記載) の細目 (b) に準ずる。

(3) 25パーセントは公共事業体法第99312項 (2009年7月30日現在の記載) の細目 (c) に準ずる。

~~(a) いかなる金額の貸付金も、貸付が行われた会計年度内に当該基金に全額返済しなければならない。但し、次の会計年度の予算案が成立してから30日以内の間は、払戻しが延期できる。~~

~~(b) いかなる金額の貸付金も、貸付日から三会計年度以内に当該基金に全額返済しなければならず、また下記の事項のうち一つが起こった。~~

~~(1) 州知事が緊急事態を宣言し、一般基金に対してこの緊急事態の顕著な財政的悪影響が予期されると発表した。~~

~~(2) 現会計年度5月に州知事が州議会に報告する現会計年度の一般基金歳入の推定総額は、第IV条第12項に準じ州知事が提出する現会計年度予算に明記された前会計年度の一般基金歳入の総額よりも少なくなっている。~~

(e) 細目 (d) の段落 (1) の目的のため「輸送計画」は、公共事業体法第99315項 (2009年7月30日現在の記載) の細目 (c) から (f) までに記載の目的のみを意味する。

(f) 本条の目的のため「大量輸送機関」、「公共交通機関」、及び「大量交通機関」は「公共輸送機関」と同じ意味を持つ。「公共輸送機関」は下記を意味する。

(1) (A) 公衆に提供される陸上輸送サービス、42合衆国法律集第12143項に義務付けられる障害者用の補完的補助交通機関サービス、または障害者や高齢者用の類似輸送手段で、(B) 固定路線型、需要応答型、その他の日常的に利用できるバス、電車、フェリー、その他の乗り物を使用し、(C) 通常利用料金がかかり、そして、(D) 全ての輸送地区、包含された輸送地区、自治体運営機関、包含された自治体運営機関、有資格自治体運営機関、または交通開発委員会 (これらの用語は2009年1月1日共事業体法第10区分第11部第4章第1条に定義される通り)、州政府法典第15975項 (2009年1月1日現在の記載) 細目 (f) に記載の大量輸送サービス提供のために設置された共同権限機関、公共事業体法第99260、99260.7、99275項または第99400項 (2009年1月1日現在の記載) 細目 (c) に準ずる資金受給機関、または公共事業体法第132353.1項 (2009年1月1日現在の記載) に定義の統合機関により運営される。

(2) 公共事業体法第99315項 (2009年7月30日現在の記載) 細目 (a) に準じ運輸部門が提供する陸上輸送サービス。

(3) 公共事業体法第99315項 (2009年7月30日現在の記載) 細目 (b) に特定されるものを含む公共交通機関設備改善プロジェクト。

第6.1項。カリフォルニア州憲法第XIX条Aの第2項は改正され、以下のように記載される。

第2項。(a) 本項で使用の「地方輸送基金」は、州政府法典第29530項またはその後継法に準じ設立された基金のことである。

(b) 全ての地方輸送機関基金はここに信託基金と指定する。*州議会は地方輸送機関基金の信託基金としての位置づけを変更してはならない。*

(c) 法律に準じ設立された地方輸送機関基金は廃止してはならない。

(d) 地方輸送機関基金へ入金された資金は*当該基金を設立した地方自治体政府のみによって配分することができ、また*州政府法典第3編第3区分第2章第11条 (第29530項で始まる) 及び公共事業体法第10区分第11部第4章 (第99200項で始まる) の条項 (1997年10月1日現在で存在する条項) により認可される目的のみのために配分されるものとする。郡も州議会も、この細目に明記の目的以外のために地方輸送機関基金からの支出を認可することはできない。

(e) 本項は、地方輸送機関基金内の収入金の割当て、分配、及び使用の唯一の方法を示すものである。地方輸送機関基金内の収入金の使用目的は、細目 (d) に記載の目的に限られる。州議会は、永続的または一時的に下記のことを行う法の制定や措置の執行を行ってはならない。

(1) 細目 (d) に記載の目的以外で地方輸送機関基金内の収入金の振替え、転用、または割当てを行う。

(2) 細目 (d) に記載の目的以外で行う地方輸送機関基金内の収入金の支出を認可する。

(3) 地方輸送機関基金内の収入金の借用または貸し出しを行う。これはこれらの収入金が州庫の小売売上税基金内に留まるか、その他の基金・口座に振替えられるかにかかわらない。

(f) 歳入課税法規第7202項に準じ徴収された税金のうち地方輸送機関基金に割当てられる割合は、2008暦年中に当該基金に送金された割合よりも低下させないものとする。地方輸送機関基金に割当てられた収入金は、歳入課税法規第7204項に従って送金され、州政府法典第29530項に従って地方輸送機関基金へ入金される (これらの項は2009年6月30日現在に記載のものである)。

第7.0項。第1項がカリフォルニア州憲法第XIX条Bに追加され、以下のように記載される。

第1項。州議会は、運輸投資基金またはその後継となるものからの収入金を借用せず、本条に明確に許可される目的や方法以外でこれらの収入金を使用しないものとする。

第7.1項。カリフォルニア州憲法第XIX条Bの第1項は改正・番号変更され、以下のように記載される。

~~第1項。~~ *第2項。*(a) 2003～04会計年度及びそれに続く個々の会計年度において、売上・使用税法 (歳入課税法規第2区分第1部 (第6001項で始まる)) またはその後継法に基づきこの州での自動車両用燃料の販売、貯蔵、使用、その他の消費 *(自動車両用燃料ライセンス税法 (歳入課税法規第2区分第2部 (第7301項で始まる))* の目的で定義される) に課され、当該会計年度に徴収され~~当該法に準じ州一般基金に入金され~~た全ての~~資金~~*収入金* は、運輸投資基金*またはその後継*となるものに~~振替えられる~~*入金されるもの*とし、ここにこの基金を州庫内に設立し*信託基金として認定*する。*州議会は、運輸投資基金の信託基金としての位置づけを変更することはできない。*

(b) (1) 2003～04会計年度から2007～08会計年度までの間、運輸投資基金の資金は歳入課税法規第7104項 (2002年3月6日現在の記載) に従い州議会による割当てによって配分されるものとする。

(2) 2008～09会計年度及びそれに続く個々の会計年度において、運輸投資基金の資金は下記の目的のみに配分されるものとする。

(A) 公共交通機関及び大量輸送機関。*公共交通機関及び大量輸送機関に割当てられる資金は次のように配分されるものとする。(i) 25パーセントは公共事業体法第99312項の細目 (b) (2009年7月30日現在での記載) に準ずる。(ii) 25パーセントは公共事業体法第99312項の細目 (c) (2009年7月30日現在での記載) に準ずる。そして (iii) 50パーセントは公共事業体法第99315項の細目 (a) と (b) (2009年7月30日現在での記載) の目的に充てる。*

(B) 州輸送機関改善プログラムまたはその継続となるプログラムに関する法律の対象となる輸送機関設備改善プロジェクト。

(C) 市郡を含む諸々の市が行う街路・高速道路の整備、復旧、再建、または暴風雨による損傷の修理。

(D) 市郡を含む諸々の郡が行う街路・高速道路の整備、復旧、再建、または暴風雨による損傷の修理。

(c) 2008～09会計年度及びそれに続く個々の会計年度において、運輸投資基金の資金は*会計年度に関わりなく継続的に会計検査官に割当てられることとし、*~~州議会の割当てにより~~以下のように配分されるものとする。

(A) 資金の20パーセントは細目 (b) 段落 (2) 副段落 (A) に明記される目的に充てる。

(B) 資金の40パーセントは細目 (b) 段落 (2) 副段落 (B) に明記される目的に充てる。

(C) 資金の20パーセントは細目 (b) 段落 (2) 副段落 (C) に明記される目的に充てる。

(D) 資金の20パーセントは細目 (b) 段落 (2) 副段落 (D) に明記される目的に充てる。

~~(d) (1) 段落 (2) の別段の規定を除き、細目 (a) に準ずる州の一般基金から運輸投資基金への収入金の振替えは、下記の全ての条件が満足された場合、一会計年度の間全面的または部分的に保留できる。~~

~~(A) 州知事が、厳しい州の財政難のため細目 (a) が義務付ける収入金振替えの保留が必要であるとの声明を発表する。~~

~~(B) 州上院・下院のそれぞれにおいて、氏名点呼投票による三分の二の議員の賛同が議事録に記載されて法案が可決され、州議会がその法案に基づいて、細目 (a) が義務付ける収入金振替えを当該会計年度について保留させることを法により成立させ、その法案は他の無関係な規定を一切含まないものである。~~

~~(C) 副段落 (B) に記載の制定法の発効日以前に、保留の結果運輸投資基金へ振替えられなかった収入金の総額を法が規定する利息も含め、当該基金へ全額払戻すことを規定する別途の法が制定される。全額払戻しは、保留が行われた会計年度から3年目の会計年度の末日以前に行われるものとする。~~

~~(2) (A) 2007年7月1日以降の細目 (a) が義務付ける振替えが保留された最初の会計年度から始まる連続10会計年度のいずれの部分においても、細目 (a) が義務付ける振替えは2年の会計年度を超えて保留されないものとする。~~

~~(B) いずれの会計年度においても、段落 (1) の副段落 (C) による制定法に義務付けられる全額払い戻しが完了していない場合は、細目 (a) が義務付ける振替えは保留されないものとする。~~

~~(e)~~ *(d)* ~~州上院・下院のそれぞれにおいて、氏名点呼投票による三分の二の議員の賛同が議事録に記載されて法案が可決され、その法案が他の無関係な規定を一切含まないものであって細目 (a) に記載の資金が細目 (b) の段落 (2) に明記される目的のみに使用される場合は、その法案に基づいて、~~州議会は、*下記のことが起こるまでは*細目 (c) に明記の割合を修正する法を制定することはできない。

(1) カリフォルニア州運輸委員会が州の様々な地域で四回以上の公聴会を開き、公共交通機関、大量輸送機関、輸送機関設備改善プロジェクト、及び街路・高速道路の整備の必要性について公衆の意見を受けた。

(2) 公聴会で得られた意見を説明し、法定配分方式の修正が、いかに地方一般輸送計画、地域輸送計画、及びカリフォルニア州輸送計画に沿う形で、公共交通機関、大量輸送機関、輸送機関設備改善、及び街路・高速道路の整備関係の地方・地域・州全体での採択済目標の規律正しい達成に沿うものであるかを説明する報告書を、カリフォルニア州運輸委員会が発行した。

(3) カリフォルニア州運輸委員会が報告書を発行してから90日が経過した。

(4) 当該法がこの細目に準じ州議会によって制定されるためには、この法案が他の無関係な規定を一切含まないものであって細目 (a) に記載の資金が細目 (b) の段落 (2) に明記される目的のみに使用される場合、州議会の上院・下院それぞれで、氏名点呼投票による三分の二の議員の賛同が議事録に記載されることによって可決されなければならない。

~~(f)~~ *(e)* (1) 2006年1月1日現在の記載の本項に準じ収入金振替えが保留されたため、2007年7月1日の時点で州の一般基金から運輸投資基金に振替えられていなかった収入金の総額に相当する金額は、州政府法典第63048.65項に準じ輸送機関繰延投資基金に支払う金額を差し引き、2016年6月30日以前に一般基金から運輸投資基金に振替えるものとする。この総額が振替えられるまでは、各会計年度の振替え額は、2016年6月30日までに振替えが義務付けられている総額の十分の一未満とはならないものとする。振替えられた収入金は、収入金振替えが保留されなかったかのごとく、本項に明記の目的のみのために配分されるものとする。

(2) 州議会は、段落 (1) が義務付ける最低振替え額によって保証される公債を、州または地方自治体機関が規定どおりに発行することを法によって認めることができる。これらの公債の販売による収益金は、細目 (b) の段落 (2) に準じた配分の対象となる収入金のごとく、本項に明記の目的のみに配分されるものとする。

(f) 本項は、細目 (a) に記載の収入金の割当て、分配、及び使用の唯一の方法を示すものである。細目 (a) に記載の収入金の使用目的は、細目 (b) の段落 (2) に記載の目的に限られる。州議会は、永続的または一時的に下記のことを行う法の制定や措置の執行を行ってはならない。

(1) 細目 (b) の段落 (2) に記載の目的以外で細目 (a) に記載の収入金の振替え、転用、または割当てを行う。

(2) 細目 (b) の段落 (2) に記載の目的以外で行う細目 (a) に記載の収入金の支出を認可する。または、

(3) 細目 (a) に記載の収入金の借用または貸し出しを行う。これはこれらの収入金が運輸投資基金に留まるか、州運輸運輸基金の一部の信託基金である公共輸送機関口座などの他の基金・口座に振替えられるかにかかわらない。

(g) 本条の目的のため「大量輸送機関」、「公共交通機関」及び「大量交通機関」は「公共輸送機関」と同じ意味を持つ。「公共輸送機関」は下記を意味する。

(1) (A) 公衆に提供される陸上輸送サービス、42合衆国法律集第12143項に義務付けられる障害者用の補完的補助交通機関サービス、または障害者や高齢者用の類似輸送手段で、(B) 固定路線型、需要応答型、その他の日常的に利用できるバス、電車、フェリー、その他の乗り物を使用し、(C) 通常利用料金がかかり、そして、(D) 全ての輸送地区、包含された輸送地区、自治体運営機関、包含された自治体運営機関、有資格自治体運営機関、または交通開発委員会 (これらの用語は2009年1月1日公共事業体法第10区分第11部第4章第1条に定義される通り)、州政府法典第15975項 (2009年1月1日現在の記載) 細目 (f) に記載の大量輸送サービス提供のために設置された共同権限機関、公共事業体法第99260、99260.7、99275項または第99400項 (2009年1月1日現在の記載) 細目 (c) に準ずる資金受給機関、または公共事業体法第132353.1項 (2009年1月1日現在の記載) に定義の統合機関により運営される。

(2) 公共事業体法第99315項 (2009年7月30日現在の記載) 細目 (a) に準じ運輸部門が提供する陸上輸送サービス。

(3) 公共事業体法第99315項 (2009年7月30日現在の記載) 細目 (b) に特定されるものを含む公共交通機関設備改善プロジェクト。

(h) 州議会が細目 (a) に記載の税金を引き下げまたは廃止し、これらの税金から派生する資金の代わりとなる代替収入源を採択した場合は、代わりの収入金は細目 (b) の段落 (2) に記載の目的専用の運輸投資基金に入金され、細目 (c) に準じ配分されるものとする。本条の他の全ての条項は、細目 (a) に記載の税金から派生する資金の代わりとするため州議会が採択した全ての収入金に適用されるものとする。

第8項。第XIX条Cがカリフォルニア州憲法に追加され、以下のように記載される。

第XIX条C

第1項。第XIX条、第XIX条A、または第XIX条Bに違反する措置を無効とする異議申し立てが、最終判決、調停、または行政・州議会措置による解決を経て成功した場合、違法な収入金の取り上げや転用を被った基金または口座をその違法行為が実行されなかった場合の財政状態に戻すのに必要な収入金の金額を、一般基金から監査官に会計年度にかかわらず継続して割当てることとする。

第2項。第XII条第24項と第25.5項に違反する措置を無効とする異議申し立てが、最終判決、調停、または行政・州議会措置による解決を経て成功した場合、違法に取り上げまたは転用された収入金に相当する金額を、一般基金から地方自治体政府に継続して割当てることとする。

第3項。本項に準じ回収が必要な金額に対し、共同投資基金の利率に基づいて、収入金が違法に取り上げまたは転用された日付から利息がかけられるものとする。異議申し立てが成功した日付から30日以内に、監査官は継続的割当てに義務付けられる振替えを行い、当事者に対し振替えが完了した由を通知するものとする。

第4項。本項に準じ行われる全ての異議申し立てにおいて保全命令または暫定的差し止め命令が発令された場合、原告または申立人は、政府側被告またはカリフォルニア州に対し当該保全命令または暫定的差し止め命令が及ぼし得る損害を補償するために原告または申立人に義務づけられた保証金を供託する必要がないものとする。

第9項。

憲法第XVI条第16項は、再開発プロジェクトの課税対象不動産に毎年課される税金の一定部分を、再開発プロジェクト地区から環境荒廃を除去する目的で発生した負担額を払い戻すため、再開発機関に割当てることを義務付けている。また第XVI条第16項はこの税金の一定部分について、州議会が再開発機関のかわりに州、州機関、または他の課税管轄区に部分的または全面的に割当てしなおすことを禁止している。近年、州議会は違法に第XVI条第16項を回避し、それらの税金の一部を再開発プロジェクトへの出資以外の目的で振替えるよう、再開発機関に対して義務付けている。本法案が提案する改正の目的は、税金が再開発機関に割当てられた後その一部または全額を州、州機関、または他の課税管轄区へ振替えること、あるいはその一部または全額を州、州機関、または他の課税管轄区のために使用することの義務付けを、州議会に対して禁止することである。

第10項。継続的な割当て。

会計年度にかかわらず監査官へ継続的な割当てが行われることを義務付ける本法の第6、6.1、7、7.1、8項の条項は、カリフォルニア州憲法第XVI条第7項の意義の範囲内での「法による割当て」を行うことを意図するものである。

第11項。柔軟な解釈。

本法の条項は、本法の目的を達成するため柔軟に解釈されるものとする。

第12項。相反する制定法。

州議会が2009年10月21日から本法案の発効日までの期間に可決した制定法で、その成立した日に本法案が施行されていたとしたら禁止されたであろう制定法は、ここに廃止する。

第13項。 投票用紙に記載の相反する投票法案。

地方自治体政府または輸送機関プロジェクト・サービス事業、或いは両者が行うサービスへの資金供与を目的とする収入金の充当・再充当に関する他の一つまたは複数の法案が、本法案と共に同じ州全域選挙投票用紙に記載されれた場合、これらの他の法案の条項は、本法案と相反するものと見なされる。本法案がより多数の賛成票を得た場合は、本法案の全ての条項が優先され、他の法案の条項は無効となるものとする。

第14項。可分性。

本法の条項が分離可能であり、本法のいずれかの条項またはその人や状況への適用が無効と判断された場合でも、他の条項または法の適用はこの無効性には影響されず、無効である条項や適用が無くとも実施し得るということが州民の意図である。

住民投票事項 23

本州民発案法案は、カリフォルニア州憲法第II条第8項の諸条項に基づき州民に提出されている。

本州民発案法案は、衛生安全法に項を追加するものであり、したがって追加が提案される新規の諸条項は新規であることを示すため*斜体*で記載されている。

法案

カリフォルニア州雇用州民発案

第1項。認定事項の説明

(a) 2006年に、州議会と州知事は広範囲の環境法 AB 32を成立させた。環境保護は極めて重要ではあるが、我々はこの様な制定法と雇用を維持し景気を守る可能性とを両立させる必要がある。

(b) この法案が成立した時点では、カリフォルニア州の失業率は4.8パーセントであった。それ以降、同州の失業率は12パーセント以上急上昇している。

(c) 数々の経済研究によると、AB32の遵守は、ガソリン・電力・食料・水などの大幅な値上げによりカリフォルニア州民に何十億ドルもの負担をかけ、州の消費者や家庭にとって更に厳しい事態をもたらすことが予測されている。

(d) 新たな規制やコストの増加による何十億ドルもの負担を抱えていては、カリフォルニア州の企業は景気回復の促進や雇用の増加は行えない。そして

(e) カリフォルニア州の一般家庭は失業、減給、一時解雇などの被害を被っており、現在のこの法律が結果的に及ぼすであろう物価上昇に対処することはできない。

第2項。目的の説明

州民は、州の失業率が本法採択時以前のレベルに戻るまで、AB 32の実施と施行を一時的に中止するすることを希望している。

第3項。第25.6区分 (第38600項で始まる) が衛生安全法に追加され、以下のように記載される。

第25.6区分。AB 32の中止

第38600項。(a) 本区分の発効日以降、カリフォルニア州の失業率が連続四暦四半期にわたり5.5パーセント以下に減小するまで、衛生安全法第25.5区分 (第38500項) を中止する。

(b) 中止の間は、いかなる州機関も第25.5区分 (第38500項) を実施する制定法の提案、公表、または採択を行わず、中止が撤回されるまでは本区分の発効日より前に採択された制定法は全て、無効で施行不可能とする。

住民投票事項 24

本州民発案法案は、カリフォルニア州憲法第II条第8項の諸条項に基づき州民に提出されている。

本州民発案法案は、歳入課税法規の項に対して改正及び撤廃を行うものであり、したがって削除が提案される現行の諸条項には~~取り消し線~~が引かれ、追加が提案される新規の諸条項は新規であることを示すため*斜体*で記載されている。

法案

第1項。表題

本法は「法人税抜け穴廃止法」(Repeal Corporate Tax Loopholes Act) として知られるものとする。

第2項。認定事項と宣言事項

カリフォルニア州民は、以下を認定及び宣言する。

1. カリフォルニア州は、世界大恐慌以来最悪の金融危機の真っ只中にある。州の歳入は落ち込み、何百万人ものカリフォルニア州民が失業し、カリフォルニアの何十万件もの住宅が換価処分により失われている。予測では、州と州民が立ち直るまでに何年もかかる可能性がある。

2. 財政難に対処するため、州議会と州知事は2008年と2009年に州民に課す税金である個人所得税、州売上税、車両登録料を引き上げた。それと同時に両者は、州歳入から年間20億円近くを大企業に与える三つの特別法人税控除を承認している。

3. これらの法人税控除が州議会によって可決され州知事の署名によって法として成立する前に、公聴会は一度も開かれず、公示も行われなかった。

4. 企業は、新規の雇用を創出し現存の雇用の海外移転を止めるなどの条件は一切無しに、これらの税金控除を受けている。

5. これらの抜け穴は、総収益が10億ドルを超える巨大企業にとって有利なものである。或る調査によれば、一つ目の抜け穴の利益の80パーセントは、カリフォルニア州の全企業のたった0.1パーセントに与えられる。同様に、一つの税金控除の利益の87パーセントは、たった229企業に与えられると推定され、これらの企業の各自の総収益は10億ドルを超えている。

6. 企業のための抜け穴を作ると同時に、州議会と州知事は310億ドルの州予算削減を成立させ、その結果公立学校・大学への資金拠出が大幅に縮小し、最も貧しい人々への医療管理サービスが廃止され、州立公園が閉鎖され、州公務員が一時解雇され、州の一般市民に打撃を与えている。

7. 一つ目の税金の抜け穴は、カリフォルニア州で課税される収益の割合を決定する際に、企業は二つの方式からどちらかを選択できるということである。企業は、カリフォルニア州へ払う税金が少ない方の方式を選ぶに決まっている。

8. 二つ目の税金の抜け穴は、企業が関連会社の間で税額控除を移せるということである。このため、企業は受ける資格のない税額控除まで使って、州へ払う税金額を減らすことができる。

9. 三つ目の抜け穴は、企業が純営業損失を前期に繰戻し、過年度に既に支払い義務が発生し支払った税金の払戻しを請求できることである。

10. 公立学校はこれらの削減の衝撃をもろに受けている。ここ二年間に、州は幼稚園から12年生までの学校システムに対し、170億ドル以上の削減を行った。学校はこれまでに20,000人以上の担任教師や教育支援スタッフを解雇している。小学校の個々のクラスの児童数は、20人から30人以上に増加している。中・高等学校のクラスの人数も40人は珍しくなく、多いところでは60人にもなっている。これから何年もの間、新しい教科書が用意されることもないだろう。美術・音楽・職業教育・スポーツのプログラムが全面的に廃止されている。州全体の学校で、五日早く学年度を終える可能性もある。

11. 1981年から、これらの特別税金控除が始まる前でも企業の所得税の割合がほぼ半減している。カリフォルニア州の一般納税者の税金は増加しているのに、大企業が払う税金は減小している。

12. 大企業のために税金の抜け穴を成立させながら、重要なプログラムを削減したりカリフォルニア州の低所得者や中流階級に対して増税を行っていてはならない。これは全く理不尽で不公平である。公教育から今年度90億ドルを上回って削減され個人に課される税金が125億ドル増加している折、カリフォルニア州での雇用創出に全くつながらない何十億ドルもの特別税金控除を大企業に提供する余裕は無い。この様な不況時には、その重荷を誰もが相応に担うべきである。

第3項。目的と意図

州民は、2008年と2009年に企業に与えられた三つの特別税金控除を廃止する本法案を成立させる。これらの控除は、2009年のABx3 15とSBx3 15に含まれる選択可能な単一売上要因に関する条項、(2) 2008年のAB 1452に含まれる純営業損失の繰戻しに関する条項、及び、(3) 2008年のAB 1452にある税額控除の共有に関する条項である。

第4項。歳入課税法規第17276項は改正され、以下のように記載される。

第17276項。第17276.1、17276.2、17276.4、17276.5、17276.6、17276.7項の規定を除き、国内歳入法(Internal Revenue Code) の第172項が純営業損失に関して与える税控除は、以下のように修正されるものとする。

(a) (1) 1987年1月1日より前に始まった納税年度に帰属する純営業損失には許可されないものとする。

(2) 純営業損失は、1987年1月1日より前に始まったどの納税年度にも繰越さないものとする。

(b) (1) 段落 (2) 及び (3) の規定を除き、繰越し額に関する国内歳入法第172項 (b) (2) を修正し、いかなる納税年度においても純営業損失総額の適用割合を翌納税年度へ繰越しできるものとする。本細目の目的のため、適用割合は以下の通りにする。

(A) 2000年1月1日より前に始まる納税年度には50パーセント。

(B) 2000年1月1日以後2002年1月1日より前に始まる納税年度には55パーセント。

(C) 2002年1月1日以後2004年1月1日より前に始まる納税年度には60パーセント。

(D) 2004年1月1日以後に始まる納税年度には100パーセント。

(2) 或る納税者が1994年1月1日以後に始まる納税年度のいずれかに純営業損失を出し、当該納税年度に新規事業を営んだ場合、その新規事業運営の最初の三納税年度に出る個々の損失に対し下記のそれぞれの事項が適用される。

(A) 純営業損失が新規事業からの純損失以下の場合、細目 (d) に規定される通り純営業損失の100パーセントが繰越される。

(B) 純営業損失が新規事業からの純損失を超える場合、純営業損失は以下のように繰越される。

(i) 新規事業からの純損失に相当する金額については、細目 (d) に規定される通り、その100パーセントが繰越される。

(ii) 新規事業からの純損失を超える部分の純営業損失については、細目 (d) に規定される通り、その金額の適用割合分が繰越される。

(C) 国内歳入法第172項 (b) (2) の目的のため、副段落 (B) の条項 (ii) に記載の金額は、副段落 (B) の条項 (i) に記載の金額より前に吸収される。

(3) 或る納税者が1994年1月1日以後に始まる納税年度のいずれかに純営業損失を出し、当該納税年度に適格な小事業を営んだ場合、下記のそれぞれの事項が適用される。

(A) 純営業損失が適格小事業からの純損失以下の場合、純営業損失の100パーセントが細目 (d) に明記される納税年度へ繰越される。

(B) 純営業損失が適格小事業からの純損失を超える場合、純営業損失は以下のように繰越される。

(i) 適格小事業からの純損失に相当する金額については、細目 (d) に規定される通り、その100パーセントが繰越される。

(ii) 適格小事業からの純損失を超える部分の純営業損失については、細目 (d) に規定される通り、その金額の適用割合分が繰越される。

(C) 国内歳入法第172項 (b) (2) の目的のため、副段落 (B) の条項 (ii) に記載の金額は、副段落 (B) の条項 (i) に記載の金額より前に吸収される。

(4) 或る納税者が1994年1月1日以後に始まる納税年度に純営業損失を出し、本項で新規事業と適格小事業の両方と見なし得る事業を当該納税年度に営んだ場合、その事業は最初の三納税年度の期間、新規事業として取り扱われる。

(5) 或る納税企業が1994年1月1日以後に始まる納税年度に純営業損失を出し、当該納税年度に二つ以上の事業を行い、そのうちの二つ以上の事業が本項により新規事業または適格小事業の両方と見なし得る場合、段落 (2) が最初に適用されるが、その段落の副段落 (B) 条項 (i) を適用した後に純営業損失の残存部分がある場合は、その残存部分に対してその部分が全体の純営業損失であるかのごとく段落 (3) を適用する。

(6) 本項の目的のため「純損失」は国内歳入法の第465項と第469項の適用後の純損失額を意味する。

(c) 純営業損失の繰戻しは許可されないものとする。

~~(c) 純営業損失の繰戻し・繰越し及び繰戻し・繰越し先の納税年度に関する国内歳入法第172項 (b) (1) を、以下のように修正する。~~

~~(1) 2011年1月1日より前に始まる納税年度に帰属するいかなる純営業損失についても、純営業損失繰戻しは許可されないものとする。~~

~~(2) 2011年1月1日以後に始まる納税年度に帰属する純営業損失については、そこに規定される年度数の代わりに損失の納税年度に先立つ二納税年度のそれぞれへの純営業損失の繰戻しとする。~~

~~(A) 2011年1月1日以後2012年1月1日より前に始まる納税年度に帰属する純営業損失の場合、いかなる納税年度への繰戻しについても、その金額は当該純営業損失の50パーセントを超えないものとする。~~

~~(B) 2012年1月1日以後2013年1月1日より前に始まる納税年度に帰属する純営業損失の場合、いかなる納税年度への繰戻しについても、その金額は当該純営業損失の75パーセントを超えないものとする。~~

~~(C) 2013年1月1日以後に始まる納税年度に帰属する純営業損失の場合、いかなる納税年度への繰戻しについても、その金額は当該純営業損失の100パーセントを超えないものとする。~~

~~(3) 段落 (2) にかかわらず、REITの特別規則に関する国内歳入法第172項 (b) (1) (B)、及び企業資本縮小金利損失 (corporate equity reduction interest loss) に関する国内歳入法第172項 (b) (1) (E) 及び第172項 (h) が規定通りに適用されるものとする。~~

~~(4) 純営業損失繰戻しは、2009年1月1日より前に始まる納税年度には繰り戻しされないものとする。~~

(d) (1) (A) 1987年1月1日以後2000年1月1日より前に始まる納税年度の純営業損失について、段落 (2) と (3) にある別段の規定を除き、このような純営業損失の繰戻し・繰越し先の年度に関する国内歳入法第172項 (b) (1) (A) (ii) にある「20納税年度」は「五納税年度」に置き換えられる。

(B) 2000年1月1日以後~~2008年1月1日より前~~に始まる納税年度の純営業損失について、このような純営業損失の繰戻し・繰越し先の年度に関する国内歳入法第172項 (b) (1) (A) (ii) にある「20納税年度」は「10納税年度」に置き換えられる。

(2) 2000年1月1日の前に始まるいかなる納税年度についても、「新規事業」の場合は、段落 (1) にある「五納税年度」は以下のように修正されるものとする。

(A) 当該新規事業の最初の納税年度に帰属する純営業損失の場合は「八納税年度」。

(B) 当該新規事業の二年目の納税年度に帰属する純営業損失の場合は「七納税年度」。

(C) 当該新規事業の三年目の納税年度に帰属する純営業損失の場合は「六納税年度」。

(3) 第17276.3項によって控除が不可とされる純営業損失の繰越しについては、本細目に明記の繰越し期間は以下のように延長されるものとする。

(A) 1991年に始まる納税年度に帰属する純営業損失の場合は一年。

(B) 1991年1月1日より前に始まる納税年度に帰属する純営業損失の場合は二年。

(4) 1987年1月1日以後1994年1月1日より前に始まる納税年度に帰属する純営業損失は、その損失を被った納税者がその収入年度中のいずれかの時点で連邦倒産法第11章または類似のケースで裁判所の管轄下にあった場合は、損失の年度に続く10納税年度のそれぞれへの純営業損失の繰越しとする。前文に規定の損失繰越しは、もはや連邦倒産法第11章または類似のケースで裁判所の管轄下ではなくなった後に被った損失には一切適用されないものとする。

(e) 本項の目的のため:

(1) 「適格小事業」は、納税年度の値引戻し高を差し引いた総受領高が百万ドル (1,000,000ドル) 未満である営業または事業を意味する。

(2) 細目 (f) の規定を除き、「新規事業」は1994年1月1日以降にこの州で初めて開始された営業または事業の活動を意味する。

(3) 「連邦倒産法第11章または類似のケース」は、国内歳入法第368項 (a) (3) にあるものと同じ意味を持つものとする。

(4) 共同経営会社か「S」法人が行った営業・事業活動の場合は、段落 (1) 及び (2) が当該共同経営会社か「S」法人に適用されるものとする。

(f) 本項の目的のため、営業・事業活動が細目(e)の段落(2)によって新規事業と見なし得るかどうかを判断する際に、下記の規則が適用されるものとする。

(1) 納税者がこの州で (第23101項の意味の範囲内で) 業務を行っている現存の営業体または事業体 (その形態にかかわらず) の資産を全面的または部分的に買収またはその他の方法で取得する場合、納税者 (またはいずれの関係者も) が当該営業・事業を行う上で使用する取得資産 (不動産・個人・有形・無形の財産を含む) の公正市場価格の総額が、納税者 (またはいずれかの関係者) が行う営業・事業の総資産の公正市場価格の総額の20パーセントを超える場合は、納税者 (またはいずれかの関係者) が行うその後の営業・事業は、新規事業として扱われないものとする。この段落の目的のためのみに、下記の規則が適用される。

(A) 取得資産と総資産の相対的公正市場価格は、納税者 (またはいずれかの関係者) がその事業活動に取得営業・事業資産のいずれかを初めて使用する初納税年度の末日現在で、決定されるものとする。

(B) 譲渡者の手にある国内歳入法第1221項 (1) に記載の財産である取得資産は、それが取得者である納税者 (またはいずれかの関係者) の手にある国内歳入法第1221項 (1) に記載の財産でもある場合でない限り、現存の営業体または事業体からの取得資産としては扱われないものとする。

(2) 納税者 (またはいずれかの関係者) がこの州で一つ以上の営業・事業活動に携わる場合、或いは先立つこと36ヶ月の間この州で一つ以上の営業・事業活動に携わり(「従前の営業または事業の活動」)、その後この州で追加の営業・事業活動を開始する場合、この追加の営業・事業活動が、連邦行政管理予算局発行の標準産業分類 (SIC) マニュアルの1987年版で、納税者(またはいずれかの関係者)の現在または以前の営業・事業活動とは別の区分に分類されるならば、追加の営業・事業活動は新規事業のみとして扱われる。

(3) 全ての関係者を含む納税者が営業・事業活動を全面的にこの州の外で行い、その納税者が1993年12月31日より後にこの州で (第23101項の意味の範囲で) 初めて業務を開始する場合 (段落 (1) に記載の買収または他の形での取得以外によ

る)、当該営業・事業活動は細目 (e) の段落 (2) に従い新規事業として扱われる。

(4) 営業・事業活動を行う法的形式が変更された場合、その形式の変更は無視され、本細目の段落 (1) の規則に従って納税者が現存の営業体または事業体の資産を全面的または部分的に買収または他の形で取得したものと見なし、当該営業・事業活動が新規事業であるかどうかの判断を行う。

(5) 「関係者」は、国内歳入法第267項または第318項に基づき納税者に関係する 全ての者を意味するものとする。

(6) 「取得」は、贈与、相続、離婚に付随する譲渡、またはその他の譲渡 (報酬の有無にかかわらず) を含むものとする。

(7) (A) 1997年1月1日以降に始まる納税年度について、連邦行政管理予算局発行の標準産業分類 (SIC) マニュアルの1987年版及びその後の改版の、コード番号2833番から2836番までに記載され、いかなる製品にも連邦食品医薬品局による規制認可を受けていないバイオ医薬品関係活動または他のバイオテクノロジー関係活動が、「新規事業」に含まれるものとする。

(B) 本段落の目的のため:

(i) 「バイオ医薬品関係活動」は、ヒトや動物の治療・診断用の医薬品を提供する目的で、生物や生物由来原料、及び生物の細胞成分、細胞内成分、または分子成分などを使用する活動を意味する。化合物を使って商品を製造する製薬活動とは異なり、バイオ医薬品関係活動は生物を使って商品を製造する。

(ii) 「他のバイオテクノロジー関係活動」は、遺伝子組み換え技術を応用して商品を製造する活動、及び薬物送達の速さ、継続時間、部位などを制御する手段を提供できるような薬物送達システムに関する活動なども意味する。

(g) 国内歳入法第172項 (d) (2) に基づいて法人以外の納税者の資本利得・損失に関した修正の計算を行う際には、第18152.5項による除外は許可されないものとする。

(h) 本項に異なる規定がある場合であっても、第17276.1、17276.2、17276.4、17276.5、17276.6、17276.7項に準じ「要件を満たす納税者」には控除が認められる。

(i) 州税務当局は、本項の目的を実施するために適切な規制を定めることができ、それには、分社化、ダミー会社、共同経営会社、段階的所有構造、その他による本項の目的の回避を阻止するために必要な規制を含む。

(j) 州税務当局は、本項の目的の回避を阻止するために再分類が必要との主張があった場合には、細目 (b) の段落 (2) または (3) に基づいて判定されたいかなる純営業損失繰越しも、細目 (b) の段落 (1) に基づく純営業損失に再分類することができる。

(k) 別段の規定がある場合を除き、2000年制定法第107章により行われた改正が2000年1月1日以降にはじまる納税年度の純営業損失に適用されるものとする。

第5項。歳入課税法規第17276.9項は改正され、以下のように記載される。

第17276.9項。(a) 本法の第17276、17276.1、17276.2、17276.4、17276.5、17276.6、17276.7項及び国内歳入法第172項にかかわらず、2008年1月1日以後2010年1月1日より前に始まるの納税年度の純営業損失の控除は許可されないものとする。

(b) 細目 (a) によって控除が不可とされる純営業損失またはその繰越しに対しては、国内歳入法の第172項に準ずる繰越し期間は以下のように延長されるものとする。

(1) 2008年1月1日以後2009年1月1日より前に始まる納税年度に発生した損失の場合は一年。

(2) 2008年1月1日より前に始まる納税年度に発生した損失の場合は二年。

~~(c) 細目 (a) にかかわらず、2011年1月1日以降に始まる納税年度に帰属する純営業損失の繰戻しに対して、純営業損失控除が許可されるものとする。~~

~~(d)~~ *(c)* 本項の規定は、納税年度の純事業所得が五十万ドル (500,000ドル) 未満である納税者には適用されないものとする。本細目の目的のため、事業所得は下記の意味を持つ。

(1) 納税者または納税者が直接・間接所有するパススルー事業体が行う営業・事業からの所得。本段落の目的のため、「パススルー事業体」は共同経営会社または「S」法人を意味する。

(2) 賃貸活動からの所得。

(3) 農業事業に帰属する所得。

第6項。歳入課税法規第17276.10項を廃止する。

~~第17276.10項。第17276.1、17276.2、17276.4、17276.5、17276.6、17276.7項に異なる規定がある場合であっても、2008年1月1日以降に始まる納税年度に帰属する純営業損失は、損失の年度に続く20納税年度のそれぞれへの純営業損失の繰越しとし、また2011年1月1日以降に始まる納税年度に帰属する純営業損失は、損失の年度に先立つ三納税年度のそれぞれへの純営業損失の繰戻しとする。~~

第7項。歳入課税法規第23663項を廃止する。

~~第23663項。(a) (1) 異なる他の法が有る場合であっても、2008年7月1日以降に始まる個々の納税年度について、本章に基づいて納税者に許可され「適格税額控除」(細目 (b) の段落 (2) の意味範囲内における) である税額控除は、納税者によって「適格譲受者」(細目 (b) の段落 (3) の意味範囲内における) に譲渡することができる。~~

~~(2) 段落(1)に基づいて譲渡される税額控除は、適格譲受者のみによって2010年1月1日以降に始まる納税年度の適格譲受者の「税金」に対して適用され得る。~~

~~(3) 本項に明示している場合を除き、本項に基づいた適格税額控除の譲渡の後、適格譲受者は当該適格税額控除を自ら獲得したかのように扱われるものとする。~~

~~(b) 本項の目的のため、下記の定義が適用される。~~

~~(1) 「関連法人」は、第25105項に定義の共同経営グループのメンバーである法人企業を意味する。~~

~~(2)「適格税額控除」は下記を意味する。~~

~~(A) 2008年7月1日以降に始まる納税年度に納税者が獲得した税額控除、または~~

~~(B) 2008年7月1日より前に始まる納税年度に獲得された税額控除で、この部の規定に基づき2008年7月1日以降に始まる納税者の初納税年度への繰越しが許可される税額控除。~~

~~(3)「適格譲受者」は、納税者が下記の時点で適格税額控除を譲渡する際に、第25101項または第25110項に準じ同じ総合納税申告グループのメンバーとして適切に扱われる関連法人を意味する。~~

~~(A) 2008年7月1日より前に始まる納税年度に獲得された税額控除の場合。~~

~~(i) 2008年6月30日、及び~~

~~(ii) 適格税額控除譲渡が行われた、譲渡者である納税者の納税年度の末日。~~

~~(B) 2008年7月1日以降に始まる納税年度に獲得された税額控除の場合。~~

~~(i) 税額控除が納税者に対して許可された最初の納税年度の末日、及び~~

~~(ii) 適格税額控除譲渡が行われた、譲渡者である納税者の納税年度の末日。~~

~~(c) (1) 細目 (a) に準じ選択される税額控除譲渡は、一旦実施されると取消し不可能であり、譲渡は、それが行われる納税年度で元々の納税申告において当該税額控除を許可されていた納税者によって行われるものとする。~~

~~(2) 本項に準じ税額控除を譲渡する納税者は、本項に準じ譲渡した税額控除の額面分を未使用の税額控除から除き、譲渡した税額控除の金額は、譲渡者である納税者のいずれの納税年度の「税金」に対しても適用することはできず、それ以降も譲渡者である納税者の税額控除繰越し額に含まれないものとする。~~

~~(3) 本項に準ずる税額控除の適格譲受者は、譲渡が行われる納税年度またはその後続納税年度に、譲渡された税額控除の全額または一部分を適格譲受者の「税金」(第23036項に定義) に対して適用することが出来る。この後続年度は、譲渡される税額控除に適用される繰越し期の制限及び細目 (a) 段落 (2) の制限の対象となる。~~

~~(4) いかなる場合においても、適格譲受者は他の納税者に対して当該譲渡税額控除を販売その他の形で移譲、または再譲渡してはならない。~~

~~(d) (1) 本項に準ずるいかなる税額控除の譲渡でも、適格譲受者から譲渡者である納税者への報酬は一切義務付けられないものとする。~~

~~(2) 本項に準ずる適格税額控除の譲渡のため適格譲受者から譲渡者である納税者へ何らかの報酬が支払われた場合は、下記が適用されるものとする。~~

~~(A) この部の下では、報酬として支払われた金額に関する控除は適格譲受者に対して許可されないものとする。そして~~

~~(B) この部の下では、譲渡人である納税者が報酬として受領した金額は、総所得に一切含まれないものとする。~~

~~(e) (1) 州税務当局は、本項に義務付けられる選択事項を行う形式と方法、及び適格譲受者に税額控除を譲渡する納税者が提供しなければならない必要情報を指定するものとする。~~

~~(2) 本項に基づいて税額控除を譲渡する納税者は、本項に基づく税額控除の譲渡の裏づけ及び当該税額控除の譲渡とその後の適用の確認に必要となる一切の情報を、州税務当局が指定する形式と方法によって報告するものとする。~~

~~(3) 州政府法典第2編第3区分第1部第3.5章 (第11340項で始まる) は、段落 (1) 及び (2) に準じ州税務当局が制定・発行するいかなる標準、基準、手続き、判定、規則、通知、またはガイドラインにも適用されないものとする。~~

~~(4) 州税務当局は、本項の目的の遂行に必要な規制を発令することができ、それには、本項の要件を遵守しない譲渡 (例えば、細目 (b) の段落 (3) に明記の日付に納税者と適格譲受者が同じ総合納税申告グループのメンバーとして適切に扱われていなかった場合などを含む) をどう取り扱うかを指定する際に必要となる全ての規制が含まれる。~~

~~(f) (1) 納税者と適格譲受者は、全ての税金、付帯税、または本項に基づき譲渡された適格税額控除の全面的・部分的不認可に起因する罰金を、連帯してまたは個々に支払う責任を負うものとする。~~

~~(2) 本項のいかなる規定も、本項に準じ譲渡された適格税額控除に関し、譲渡人である納税者または適格譲受者の監査を行う州税務当局の権限を制限しないものとする。~~

~~(g) 2013年6月30日以前に、州税務当局は本項の効果について合同予算委員会、州議会アナリスト、及び上下両院議会の関連政策委員会に報告を行う。その報告は下記のものを含むがそれに限定されないものとする。~~

~~(1) 2010納税年度及び2011納税年度における適格納税者が使用する税額控除の推定値。~~

~~(2) これらの税額控除に関し、本項がこの州での事業活動の拡大に与える効果の分析。~~

~~(3) その結果となる州の税収入損失の推定値。~~

~~(4) 当該報告は本項が対象とする全ての税額控除を取り扱うが、特に研究開発、経済刺激対策領域、及び低所得者向け住宅に重点を置くものとする。~~

第8項。歳入課税法規第24416項は改正され、以下のように記載される。

第24416項。第24416.1、24416.2、24416.4、24416.5、24416.6、24416.7項の規定を除き、第24341項に準じ純利益を算出する上で純営業損失の控除が許可され、別段の規定を除き国内歳入法第172項に従って算定されるものとする。

(a) (1) 1987年1月1日より前に始まる納税年度に帰属する純営業損失は許可されない。

(2) 純営業損失は、1987年1月1日より前に始まるいずれの納税年度にも繰越されない。

(b) (1) 段落 (2) 及び (3) の規定を除き、いずれかの納税年度の純営業損失総額の適用割合が後続納税年度への繰越しの対象となるように、繰越し額に関する国内歳入法第172項 (b) (2) の規定が修正されるものとする。本細目の目的のため、適用割合は以下の通りとする。

(A) 2000年1月1日より前に始まる納税年度の場合は50パーセント。

(B) 2000年1月1日以後2002年1月1日より前に始まる納税年度の場合は55パーセント。

(C) 2002年1月1日以後2004年1月1日より前に始まる納税年度の場合は60パーセント。

(D) 2004年1月1日以降に始まる納税年度の場合は100パーセント。

(2) 或る納税者が1994年1月1日以後に始まる納税年度のいずれかに純営業損失を出し、当該納税年度に新規事業を営んだ場合、その新規事業運営の最初の三納税年度に出る個々の損失に対し下記のそれぞれの事項が適用される。

(A) 純営業損失が新規事業からの純損失以下の場合、細目 (e) に規定される通り純営業損失の100パーセントが繰越される。

(B) 純営業損失が新規事業からの純損失を超える場合、純営業損失は以下のように繰越される。

(i) 新規事業からの純損失に相当する金額については、細目 (e) に規定される通り、その100パーセントが繰越される。

(ii) 新規事業からの純損失を超える部分の純営業損失については、細目 (d) に規定される通り、その金額の適用割合分が繰越される。

(C) 国内歳入法第172項 (b) (2) の目的のため、副段落 (B) の条項 (ii) に記載の金額は、副段落 (B) の条項 (i) に記載の金額より前に吸収される。

(3) 或る納税者が1994年1月1日以後に始まる納税年度のいずれかに純営業損失を出し、当該納税年度に適格な小事業を営んだ場合、下記のそれぞれの事項が適用される。

(A) 純営業損失が適格小事業からの純損失以下の場合、純営業損失の100パーセントが細目 (e) の段落 (1) に明記される納税年度へ繰越される。

(B) 純営業損失が適格小事業からの純損失を超える場合、純営業損失は以下のように繰越される。

(i) 適格小事業からの純損失に相当する金額については、細目 (e) に規定される通り、その100パーセントが繰越される。

(ii) 適格小事業からの純損失を超える部分の純営業損失については、細目 (e) に規定される通り、その金額の適用割合分が繰越される。

(C) 国内歳入法第172項 (b) (2) の目的のため、副段落 (B) の条項 (ii) に記載の金額は、副段落 (B) の条項 (i) に記載の金額より前に吸収される。

(4) 或る納税者が1994年1月1日以後に始まる納税年度に純営業損失を出し、本項で新規事業と適格小事業の両方と見なし得る事業を当該納税年度に営んだ場合、その事業は最初の三納税年度の期間、新事業として取り扱われる。

(5) 或る納税企業が1994年1月1日以後に始まる納税年度に純営業損失を出し、当該納税年度に二つ以上の事業を行い、そのうちの二つ以上の事業が本項により新規事業または適格小事業の両方と見なし得る場合、段落 (2) が最初に適用されるが、段落 (2) 副段落 (B) 条項 (i) を適用した後に純営業損失の残存部分がある場合は、その残存部分に対してその部分が全体の純営業損失であるかのごとく段落 (3) を適用する。

(6) 本項の目的のため「純損失」は国内歳入法の第465項と第469項の適用後の純損失額を意味する。

(c) 納税者が第25110項に準じ事実上水際選択を行った納税年度の場合、総合納税申告での純営業損失繰越しの決定で、当該損失発生の納税年度に第25110項に準じ水際選択が行われなければ所得・分配要因が考慮されなかった筈の関連法人の所得や要因が考慮に入れられる限り、純営業損失繰越しの控除は不可とする。

(d) 純営業損失の繰戻しは許可されないものとする。

~~(d) 純営業損失の繰戻し・繰越し及び繰戻し・繰越し先の納税年度に関する国内歳入法第172項 (b) (1) を、以下のように修正する。~~

~~(1) 2011年1月1日より前に始まる納税年度に帰属するいかなる純営業損失についても、純営業損失繰戻しは許可されないものとする。~~

~~(2) 2011年1月1日以後に始まる納税年度に帰属する純営業損失については、そこに規定される年度数の代わりに損失の納税年度に先立つ三納税年度のそれぞれへの純営業損失の繰戻しとする。~~

~~(A) 2011年1月1日以後2012年1月1日より前に始まる納税年度に帰属する純営業損失の場合、いかなる納税年度への繰戻しについても、その金額は当該純営業損失の50パーセントを超えないものとする。~~

~~(B) 2012年1月1日以後2013年1月1日より前に始まる納税年度に帰属する純営業損失の場合、いかなる納税年度への繰戻しについても、その金額は当該純営業損失の75パーセントを超えないものとする。~~

~~(C) 2013年1月1日以後に始まる納税年度に帰属する純営業損失の場合、いかなる納税年度への繰戻しについても、その金額は当該純営業損失の100パーセントを超えないものとする。~~

~~(3) 段落(2)にかかわらず、REITの特別規則に関する国内歳入法第172項 (b) (1) (B)、及び企業資本縮小金利損失 (corporate equity reduction interest loss) に関する国内歳入法第172項 (b) (1) (E) 及び第172項 (h) が規定通りに適用されるものとする。~~

~~(4) 純営業損失繰戻しは、2009年1月1日より前に始まる納税年度には繰り戻しされないものとする。~~

(e) (l) (A) 1987年1月1日以後2000年1月1日より前に始まる納税年度の純営業損失について、段落 (2)、(3)、及び (4) にある別段の規定を除き、このような純営業損失の繰戻し・繰越し先の年度に関する国内歳入法第172項 (b) (1) (A) (ii) にある「20年度」は「五納税年度」に置き換えられる。

(B) 2000年1月1日以後~~2008年1月1日より前~~に始まる所得年度の純営業損失について、このような純営業損失の繰戻し・繰越し先の年度に関する国内歳入法第172項 (b) (1) (A) (ii) にある「20納税年度」は「10納税年度」に置き換えられる。

(2) 2000年1月1日の前に始まるいかなる所得年度についても、「新規事業」の場合は、段落 (1) に言及される「五納税年度」は以下のように修正されるものとする。

(A) 当該新規事業の最初の納税年度に帰属する純営業損失の場合は「八納税年度」。

(B) 当該新規事業の二年目の納税年度に帰属する純営業損失の場合は「七納税年度」。

(C) 当該新規事業の三年目の納税年度に帰属する純営業損失の場合は「六納税年度」。

(3) 第24416.3項によって控除が不可とされる純営業損失の繰越しについては、本細目に明記の繰越し期間は以下のように延長されるものとする。

(A) 1991年に始まる納税年度に帰属する純営業利益の場合は一年。

(B) 1991年1月1日より前に始まる納税年度に帰属する純営業利益の場合は二年。

(4) 1987年1月1日以後1994年1月1日より前に始まる納税年度に帰属する純営業損失は、その損失を被った企業が下記のいずれかであった場合は、損失の年度に続く10納税年度のそれぞれへの純営業損失の繰越しとする。

(A) 1994年1月1日より前のいずれかの時点で連邦倒産法第11章または類似のケースで裁判所の管轄下にあった。前文に規定の損失繰越しは、連邦倒産法第11章または類似のケースで裁判所の管轄下ではなくなった納税年度の後の所得年度に被った損失には一切適用されないものとする。

(B) 国内歳入法第368項 (a) (1) (G) に準じ、非課税の会社更正と見なし得る取引において取得した資産を受け取っている。

(f) 本項の目的のため:

(1) 「適格小事業」は、所得年度の値引戻し高を引差し引いた総受領高が百万ドル (1,000,000ドル) 未満である営業または事業を意味する。

(2) 細目 (g) の規定を除き、「新規事業」は1994年1月1日以降にこの州で初めて開始された営業または事業の活動を意味する。

(3) 「連邦倒産法第11章または類似のケース」は、国内歳入法第368項 (a) (3) にあるものと同じ意味をを持つものとする。

(4) 共同経営会社か「S法人」が行った営業・事業活動の場合は、段落 (1) 及び (2) が当該共同経営会社か「S法人」に適用されるものとする。

(g) 本項の目的のため、営業・事業活動が細目(e)の段落(2)によって新規事業と見なし得るかどうかを判断する際に、下記の規則が適用されるものとする。

(1) 納税者がこの州で (第23101項の意味する範囲で) 業務を行っている現存の営業体または事業体 (その形態にかかわらず) の資産を全面的または部分的に買収またはその他の方法で取得する場合、納税者 (またはいずれの関係者も) が当該営業・事業を行う上で使用する取得資産 (不動産・個人・有形・無形の財産を含む) の公正市場価格の総額が、納税者 (またはいずれかの関係者) が行う営業・事業の総資産の公正市場価格の総額の20パーセントを超える場合は、納税者 (またはいずれかの関係者) が行うその後の営業・事業は、新規事業として扱われないものとする。この段落の目的のみのため、下記の規則が適用される。

(A) 取得資産と総資産の相対的公正市場価格は、納税者 (またはいずれかの関係者) がその事業活動に取得営業・事業資産のいずれかを初めて使用する初納税年度の末日現在で、決定されるものとする。

(B) 譲渡者の手にある国内歳入法第1221項 (1) に記載の財産である取得資産は、それが取得者である納税者 (またはいずれかの関係者) の手にある国内歳入法第1221項 (1) に記載の財産でもある場合でない限り、現存の営業体または事業体からの取得資産としては扱われないものとする。

(2) 納税者 (またはいずれかの関係者) がこの州で一つ以上の営業・事業活動に携わる場合、或いは先立つこと36ヶ月の間この州で一つ以上の営業・事業活動に携わり (「従前の営業または事業の活動」)、その後この州で追加の営業・事業活動を開始する場合、この追加の営業・事業活動が、連邦行政管理予算局発行の標準産業分類 (SIC) マニュアルの1987年版で、納税者 (またはいずれかの関係者) の現在または以前の営業・事業活動とは別の区分に分類されるならば、追加の営業・事業活動は新規事業のみとして扱われる。

(3) 全ての関係者を含む納税者が営業・事業活動を全面的にこの州の外で行い、その納税者が1993年12月31日より後にこの州で (第23101の意味の範囲で) 初めて業務を開始する場合(段落(1)に記載の買収または他の形での取得以外による)、当該営業・事業活動は細目 (e) の段落 (2) に従い新規事業として扱われる。

(4) 営業・事業活動を行う法的形式が変更された場合、その形式の変更は無視され、本細目の段落 (1) の規則に従って納税者が現存の営業体または事業体の資産を全面的または部分的に買収または他の形で取得したものと見なし、当該営業・事業活動が新規事業であるかどうかの判断を行う。

(5) 「関係者」は、国内歳入法第267項または第318項に基づき納税者に関係する全ての者を意味するものとする。

(6) 「取得」は、報酬の有無にかかわらず全ての譲渡を含むものとする。

(7) (A) 1997年1月1日以降に始まる納税年度について、連邦行政管理予算局発行の標準産業分類 (SIC) マニュアルの1987年版及びその後の改版の、コード番号2833番から2836番までに記載され、いかなる製品にも連邦食品医薬品局による規制認可を受けていないバイオ医薬品関係活動または他のバイオテクノロジー関係活動が、「新規事業」に含まれるものとする。

(B) 本段落の目的のため:

(i) 「バイオ医薬品関係活動」は、ヒトや動物の治療・診断用の医薬品を提供する目的で、生物や生物由来原料、及び生物の細胞成分、細胞内成分、または分子成分などを使用する活動を意味する。化合物を使って商品を製造する製薬活動とは異なり、バイオ医薬品関係活動は生物を使って商品を製造する。

(ii) 「他のバイオテクノロジー関係活動」は、遺伝子組み換え技術を応用して商品を製造する活動、及び薬物送達の速さ、継続時間、部位などを制御する手段を提供できるような薬物送達システムに関する活動なども意味する。

(h) 第17章 (第25101項で始まる) により純利益が決定される企業の目的のため、第25108項が下記のそれぞれに適用される。

(1) いずれかの納税年度に発生し、他の納税年度に繰越し可能な純営業損失額。

(2) 他の納税年度において控除され得る損失繰越し額。

(i) 商業銀行の貸倒損失に関する国内歳入法第172項 (b) (l) (D) は、適用されないものとする。

(j) 州税務当局は、本項の目的を実施するために適切な規制を定めることができ、それには、分社化、ダミー会社、共同経営会社、段階的所有構造、その他による本項の目的の回避を阻止するために必要な規制を含む。

(k) 州税務当局は、本項の目的の回避を阻止するために再分類が必要との主張があった場合には、細目 (b) の段落 (2) または (3) に基づいて判定されたいかなる純営業損失繰越しも、細目 (b) の段落 (1) に基づく純営業損失繰越しに再分類することができる。

(*l*) 別段の規定がある場合を除き、2000年制定法第107章により行われた改正が2000年1月1日以降にはじまる納税年度の純営業損失に適用されるものとする。

第9項。歳入課税法規第24416.9項は改正され、以下のように記載される。

第24416.9項。(a) 本法の第24416, 24416.1、24416.2、24416.4、24416.5、24416.6、24416.7項及び国内歳入法第172項にかかわらず、2008年1月1日以後2010年1月1日より前の納税年度の純営業損失の控除は許可されないものとする。

(b) 細目 (a) によって控除が不可とされる純営業損失またはその繰越しに対しては、国内歳入法の第172項に準ずる繰越し期間は以下のように延長されるものとする。

(1) 2008年1月1日以後2009年1月1日より前に始まる納税年度に発生した損失の場合は一年。

(2) 2008年1月1日より前に始まる納税年度に発生した損失の場合は二年。

~~(c) 細目 (a) にかかわらず、2011年1月1日以降に始まる納税年度に帰属する純営業損失の繰戻しに対して、純営業損失控除が許可されるものとする。~~

~~(d)~~ *(c)* 本項の規定は、この部に基づく税金の対象となる所得が納税年度において五十万ドル (500,000ドル) 未満である納税者には適用されないものとする。

第10項。歳入課税法規第24416.10項を廃止する。

~~第24416.10項。第24416.1、24416.2、24416.4、24416.5、24416.6、24416.7項に異なる規定がある場合であっても、2008年1月1日以降に始まる納税年度に帰属する純営業損失は、損失の年度に続く20納税年度のそれぞれへの純営業損失の繰越しとし、また2011年1月1日以降に始まる納税年度に帰属する純営業損失は、損失の年度に先立つ二納税年度のそれぞれ純営業損失の繰戻しとする。~~

第11項。歳入課税法規第25128.5項を廃止する。

~~第25128.5項。(a) 第38006項にかかわらず、2011年1月1日以降に始まる納税年度について分配を行う (apportioning) 営業・事業 (第25128項の細目 (b) に記載のもの以外) は、州税務当局が規定する方法と形式にのっとり、第25128項ではなく本項に従って所得を分配するという取消不可能な年一回の選択を、適時提出のオリジナルの納税申告で行うことができる。~~

~~(b) 第38006項にかかわらず、2011年1月1日以降に始まる納税年度について細目 (a) に記載の選択を行って分配を行う全その営業・事業の事業所得に関しては、その事業所得に売上要因を掛けることによってこの州への分配が行われる。~~

~~(c) 州税務当局は、本項に基づく選択を行う上で必要または適切な規制を発令する権限を持ち、これらの規制には第25113項に準じ行う選択を定める規則と一貫するものが含まれる。~~

第12項。可分性

本法案のいずれかの条項、またはその条項の人や状況への適用が違憲或いは無効と判断された場合でも、本法案の他の条項または適用はこの判断には影響されず、この限りにおいて本法案の条項は分離可能と見なされる。

第13項。相反する州民発案事項

これらの税規制に関する他の法案が、本法案と共に同じ州全域選挙投票用紙に記載されている場合、他の法案の条項は本法案と相反するものと見なされる。本法案がより多数の賛成票を得た場合は、本法案の全ての条項が優先され、他の法案は無効となるものとする。

住民投票事項 25

本州民発案法案は、カリフォルニア州憲法第II条第8項の諸条項に基づき州民に提出されている。

本州民発案法案は、カリフォルニア州憲法の一項を改正するものであり、したがって削除が提案される現行の諸条項には~~取り消し線~~が引かれ、追加が提案される新規の諸条項は新規であることを示すため*斜体*で記載されている。

法案

第1項。表題。

本法案は、「2010年期日通りの予算法」(On-Time Budget Act of 2010) として知られ、この表題で言及され得る。

第2項。認定事項と宣言事項。

カリフォルニア州民は、以下を認定及び宣言する。

1. 20年以上もの間、カリフォルニア州議会は6月15日までに予算法 (Budget Act) を通過させるという憲法が定める義務を守っていない。多くの年では、州議会は8月に入るまで予算法を通過できず、2008年には予算法は三ヶ月以上も遅れて9月16日になるまで通過されなかった。

2. 予算通過の遅れは、カリフォルニア州の個々の住民や事業者に対して唐突で圧倒的な打撃を与え得る。個人や家族は必要不可欠な公共サービスを受けることができず、事業者にとっては州に提供したサービスへの支払いの受領がダラダラと遅れることになる。

3. 州議会が予定通りに予算を通過できない大きな原因は、予算通過の要件である三分の二の圧倒的多数の投票である。政党党首は、州の予算問題解決のために妥協することを拒み、三分の二の要件を使って、予算を滞らせ一握りの政治家だけが利益を得る特定権益関係の譲歩を得たりしている。

4. 国内ではカリフォルニア州、ロードアイランド州、アーカンソー州のみが、議会の三分の二以上の投票を予算通過の要件としている。

5. 州議会が期日通りに予算を通過できない二番目に大きな原因は、個々の議員に、そうする動機が無いことである。期日通りに予算の採択を行おうが行うまいが、有権者を代表するために選出された議員達には何の影響も無い。州議会に州年間予算を期日通りに通過させる意欲を持たせるには、期日までに予算が成立できなかった場合に生活費の支払または払戻しをしてはならない。本法案は、予算が一日遅れるごとにその日の給料と経費を恒久的に喪失することを、現職議員に義務付けるものである。

第3項。目的と意図。

1. 州民は、予算通過に必要な州議会投票数を三分の二から過半数に変更し、期日までに予算が通過しなかった場合に給料を放棄するよう州議会に義務付けることで、予算の遅れに終止符を打つべく本法案を成立させる。

2. 本法案は、住民投票事項13の固定資産税に関する制限を何も変更しない。本法案は、州議会が増税を行う際に必要とする三分の二の要件も変更しない。

第4項。カリフォルニア州憲法第IV条第12項は改正され、以下のように記載される。

第12項。(a) 州知事は、それぞれの暦年の最初の10日間のうちに、推奨される州支出の項目明細書と州歳入の推定額

を含む次期会計年度の予算を、説明文も添えて州議会に提出するものとする。推奨支出が推定歳入を超える場合、州知事は追加収入調達のための財源を提言する。

(b) 州知事と次期州知事は、予算編成に必要とされる情報提供を行なう州機関、公務員、または従業員を要求することができる。

(c) (l) 予算は、推奨する支出を項目別に記載した予算案が添付されるものとする。

(2) 予算案は、上院下院議会のそれぞれにおいて、それを検討する委員会の会長が直ちに発表する。

(3) 州議会は、毎年6月15日午前零時までに当該予算案を通過させる。

(4) 予算案が成立するまでは、州議会は、この予算案が関わる会計年度における支出への資金割当ての法案を、検討のため州知事へ送ることはしないものとする。但し、州知事が推奨する緊急法案または州議会の給料・経費の割当てはこの限りではない。

(d) 予算案以外は、いかなる法案も二項目以上の割当てを含むことはできず、含まれる割当ては唯一の確実で明示された目的を持つ。州一般財源からの割当ては、公立学校への割当て~~、~~*及び予算案と予算案関連の割当てを規定する他の法案における割当て*を除き、上院下院議会のそれぞれにおいて氏名点呼投票による三分の二の議員の賛同が議事録に記載されることにより可決されない限り、無効である。

(e) (1) 法または本憲法の別段の規定にかかわらず、予算案及び予算案に関連する割当てを規定する他の法案は、上院下院議会のそれぞれにおいて氏名点呼投票による過半数の議員の賛同が議事録に記載されることにより可決でき、州知事署名の直後または州議会が指定する日付に発効する。この細目のいかなる規定も、本項の細目 (d) 及び本条第8項の細目 (b) に含まれる公立学校への割当てに関する投票要件には影響しない。

(2) 本項の目的のため「予算案に関連する割当てを規定する他の法案」は、州議会が通過させる予算案に含まれる予算に関連すると認められる法案のみから成る。

~~(e)~~ *(f)* 州議会は、予算の提出・承認・施行、及び全ての州機関の債権の届出を規制することができる。

~~(f)~~ *(g)* 2004～05会計年度、またはそれに続くいずれの会計年度においても、予算案通過日現在での当該会計年度の一般基金からの全割当て、及び当該会計年度の第XVI条第20項による一般基金から予算安定化口座への振替えの総額が、当該会計年度の一般基金歳入の予算案通過日における推定額を超える場合は、州議会は、その総額を当該会計年度に一般基金から割当てる予算案を州知事に検討されるべく送ることはできず、また州知事も署名し法律として成立させることはできない。この一般基金への推定歳入額は、州議会が通過させる予算案に明記されるものとする。

(h) 本項の細目 (c)、本条第4項、第III条第4項及び第8項を含む法または本憲法の他の条項にかかわらず、6月15日午前零時までに予算案が通過されなかった年には、6月15日午前零時から予算案が州知事に提示される日までの通常議会または特別議会の期間中の、州議会議員の給料または旅費・生活費の払戻しに充てる現在または将来の予算からの割当てを行わないものとする。本細目に従って喪失された給料または旅費・生活費の払戻しは、一切遡及的に支払われないものとする。

第5項。可分性。

本法案のいずれかの条項、またはその条項の人や状況への適用が違憲または他の形で無効と判断された場合でも、本法案の他の条項または本法案の他の人・状況への適用はこの判断には影響されず、この限りにおいて本法案の条項は分離可能と見なされる。

住民投票事項 26

本州民発案法案は、カリフォルニア州憲法第II条第8項の諸条項に基づき州民に提出されている。

本州民発案法案は、カリフォルニア州憲法の複数項を改正するものであり、したがって削除が提案される現行の諸条項には~~取り消し線~~が引かれ、追加が提案される新規の諸条項は新規であることを示すため*斜体*で記載されている。

法案

第1項。認定事項及び目的の宣言。

カリフォルニア州民は、以下を認定及び宣言する。

(a) 1978年に州民が圧倒的多数で住民投票事項13を承認してから、カリフォルニア州憲法は、州税の増加に対し上院下院議会のそれぞれの選出議員の三分の二以上による採択を義務付けている。

(b) 1996年に住民投票事項218が成立してからは、カリフォルニア州憲法は、地方税の増税には有権者による承認を義務付けている。

(c) これらの制限にもかかわらず、カリフォルニア州における税金は上昇し続けてきた。個人所得税、州・地方の売上税と使用税、及び無数の州・地方の事業税の税率は、史上最高となっている。カリフォルニア州民が負わされている税率は、全国の州の中でも最高の税率の一つである。

(d) 最近、州議会は、車の運転、商品購入、収入獲得を行う人々に課される新しい税金として更に120億ドルの増税を行った。

(e) これらの憲法による投票要件に従わずにカリフォルニア州の納税者から更に多くの収入を搾り取るために、州議会や地方自治体政府は、新しい税金を「料金」とごまかして呼んでおり、これは、上記の課税の増大とはまた別に行われているものである。だが「規制料」と表現される料金で、実際の規制業務の妥当な費用を超えて徴収されるもの、または新規プログラムへの収入引き上げを目的とするもの、或いはいかなるライセンス・許可証供与のプログラムにも含まれないものは、実際には税金であり、課税に適用される当該制限の対象となるべきものである。

(f) これらの憲法による制限の有効性を確保するため、本法案は州・地方自治体の目的のための「税金」の定義も行い、それによって州議会も地方自治体政府も新規または拡大した税金を単に「料金」と定義して当該の増税制限を回避することができないようにするものである。

第2項。カリフォルニア州憲法法第XIII条A第3項は改正され、以下のように記載される。

第3項。*(a)* ~~本条の発効日以後、収入引き上げの目的で成立され本条に準じ徴収される州税金のいかなる変更も~~*納税者の納税額増加につながる州法のいかなる変更も、*~~税率の引き上げまたは算定法の変更にかかわらず~~、上院下院議会

のそれぞれの選出議員の三分の二以上によって採択された~~法~~*法令*によって課されなければならない。但し、不動産に対する新規従価税または不動産販売に対する新規売上・取引税は一切課すことはできない。

(b) 本項で使用される「税金」は、以下を除き、州が課す全ての課徴金、請求料金、取り立て金を意味する。

(1) 支払者に直接供与される特定の便益または特典に課される料金で (料金が課されない者には供与されず)、この支払者に便益や特典を供与するために州が負担する妥当な費用を超えない金額の料金。

(2) 支払者に直接提供される特定の行政サービスまたは製品に課される料金で (料金が課されない者には提供されず)、この支払者にサービスまたは製品を提供するために州が負担する妥当な費用を超えない金額の料金。

(3) ライセンス・許可証の発行、調査、査察、監査、農産物マーケティング・オーダー制度の実施、及びそれらの行政施行と裁定などに伴い州が負担する妥当な規制費用のための料金。

(4) 第XI条第15項に準ずる料金を除く、州所有地の入場・使用または購入・レンタル・リース契約に課される料金。

(5) 法律違反の結果として政府司法機関または州が課す、罰金、科料、その他の料金。

(c) 2010年1月1日より後で本法の発効日より前に採択される税金は、本項の要件を遵守せずに採択された場合は、本法の発効日の12ヶ月後に無効となる。但し、本項の要件に従って州議会がその税金を再制定し州知事の署名により成立された場合は、その限りではない。

(d) 州は、課徴金、請求料金、またはその他の取り立て金が税金ではないこと、その金額が政府活動の妥当な費用の埋め合わせに必要な金額を超えないこと、及びその費用の個々の支払者の負担分が当該支払者が政府活動にかける負担または政府活動から得る便益との間で公平で妥当な釣り合いを持つように設定されていることを、優位な証拠によって立証する法的責任を負う。

第3項。カリフォルニア州憲法第XIII条C第1項は改正され、以下のように記載される。

第1項。定義。本条で以下のものが使用される。

(a) 「一般税」は、政府の一般的目的のために課される全ての税金を意味する。

(b) 「地方自治体政府」は、郡・市・市郡 (チャーター市・郡を含む)、特別区、またはその他の地方・地域政府団体を意味する。

(c) 「特別区」は、一般法または特別法令に基づいて作られ、地方の政府的または事業的な機能を限られた地理的境界内で果たす州機関を意味する。これらには学校区や再開発機関が含まれるがこれには限られない。

(d) 「特別税」は、特定の目的のために課される全ての税金を意味し、これには、ある種の一般基金に設けられた特定の目的のために課される税金を含む。

(e) 本条で使用される「税金」は、以下を除き、地方自治体政府が課す全ての課徴金、請求料金、取り立て金を意味する。

(1) 支払者に直接供与される特定の便益または特典に課される料金で (料金が課されない者には供与されず)、便益や特典を供与するために地方自治体政府が負担する妥当な費用を超えない金額の料金。

(2) 支払者に直接提供される特定の行政サービスまたは製品に課される料金で(料金が課されない者には提供されず)、サービスまたは製品を提供するために地方自治体政府が負担する妥当な費用を超えない金額の料金。

(3) ライセンス・許可証の発行、調査、査察、監査、農産物マーケティング・オーダー制度の実施、及びそれらの行政施行と裁定などに地方自治体政府が負担する妥当な規制費用のための料金。

(4) 地方自治体所有地の入場・使用または購入・レンタル・リース契約に課される料金。

(5) 法律違反の結果として政府司法機関または地方自治体政府が課す、罰金、科料、その他の料金。

(6) 土地開発の条件として課される料金。

(7) 第XIII条Dの規定に従って課される査定及び土地関連の料金。

地方自治体政府は、課徴金、請求料金、またはその他の取り立て金が税金ではないこと、その金額が政府活動の妥当な費用の埋め合わせに必要な金額を超えないこと、及びその費用の個々の支払者の負担分が当該支払者が政府活動にかける負担または政府活動から得る便益との間で公平で妥当な釣り合いを持つように設定されていることを、優位な証拠によって立証する法的責任を負う。

第4項。相反する法案。

税金や料金の成立に必要な州議会と地方の投票要件に関する他の一つまたは複数の法案が、本法案と共に同じ州全域選挙投票用紙に記載された場合、これらの他の法案の条項は、本法案と相反するものと見なされる。本法案がより多数の賛成票を得た場合は、本法案の全ての条項が優先され、税金や料金の成立に必要な州議会と地方の投票要件に関する他の法案の条項は、無効となるものとする。

第5項。可分性。

本法のいずれかの条項またはその一部分が、何らかの理由で無効または違憲と見なされた場合でも、他の条項は影響されることなく効力を維持するものとし、このため本法の条項は分離可能である。

住民投票事項27

本州民発案法案は、カリフォルニア州憲法第II条第8項の諸条項に基づき州民に提出されている。

本州民発案法案は、カリフォルニア州憲法を改正し、州政府法典の諸条項を廃止するものであり、削除が提案されている現行の規定は~~取り消し線~~が引かれ、追加が提案されている新規の規定はそれを示すために*斜体*で記載されている。

法案

第1項。表題。

本法案は「選挙区変更における財務説明責任法」(Financial Accountability in Redistricting Act) または「公正法 」 (FAIR Act) として知られ、そのように言及されることがある。

第2項。認定項目および目的。

カリフォルニア州民は以下の事項を決定し、以下の通り本FAIR施行の目的を宣言する。

(a) 政治のリーダー達は我々を裏切った。カリフォルニア州は前例のない経済危機に直面しており、我々、州民(政治家でなく)は制限された資金の支出方法を最優先する必要がある。

我々は破産する。政治的椅子取りゲームを決定するために複数の新しい官僚制度を生み出すことに、無限に何百万ドルを消費することは、無駄であり、このことは単純で簡単なことである。現行法では、累積給与が年間最高1百万ドルになる、選挙の必要のない委員グループが、州歳入の縮小時でさえ削減できない予算を統轄している。本改正は、政治家の選挙区を決定するのが唯一の目的である不必要な官僚制度に対する無駄な消費を削減する。本州民発案による改正はこの種の支出に永久的限度を設け、投票者からの承認なしに支出を増加することを禁ずる。これは何百万ドルの節約になる。

(b) 現行法では、無作為に選択される三名の会計士が、我々の代表者を決定するための権限を行使する官僚制度のリーダーである、選挙の必要のない委員14名の一人となり得る者を決定する。本改正は、この決定を行う者が投票者に対し説明責任を持ち、彼らの決定全てが投票者からの承認を得なければならないことを確実にする。

(c) 投票者はいつも最終的発言権を持つべきである。現行法では、投票者は、不公平で勝手な下院議員選挙区改定に対し、レファレンダムを通過させる権利を否定されている。レファレンダムは、州議会に「ノー」という権利、我々が異議を唱える制定法に「ノー」という権利を我々投票者が持つことを意味する。現行法では、透明で開かれた過程を確保するための保護が、州民の意志に反して変更されることが可能である。本州民発案による改正は、投票者が選挙区変更計画(下院議員選挙区計画を含む)に異議を唱える権利をいつも持つこと、さらに政府役人が州民にこの過程に参加する権利を否定できないことを確保する。

(d) 一人一票ということは何らかの意味を持つべきだ。しかし現行法では、一部の投票者の票が他の投票者の票よりも10パーセント多くの重みを持つことがある。現行法では、一選挙区は、別の選挙区よりもほぼ百万人多くの投票者を持つことがあり得る。それは公正な代議制度ではなく、その反対である。歴史的に、極めてひどい過疎区は、「腐敗選挙区」と呼ばれていた。この慣行は止めなければならない。本改正は、全選挙区が全く同じ大きさで、誰もが等しく数えられることを確保する。

(e) 説明責任を負わない指名役人は、我々の地域社会の利益にかなうとは信用できない。選挙の必要のない役人が最後に選挙区を決定したとき、投票者に説明責任を持つ人々が決定したものより二倍も多くの都市を分割した。このような都市の分割は地域社会の権力を縮小する。本改正は、郡および都市の分割防止能力を強化する。全州民の意見が代弁されるよう、地域社会および近隣地区を一つにまとめる改革が必要である。

(f) 州議会は、任期一杯の現職政治家が、ある官職の任期を勤め上げた後、当確者となる別の官職に立候補するといった、正規の椅子取りゲーム場になってしまった。これは止めなければならない!現行法では、州下院議員が州上院議員に立候補する際に地元であるという優位性を与え、州上院議員が州下院議員に立候補する際にこれと同じ優位性を与えるようになっている。これは、実質上全ての状況において、各州上院議員が下院の二座席の100パーセントを代表し、各下院議員は上院選挙区一区の50パーセントを代表することが、現行法で規定されているためである。州議会の政治家達は既にロビイストや特殊利益団体からの何百万ドルもの資金を利用できる。州議会の現職者に流れる特殊利益団体からの寄付を利用できない普通の人々(住宅所有者グループ、中小企業、環境・地域社会活動家グループ)に一層不利になる不正な選挙区の選定は、言語道断だ。本改正はこの慣行を終わらせる。

(g)「黒人差別」選挙区は、過ぎ去った酷い過去への逆行である。人種、階級、生活様式、または富による選挙区の決定は容認できない。それでも、現行の欠陥のある法律を擁護する同じ発議者は、「類似した生活水準」に従って全選挙区を分離するよう、さらに選挙区には「類似した雇用機会」を有する人々のみを含めるよう、命じる提案もしている。カリフォルニア州民はこれらの暗語を理解している。「カントリークラブ会員のみ」の選挙区または「貧困者のみ」の選挙区のあった日々は終わった。本改正は、これらの選挙区が確実に過去のものに留まるようにする。全てのカリフォルニア州民は平等に取り扱われる。

第3項。カリフォルニア州憲法第II条の改正。

第3.1項。カリフォルニア州憲法第II条第9項は以下のように改正される。

第9項。(a)レファレンダムは、緊急制定法、選挙を要求する制定法、および徴税または現在の州の通常支出の配賦を規定する制定法を除き、制定法または制定法の一部を承認または拒絶することのできる人々の権限である。*これらの例外事項のいずれも、合衆国下院、上院、州下院、または査定平準局の選挙区の境界線を示す最終地図を承認する制定法または制定法の一部に適用されることはないものとする。*

(b)レファレンダム法案は、その制定法の施行日から90日以内に、最近の州知事選挙で州知事候補者全てに対する投票数の5パーセントに等しい数の有権者によって署名されたことを認定されている直接請求を州務長官に提出して提案できる。二年間の議会会期の第二暦年に再集会するために州議会が合同休会に入る日付またはその前に通過した議案によって施行された制定法、および当該日付後に州知事の手中にある制定法の場合、1月1日より前に第II条第10項細目(d)に準じて司法長官に直接請求の写しを提出しない限り、直接請求は施行日後の次の1月1日以降に提出できない。

(c) その後、州務長官は、それが資格を得た日から少なくとも31日目に実施される次回総選挙、またはその総選挙前に実施された州全域特別選挙にて当該法案を提出する必要がある。州知事は当該法案のために州全域特別選挙を要求できる。

第4項。カリフォルニア州憲法第XXI条の改正。

第4.1項。カリフォルニア州憲法第XXI条第1項は以下のように改正される。

第1項。十年ごとの最初の年に、連邦議会の指揮下で国勢調査が実施されるが、その翌年に、州議会は、~~以下の基準および過程に従い~~*以下の優先順位で明記される以下の基準を使用した地図作成過程に従い*~~合衆国下院、~~*合衆国下院、州上院、州下院、および査定平準局*の選挙区の境界線を調整するものとする。

(a) ~~合衆国下院の~~各議員は小選挙区から選出しなければならない。

(b) *選挙区は合衆国憲法を順守するものとする。*全ての~~合衆国下院~~選挙区の人口は、*同一官職のその他の選挙区と*~~合理的に均等~~*正確に均等の人口を持つ必要がある。人口の正確な均等性が数学的に不可能である場合、プラスマイナス一名以上の人口差があってはならない。*~~この基準に従った後、州議会は、第2項細目(d)の段落(2)、(3)、(4)、および(5)に記載され優先されている基準に従い、境界線を調整するものとする。州議会は、最終地図と共に、上記基準順守の際の決定の根拠~~

~~を説明する報告書を発行し、最終地図作成に使用した用語の定義および基準を含める必要がある。~~

(c) 選挙区は、連邦投票権法(42合衆国法律集第1971項以降)および選挙区計画の採用情報に有効な全ての連邦法を順守する必要がある。

(d) 選挙区は地理的に連続していなければならない。

(e)その分割を最低限に抑える方法で関心のある市、郡、市郡、または地域社会の地理的統合性を配慮するものとする。細目(b)で確立された区域の理想人口よりも少数の人口を持つ連続する市、郡、または市郡は、人口均等性、近接性を実現するため、または連邦投票権法(42合衆国法律集第1971項以降)を含む全ての連邦憲法および制定法上の要件を遵守するため以外に、分割してはならない。

~~(e) 合衆国下院選挙区~~*(f)同一官職の選挙区*は、州の北境界で始まり、南境界で終わるように連続的に番号を付ける。

~~(d) 州議会は、同時公聴会の開催、選挙区変更のデータとソフトウェアへのアクセス、そうでない場合は選挙区変更への州民の完全参加の保証を行うよう、第2項に従い設置される市民選挙区変更委員会と調整する。政府法典第8253項細目(b)および(a)の段落(1)、(2)、(3)、および(7)、または法令のその後継条項に記載の公開公聴会の要件に従う必要がある。~~

第4.2項。カリフォルニア州憲法第XXI条第2項は以下のように改正される。

第2項。(a) ~~市民選挙区変更委員会は、州上院、下院、および査定平準局の新しい選挙区を設定する(「選挙区変更」としても知られる)。本委員会は、2010年およびこれ以降は年度がゼロで終る各年度の12月31日までに設置されるものとする。~~

~~(b) 市民選挙区変更委員会(以下「委員会」と呼ぶ)~~*州議会*は、(1)選挙区変更についての州民の考えおよび意見を十分生かしたオープンで透明性のある過程にする、(2)本条で規定された選挙区変更基準に従い選挙区境界線を設定する、~~さらに~~(3)~~自ら~~*自ら*誠実で公正に振舞う、さらに*(4)選挙区変更過程の完全性に州民の信頼を強化する方法で本条を適用する*ものとする。

(b) 州議会は、少なくとも14日前に選挙区変更を取り扱う各会議の公示を行う必要がある。合衆国下院、上院、州下院、または州査定平準局の選挙区の境界線を設定する議案は、各上・下院での当該議案通過の三日前に最終的な形に改正しなければならない。

(c) 州議会は、完全で正確な選挙区変更コンピュータ・データベースを利用可能にし、選挙区変更データおよび地図作成コンピュータ・ソフトウェアに一般の人々が直ぐにアクセスできるよう手順を確立するために、全ての必要な段階を踏む必要がある。

(d) 選挙区変更に関係する州議会記録および州議会が考慮した全データは公文書であり、即座に広範囲に一般がアクセスできる方法で掲示されるものとする。

(e) 州議会は、1965年投票権法(42合衆国法律集第1971項以降)および選挙区変更についてのその他の連邦および州法上の要件の導入・法施行について豊富な経験と専門知識を持つ少なくとも一名の法律顧問を有するものとする。

(f) 法律のその他の条項に関わらず、雇用主は、被雇用者に対し、選挙区変更に関連する州議会または公聴会への被雇用者の出席によって示される意見を理由に、解任、解任の脅迫、威圧、強制、または報復をしてはならない。

(g) 州議会は、一般の人々の意見および討議のため、オープンな公聴会過程を確立・導入するが、この過程は、公示の対象となり、かつ選挙区変更についての公開検討過程に広範な州民の参加を促すための徹底したアウトリーチ・プログラムを通して推進するものとする。公聴会過程には、少なくとも(1)直近の該当する十年ごとの人口調査のための、合衆国国勢調査局によるデータの公開前に州民の意見を聞く公聴会、(2)州議会が地図を設定する前に州民の意見を聞く公聴会、および(3)地図の描画および展示後に州民の意見を聞く公聴会を含む必要がある。さらに、公聴会は、一般の人々が監視し、審査過程に参加する機会をさらに増やすために、必要に応じてその他の活動で補足されるものとする。州議会は、合理的に可能な広い範囲の公衆のアクセスを達成するために考えられた方法で、一般の人々の意見を聞くため提案されている地図を公開する。初回地図公開日から少なくとも14日間一般の人々の意見を受けるものとする。

(h) 2010年11月で始まる二年間、およびそれ以降は九で終わる年度で始まる三年間ごと、州議会は、(1)二百五十万ドル (2,500,000ドル)、または(2)選挙区変更過程の直前において本細目に従い支出された金額のいずれか少額の金額のみしか支出してはならない。2020年以降に始まる各選挙区変更過程において、上記金額は、本細目に準じ成される配賦直後の日付以降、カリフォルニア州消費者物価指数またはその後継指数の累積変化によって調整されるものとする。本項は、特定期間中に本条が義務付ける選挙区変更過程の導入費用に対し、州議会による公共資金の支出に絶対的な支出限度を設けるものと見なすものとする。

~~(c) (1)この選択過程は、州議会の影響力から独立し、州の多様性を合理的に代表する市民選挙区変更委員会を設置することを意図する。~~

~~(2)市民選挙区変更委員会は、以下の14名のメンバーから構成される。政党登録に基づきカリフォルニア州で最大政党の登録者五名、二番目に大きい政党の登録者五名、二大政党のいずれにも登録していない者四名。~~

~~(3)各委員会メンバーは、カリフォルニア州で同一政党に継続的に登録してきた投票者、または一政党に入党していない投票者、および指名日直前五年以上加入政党を変更していない投票者でなければならない。各委員会メンバーは、申込前直近の三回の内、二回の州全域総選挙で投票している必要がある。~~

~~(4)各委員会メンバーの任期は、次期委員会の最初のメンバーの指名時に終了する。~~

~~(5)九名の委員会は定足数を設ける。公的活動には賛成票九票以上が必要となる。三つの最終地図の承認には、少なくとも、政党登録に基づきカリフォルニア州で二大政党の各登録者三名と、二大政党以外の登録者三名を含む、少なくとも九名からの賛成票が必要である。~~

~~(6)各委員会メンバは、公平かつ、管轄区域変更過程の誠実性と公の信頼性を高める方法で本条を適用する。委員会メンバーは、指名日から10年間、連邦、州、州の郡または市レベルで公選職につくことはできない。委員会メンバーは、指名日から五年間、連邦、州、もしくは地方自治体の任命職、州議会もしくは州議員個人の有給スタッフ職についたり、または連邦、州、もしくは州内の地方自治体ロビイストとして登録することはできない。~~

~~(d)委員会は、以下の優先順位に記載されている通りに、次の基準を使用した地図作成過程に従い、州上院、下院、および査定平準局の小選挙区を設定する。~~

~~(1)選挙区は合衆国憲法を順守するものとする。州上院、下院、および査定平準局の選挙区は、目的逸脱が連邦投票権法の順守に必要な場合を除き、同一官職のその他の選挙区と合理的に均等の人口を持つ必要がある。~~

~~(2)選挙区は、連邦投票権法(42合衆国法律集第1971項以降)を順守する必要がある。~~

~~(3)選挙区は地理的に連続していなければならない。~~

~~(4)前述の細目を全く違反しない可能な範囲で、市、郡、市および郡、近隣地域、または共通の関心を持つ共同体の地理的統合性を配慮するものとする。共通の関心を持つ共同体には、政党、現職者、または政治家候補との関係は含まれない。~~

~~(5)実行可能な範囲で、およびこれが上記基準と相反しない場合、遠くの地域を含めるために近くの地域を飛び越すことがないように、地理的に緊密になるよう選挙区を設定するものとする。~~

~~(6)実行可能な範囲で、およびこれが上記基準と相反しない場合、各上院議員選挙区は隣接する完全な下院議員選挙区二区から、各査定平準局選挙区は隣接する完全な上院議員選挙区10区からそれぞれ構成される。~~

~~(e)現職者または政治家候補の居住地は地図作成には考慮されないものとする。現職者、政治家候補、または政党への有利な計らいや差別の目的で選挙区が設定されてはならない。~~

~~(f)上院、下院、および査定平準局の選挙区は、州の北境界で始まり、南境界で終わるように連続的に番号を付ける。~~

~~(g)~~ *(i)* 2011年およびこれ以降は年度がゼロで終る各年度の9月15日までに、~~委員会~~*州議会*は、*合衆国下院*、上院、下院、および査定平準局の選挙区の境界を個別に示す*四*~~二~~つの最終地図を*承認する一つ以上の制定法を施行する必要がある*~~承認する必要がある~~。*どの当該制定法も本州憲法第II条第9項に従いレファランダムの対象となる。*~~承認後、委員会は州務長官にこの三つの最終地図を認証する。~~

~~(h)委員会は、三つの各最終地図と共に、細目(d)に記載の基準遵守の際の決定の根拠を説明する報告書を発行し、各最終地図の作成に使用した用語の定義および基準を含める必要がある。~~

~~(i)各最終認証地図は、第II条第9項に従い法令がレファレンダムの対象となるのと同様に、レファレンダムの対象となる。州務長官への最終地図認証日は、第II条第9項に従い施行日と見なす。~~

~~(j)委員会が少なくとも必要な賛成票数で最終地図を承認しない場合、または投票者がレファレンダムで最終認証地図を承認しない場合、州務長官は、選挙区変更基準および細目(d)、(e)、および(f)に規定の要件に従い、当該地図の境界を調整するよう特別補助裁判官の指名を指揮する命令を直ちに最高裁判所に請願する。特別補助裁判官による地図承認後、裁判所はその決定された地図を州務長官に認証し、当該地図は対象となる種類の選挙区についての最終認証地図となる。~~

第4.3項。カリフォルニア州憲法第XXI条第3項は以下のように改正される。

第3項。(a)~~委員会は、最終認証地図に関する訴訟を弁護する唯一の法的地位を持ち、さらに委員会運営の資金またはその他の財源が十分でないと自ら判断した場合、州議会に通知する。州議会は、認証地図に関する訴訟を弁護するのに十分な資金を提供する。委員会は、司法長官または委員会が確保するその他の法務顧問が最終認証地図の弁護を支援するかどうかを決定する唯一の権限を持つ。~~

~~(b) (1)~~*カリフォルニア州*最高裁判所は、最終認証地図に異議を申し立てる*州*の全*司法*訴訟において第一審専属管轄権を有する。

~~(2)~~ *(b)*~~州~~*州*内で*登録されている*登録投票者は、~~委員会が~~最終地図の*施行から*~~を州務長官に認証した~~45日以内に、州務長官による*選挙区変更*計画の導入を阻止するため、提訴の対象となる計画が州憲法、合衆国憲法、または連邦~~もしくは州~~の法令を違反するという根拠において、*カリフォルニア州最高裁判所に*職務執行命令または禁止命令を申し立てることができる。

~~(3)最高裁判所は、段落(2)に従い提出された職務執行命令または禁止命令の申し立てに対する判決を最優先する。裁判所が最終認証地図は州憲法、合衆国憲法、または連邦もしくは州の法令を違反していると判断した場合、裁判所は適切と見なされる救済を設ける。~~

(c)最終地図が時宜に応じて施行されない場合、または最終地図が州憲法、合衆国憲法、または連邦制定法を違反していると州最高裁判所が判断した場合、カリフォルニア州最高裁判所は本条の第1項に規定される選挙区変更基準および要件に従い適切と見なされる救済を設けるものとする。本救済は、州議会がその責任を実行するための時間を延長する必要がないが、延長できる。

第5項。州政府法典の改正。

第5.1項。州政府法典の第2編第1区分第3.2章(第8251項で始まる)は、廃止される。

~~第3.2章。市民選挙区変更委員会~~

~~第8251項。市民選挙区変更委員会の一般条項。~~

~~(a)本章は、市民選挙区変更委員会の選択および統制過程を確立することによって、カリフォルニア州憲法第XXI条を施行する。~~

~~(b)本章の目的のため、以下に用語を定義する。~~

~~(1)「委員会」は市民選挙区変更委員会を意味する。~~

~~(2)「日」は暦日を意味するが、任務を実行する期間内の最終日が土曜日、日曜日、または祝日である場合、その期間は土曜日、日曜日、または祝日でない翌日に延長されるときは例外とする。~~

~~(3)「パネル」は応募者審査パネルを意味する。~~

~~(4)「公認独立監査人」は、カリフォルニア州会計委員会によって現在ライセンスが与えられ、応募者審査パネルへの指名前の少なくとも10年間、開業した独立監査人である監査人を意味する。~~

~~(c)以下の条件の全てを満たさない限り、州議会は本章を改正できない。~~

~~(1)最終地図の採用のために必要な同じ投票総数によって、本章の目的および意図を実行するために改正を推奨する。~~

~~(2)委員会が提供する改正事項のそのままの言文が、州議会各院の三分の二によって可決され、州知事によって署名される法令として施行される。~~

~~(3)委員会が提供する改正事項を含む法律案は、州議会による最終的な可決前の10日間に印刷される。~~

~~(4)改正事項は本法案の目的を促進する。~~

~~(5)州議会は、0または1で終わる年度に改正事項を通過できない。~~

~~第8252項。市民選挙区変更委員会の選択過程。~~

~~(a) (1) 2010年およびこれ以降は年度がゼロで終る各年度の1月1日までに、州監査人は、多様で適格な応募者集団が集まることを促進する方法で、カリフォルニア州登録投票者全員に門戸を解放した応募過程を開始する。~~

~~(2)州監査人は、以下の利害の衝突がある個人を応募者集団から排除する。~~

~~(A)応募日直前の10年以内に、応募者または近親者について以下の事項が一切該当してはならない。~~

~~(i)連邦または州の官職に指名、選出された、または候補者となった。~~

~~(ii)政党または連邦もしくは州の公選職候補者の選挙運動委員会役員、被雇用者、もしくは有給コンサルタントとして働いた。~~

~~(iii)政党中央委員会の選出メンバーまたは指名メンバーを務めた。~~

~~(iv)連邦、州、または地方自治体の登録ロビイストであった。~~

~~(v)連邦議会、州議会、または査定平準局のスタッフを務めた。~~

~~(vi)寄付金額はカリフォルニア州消費者物価指数またはその後継指数の累積変化で10年ごとに調整されるが、寄付金額二千(2,000ドル)以上を任意の年度に連邦議会、州、または地方自治体の公選職候補者に寄付した。~~

~~(B)州知事、州議員、連邦議員、または査定平準局メンバーのスタッフとコンサルタント、契約者、および近親者は、委員会メンバーを務める資格はない。本細目で使用されている通り、「近親者」とは、親、子供、兄弟姉妹、および姻族を含む、血縁関係または法的関係で公式の関係を持つ者である。~~

~~(b)州監査人は、応募者を選抜するため三名の有資格独立監査人からなる応募者審査パネルを設置する。州監査人は、抽選時に州によって雇用され、カリフォルニア州会計委員会によってライセンスを付与されている監査人から全べて構成される集団から、三名の有資格独立監査人の名前を抽選する。州監査人は、政党登録に基づきカリフォルニア州で最大政党の登録者一名、二番目に大きい政党の登録者一名、および二大政党のいずれにも登録していない者一名を含む、三名の監査人の名前が出るまで、抽選する。抽選後、州監査人は、この三名の有資格独立監査人に対し、応募者審査パネルに選ばれたことを通知する必要がある。この三名の内、一人でもパネルになることを辞退した場合、本細目の要件を満たし、かつパネルを務めることに同意する有資格独立監査人が三名揃うまで、州監査人は、抽選を続けなければならない。パネルメンバーは細目(a)の段落(2)に規定されている利害の衝突条項の対象となる。~~

~~(c)応募者集団から利害の衝突のある個人を削除した後、州監査人は、2010年およびこれ以降は年度がゼロで終る各年度の8月1日までに、応募者集団の名前を公開し、応募者審査パネルにその写しを提供するものとする。~~

~~(d)応募者審査パネルは、応募者集団から、カリフォルニア州で最大政党の登録者20名、二番目に大きい政党の登録者20名、および二大政党のいずれにも登録していない者20名を含む、最も適格な応募者60名を選択する。これらの下位集団は、関係のある分析能力、公正さ、およびカリフォルニア州の多様な人口および地理についての認識理解を基に選ばれる。パネルメンバーは、パネルが上院長官および下院主任書記官に推薦応募者集団を提出する前に、指名過程または応募者に関係する内容について、査定平準局メンバー、上院議員、下院議員、連邦議会議員またはそれらの代理人に伝えてはならない。~~

~~(e) 2010年およびこれ以降は年度がゼロで終る各年度の10月1日までに、応募者審査パネルは、上院長官および下院主任書記官に推薦応募者集団を提出する必要がある。2010年およびこれ以降は年度がゼロで終る各年度の11月15日までに、上院議長代行、上院少数派議員リーダー、下院議長、および下院少数派議員リーダーは、各下位集団20名から最高二名の応募者を選出し、下位集団当り合計8名のふさわしい選出者にする。議会リーダー全員による選出後、上院長官および下院主任書記官は共同で、残りの応募者集団の名前を州監査人に提出するものとする。~~

~~(f)2010年およびこれ以降は年度がゼロで終る各年度の11月20日までに、州監査人は、残りの応募者集団から以下の者について八名の名前を抽選する。カリフォルニア州で最大政党の登録者の残りの応募者集団から三名、二番目に大きい政党の残りの応募者集団から三名、および二大政党のいずれにも登録していない残りの応募者集団から二名。上記の八名が市民選挙区変更委員会を務めるものとする。~~

~~(g) 2010年およびこれ以降は年度がゼロで終る各年度の12月31日までに、八名の委員会メンバーは、残りの応募者集団の名前を検討し、以下の六名の応募者を委員会に指名する。カリフォルニア州で最大政党の登録者の残りの応募者集団から二名、二番目に大きい政党の残りの応募者集団から二名、および二大政党のいずれにも登録していない残りの応募者集団から二名。この六名の被指名者は、少なくとも五票の賛成票で承認される必要があり、この賛成票には、カリフォルニア州の各二大政党から登録された委員会メンバーの最低二票と、二大政党のいずれにも属さない委員会メンバーからの一票が含まれなければならない。これらの六名の被指名者は、人種、民族、地理、および性別の多様性を含むが、これらに限定されない、州の多様性を映し出すよう選出されなければならない。しかし、この目的のために公式または特定の割合を適用することを意図しない。また応募者は、関係する分析能力および公正さを基に選択されるものとする。~~

第8252.5項。市民選挙区変更委員会の空席、解任、辞任、欠席。

(a)相当な職務怠慢、在職中の重大な違反行為があり、または職務遂行不能の場合、通知書を送達し、返答の機会を提供した後で、三分の二の上院議員の同意を得た上で州知事は委員会メンバーを解任できる。相当な職務怠慢または在職中の重大な違反行為の証拠があれば、司法長官に刑事訴追を、または適切な行政機関に調査を付託することがある。

(b) 14名の委員会メンバーの内、解任、辞任、または欠席により空席になった場合、空席発生日の30日以内に、応募者集団が設定された年度の11月20日現在に残っている、空席となった投票者登録分類と同じ応募者集団から空席を満たす必要がある。残りの応募者全員が任務に就けない場合、州監査人は、第8252項に従い同じ投票者登録分類のために新たに作られる応募者集団から空席を満たす必要がある。

第8253項。市民選挙区変更委員会に関するその他の条項。

(a)市民選挙区変更委員会の活動は、全て以下の事項の対象となる。

(1)委員会は、Bagley-Keene公開会議法(第9条(第11120項で始まる)第2編第3区分第1部第1章)またはその後継法を順守するものとする。一で終る年度の九月に開催される会議は三日前の公示で開催できることを除き、委員会は、各会議について少なくとも14日前にその開催を公示しなければならない。

(2)選挙区変更に関係する委員会記録および委員会が考慮した全データは、即座に広範囲に一般がアクセスできる方法で掲示される公文書である。

(3)委員会メンバーおよびスタッフは、公聴会外部者と選挙区変更に関する内容をやり取りすることはできない。本段落は、委員会メンバー、スタッフ、法律顧問、およびその他の場合にBagley-Keene公開会議法によって許可される委員会が雇用するコンサルタント、または公聴会外部者の後継者との間で情報をやり取りすることは禁じていない。

(4)委員会は、カリフォルニア州憲法第XXI条第2項細目(c)段落(5)で規定されている投票過程によって、委員長および副委員長となるメンバーを各一名を選出する。委員長および副委員長は、同じ政党であってはならない。

(5)委員会は必要に応じて委員会スタッフ、法律顧問、およびコンサルタントを雇用する。委員会は、これらの個人の雇用および解任、通信プロトコル、および行動規範の明確な基準を設定する。委員会は、適用可能な範囲でスタッフの雇用に第8252項細目(a)段落(2)に一覧されている利害の衝突を適用する必要がある。州務長官は、このスタッフと委員会が完全に機能するまで、委員会に支援機能を提供する。委員会から雇用される個人は、カリフォルニア州憲法第VII条の公務義務から免除される。委員会は、雇用した法律顧問の少なくとも一名が、1965年投票権法(42合衆国法律集第1971項以降)の施行強制について豊富な経験と専門知識を示すことを要求する。委員会は、カリフォルニア州の各二大政党から登録された委員会メンバーの最低三票と、二大政党のいずれにも属さない委員会メンバーからの三票を含む、九票以上の賛成票によって、スタッフ、法律顧問、およびコンサルタントについての雇用、解任、または契約の決定を下さなければならない。

(6)法律のその他の条項に関わらず、雇用主は、被雇用者に対し、被雇用者の委員会会議への出席または予定される出席についての理由で、解任、解任の脅迫、威圧、強制、または報復をしてはならない。

(7)委員会は、一般の人々の意見および討議のため、オープンな公聴会過程を確立・導入するが、この過程は、公示の対象となり、かつ選挙区変更についての公開検討過程に広範な州民の参加を促す徹底したアウトリーチ・プログラムを通して推進するものとする。公聴会過程は、委員会による地図作成前に一般の人々の意見を聞くための公聴会、および委員会による地図作成・展示後の公聴会を含めるものとする。さらに、公聴会は、一般の人々が監視し、審査過程に参加する機会をさらに増やすため、必要に応じてその他の活動で補足されるものとする。委員会は、合理的に可能な広い範囲の公衆のアクセスを達成するために考えられた方法で、一般の人々の意見を聞くため地図を公開する。地図公開日から少なくとも14日以内に一般の人々の意見を受けるものとする。

(b)州議会は、完全で正確な選挙区変更コンピュータ・データベースを利用可能にし、選挙区変更データおよび地図作成コンピュータ・ソフトウェアに一般の人々が直ぐにアクセスできるよう手順を確立するために、全ての必要な段階を踏む必要がある。委員会の成立時および解散まで、州議会は委員会と共にこれらの活動を調整する。

第8253.5項。市民選挙区変更委員会の報酬

委員会メンバーは、委員会の任務に携わる三百(300ドル)の日当で報酬を受け取る。各後継委員会の報酬日当は、九で終わる年度ごとに、カリフォルニア州消費者物価指数または後継指数での累積変化によって調整される。パネルおよび委員会のメンバーは、本法案に従い実施した任務に関係する個人負担費用の払い戻しの資格がある。メンバーの住居は、費用払い戻しの目的においてメンバーの部署と見なす。

第8253.6項。市民選挙区変更委員会の予算、財務監視。

(a) 2009年およびこれ以降は年度が九で終る各年度において、州知事は、カリフォルニア州憲法第IV条第12項に従い州議会に提出する州知事予算に、三年間、本法案で必要となる管轄区域変更過程導入の役人または機関ごとに対する推定費用に十分見合い、管轄区域変更過程の幅広い一般の人々の参加を推進するための州全域アウトリーチ・プログラムに十分な資金も含むが、これに限定されない、州監査人、市民選挙区変更委員会、および州務長官のための資金供給金額を含めるものとする。州知事は、委員会の運営に利用可能な適切なオフィススペースも提供するものとする。州議会は予算法において必要な割当額を決め、割当額は全三年間利用可能にしなければならない。決められる割当額は、三百万(3,000,000ドル)、または本細目に従い直ちに開始の管轄区域変更過程で消費された金額のいずれか高額の方に等しいものとするが、各金額は、本細目に従い決定された直前の割当額日以降に、カリフォルニア州消費者物価指数またはその後継指数の累積変化で調整されるのものとする。州議会は、委員会がその任務達成のために追加資金を必要としていることが判明した任意の年度に追加割当額を提供できる。

~~(b)財務省およびその後続の省からの財務監視を受ける委員会は、調達・契約権限を有し、カリフォルニア州憲法第VII条の公務義務から免除される、法的代理を含め、本法案の目的のためにスタッフおよびコンサルタントを雇用できる。~~

第6項。投票用紙に記載の相反する住民投票事項。

(a)上院、下院、合衆国下院、または査定平準局の選挙区に関する本法案および他の法案が同一選挙で大半の投票者によって承認され、本法案が他の法案よりも多数の賛成票を得た場合、本法案が全体に支配力を持ち、他の法案は無効となり、一切法的効力を持たないものとする。本法案が過半数の投票者によって承認されたが、他の法案よりも多数の賛成票を得ない場合、本法案は法で許可されている程度で効力を発揮するものとする。

(b)本法案の任意の条項が、投票者によって賛成され同一選挙でより多くの賛成票を受けた他の相反法案の条項によって取って代わられ、後にその相反する法案が無効とされた場合、本法案の条項は自力執行し、完全な法的効力を与えられる。

第7項。可分性。

本法案の各条項は分離できる。本法案の条項または条項の適用が無効と見なされた場合、無効な条項またはその条項の適用なしに実施可能なその他の条項または条項の適用は、無効にならないものとする。

大型活字印刷および音声による投票者ガイド

大型活字印刷および視覚障害者用音声カセットテープでの公式投票者ガイドを英語、中国語、日本語、韓国語、スペイン語、タガログ語、およびベトナム語で提供しています。

大型活字印刷または音声カセットテープでの公式投票者ガイドをご注文いただくには、ウェブサイト*www.sos.ca.gov/elections/elections_vig_altformats.htm*をご覧いただくか、州務長官のフリーダイヤル投票者ホットライン(800) 339-2865までお電話ください。

MP3音声による公式投票者ガイドは、*www.voterguide.sos.ca.gov/audio*からダウンロードいただけます。

投票所

投票所の場所は郡選挙事務所によって調整されます。投票所は、お住まいの郡の投票用紙サンプル小冊子の裏表紙に記載されています。

多くの郡選挙事務所は、ウェブサイトやフリーダイヤル電話番号で投票所の検索支援サービスを行っています。詳細は、州務長官ウェブサイト*www.sos.ca.gov/elections/elections_d.htm*をご覧いただくか、フリーダイヤルの投票者ホットライン(800) 339-2865までお電話ください。

投票所での投票者リストにお名前が記載されていない方には、ご登録された郡内任意の投票所で仮投票する権利があります。

仮投票する投票者とは:

- 正式な登録名簿に名前が記載されていなくても、投票登録していると信じる投票者、
- 正式な登録名簿に間違った政党が記載されていると信じる投票者、または
- 郵便投票者であるが郵便投票用紙が見つからず、投票所で投票を希望する郵便投票者。

仮投票は、本人が投票登録されており、同じ選挙において他の場所で投票していなかったことが選挙管理人によって確認された後、票に数えられます。仮投票が票に数えられたか、また票に数えられていない場合どんな理由によるかを確認する方法については、投票立会人から詳細が得られます。

(注記：2010年10月18日後に新しい住所に引っ越された方は、旧住所の投票所で投票できます。)

社会に貢献して、しかも収入を得ませんか . . .
選挙日に投票立会人になりましょう!

民主主義の手段を利用して投票立会人としての直接の経験が積めるだけでなく、選挙当日の貴重な貢献に対し臨時収入が得られます。

投票立会人になるための資格:

- 登録投票者、または
- 以下の条件を満たす高校生:
  - 合衆国民であること。
  - 選挙当日少なくとも16歳であること。
  - 最低2.5の成績平均点を有すること。さらに
  - 公立または私立高校に通学する成績優秀な生徒であること。

投票立会人についての詳細は、最寄の選挙事務所にご連絡いただくか、または(800) 339-2865にお電話ください。

あなたが州公務員である場合、有給休暇を取って投票立会人を務めることができますが、ただし勤務する部署に適切に通知し、あなたの上司がその要請を承認するという条件を満たす必要があります。

投票者登録に関する情報

投票登録は簡単で費用がかかりません。登録用紙は、*www.sos.ca.gov* からオンラインで、また大半の郵便局、図書館、市および郡の役所、カリフォルニア州務長官の事務局で入手できます。登録用紙は、お住まいの郡選挙事務所または州務長官のフリーダイヤル投票者ホットライン (800) 339-2865 まで電話で郵送請求できます。

投票登録するには、重罪犯罪により禁固刑受刑者もしくは仮釈放者、または精神的無能力者と裁判所によって判断された者に該当しない、投票日に少なくとも18歳であるカリフォルニア州に居住する米国民でなければなりません。

投票者登録情報を更新するのは投票者の責任です。自宅住所および郵送先住所の変更、改名、政党変更、または入党があった場合、投票者登録の情報を更新する必要があります。

注記 : 2010年10月18日後に新しい住所に引っ越された方は、旧住所の投票所で投票できます。

郡選挙事務所

ALAMEDA COUNTY
1225 Fallon Street, Room G-1
Oakland, CA 94612
(510) 272-6933 または (510) 272-6973
www.acgov.org/rov

ALPINE COUNTY
99 Water Street
P.O. Box 158
Markleeville, CA 96120
(530) 694-2281
www.alpinecountyca.gov

AMADOR COUNTY
810 Court Street
Jackson, CA 95642
(209) 223-6465
www.co.amador.ca.us/index.aspx?page=77

BUTTE COUNTY
25 County Center Drive, Suite 110
Oroville, CA 95965
(530) 538-7761
http://clerk-recorder.buttecounty.net

CALAVERAS COUNTY
891 Mountain Ranch Road
San Andreas, CA 95249
(209) 754-6376
www.co.calaveras.ca.us

COLUSA COUNTY
546 Jay Street, Suite 200
Colusa, CA 95932
(530) 458-0500
www.colusacountyclerk.com

CONTRA COSTA COUNTY
555 Escobar Street
P.O. Box 271
Martinez, CA 94553
(925) 335-7800
www.cocovote.us

DEL NORTE COUNTY
981 H Street, Suite 160
Crescent City, CA 95531
(707) 465-0383
www.dnco.org

EL DORADO COUNTY
2850 Fairlane Court
P.O. Box 678001
Placerville, CA 95667
(530) 621-7480 または (800) 730-4322
www.edcgov.us/elections

FRESNO COUNTY
2221 Kern Street
Fresno, CA 93722
(559) 600-VOTE
www.co.fresno.ca.us/elections

GLENN COUNTY
516 W. Sycamore Street, 2nd Floor
Willows, CA 95988
(530) 934-6414
www.countyofglenn.net/elections

HUMBOLDT COUNTY
3033 H Street, Room 20
Eureka, CA 95501
(707) 445-7678 または (707) 445-7481
www.co.humboldt.ca.us/election

IMPERIAL COUNTY
940 Main Street, Suite 202
El Centro, CA 92251
(760) 482-4226 または (760) 482-4201
www.co.imperial.ca.us

INYO COUNTY
168 N. Edwards Street
P.O. Drawer F
Independence, CA 93526
(760) 878-0224
www.inyocounty.us/Recorder/Clerk-Recorder.html

KERN COUNTY
1115 Truxtun Avenue, 1st Floor
Bakersfield, CA 93301
(661) 868-3590 または (800) 452-8683
www.co.kern.ca.us/elections/

KINGS COUNTY
1400 W. Lacey Blvd.
Hanford, CA 93230
(559) 582-3211 ext. 4401
www.countyofkings.com

LAKE COUNTY
255 N. Forbes Street, Room 209
Lakeport, CA 95453-4748
(707) 263-2372
www.co.lake.ca.us

LASSEN COUNTY
220 S. Lassen Street, Suite 5
Susanville, CA 96130
(530) 251-8217
http://www.lassencounty.org/govt/dept/county_clerk/registrar/Elections.asp

LOS ANGELES COUNTY
12400 Imperial Highway
Norwalk, CA 90650-8350
(800) 481-8683 または (562) 466-1310
www.lavote.net

MADERA COUNTY
200 W. 4th Street
Madera, CA 93637
(559) 675-7720
www.madera-county.com

MARIN COUNTY
3501 Civic Center Drive, Room 121
San Rafael, CA 94903
P.O. Box E
San Rafael, CA 94913
(415) 499-6456
www.marinvotes.org

MARIPOSA COUNTY
4982 10th Street
P.O. Box 247
Mariposa, CA 95338
(209) 966-2007
www.mariposacounty.org/index.aspx?nid=87

MENDOCINO COUNTY
501 Low Gap Road, Room 1020
Ukiah, CA 95482
(707) 463-4371 または (707) 463-4372
www.co.mendocino.ca.us

MERCED COUNTY
2222 M Street, Room 14
Merced, CA 95340
(209) 385-7541
www.mercedelections.org

MODOC COUNTY
204 S. Court Street
Alturas, CA 96101
(530) 233-6205

MONO COUNTY
74 School Street, Annex I
P.O. Box 237
Bridgeport, CA 93517
(760) 932-5537 または (760) 932-5534
www.monocounty.ca.gov

MONTEREY COUNTY
1370 B South Main Street
Salinas, CA 93901
(831) 796-1499 または (866) 887-9274
www.montereycountyelections.us

NAPA COUNTY
900 Coombs Street, #256
Napa, CA 94559
(707) 253-4321 または (707) 253-4374
www.countyofnapa.org

NEVADA COUNTY
950 Maidu Avenue
Nevada City, CA 95959
(530) 265-1298
www.mynevadacounty.com/elections

ORANGE COUNTY
1300 S. Grand Ave., Building C
Santa Ana, CA 92705
P.O. Box 11298
Santa Ana, CA 92711
(714) 567-7606
www.ocvote.com

PLACER COUNTY
2956 Richardson Drive
P.O. Box 5278
Auburn, CA 95603
(530) 886-5650 または (800) 824-8683
www.placerelections.com

PLUMAS COUNTY
520 Main Street, Room 102
Quincy, CA 95971
(530) 283-6256 または (530) 283-6129
www.countyofplumas.com

RIVERSIDE COUNTY
2724 Gateway Drive
Riverside, CA 92507
(951) 486-7200 または
(800) 773-VOTE (8683)
www.voteinfo.net

SACRAMENTO COUNTY
7000 65th Street, Suite A
Sacramento, CA 95823
(916) 875-6451
www.elections.saccounty.net

SAN BENITO COUNTY
440 Fifth Street, Room 206
Hollister, CA 95023-3843
(831) 636-4016
www.sbcvote.us

SAN BERNARDINO COUNTY
777 E. Rialto Avenue
San Bernardino, CA 92415-0770
(909) 387-8300 または (800) 881-8683
www.sbcrov.com

SAN DIEGO COUNTY
5201 Ruffin Road, Suite I
San Diego, CA 92123
P.O. Box 85656
San Diego, CA 92186
(858) 565-5800
www.sdvote.com

SAN FRANCISCO COUNTY
City Hall
1 Dr. Carlton B. Goodlett Place #48
San Francisco, CA 94102
(415) 554-4375
www.sfelections.org

SAN JOAQUIN COUNTY
44 N. San Joaquin Street, Suite 350
Stockton, CA 95209
P.O. Box 810
Stockton, CA 95201
(209) 468-2885 または (209) 468-2890
www.sjcrov.org

SAN LUIS OBISPO COUNTY
1055 Monterey Street, D120
San Luis Obispo, CA 93408
(805) 781-5228 または (805) 781-5080
www.slocounty.ca.gov/clerk

SAN MATEO COUNTY
40 Tower Road
San Mateo, CA 94402
(650) 312-5222
www.shapethefuture.org

SANTA BARBARA COUNTY
4440-A Calle Real
P.O. Box 61510
Santa Barbara, CA 93160-1510
(800) SBC-VOTE または
(805) 568-2200
www.sbcvote.com

SANTA CLARA COUNTY
1555 Berger Drive, Bldg. 2
P.O. Box 611360
San Jose, CA 95161
(408) 282-3005
www.sccvote.org

SANTA CRUZ COUNTY
701 Ocean Street, Room 210
Santa Cruz, CA 95060
(831) 454-2060
www.votescount.com

SHASTA COUNTY
1643 Market Street
Redding, CA 96001
P.O. Box 990880
Redding, CA 96099-0880
(530) 225-5730
www.elections.co.shasta.ca.us

SIERRA COUNTY
100 Courthouse Square, Room 111
P.O. Drawer D
Downieville, CA 95936
(530) 289-3295
www.sierracounty.ws

SISKIYOU COUNTY
510 N. Main Street
Yreka, CA 96097
(530) 842-8084
www.co.siskiyou.ca.us

SOLANO COUNTY
675 Texas Street, Suite 2600
Fairfield, CA 94533
(707) 784-6675
www.solanocounty.com/depts/rov

SONOMA COUNTY
435 Fiscal Drive
Santa Rosa, CA 95403
P.O. Box 11485
Santa Rosa, CA 95406-1485
(707) 565-6800 または
(800) 750-VOTE
www.sonoma-county.org/regvoter

STANISLAUS COUNTY
1021 I Street
Modesto, CA 95354
(209) 525-5200 または
(209) 525-5230 (スペイン語)
www.stanvote.com

SUTTER COUNTY
1435 Veterans Memorial Circle
Yuba City, CA 95993
(530) 822-7122
www.suttercounty.org/elections

TEHAMA COUNTY
444 Oak Street, Room C
P.O. Box 250
Red Bluff, CA 96080
(530) 527-8190 または (866) 289-5307
www.co.tehama.ca.us

TRINITY COUNTY
11 Court Street
P.O. Box 1215
Weaverville, CA 96093
(530) 623-1220
www.trinitycounty.org

TULARE COUNTY
5951 S. Mooney Blvd.
Visalia, CA 93277
(559) 624-7300
www.tularecoelections.org

TUOLUMNE COUNTY
2 South Green Street
Sonora, CA 95370
(209) 533-5552
www.tuolumnecounty.ca.gov

VENTURA COUNTY
800 S. Victoria Avenue
Ventura, CA 93009-1200
(805) 654-2700
recorder.countyofventura.org/elections.htm

YOLO COUNTY
625 Court Street, Room B05
Woodland, CA 95695
P.O. Box 1820
Woodland, CA 95776
(530) 666-8133 または (800) 649-9943
www.yoloelections.org

YUBA COUNTY
915 8th Street, Suite 107
Marysville, CA 95901-5273
(530) 749-7855
http://elections.co.yuba.ca.us

郵便投票

下記の方法で記入済みの郵便投票用紙を提出できます。

1. あなたの郡選挙事務所に郵送する。
2. 選挙当日にあなたの郡内の投票所または選挙事務所に本人が出向いて投票する。または
3. 投票日にあなたの郡にある投票所または選挙事務所に選挙投票用紙を代理提出する権限を法定代理人(配偶者、子供、親、祖父母、孫、兄弟、姉妹、または同居人など)に与える。

いかなる場合においても、郵便投票用紙は、*投票日の投票所終了時間である午後8時までに受理される必要があります*。締切に間に合わなかった郵便投票用紙は票として数えられることができません。

すべての有効な郵便投票用紙は、投票集計に数えられ、正式な選挙結果に含まれます。選挙委員は、「正式集計」と呼ばれるこの過程の完了まで28日間の猶予期間があり、選挙日後31日以内に州務長官に結果を報告しなければなりません。

兵役および海外居住の投票者のための特別措置

連邦法は、兵役や海外居住の合衆国市民が、特別不在者投票手続を使用して、登録および投票することを認めています。「特別不在者投票者」としての適格条件:

- 軍隊(陸軍、海軍、空軍、海兵隊、および沿岸警備隊)またはその他の軍部の現役軍人、
- 軍人の配偶者または扶養家族、
- 商船隊の隊員、または
- 米国外に居住する米国市民。

*www.fvap.gov*から投票登録および特別不在者投票申込ができます。

特別不在者投票者としての投票登録についての詳細は、*www.sos.ca.gov/elections/elections_mov.htm*をご覧ください。

特別不在者投票者として、居住する郡の選挙事務所に投票用紙をファクスまたは郵送できます。表決済みの投票用紙をファクスする場合、機密投票権を放棄する「投票者宣誓」用紙も一緒にファクスしなければなりません。投票用紙は全て、選挙日の午後8時(太平洋標準時刻: PST)に投票所が閉まる前に、郡選挙事務所で受領される必要があります。消印は認められません。

選挙日の六日以内前に兵役に呼び戻された場合、呼び戻された郡の選挙事務所に行き、不在者投票を申し込めます。

カリフォルニア州内58ヶ所の郡選挙事務所の連絡先は、*www.sos.ca.gov/elections/elections_d.htm*にあります。

投票者の権利章典

1. 登録有権者であれば、投票する権利があります。

   登録有権者とは、服役中または重罪の仮釈放中でない同州在住の18歳以上の米国市民で、かつ現住所で投票登録を済ませている人のことです。

2. 自分の名前が選挙人名簿に載っていなくても、仮投票できる権利があります。

3. 投票終了前に、投票所におり、列に並んでいる場合は、投票できる権利があります。

4. 脅迫を受けることなく無記名投票を行える権利があります。

5. 間違いをしたと思った場合、投票前に、新しい投票用紙を受け取る権利があります。

   間違いをしたと思った場合、投票を最終的に行う前であればいつでも、記載済みの投票用紙を新しいものと交換してもらう権利があります。郵便投票者も投票日の投票所終了前に、選挙管理人に記載済みの投票用紙を返す場合、新しい投票用紙を要求して、それを受け取ることができます。

6. 援助なく自分一人で投票できない場合は、投票の際に援助を受ける権利があります。

7. 同じ郡内であればどの選挙区にでも完了記入した郵便投票用紙を持参できる権利があります。

8. 英語以外の言語での作成を正当化するのに十分な数の住人が選挙区に存在する場合、英語以外での選挙関係印刷物を入手できる権利があります。

9. 選挙手順について質問し、選挙過程を見学できる権利があります。

   選挙区委員会および選挙管理人に選挙手順について質問し、解答を得るか、または解答が得られる適切な選挙管理人の照会を受ける権利があります。ただし、執拗な質問により選挙区委員会または選挙管理人の義務遂行が妨害される場合は、選挙区委員会または選挙管理人が質問への応対を中止する場合があります。

10. 不法または不正な行為があった場合、最寄の選挙管理人または州務長官まで通報できる権利があります。

上記の権利を一つでも侵害されたと思う場合、または選挙に関する不正行為または違法行為に気づいた場合は、フリーダイヤルの州務長官の投票者ホットライン(800) 339-2865までお電話ください。

選挙管理人は、投票登録宣誓書に記載されている情報を使用して、投票所の場所、投票用紙に記載される問題および立候補者など、投票過程についての公式情報を投票者に送付します。投票登録情報を商業目的で使用することは、法律によって禁じられており、軽犯罪になります。投票者情報は、州務長官が決定する、候補者、住民投票委員会、または選挙、学術、報道、政治、もしくは政府などの目的に使用する第三者に提供されることがあります。運転免許証番号、社会保障番号、投票登録カードに記載された署名は、上記の目的のために公開されることはできません。投票者情報の使用についてご質問がある場合や、当該情報悪用の疑いがあり、それを通報する場合、州務長官の投票者ホットライン(800) 339-2865までお電話ください。

生命を脅かす状況に直面する特定の投票者は、極秘投票者ステータスの資格を得られる可能性があります。詳しくは、州務長官のSafe at Home (セーフ・アット・ホーム)プログラムの(877) 322-5227にご連絡いただくか、*www.sos.ca.gov*の州務長官ウェブサイトをご覧ください。

California Secretary of State
Elections Division
1500 11th Street
Sacramento, CA 95814

NONPROFIT
U.S. POSTAGE
PAID
CALIFORNIA
SECRETARY OF STATE

OFFICIAL ELECTION MAIL
Authorized by the U.S. Postal Service ®

カリフォルニア州
総選挙

www.voterguide.sos.ca.gov

公式投票者ガイド

投票をお忘れなく!
2010年11月2日火曜日
投票所は午前7時から午後8時まで開いています。

2010年10月18日月曜日
投票登録最終日。

以下の言語の投票者ガイドが必要な場合、郡選挙事務所にご連絡いただくか、下記までお電話ください。

English	(800) 345-VOTE (8683)
Español/Spanish	(800) 232-VOTA (8682)
日本語 **/Japanese**	(800) 339-2865
Việt ngữ **/Vietnamese**	(800) 339-8163
Tagalog	(800) 339-2957
中文**/Chinese**	(800) 339-2857
한국어**/Korean**	(866) 575-1558
TDD	(800) 833-8683

選挙費用削減のため、本ガイドは各投票世帯につき一冊だけしか郵送いたしません。

OSP 10 119705